

令和元年東日本台風 災害記録誌

令和4年7月

相模原市

はじめに

令和元年 10 月 12 日から 13 日にかけて関東地方を通過した令和元年東日本台風は、各地に大きな爪痕を残し、本市においては津久井地域を中心に多数の土砂災害を発生させ、8 人もの尊い命を奪うなどかつてない規模の被害をもたらしました。

改めまして、犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様にお悔やみ申し上げます。また、被害にあわれました多くの皆様が今もなお大変なご苦労を重ねられていることから、一日も早い復旧・復興に向け今後も全市をあげて取り組んでまいり所存です。

東日本台風の長時間にわたる記録的な豪雨によって、城山ダムでは運用開始以来初めて異常洪水時防災操作(緊急放流)が実施され、市域内において洪水の危険性が高まったことから過去最多となる 6,000 人を超える方が風水害時避難場所に避難されました。また、200 箇所以上の土砂崩れ等により、300 件以上の家屋の倒壊や浸水、4,000 件近い停電・断水、400 箇所を超える道路等の損壊など甚大な被害が発生し、市民生活に重大な影響が生じました。

こうした中、災害発生直後から国土交通省 T E C - F O R C E、自衛隊、警察などの関係機関や、他自治体からの応援職員、消防団、3,000 人を超える災害ボランティアの皆様から災害対応へのご協力を賜り、国道 413 号線を国土交通省による直轄権限代行で復旧したことをはじめ、多くの皆様から義援金や災害支援寄附金、物資などの多大なるご支援をお寄せいただきましたことに対しまして、深く感謝申し上げます。

本市では、令和 2 年 5 月に「令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン」を定め、社会インフラ等の復旧や被災者の生活再建、地域経済の復興の支援に全力で取り組むとともに、災害対応についての検証を行いました。

その結果を踏まえ、風水害時避難場所を拡充するとともに、風水害への事前の備えとして「マイ・タイムライン」の作成促進や、さがみはら防災ガイドブックの全戸配布を実施するなど、市民の皆様がこれまでの経験則に頼らず、状況に応じた適切な避難行動をとることができるよう、一層の防災知識の普及啓発に努めてまいりました。

この災害記録誌は、東日本台風における災害対応の教訓を風化させることなく、次の世代に継承し、今後の防災対策の充実・強化につなげていくため、本市の被災状況や災害対応の状況、復旧・復興の経過などについてとりまとめたものです。

復旧・復興はいまだ道半ばではありますが、本記録誌が「自助・共助・公助」の更なる取組を推し進める契機となり、市民の皆様の災害への備えの一助となるとともに、安全・安心なまちづくりのために活用されることを祈念いたします。

令和 4 年 7 月

相模原市長 本村賢太郎

被害の状況（土砂災害）







被害の状況（河川等）





城山ダムの放流（台風通過後）



被害の状況（住家等）



被害の状況（公共施設等）



道路啓開



救助活動等





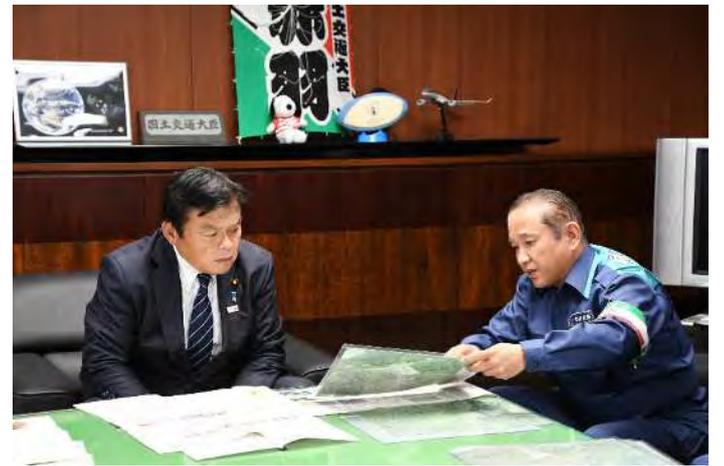
避難場所



応急給水



視察、要望活動等



復旧・復興（災害ボランティア）



復旧・復興（復旧工事）





目 次

第1章 災害の概要

第1節 市の概況

| | | |
|---|-------|---|
| 1 | 概要 | 1 |
| 2 | 自然的条件 | 2 |
| 3 | 社会的条件 | 3 |

第2節 台風の概要

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 台風の概要 | 4 |
| 2 | 県内の気象状況 | 5 |
| 3 | 市内の気象状況 | 6 |
| 4 | 河川水位の状況 | 10 |
| 5 | ダム放流の状況 | 14 |
| 6 | 土砂災害の危険度 | 17 |
| 7 | 台風通過後の気象状況 | 19 |

第3節 関係法令の適用等

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 災害救助法の適用 | 22 |
| 2 | 特定非常災害の指定 | 22 |
| 3 | 激甚災害の指定 | 22 |
| 4 | 非常災害の指定 | 23 |
| 5 | 被災者生活再建支援法の適用 | 24 |

第2章 被害の状況

第1節 人的被害

| | | |
|---|------|----|
| 1 | 人的被害 | 25 |
|---|------|----|

第2節 住家・非住家被害

| | | |
|---|-------|----|
| 1 | 住家被害 | 26 |
| 2 | 非住家被害 | 26 |

第3節 公共施設等の被害

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 公共施設 | 28 |
| 2 | 道路・橋梁 | 29 |
| 3 | 河川・土砂災害・砂防施設 | 30 |
| 4 | 農地、山林、商工・観光被害 | 33 |
| 5 | 被害金額 | 36 |

第4節 ライフラインの被害

| | | |
|---|----------|----|
| 1 | 電気 | 37 |
| 2 | 水道（上水道） | 38 |
| 3 | ガス、通信、放送 | 39 |
| 4 | 交通機関 | 40 |

第3章 初動対応・応急対策

第1節 災害対策本部

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 災害対策本部の組織概要 | 42 |
| 2 | 台風接近に伴う事前対策 | 45 |
| 3 | 風水害初動体制・風水害警戒本部 | 51 |
| 4 | 災害対策本部 | 52 |
| 5 | 神奈川県体制 | 55 |
| 6 | 市議会への対応 | 56 |

第2節 避難情報の発令・避難者の推移

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 避難情報の発令状況 | 57 |
| 2 | 風水害時避難場所等の開設 | 61 |
| 3 | 緊急避難場所の状況 | 66 |
| 4 | 臨時避難所の開設等 | 68 |

第3節 城山ダム緊急放流への対応

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 経過 | 71 |
| 2 | 避難誘導・支援 | 73 |

第4節 動員体制

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 職員の参集・動員状況 | 76 |
| 2 | 庁内応援体制の確立 | 77 |

第5節 被害・孤立状況の把握

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 被害状況の把握 | 80 |
| 2 | 孤立状況の把握・支援 | 85 |

第6節 救助・捜索

| | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 消防の活動概要 | 87 |
| 2 | 救助活動 | 88 |
| 3 | 消防広域応援 | 101 |

第7節 道路啓開

| | | |
|---|------|-----|
| 1 | 通行規制 | 102 |
| 2 | 応急啓開 | 107 |

第8節 応急給水

| | | |
|---|-------------|-----|
| 1 | 平時の水道供給体制 | 113 |
| 2 | 応援要請・応急給水活動 | 114 |

第9節 ライフラインの復旧

| | | |
|---|------|-----|
| 1 | 上水道 | 117 |
| 2 | 下水道 | 118 |
| 3 | 電気 | 119 |
| 4 | 通信 | 120 |
| 5 | 交通機関 | 120 |

| | | |
|-------------|----------------------------|-----|
| 第10節 | 災害廃棄物 | |
| 1 | 一般ごみ・資源収集への対応 | 122 |
| 2 | 災害廃棄物への対応 | 122 |
| 第11節 | 災害対策用地 | |
| 1 | 災害対策用地の確保 | 124 |
| 2 | 災害対策用地の設置状況 | 124 |
| 第12節 | 教育・保育 | |
| 1 | 学校の対応 | 127 |
| 2 | 藤野北小学校の被害 | 130 |
| 3 | 保育所等の対応 | 132 |
| 4 | 児童クラブ等の対応 | 134 |
| 第13節 | 情報発信・問合せ対応 | |
| 1 | 情報発信 | 136 |
| 2 | 問合せ対応 | 137 |
| 第14節 | その他の応急対策 | |
| 1 | 総務局 | 138 |
| 2 | 企画財政局 | 141 |
| 3 | 市民局 | 142 |
| 4 | 健康福祉局 | 143 |
| 5 | 都市建設局 | 144 |
| 6 | 議会局、各行政委員会 | 145 |
| 7 | 教育局 | 146 |
| 第15節 | 自衛隊の活動 | |
| 1 | 自衛隊への派遣要請 | 148 |
| 2 | 活動場所等の調整 | 149 |
| 3 | 活動実績（5地区） | 149 |
| 4 | 撤収 | 151 |
| 第16節 | 警察の活動 | |
| 1 | 概要 | 152 |
| 2 | 避難誘導及び交通規制 | 152 |
| 3 | 救助活動及び行方不明者の捜索 | 152 |
| 4 | 県警察航空隊による行方不明者の救出、被害状況の確認等 | 152 |
| 5 | 台風通過後の活動 | 153 |
| 第17節 | TEC-FORCEの活動 | |
| 1 | リエゾン（情報連絡員）の派遣 | 154 |
| 2 | TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣 | 154 |
| 3 | TEC-FORCE活動実績 | 154 |

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興推進本部

- 1 復旧・復興推進本部の設置 156
- 2 復旧・復興推進本部会議 158
- 3 令和元年台風第19号に係る復旧・復興基本方針 158
- 4 令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン 160
- 5 緊急要望等 164

第2節 罹災証明

- 1 罹災証明書の受付・被害認定調査 167
- 2 罹災証明書の発行等 171

第3節 被災者支援

- 1 相談窓口の開設 172
- 2 被災者支援に係る冊子の作成 174
- 3 被災者の健康調査等の巡回 175
- 4 避難者世帯等支援チームの設置 176
- 5 生活再建調査担当の配置 177
- 6 各種災害給付 180
- 7 各種減免・猶予等の措置 197
- 8 生活必需品等の給与 214
- 9 応急住宅の供与 218
- 10 住宅の応急修理 219
- 11 土砂混じりがれき撤去 219
- 12 家屋等の解体 220
- 13 農地・農業用施設の復旧支援 221
- 14 その他の支援 221

第4節 災害ボランティア

- 1 災害ボランティアセンターの設置 224
- 2 ささえあいセンターへの移行 226

第5節 義援金・義援品

- 1 義援金 227
- 2 災害支援寄附金 228
- 3 他自治体等からの見舞金 228
- 4 義援品 229

第6節 広報

- 1 広報さがみはら 230
- 2 市ホームページ、SNS 232
- 3 その他広報手段 232

| | | |
|-------------|------------------------|-----|
| 第7節 | 道路復旧 | |
| 1 | 災害復旧班の編成 | 234 |
| 2 | 非常災害の指定による直轄権限代行 | 235 |
| 3 | 道路復旧 | 236 |
| 第8節 | 公共施設等の復旧 | |
| 1 | 河川 | 238 |
| 2 | 公園・緑地等 | 239 |
| 3 | 農道・林道等 | 243 |
| 4 | 藤野北小学校 | 245 |
| 5 | 治山関連事業 | 247 |
| 6 | 砂防関係事業 | 251 |
| 第9節 | 応援要請 | |
| 1 | 経過 | 253 |
| 2 | 派遣調整 | 253 |
| 3 | 派遣受入れ実績 | 255 |
| 第10節 | 災害救助法 | |
| 1 | 災害救助法の概要 | 256 |
| 2 | 災害救助法の適用及び救助活動の実施 | 256 |
| 3 | 災害救助費（国庫補助金） | 258 |
| 第11節 | 財務・契約 | |
| 1 | 予算 | 259 |
| 2 | 契約 | 260 |
| 3 | 決算 | 262 |
| 第12節 | 協定の活用状況 | |
| 1 | 概要 | 264 |
| 2 | 協定の活用実績 | 264 |
| 第13節 | 東日本台風を踏まえた新たな取組 | |
| 1 | 災害対応等の検証 | 267 |
| 2 | 各種施策の推進 | 269 |

令和元年東日本台風災害記録誌に係る留意事項

1 略称

本記録誌で使用している主な略称は、下表のとおりである。ただし、記載内容上、必要と認めるときには、正式名称を記載している場合がある。また、令和2年2月に「東日本台風」の名称が定められる前の事象については、「台風第19号」と記載している場合がある。

| 略称 | 正式名称 |
|--------|------------|
| 東日本台風 | 令和元年東日本台風 |
| 市、本市 | 相模原市 |
| 県 | 神奈川県 |
| 議会 | 相模原市議会 |
| 地域防災計画 | 相模原市地域防災計画 |
| 業務継続計画 | 相模原市業務継続計画 |

※上記の他、法人名における「株式会社」「一般社団法人」「公益財団法人」等については、(株)、(一社)、(公財)などの略称で表記している。

2 表記について

本文中における表記方法等の留意事項は以下のとおりである。

- (1) 年号表記のない月日は、特記しない限り「令和元年」とする。
- (2) 災害対策本部を設置している場合においては、各局、課等を「〇〇部」、「〇〇課班」等の災害時の名称で呼称しているが、本記録誌では混同を避けるために「〇〇局」、「〇〇課」等の平常時における部署名で表記している。ただし、災害対策本部事務局、区本部については、危機管理局、区役所ではなく、「本部事務局」、「〇〇区本部」と表記している場合がある。
- (3) 組織名について、組織改正などにより名称が変更になっている組織名称であっても、東日本台風当時の名称で表記している。
- (4) 時間は、24時間(0時から24時)で表記している。
- (5) 数値は、四捨五入されている場合があるため、合計が一致しない場合がある。
- (6) 記録誌という性質上、原則として尊敬語及び謙譲語は使用していない。

3 その他

- (1) 本文中における読解性を確保するため、一部内容が重複している箇所がある。
- (2) 災害対応、復旧・復興に係る資料等の多少により、本記録誌の記載の内容量に差が生じているが、記載内容の量とその当時の業務量が比例するものではない。
- (3) 本文中の表記は、東日本台風の対応に関わった機関等が作成した多数の資料を引用しているため、各機関等が把握している状況とは異なる場合がある。

第1章

災害の概要

- 第1節 市の概況
- 第2節 台風の概要
- 第3節 関係法令の適用等

第1節 市の概況

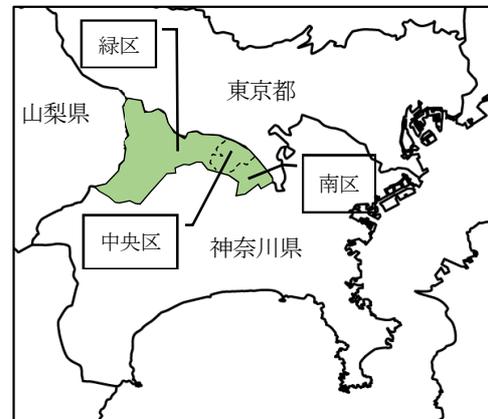
1 概要

(1) 位置・面積

本市は、東京都心から30km～60km圏内の神奈川県北西部に位置している。市域は、相模川と境川に挟まれた平野部から丹沢山地までに広がり、東西35.6km、南北22.0kmである。面積は、328.91km²で、県内で横浜市に次ぐ2番目の広さを有している。

市の北部から東部にかけては東京都檜原村、八王子市、町田市に接し、西部は山北町、山梨県上野原市、道志村に、南部は清川村、愛川町、厚木市、座間市、大和市に接している。

図表 1.1.1 本市の位置



(2) 沿革、行政区の概要等

ア 沿革

本市は、昭和29年11月20日の市制施行後、内陸工業都市・住宅都市（ベッドタウン）として発展し、平成18年3月に旧津久井町及び旧相模湖町と、翌年3月に旧城山町と旧藤野町と合併し、平成22年4月1日、戦後に誕生した市として初めて指定都市となった。

イ 緑区

緑区は、区東部においては工業や商業、業務機能などが集積するとともに、区西部は美しいやまなみや湖・河川など豊かな自然が広がる地域で、面積は253.9km²、市域の約77.2%を占める、本市の中で最も広い面積の区となっている。

ウ 中央区

中央区は、市役所、税務署など市や国の主要な行政機関が立地する行政の中心となる地域で、面積は約36.9km²、市域の約11.2%を占めている。また、相模川をはじめとして境川、八瀬川、道保川などの水辺や、段丘崖のまとまりある緑、台地部に広がる農地など、多様な自然に恵まれた地域でもある。

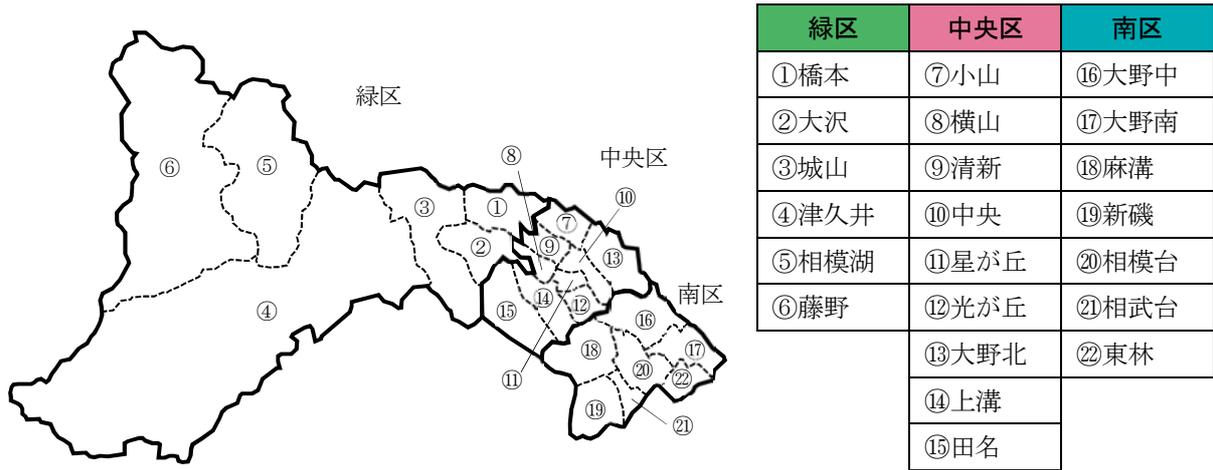
エ 南区

南区は、大規模な商業地が形成されるとともに、公園や緑地など憩いの場が充実した地域で、面積は38.1km²、市域の約11.6%の面積を占めている。また、区中央部の木もれびの森や県立相模原公園、相模原麻溝公園などのまとまった緑、相模川沿いの田園地帯など、豊かな自然も広がっている。

オ まちづくり区域

本市では、地区ごとのまちづくりを進める上で基礎的単位とする区域として、地区の歴史や特性等を考慮し、22のまちづくり区域を定めている。まちづくり区域は、地区自治会連合会、公民館、高齢者支援センター等の区域の基準としているほか、災害時には、地区内での情報収集や応急対策に係る地区調整等を行う現地対策班を設置する単位としている。

図表 1.1.2 まちづくり区域の名称と位置



2 自然的条件

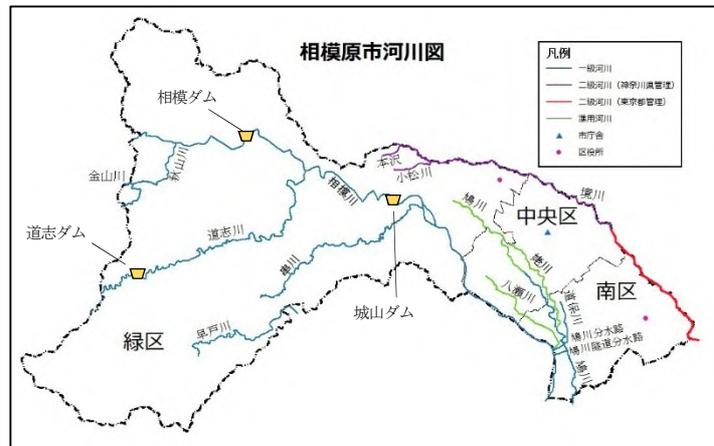
(1) 地形

本市の地形は、緑区城山地区を境にして、主に山地が分布する西部地域と、主に台地からなる東部地域に大別される。

西部地域には山地が広がっており、山地を刻む河川としては、相模川のほか、道志川、秋山川、早戸川、串川などがある。これらの河川に沿って細長く段丘や低地が分布する。山地は急峻であり、蛭ヶ岳（1,673m）など1,000mを超える山もある。

東部地域には、多摩丘陵と相模低地に挟まれた相模原台地が広がっている。北東境の多摩丘陵との間には境川、南西側の相模低地には相模川が流れている。相模原台地は、南北に伸びる台地で、緩やかな起伏を伴って南に傾斜をしている。台地は、数段の平坦面（段丘）で構成されており、その境は比高（平坦面同士の高度差）数mの傾斜地（段丘崖）となっている。また、台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流下する。

図表 1.1.3 市域を流れる河川及びダム位置



(2) 土砂災害警戒区域の指定状況

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況は図表 1.1.4 のとおりである。なお、急傾斜地の崩壊に関しては、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、それまで未指定であった住宅地や事業所に利用されている土地についても基礎調査が実施され、令和 3 年 5 月 25 日に土砂災害特別警戒区域が追加指定されている¹。

¹ 令和 3 年 5 月 25 日時点における土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は、667 区域である。

図表 1.1.4 土砂災害（特別）警戒区域の指定状況（令和元年10月時点）

| 区分 | | 指定数 | 行政区別指定状況 | | |
|---------|--------------------------|----------------|----------|-----|----|
| | | | 緑区 | 中央区 | 南区 |
| 急傾斜地の崩壊 | 土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域) | 689 (230) | 630 | 27 | 32 |
| 土石流 | 土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域) | 488 (363) | 488 | 0 | 0 |
| 地すべり | 土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域) | 1 (0) | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | 土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域) | 1,178 (593) | | | |

3 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、昭和29年11月の市制施行当時は約8万人であったが、昭和42年8月に人口20万人、昭和46年7月に30万人、昭和52年6月に40万人、昭和62年8月には50万人に達し、平成12年5月に60万人を超えた。

その後、旧津久井4町との合併を経て、平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口は、334,685世帯、718,367人となっていた。年齢別では、年少人口（15歳未満）が12.1%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が62.6%、高齢人口（65歳以上）が25.3%となっている。このうち、外国人住民は14,795人であり、市域人口の2.1%を占める。

図表 1.1.5 行政区別の人口・世帯数（平成31年1月1日時点）

| 区名 | 世帯数 (世帯) | 人口 (人) | 人口構成比 (%) |
|-----|-------------|-----------|--------------|
| 緑区 | 77,272 | 171,321 | 23.8 |
| 中央区 | 125,772 | 271,234 | 37.8 |
| 南区 | 131,641 | 275,812 | 38.4 |
| 総数 | 334,685 | 718,367 | — |

(2) 交通

本市の国道は、横浜市の桜木町を起終点とする国道16号と、東京都中央区を起点とし塩尻市を終点とする国道20号、平塚市を起点とし緑区橋本を終点とする国道129号、平塚市を起点とし緑区吉野を終点とする国道412号及び富士吉田市を起点とし緑区西橋本を終点とする国道413号である。

高速(有料)道路は、中央自動車道（中央道）と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通過している。中央道の市内延長は約9.9kmで、相模湖インターチェンジと相模湖東出口が国道20号に接続する。また、圏央道の市内延長は約9kmで、南区の当麻地区の相模原愛川インターチェンジが国道129号及び県道52号（相模原町田）に接続し、緑区の小倉地区の相模原インターチェンジが県道510号（長竹川尻）に接続する。

鉄道は、首都圏の環状交通軸であるJR横浜線、放射交通軸である小田急線（小田原線・江ノ島線）及び京王相模原線、県央地区の南北交通軸であるJR相模線、そしてJR中央本線の6路線があり、17の駅が設置されている。

第2節 台風の概要

1 台風の概要

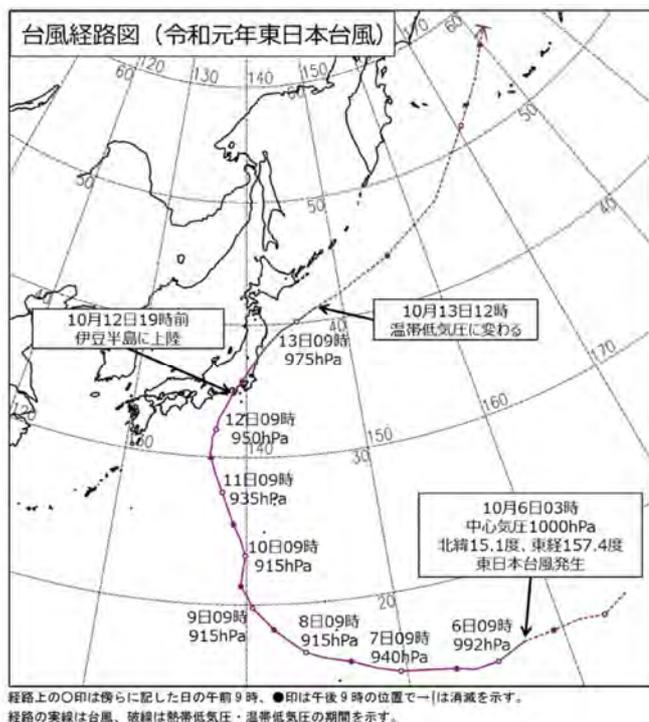
令和元年10月6日(日)に南鳥島近海で発生した台風第19号²は、マリアナ諸島近海を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12日(土)19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日(日)12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

東日本台風の接近・通過に伴い、静岡県、新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で、3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど、記録的な大雨となり、気象庁は、12日(土)15時30分から順次、神奈川県、静岡県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、岩手県の1都12県に大雨特別警報を発表した。

また、東京都江戸川臨海では観測史上1位の値を超える最大瞬間風速43.8mを観測するなど、関東地方の7箇所では最大瞬間風速40mを超える暴風となったほか、東日本から北日本にかけての広い範囲で非常に強い風を観測した³。

東日本台風による人的被害は、死者104名(うち災害関連死者7名)、行方不明者3名、負傷者384名となっており、住家被害は、全壊3,308棟、半壊30,024棟、一部破損37,320棟、床上浸水8,129棟、床下浸水22,892棟となっている⁴。

図表 1.2.1 東日本台風経路図及び台風の大きさ・強さの分類



《出典：「災害時気象報告」

(気象庁・令和2年3月31日)》

² 令和2年2月19日、気象庁が令和元年に顕著な災害をもたらした台風として「令和元年東日本台風」と名称を定めた。

³ 出所：「災害時気象報告」(気象庁・令和2年3月31日)

⁴ 出所：「令和元年台風第19号等に係る被害状況等について」(内閣府・令和2年4月10日現在)
(数値は10月25日からの大雨による被害を含む。)

2 県内の気象状況⁵

(1) 気象警報・特別警報

県内においては、10月12日（土）6時23分に、複数の市町村に大雨警報や暴風警報が発表、同9時28分には、県内全33市町村に大雨・洪水・暴風警報が、そして沿岸部の15市町に波浪・高潮警報が発表される状況となった⁶。

その後、東日本台風の接近・上陸に伴い、15時30分に相模原市、小田原市、厚木市、箱根町、湯河原町、愛川町に、19時07分に秦野市、南足柄市、清川村に、20時50分に伊勢原市、大井町、松田町、山北町に大雨特別警報(土砂災害)が発表された。

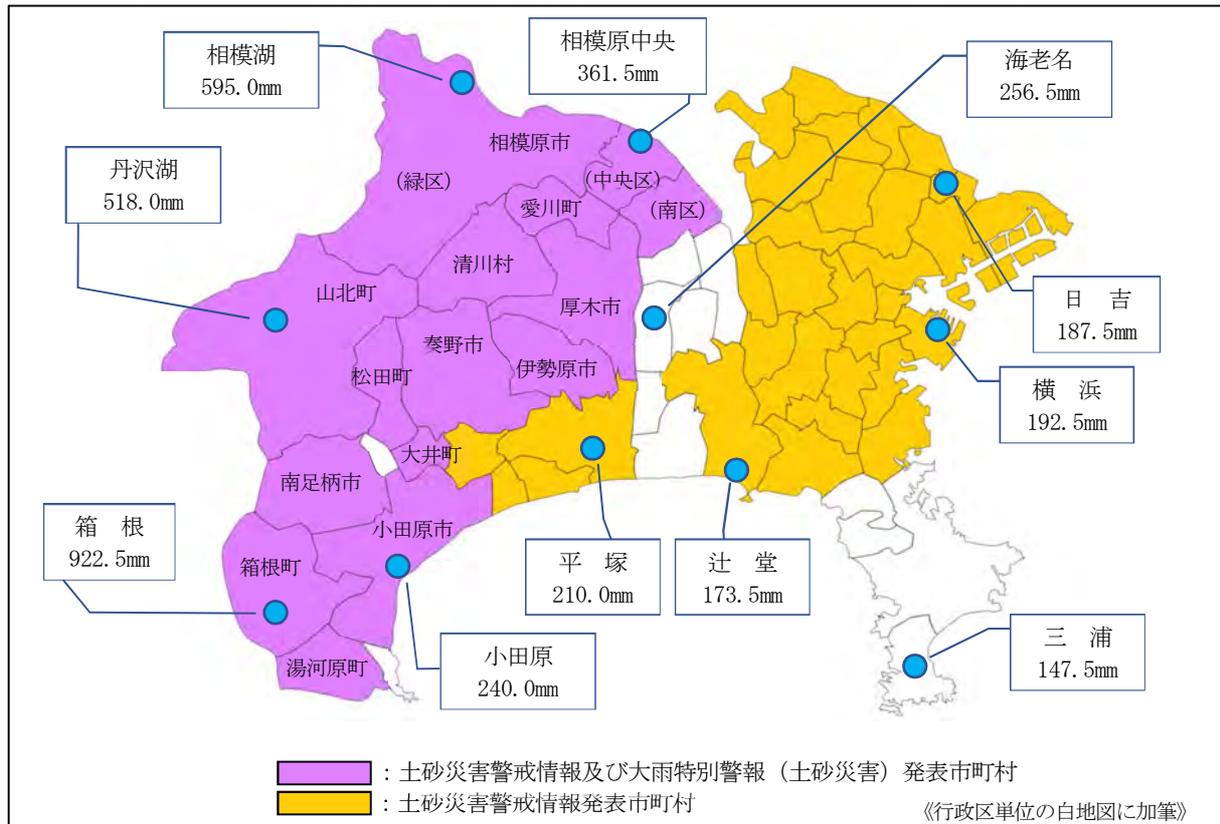
(2) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、10月12日（土）7時20分に相模原市西部に発表されてから、徐々に範囲が広がり、17時05分には、21市町村に発表される状況となった。

(3) 降雨の状況

東日本台風の接近・通過に伴い、神奈川県西部の山地では1時間に60mmを超える非常に激しい雨を観測し、箱根町では、10月12日（土）19時45分に記録的短時間大雨情報が発表されたほか、10日（木）から13日（日）までの総降水量が1,000mmに達した。

図表 1.2.2 神奈川県内の地域気象観測所（アメダス）の1日降水量（10月12日）



⁵ 出所：「令和元年台風第19号に関する神奈川県気象速報」（横浜地方気象台・令和元年10月18日）

⁶ 波浪警報は11日（金）中に沿岸部の13市町で発表されている。

3 市内の気象状況

(1) 気象警報・注意報

東日本台風の接近・上陸に伴い、本市には10月12日(土)6時23分に大雨警報(土砂災害)が発表され、7時05分に洪水警報、9時28分に暴風警報が発表された。その後、気象状況の悪化により、15時30分に大雨特別警報(土砂災害)が発表された。

図表 1.2.3 本市に発表された気象警報・注意報

| 区分 | 気象警報・注意報 | 発表日時 | 解除日時 |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| 大 雨 | 大雨注意報 | 10月11日 16:57 | 10月12日 6:23 |
| | 大雨警報(土砂災害) | 10月12日 6:23 | 10月13日 6:51 |
| | 大雨警報(浸水害) | 10月12日 7:05 | 10月13日 3:37 |
| | 大雨特別警報(土砂災害) | 10月12日 15:30 | 10月13日 0:20 |
| | 大雨注意報 | 10月13日 6:51 | 10月13日 11:58 |
| 強 風 暴 風 | 強風注意報 | 10月11日 10:33 | 10月12日 9:28 |
| | 暴風警報 | 10月12日 9:28 | 10月12日 23:21 |
| | 強風注意報 | 10月12日 23:21 | 10月13日 3:37 |
| 洪 水 | 洪水注意報 | 10月11日 21:42 | 10月12日 7:05 |
| | 洪水警報 | 10月12日 7:05 | 10月13日 6:51 |
| その他 | 雷注意報 | 10月11日 16:57 | 10月12日 23:21 |

(2) 土砂災害警戒情報

本市に発表される土砂災害警戒情報は、市域を西部(緑区)と東部(中央区・南区)に分けて発表される。

本市においては、東日本台風の接近により、12日(土)7時20分、西部に土砂災害警戒情報(神奈川県土砂災害警戒情報第1号)が発表され、その後12時25分に東部に土砂災害警戒情報(神奈川県土砂災害警戒情報第5号)が発表された。

図表 1.2.4 土砂災害警戒情報の発表・解除日時

| 発表区分 | 発表日時 | 解除日時 |
|---------|--------------|-------------|
| 相模原市 西部 | 10月12日 7:20 | 10月13日 6:15 |
| 相模原市 東部 | 10月12日 12:25 | 10月13日 1:45 |

(3) その他の気象情報等

ア 指定河川洪水予報・水位到達情報

本市を流れる洪水予報河川は、相模川の1河川のみであり、市域に関連のある洪水予報は「相模川中流」として発表される⁷。

また、本市を流れる水位周知河川は、令和元年10月時点では、境川、道保川、鳩川及び

⁷ 相模川中流は、小倉橋(相模原市)から神川橋(寒川町(左岸)、平塚市(右岸))までの区間である。

串川の4河川であり、それぞれの河川に水位到達情報が発表される⁸。

東日本台風では、相模川、境川、串川において、氾濫危険情報が発表された。

図表 1.2.5 洪水予報及び水位到達情報の発表状況

| 区分 | 河川名 | 水位観測所 | 情報の名称 | 発表日時 |
|------------|-------------|---------------------|--------------|--------------|
| 洪水予報 河川 | 相模川 (中流) | 上依知 ^(※1) | 氾濫警戒情報 | 10月12日 12:00 |
| | | | 氾濫警戒情報 | 10月12日 14:10 |
| | | | 氾濫危険情報 | 10月12日 15:20 |
| | | | 氾濫危険情報 | 10月12日 21:30 |
| | | | 氾濫警戒情報 | 10月13日 3:45 |
| | | | 氾濫注意情報 | 10月13日 4:55 |
| | | | 氾濫注意情報解除 | 10月13日 5:50 |
| 水位周知 河川 | 境川 | 風戸橋 | 氾濫警戒情報 | 10月12日 8:03 |
| | | | 氾濫危険情報 | 10月12日 20:01 |
| | | 昭和橋 | 氾濫警戒情報 | 10月12日 6:21 |
| | | | 氾濫危険情報 | 10月12日 8:01 |
| | | 高橋 | 氾濫警戒情報 | 10月12日 7:42 |
| | | | 氾濫危険情報 | 10月12日 20:11 |
| | 幸延寺橋 | 氾濫警戒情報 | 10月12日 7:05 | |
| | | 氾濫危険情報 | 10月12日 20:41 | |
| | 串川 | 串川橋 | 氾濫警戒情報 | 10月12日 19:20 |
| | | | 氾濫危険情報 | 10月12日 19:50 |
| 鳩川 | 石橋 | 氾濫警戒情報 | 10月12日 20:45 | |

(※1) 上依知水位観測所は厚木市内に所在するが、観測所受け持ち区間は緑区(向原、小倉)を含んでいる。

イ 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、県を西部と東部に分けて発表され、本市は県西部に属する。

東日本台風の接近により、県内に3回竜巻注意情報が発表され、そのうち2回は西部を対象地域としていたが、本市においては、発表時間帯に竜巻等の目撃情報や被害はなかった。

図表 1.2.6 竜巻注意情報の発表状況

| 情報の名称、番号 | 対象地域 | 発表日時 |
|----------------|-------|-------------|
| 神奈川県竜巻注意情報 第1号 | 東部 | 10月12日 6:35 |
| 神奈川県竜巻注意情報 第2号 | 東部、西部 | 10月12日 6:54 |
| 神奈川県竜巻注意情報 第3号 | 東部、西部 | 10月12日 7:58 |

⁸ 東日本台風での河川被害を踏まえ、令和3年5月、小松川及び道志川が新たに水位周知河川に指定されている。

ウ 水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防警報は、相模川、境川、串川、鳩川及び道保川に発表された。なお、水防警報の内容に応じ、消防部隊が出動し水位や流速、降雨の状況等を確認している。

図表 1.2.7 水防警報の発表状況

| 河川名 | 水位観測所 | 待機 | 準備 | 出動 | 解除 |
|--------------------|---------------------|-----------|-----------|------------------------|-----------|
| 相模川 | 磯部 | | | 12日 14:07 | 13日 2:22 |
| | 上依知 | 12日 8:37 | 12日 10:28 | 12日 11:37 12日 13:55 | |
| | | 13日 9:47 | | | 13日 13:26 |
| 境川 ^(※1) | 風戸橋 | 12日 5:51 | | 12日 7:32 | |
| | | 13日 4:34 | | | 13日 5:22 |
| | 昭和橋 | 12日 5:41 | | | 13日 3:31 |
| | 高橋 | 12日 6:01 | | 12日 6:51 | 13日 2:21 |
| | 幸延寺橋 | 12日 6:02 | | 12日 7:01 | 13日 1:20 |
| | 根岸橋 | 12日 6:15 | | 12日 8:06 | 13日 1:44 |
| | 境橋 | 12日 6:54 | | 12日 8:10 | 13日 1:40 |
| 串川 | 串川橋 | 12日 5:31 | | 12日 6:11 | |
| | | 13日 4:41 | | | 13日 9:22 |
| 鳩川 | 石橋 | 12日 6:41 | | 12日 8:11 | 12日 9:19 |
| | | 12日 12:08 | | 12日 20:43 | 12日 22:03 |
| | 平和橋 ^(※2) | 12日 6:33 | | | 12日 9:02 |
| | | 12日 9:23 | | | 12日 10:32 |
| | | 12日 11:43 | | | 12日 17:53 |
| | | 12日 18:02 | | | 12日 21:53 |
| 道保川 | 松原橋 | 12日 6:33 | | | 12日 22:04 |

(※1) 境川の水位観測所のうち、根岸橋及び境橋は東京都から発表される。

(※2) 平和橋水位観測所は座間市に所在するが、観測所受け持ち区間は南区（新戸）を含んでいる。

図表 1.2.8 市内の水位観測所



《出所：神奈川県雨量水位情報HPから作成》

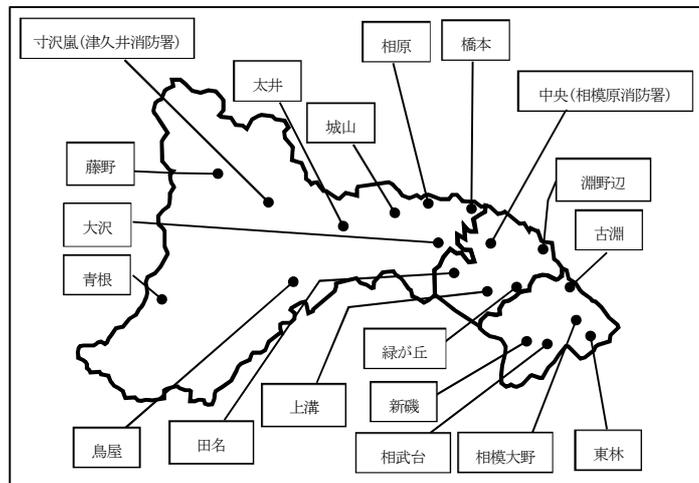
(4) 降雨の状況

本市では、市内 19 箇所⁹に雨量計を設置しており、東日本台風の接近・上陸の際には、緑区鳥屋で総雨量 761mm、1 時間最高雨量 87.5mm/h を観測している。

図表 1.2.9 各観測地点における降雨の状況（色塗りは各区の最高値）

| 区 | 観測場所 | 総雨量（連続雨量）[mm] | | 1時間最高雨量（10月12日）[mm/h] | |
|-----|------|---------------|-----------------------|-----------------------|---------------|
| | | 降雨量 | 観測時間帯 | 降雨量 | 観測時間帯 |
| 緑区 | 橋本 | 427.5 | 10日 22:04 ~ 12日 21:19 | 54.5 | 19:30 ~ 20:30 |
| | 相原 | 462.5 | 10日 22:07 ~ 13日 6:30 | 60.0 | 19:30 ~ 20:30 |
| | 大沢 | 381.0 | 10日 22:02 ~ 12日 21:17 | 50.0 | 19:30 ~ 20:30 |
| | 城山 | 469.5 | 10日 20:39 ~ 12日 21:17 | 65.5 | 19:30 ~ 20:30 |
| | 太井 | 541.5 | 10日 22:15 ~ 12日 21:14 | 73.5 | 19:20 ~ 20:20 |
| | 鳥屋 | 761.0 | 10日 22:13 ~ 12日 21:08 | 87.5 | 19:10 ~ 20:10 |
| | 青根 | 752.5 | 10日 21:23 ~ 13日 1:26 | 64.0 | 19:00 ~ 20:00 |
| | 寸沢嵐 | 547.5 | 10日 22:17 ~ 12日 21:07 | 63.0 | 19:30 ~ 20:30 |
| | 藤野 | 477.5 | 10日 22:32 ~ 12日 21:04 | 45.0 | 19:20 ~ 20:20 |
| 中央区 | 中央 | 390.5 | 10日 21:58 ~ 12日 21:15 | 46.0 | 7:00 ~ 8:00 |
| | 淵野辺 | 353.5 | 10日 21:57 ~ 12日 21:23 | 39.5 | 7:00 ~ 8:00 |
| | 緑が丘 | 352.5 | 10日 21:54 ~ 12日 21:14 | 36.5 | 19:40 ~ 20:40 |
| | 田名 | 381.0 | 10日 21:57 ~ 12日 23:50 | 43.0 | 19:30 ~ 20:30 |
| | 上溝 | 283.0 | 10日 21:56 ~ 12日 21:13 | 27.5 | 6:00 ~ 7:00 |
| 南区 | 古淵 | 376.0 | 10日 21:53 ~ 12日 21:18 | 41.0 | 6:50 ~ 7:50 |
| | 相模大野 | 338.0 | 10日 21:44 ~ 12日 22:15 | 36.5 | 6:10 ~ 7:10 |
| | 相武台 | 310.5 | 10日 21:45 ~ 12日 22:11 | 31.5 | 13:00 ~ 14:00 |
| | 新磯 | 335.0 | 10日 21:47 ~ 12日 22:56 | 33.0 | 12:50 ~ 13:50 |
| | 東林 | 272.5 | 10日 21:42 ~ 12日 22:22 | 32.0 | 6:00 ~ 7:00 |

図表 1.2.10 雨量観測場所 位置図



⁹ 各消防署所に設置しており、相模湖地域観測所（アメダス）はこの19箇所に含まない。

(5) 風速等の状況

本市では、相模原消防署（中央区中央）及び津久井消防署（緑区寸沢嵐）の2箇所では、東日本台風の接近・上陸の際には、相模原消防署で最大瞬間風速 25.5m/s、津久井消防署で最大瞬間風速 25.1m/s を観測した。

図表 1.2.11 各観測地点における最大風速及び最大瞬間風速（10月12日）

| 地点名 | 最大風速 (m/s) | | | 最大瞬間風速 (m/s) | | |
|--------|------------|-----|-------|--------------|-----|-------|
| | 風速 | 風向 | 起時 | 風速 | 風向 | 起時 |
| 相模原消防署 | 13.0 | 西北西 | 21:11 | 25.5 | 東南東 | 20:25 |
| 津久井消防署 | 10.5 | 北 | 20:38 | 25.1 | 北 | 20:29 |

4 河川水位の状況

(1) 相模川

相模川（上依知水位観測所）は、10月12日（土）8時30分に水防団待機水位に到達後、11時30分に氾濫注意水位に到達した。その後も水位は上昇を続け、13時45分に避難判断水位に到達し、14時45分に氾濫危険水位に到達した。

最大水位は、23時に氾濫危険水位を1.63m上回る8.93mを観測している。

(2) 境川

境川は、昭和橋水位観測所において10月12日（土）5時50分に水防団待機水位に到達後、6時20分に避難判断水位に到達した。8時に氾濫危険水位に到達後は、上昇と下降を繰り返し、19時以降、再び上昇を続けた。

最大水位は、20時50分に氾濫危険水位を0.97m上回る3.77mを観測している。

(3) 串川

串川は、串川橋水位観測所において10月12日（土）5時40分に水防団待機水位に到達後、6時20分に氾濫注意水位に到達した。その後は、18時50分に避難判断水位に到達し、19時50分に氾濫危険水位に到達した。

最大水位は、20時10分に氾濫危険水位を0.35m上回る2.75mを観測している。

(4) 鳩川

鳩川は、石橋水位観測所において10月12日（土）6時50分に水防団待機水位に到達後、上昇と下降を繰り返し、20時40分に避難判断水位に到達したが、氾濫危険水位には到達していない。

最大水位は、20時50分に2.15mを観測している。

(5) 道保川

道保川は、松原橋水位観測所において10月12日（土）7時に水防団待機水位に到達後、上昇と下降を繰り返し、20時20分に再び水防団待機水位まで上昇したが、氾濫注意水位には到達していない。

最大水位は、20時30分に0.87mを観測している。

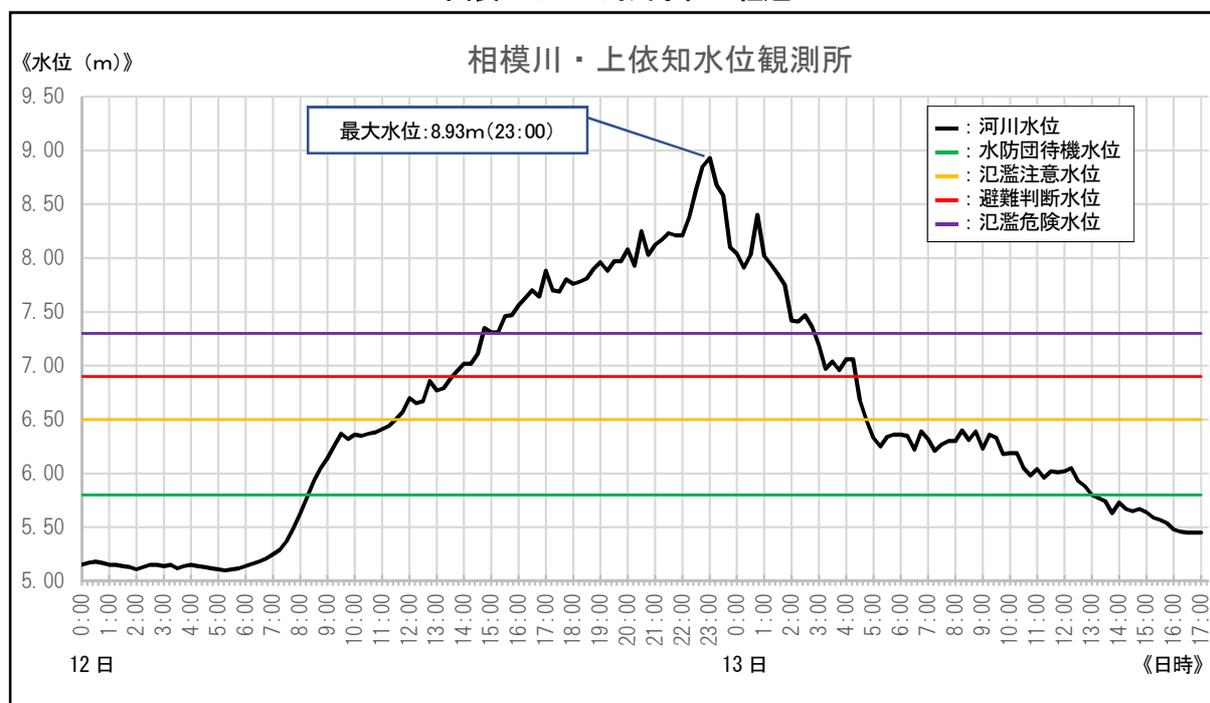
(6) 準用河川（姥川及び鳩川上流）

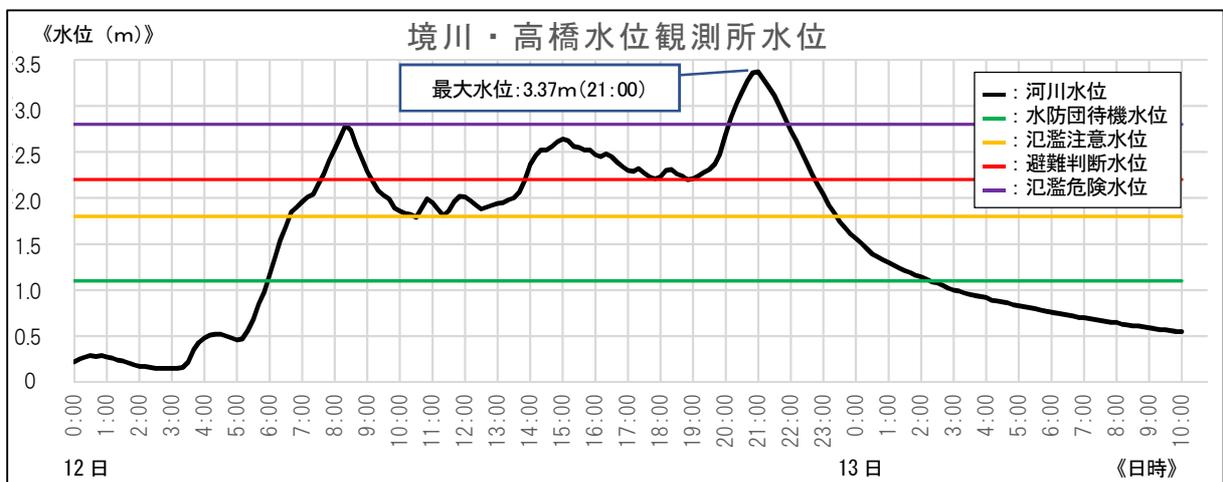
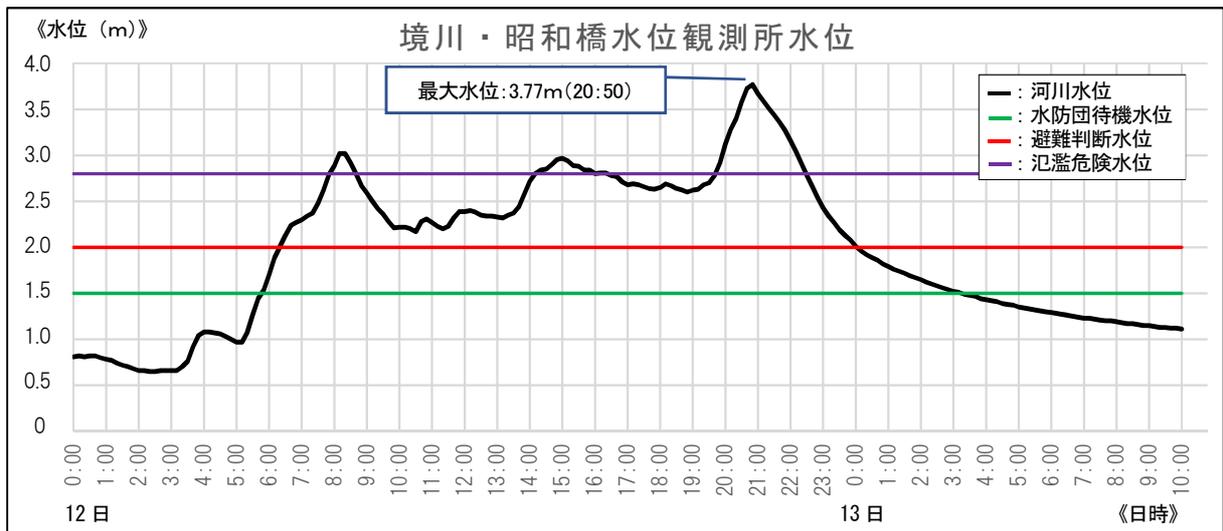
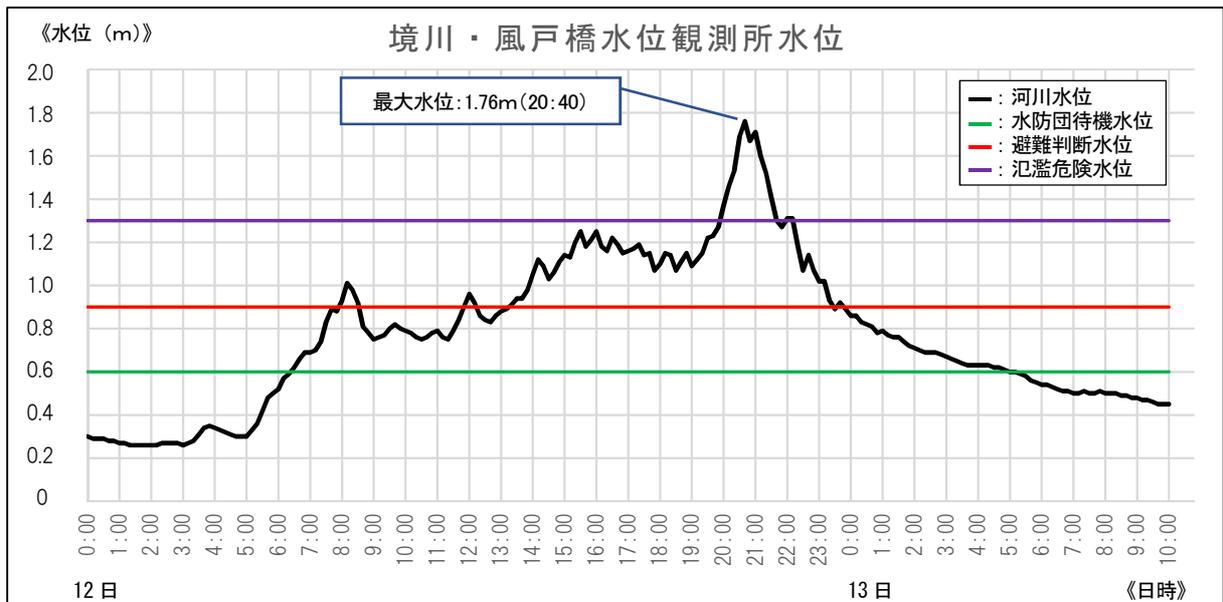
市が管理する準用河川のうち、姥川は虹吹橋に、鳩川（上流）は妙見橋に水位観測計を設置しており、警報水位を定めているが、いずれも警報水位に達していない。

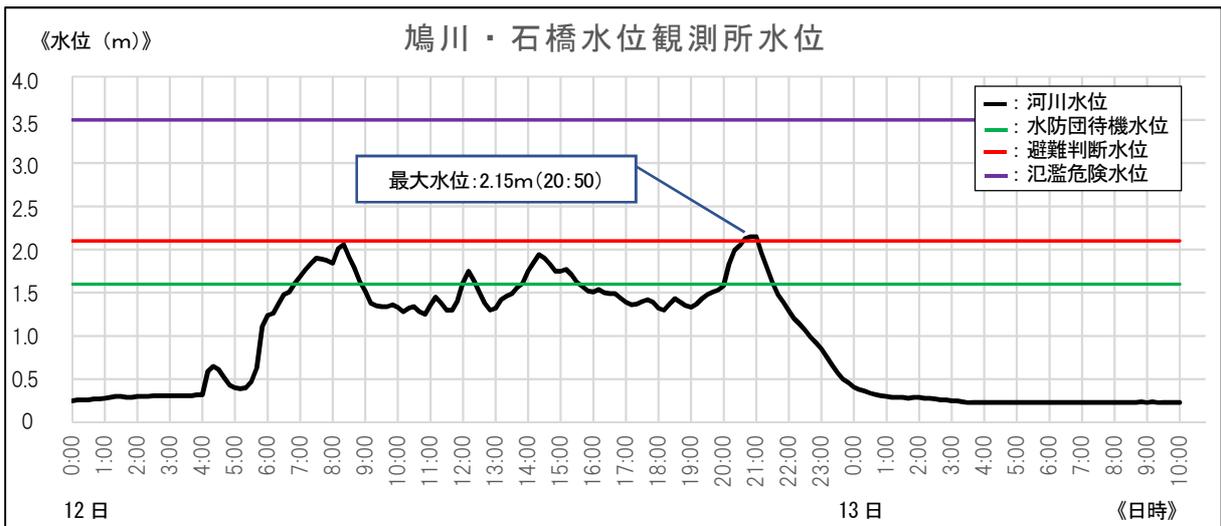
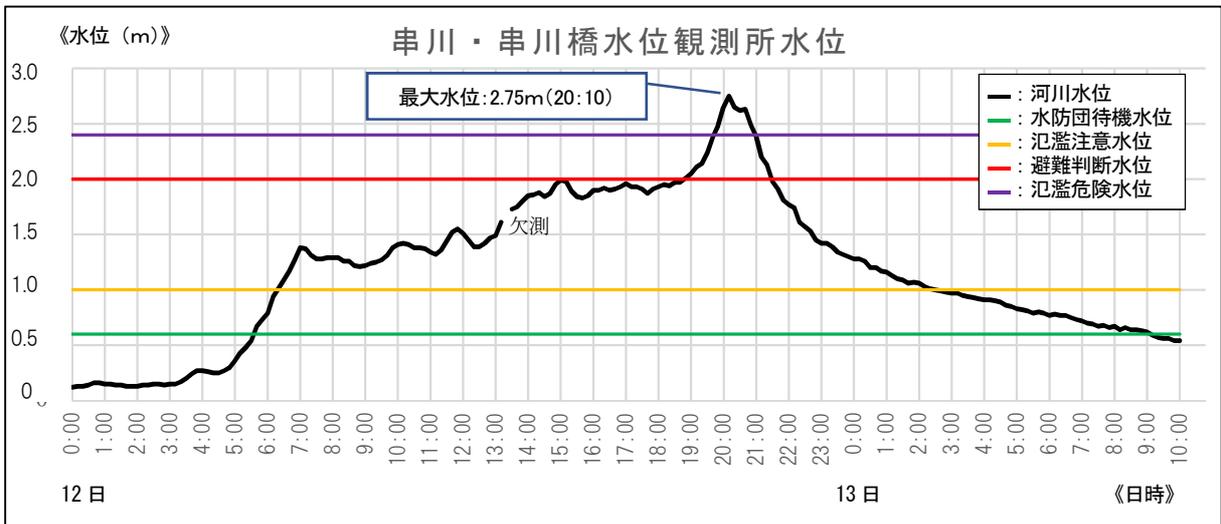
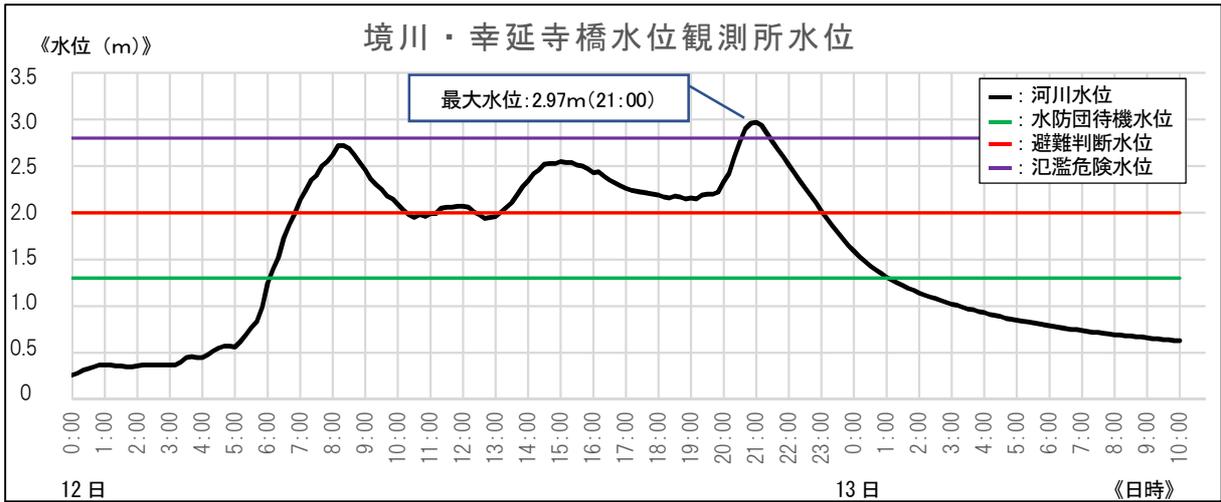
図表 1.2.12 各水位観測所の水位到達日時

| 河川名 | 水位観測所 | 水防団待機水位 | | 氾濫注意水位 | | 避難判断水位 | | 氾濫危険水位 | | 最大水位 | |
|-----|-------|---------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|-------|--------------|
| | | 基準水位 | 到達日時 | 基準水位 | 到達日時 | 基準水位 | 到達日時 | 基準水位 | 到達日時 | 水位 | 到達日時 |
| 相模川 | 磯部 | 2.9m | 12日 14:00 | 3.9m | / | / | / | / | / | 3.41m | 12日 19:00 |
| | 上依知 | 5.8m | 12日 8:30 | 6.5m | 12日 11:30 | 6.9m | 12日 13:45 | 7.3m | 12日 14:45 | 8.93m | 12日 23:00 |
| 境川 | 風戸橋 | 0.6m | 12日 6:30 | 0.9m | 12日 8:00 | 0.9m | 12日 8:00 | 1.3m | 12日 20:00 | 1.76m | 12日 20:40 |
| | 昭和橋 | 1.5m | 12日 5:50 | 2.0m | 12日 6:20 | 2.0m | 12日 6:20 | 2.8m | 12日 8:00 | 3.77m | 12日 20:50 |
| | 高橋 | 1.1m | 12日 6:00 | 1.8m | 12日 6:40 | 2.2m | 12日 7:40 | 2.8m | 12日 20:10 | 3.37m | 12日 21:00 |
| | 幸延寺橋 | 1.3m | 12日 6:10 | 2.0m | 12日 7:00 | 2.0m | 12日 7:00 | 2.8m | 12日 20:40 | 2.97m | 12日 21:00 |
| 串川 | 串川橋 | 0.6m | 12日 5:40 | 1.0m | 12日 6:20 | 2.0m | 12日 18:50 | 2.4m | 12日 19:50 | 2.75m | 12日 20:10 |
| 鳩川 | 石橋 | 1.6m | 12日 6:50 | 2.1m | 12日 20:40 | 2.1m | 12日 20:40 | 3.5m | / | 2.15m | 12日 20:50 |
| 道保川 | 松原橋 | 0.83m | 12日 7:00 | 1.0m | / | 1.94m | / | 2.54m | / | 0.87m | 12日 20:30 |

図表 1.2.13 河川水位の経過







5 ダム放流の状況

(1) 城山ダム

城山ダムは、高度経済成長で急増する水需要に対し、水道用水や発電用水の確保、洪水調節を行うことを目的に相模川に建設されたダムで、昭和40年（1965年）に完成した。

東日本台風においては、10月11日（金）に予備放流を実施し、ダムの水位を事前に下げ、防災操作（洪水調節）を実施したが、計画規模を上回る流入量により、洪水調節容量を使い切る見込みとなり、12日（土）21時30分に、ダム運用開始以降初めて、流入量と同じ量を下流に放流する異常洪水時防災操作（以下「緊急放流」という。）を実施した。

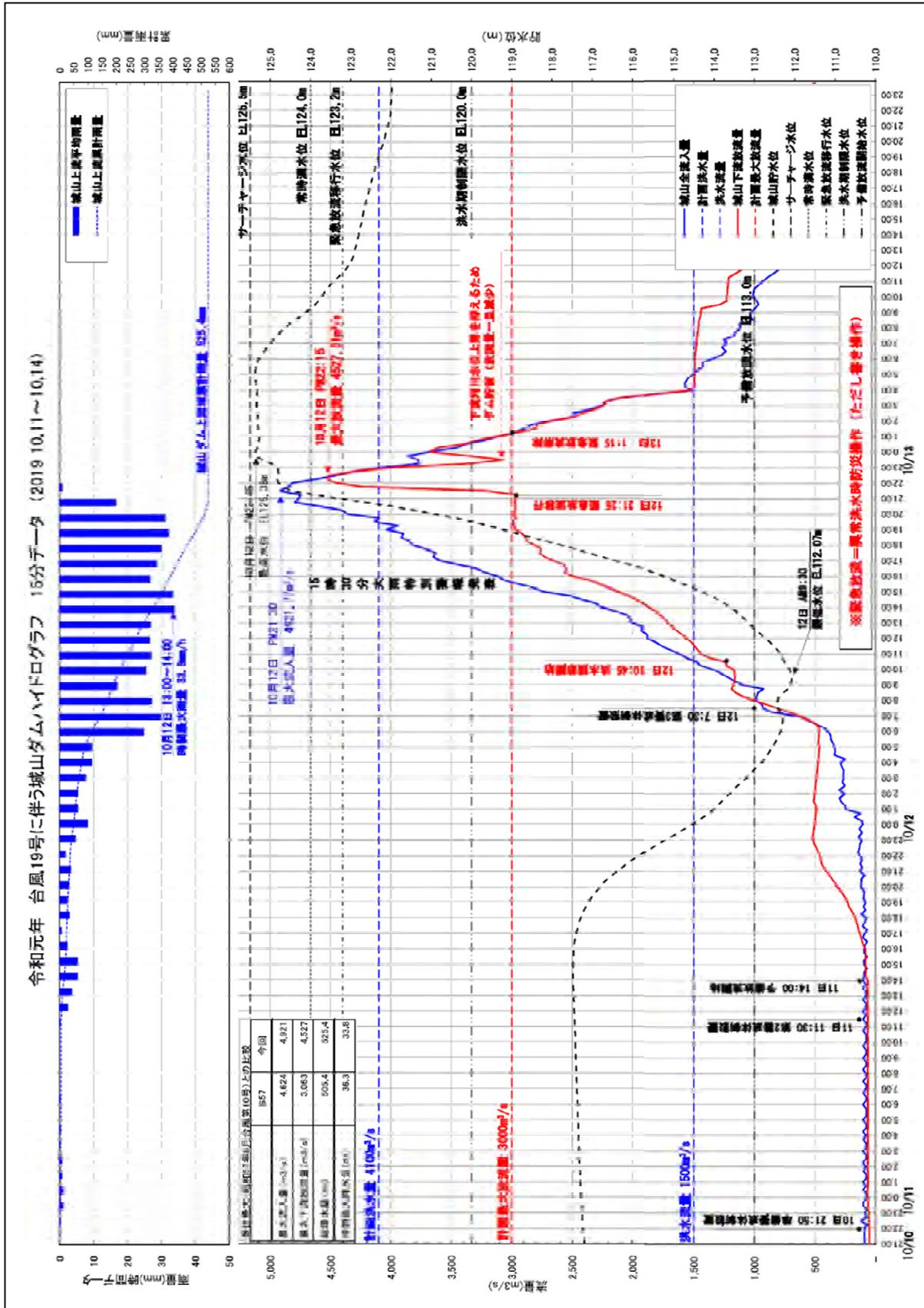
なお、緊急放流により、23時に上依知水位観測所で最大水位8.93mを観測したが、下流河川において、越水や破堤による大きな被害は発生していない。

図表 1.2.14 東日本台風における最大流入量及び最大下流放流量（10月12日）

| | |
|----------------|------------------------------------|
| 計画最大放流量 | 3,000 m ³ /s |
| 東日本台風における最大流入量 | 4,921 m ³ /s（12日21時30分） |
| 〃 最大放流量 | 4,527 m ³ /s（12日22時15分） |
| 上流域の降雨（累計雨量） | 525.4 mm（10日21:15～12日22:00） |
| 〃（時間最大降雨量） | 33.8 mm（12日13:00～14:00） |

《出所：神奈川県HPから作成》

図表 1. 2. 15 東日本台風における城山ダムの防災操作（洪水調節）の状況



《出典：神奈川県提供資料》

(2) 相模ダム

相模ダムは、水道用水、発電用水やかんがい用水を確保することを目的に相模川に建設されたダムで、昭和22年（1947年）に完成した。

東日本台風においては、10月11日（金）22時に洪水警戒体制が設置された後、12日（土）0時から放流が行われ、19時45分には、放流量が3,000 m³/sを超えた。

図表 1.2.16 東日本台風における相模ダムの放流状況

| 日時分 | 放流量(m ³ /s) | 累計雨量 | 水位 | 流入量(m ³ /s) |
|-----------|------------------------|---------|-------|------------------------|
| 12日 0:00 | 100.00 | 48.8mm | -3.7 | 79.30 |
| 12日 8:30 | 650.89 | 169.8mm | -4.39 | 891.99 |
| 12日 9:45 | 1015.12 | 194.6mm | -4.02 | 1175.85 |
| 12日 15:00 | 2068.68 | 345.0mm | -2.42 | 2569.61 |
| 12日 19:45 | 3003.52 | 480.4mm | -0.62 | 3416.45 |

《出所：相模ダム放流連絡書から作成》

(3) 道志ダム

道志ダムは、水道用水、発電用水やかんがい用水を確保することを目的に道志川に建設されたダムで、昭和30年（1955年）に完成した。

東日本台風においては、10月12日（土）0時30分に洪水警戒体制が設置されるとともに放流が行われ、19時30分には、放流量が800 m³/sを超えた。

図表 1.2.17 東日本台風における道志ダムの放流状況

| 日時分 | 放流量(m ³ /s) | 累計雨量 | 水位 | 流入量(m ³ /s) |
|-----------|------------------------|---------|-------|------------------------|
| 12日 0:30 | 4.00 | 62.6mm | -3.37 | 15.68 |
| 12日 6:00 | 92.36 | 153.8mm | -3.91 | 94.40 |
| 12日 8:00 | 200.75 | 222.6mm | -4.06 | 201.61 |
| 12日 15:00 | 510.65 | 435.5mm | -3.79 | 517.80 |
| 12日 19:30 | 807.52 | 608.0mm | -3.73 | 817.74 |

《出所：道志ダム放流連絡書から作成》

(4) 串川取水堰

串川取水堰は、城山ダムの流入量の増大を図るため、串川に建設された取水堰で、昭和45年（1970年）に完成した。

東日本台風においては、10月11日（金）13時50分に洪水警戒体制が設置された後、14時10分から2 m³/sの放流が行われた。

6 土砂災害の危険度

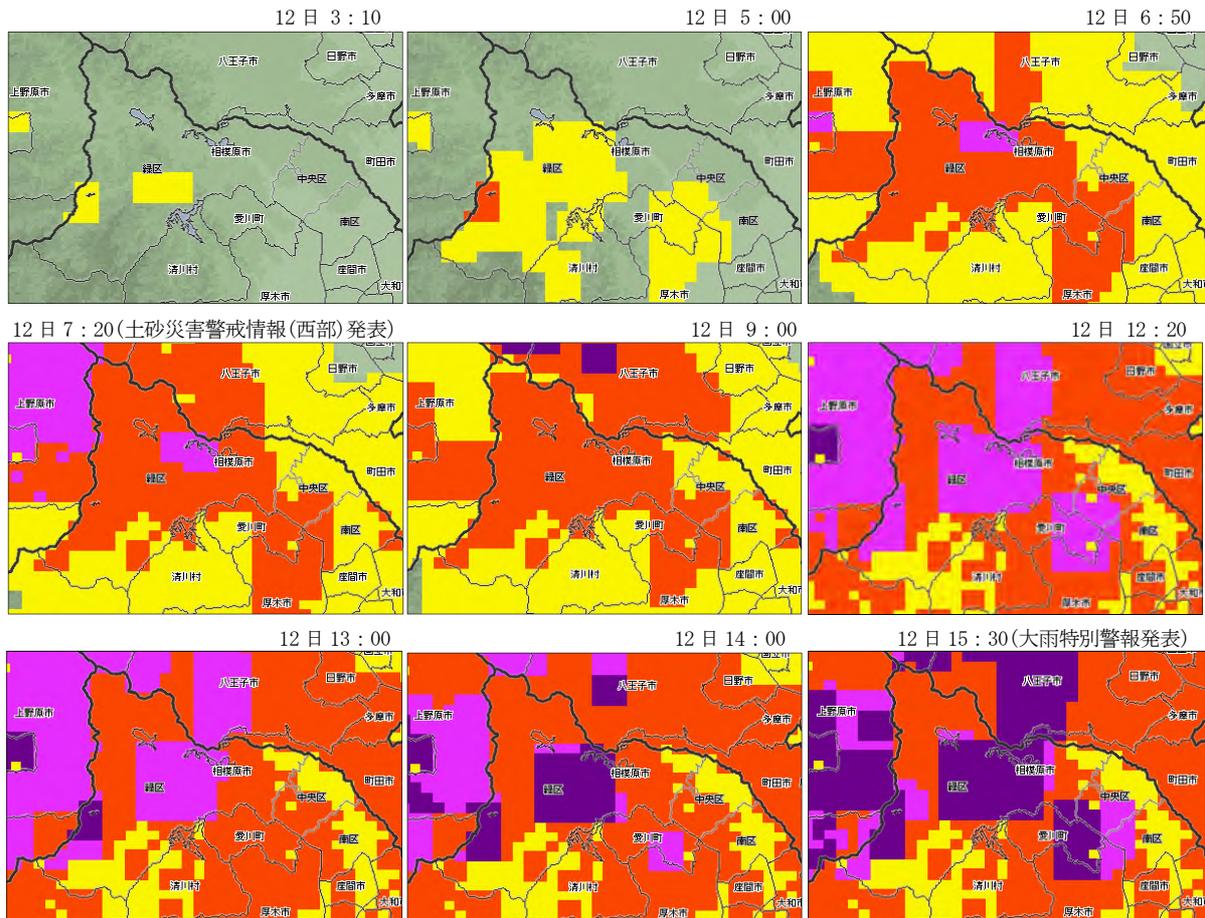
気象庁が公開している「土砂災害の危険度分布」において、本市には、10月12日（土）3時10分に、緑区の津久井地区の一部に「注意」（警戒レベル2相当・黄色）が出現した。

その後、5時に津久井地区の一部に「警戒」（警戒レベル3相当・赤色）が出現し、6時50分には津久井地区・相模湖地区の一部に「非常に危険（土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想）」（警戒レベル4相当・うす紫色）が出現している。

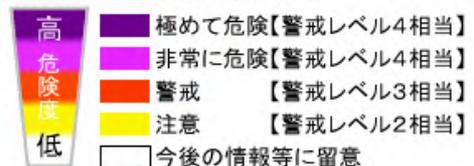
12時20分には、「非常に危険」の範囲が緑区内の広い範囲で出現し、13時に津久井地区の山梨県境に「極めて危険（土砂災害警戒情報の基準に既に到達）」（警戒レベル4相当・濃紫色）が出現、その後、「極めて危険」の範囲は徐々に広がり、15時30分の時点で、中央区の一部にも出現し、15時30分に、本市に大雨特別警報（土砂災害）が発表された。

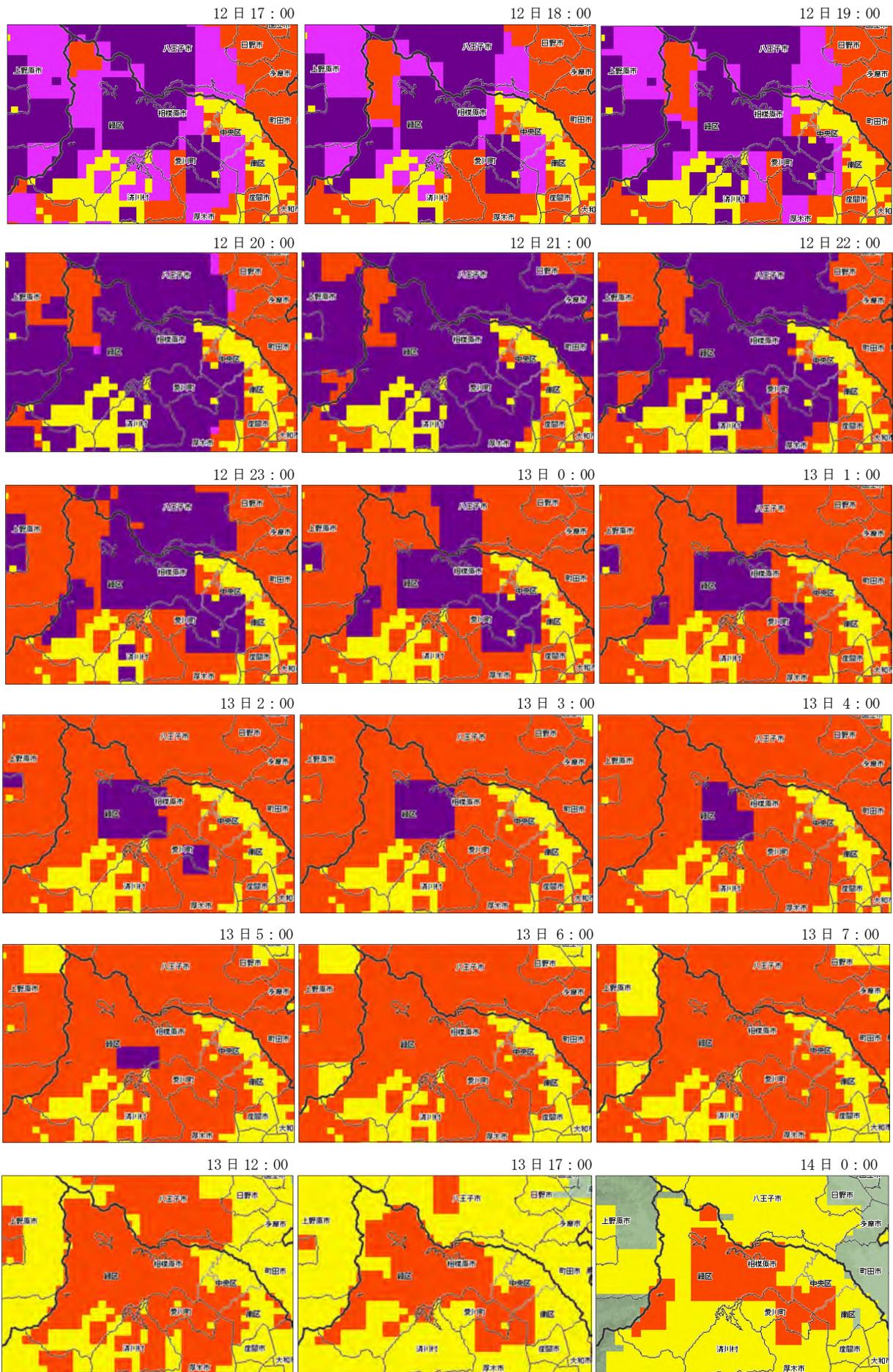
20時の時点では、「極めて危険」の範囲が市内の広い範囲で出現しているが、21時過ぎに降雨が収まってからは、徐々に危険度分布の状況は改善され、13日（日）6時には、市内において「極めて危険」や「非常に危険」が消失した。なお、「警戒」や「注意」については、14日（月・祝）以降も継続して出現していた。

図表 1.2.18 土砂災害の危険度分布の状況



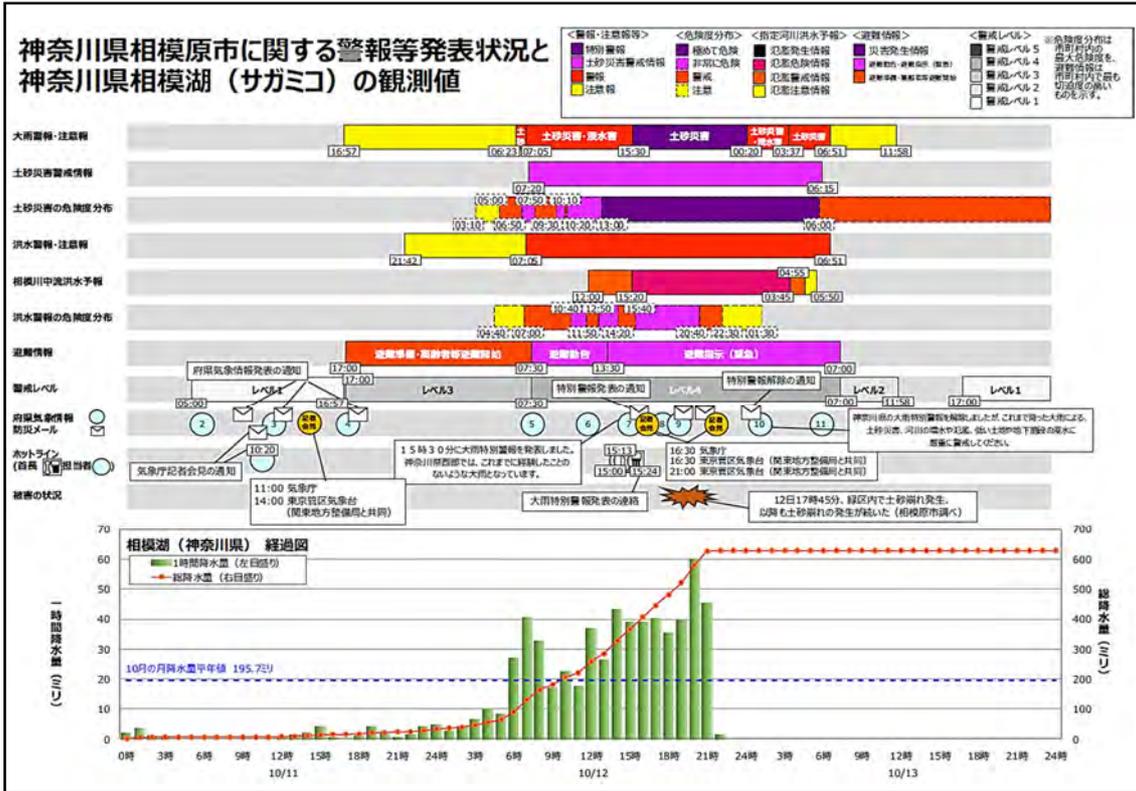
大雨警報(土砂災害)の危険度分布





《出所：気象庁HPから作成》

図表 1. 2. 19 警報等発表状況と降雨の状況



〔出典：災害時気象報告（気象庁・令和3年3月31日）〕

7 台風通過後の気象状況

(1) 10月13日から16日

10月13日（日）の市内の天候は、晴であったが、14日（月・祝）は前線が北上したことにより、曇時々雨となり、15日（火）は、気圧の谷や湿った空気の影響により、曇一時雨となった。また、16日（水）の天候は曇であったが、一部地域で若干の雨を観測した¹⁰。

14日（月・祝）及び15日（火）に大雨注意報が発表されたが、降雨に伴う被害は発生していない。

図表 1. 2. 20 市内に発表された気象警報・注意報（14日～16日）

| 気象警報・注意報 | 発表日時 | 解除日時 |
|----------|--------------|--------------|
| 大雨注意報 | 10月14日 6:53 | 10月14日 23:06 |
| 大雨注意報 | 10月15日 15:38 | 10月16日 4:33 |

図表 1. 2. 21 総雨量・時間最高雨量に係る各区の最高観測値（14日～16日）

| 区 | 総雨量（連続雨量）[mm] | | | 1時間最高雨量 [mm/h] | | |
|-----|---------------|------|--------------------|----------------|-----|-----------------|
| | 観測場所 | 降雨量 | 観測時間帯 | 観測場所 | 降雨量 | 観測時間帯 |
| 緑区 | 鳥屋 | 7.5 | 14日 9:36～15日 23:42 | 橋本・大沢 ・城山 | 2.0 | 14日 17:00～18:00 |
| | 相原 | | 14日 9:23～16日 1:28 | | | |
| 中央区 | 淵野辺 | 9.5 | 14日 8:23～14日 19:39 | 中央 | 3.0 | 14日 17:10～18:10 |
| 南区 | 相模大野 | 10.0 | 14日 8:28～14日 20:13 | 相模大野 | 3.0 | 14日 19:00～20:00 |

¹⁰ 市内の天候は、中央区中央の天候であり、本市消防局職員が雲量を目視で確認し判定したものである。

(2) 10月17日から20日

10月17日(木)から19日(土)にかけては、断続的に雨が降り、17日(木)の天候は曇時々雨、18日(金)は雨時々曇、19日(土)は雨のち曇、20日(日)は曇であった。

横浜地方気象台は、19日(土)明け方から昼前にかけて県内に大雨警報(土砂災害)を発表する可能性がある旨を発表したが、本市においては、18日(金)から20日(日)にかけて、大雨注意報が発表されるにとどまった。なお、降雨に伴う被害は発生していない。

図表 1.2.22 市内に発表された気象警報・注意報(18日～20日)

| 気象警報・注意報 | 発表日時 | 解除日時 |
|----------|-------------|-------------|
| 大雨注意報 | 10月18日15:19 | 10月19日11:35 |
| 雷注意報 | 10月18日15:19 | 10月19日7:47 |
| 大雨注意報 | 10月19日13:38 | 10月20日4:44 |
| 雷注意報 | 10月19日16:24 | 10月20日4:44 |

図表 1.2.23 総雨量・時間最高雨量に係る各区の最高観測値(17日～20日)

| 区 | 総雨量(連続雨量)[mm] | | | 1時間最高雨量[mm/h] | | |
|-----|---------------|------|------------------|---------------|------|--------------|
| | 観測場所 | 降雨量 | 観測時間帯 | 観測場所 | 降雨量 | 観測時間帯 |
| 緑区 | 鳥屋 | 91.5 | 17日14:27～19日6:20 | 鳥屋 | 13.5 | 19日3:20～4:20 |
| 中央区 | 中央 | 84.5 | 17日16:08～19日7:39 | 緑が丘 | 13.5 | 19日3:40～4:40 |
| 南区 | 古淵 | 76.5 | 17日16:18～19日6:46 | 東林 | 16.0 | 19日3:40～4:40 |

(3) 10月21日から23日

10月21日(月)は、17時過ぎから雨が降り始め、一部地域を除き、22日(火・祝)の昼頃まで降り続いた。

21日(月)の天候は曇時々雨、22日(火・祝)は雨のち晴、23日(水)は曇であった。

横浜地方気象台は、22日(火・祝)明け方から昼過ぎにかけて県内に大雨警報(土砂災害)を発表する可能性がある旨を発表したが、本市においては、21日(月)から22日(火・祝)にかけて、大雨注意報が発表されるにとどまった。なお、降雨に伴う被害は発生していない。

図表 1.2.24 市内に発表された気象警報・注意報(21日～22日)

| 気象警報・注意報 | 発表日時 | 解除日時 |
|----------|-------------|-------------|
| 大雨注意報 | 10月21日15:54 | 10月22日20:33 |
| 雷注意報 | 10月21日15:54 | 10月22日13:16 |

図表 1.2.25 総雨量・時間最高雨量に係る各区の最高観測値(21日～22日)

| 区 | 総雨量(連続雨量)[mm] | | | 1時間最高雨量[mm/h] | | |
|-----|---------------|------|-------------------|---------------|------|--------------|
| | 観測場所 | 降雨量 | 観測時間帯 | 観測場所 | 降雨量 | 観測時間帯 |
| 緑区 | 青根 | 78.0 | 21日19:33～22日12:03 | 相原 | 10.5 | 22日2:50～3:50 |
| 中央区 | 中央 | 67.0 | 21日20:42～22日12:36 | 中央 | 10.0 | 22日3:20～4:20 |
| 南区 | 東林 | 74.5 | 21日17:43～22日12:17 | 東林 | 11.0 | 22日3:00～4:00 |

(4) 10月24日から26日

10月24日(木)は、一部地域を除き、夜遅くから雨が降り始め、25日(金)の夜はじめ頃まで降り続いた。

24日(木)の天候は曇、25日(金)は雨のち晴、26日(土)は晴一時曇であった。

横浜地方気象台は、25日(金)朝から夕方にかけて県内に大雨警報(浸水害・土砂災害)を発表する可能性が高くなっている旨を発表し、本市においても25日(金)8時11分に大雨警報(土砂災害)が発表された。この雨の影響により、緑区川尻及び広田の一部で停電が発生した(約200世帯。25日(金)12時14分～同14時20分)。

図表 1.2.26 市内に発表された気象警報・注意報(24日～26日)

| 気象警報・注意報 | 発表日時 | 解除日時 |
|------------|--------------|--------------|
| 大雨注意報 | 10月24日 16:35 | 10月25日 8:11 |
| 雷注意報 | 10月24日 16:35 | 10月25日 20:12 |
| 大雨警報(土砂災害) | 10月25日 8:11 | 10月25日 20:12 |
| 洪水注意報 | 10月25日 10:24 | 10月25日 20:12 |
| 大雨注意報 | 10月25日 20:12 | 10月26日 4:11 |

図表 1.2.27 総雨量・時間最高雨量に係る各区の最高観測値(24日～26日)

| 区 | 総雨量(連続雨量)[mm] | | | 1時間最高雨量[mm/h] | | |
|-----|---------------|-------|---------------------|---------------|------|-----------------|
| | 観測場所 | 降雨量 | 観測時間帯 | 観測場所 | 降雨量 | 観測時間帯 |
| 緑区 | 鳥屋 | 172.0 | 24日 19:41～25日 19:10 | 鳥屋 | 19.5 | 25日 13:40～14:40 |
| 中央区 | 中央 | 114.0 | 24日 22:16～25日 18:32 | 緑が丘・淵野辺 | 19.0 | 25日 13:50～14:50 |
| 南区 | 東林 | 106.0 | 25日 0:25～25日 19:16 | 古淵 | 21.5 | 25日 13:50～14:50 |

第3節 関係法令の適用等

1 災害救助法の適用

台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたことから、全国で14都県390市区町村において、「災害救助法（昭和22年法律第118号）」の適用が決定された¹¹。

本市においても、平成31年4月に災害救助法に基づく救助実施市の指定を受けてから初めて、10月12日（土）に災害救助法の適用を決定した（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号適用）。

なお、県内においては、本市を含む11市7町1村に災害救助法の適用が決定されている（適用日：10月12日）。

図表 1.3.1 県内における災害救助法適用市町村

| |
|---|
| 相模原市、川崎市 ¹² 、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村 |
|---|

2 特定非常災害の指定

10月18日（金）、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下この項において「法」という。）」に基づき、「令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が閣議決定され、台風第19号による災害が特定非常災害に指定されるとともに、以下の適用措置が指定された（10月18日公布・施行（令和元年政令第129号））。

- ① 行政上の権利利益の満了日の延長（法第3条）
- ② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責（法第4条）
- ③ 法人の破産手続開始の決定の特例（法第5条）
- ④ 相続の承認又は放棄すべき期間の特例（法第6条）
- ⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例（法第7条）
- ⑥ 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間等の特例（法第8条）¹³

3 激甚災害の指定

10月29日（火）、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この項において「法」という。）」に基づき、「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定する政令」が閣議決定され、台風第19号の暴風雨による災害が激甚災害（本激）に指定されるとともに、以下の①から⑪の適用措置が指定された（11月1日公布・施行（令和元年政令第142号））。

その後、台風第20号及び第21号による被害を踏まえ、激甚災害の指定に係る災害期間を10

¹¹ 出所：「令和元年台風第19号等に係る被害状況等について」（内閣府・令和2年4月10日現在）

¹² 川崎市は、本市と同様に平成31年4月に救助実施市の指定を受けている。

¹³ 本措置は、令和3年3月19日の閣議決定により政令が改正され、追加された（3月24日公布・施行）。

月 26 日（土）までとすることに見直され、11 月 29 日（金）、「令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定する政令の一部を改正する政令」が閣議決定され、台風第 19 号に加え、台風第 20 号及び第 21 号の暴風雨による災害が激甚災害（本激）に指定されるとともに、以下の⑫、⑬の適用措置が追加指定された（12 月 4 日公布・施行）。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第 3 条及び第 4 条）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第 5 条）
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第 6 条）
- ④ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第 12 条）
- ⑤ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第 14 条）
- ⑥ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第 16 条）
- ⑦ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第 17 条）
- ⑧ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第 19 条）
- ⑨ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第 20 条）
- ⑩ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第 24 条）
- ⑪ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第 25 条）
- ⑫ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助（法第 10 条）
- ⑬ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第 22 条）

4 非常災害の指定

10 月 29 日（火）、「令和元年台風第 19 号による災害についての非常災害の指定に関する政令」が閣議決定され、台風第 19 号による災害が「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」第 2 条第 9 号に規定する「非常災害」として指定された（11 月 1 日公布・施行）。

非常災害の指定により、国土交通省において、本市を含む被災地方公共団体から要請を受けた 6 箇所の道路について、直轄権限代行による災害復旧事業が行われた¹⁴。

図表 1.3.2 国土交通省による直轄権限代行 一覧

| 自治体名 | 路線名 | 区間 |
|------|----------|-------------------------------|
| 宮城県 | 国道 349 号 | 宮城県伊具郡丸森町耕野不動 ～ 同 丸森町舘矢間山田 |
| 福島県 | 国道 289 号 | 福島県いわき市田人町旅人字下坪 ～ 同 田人町南大平字辺栗 |
| 群馬県 | 国道 144 号 | 群馬県吾妻郡嬭恋村大字大笹 |
| 長野県 | 国道 361 号 | 長野県上伊那郡南箕輪村字北沢山地内 |
| 相模原市 | 国道 413 号 | 神奈川県相模原市緑区青野原 ～ 同 緑区青根 |
| 東御市 | 市道白鳥神社線 | 長野県東御市本海野地内 |

¹⁴ 出所：『大規模災害からの復興に関する法律』に基づく道路の直轄権限代行による災害復旧事業に着手（令和元年 10 月 29 日 国土交通省 道路局 報道発表資料）

5 被災者生活再建支援法の適用

台風第 19 号による災害について、住宅に多数の被害が生じたことから、神奈川県は 11 月 1 日（金）、本市及び川崎市に被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の適用を決定した。

なお、神奈川県のほか、令和元年台風第 15 号から台風第 19 号までの一連の災害、台風第 15 号から 10 月 25 日（金）の大雨までの一連の災害、台風第 19 号による災害について、岩手県（3 市 1 町）、宮城県（県内全域）、福島県（県内全域）、茨城県（県内全域）、栃木県（7 市 1 町）、群馬県（1 市 1 村）、埼玉県（県内全域）、千葉県（県内全域）、東京都（2 区 2 市 1 町 1 村）、新潟県（1 町）、山梨県（1 市）、長野県（県内全域）、静岡県（2 市 1 町）が被災者生活再建支援法の適用を決定している¹⁵。

図表 1.3.3 県内の被災者生活再建支援法の適用状況

| 該当区域 | 発生日 | 適用基準 (支援法施行令) | 住宅被害（世帯） | | |
|------|-----------|------------------|----------|----|------|
| | | | 全壊 | 半壊 | 床上浸水 |
| 相模原市 | 10 月 12 日 | 第 1 条第 2 号 | 10 以上 | — | — |
| 川崎市 | 10 月 12 日 | 第 1 条第 2 号 | 10 以上 | — | — |

¹⁵ 出所：「令和元年台風第 19 号等に係る被害状況等について」（内閣府・令和 2 年 4 月 10 日現在）

第2章

被害の状況

第1節 人的被害

第2節 住家・非住家被害

第3節 公共施設等の被害

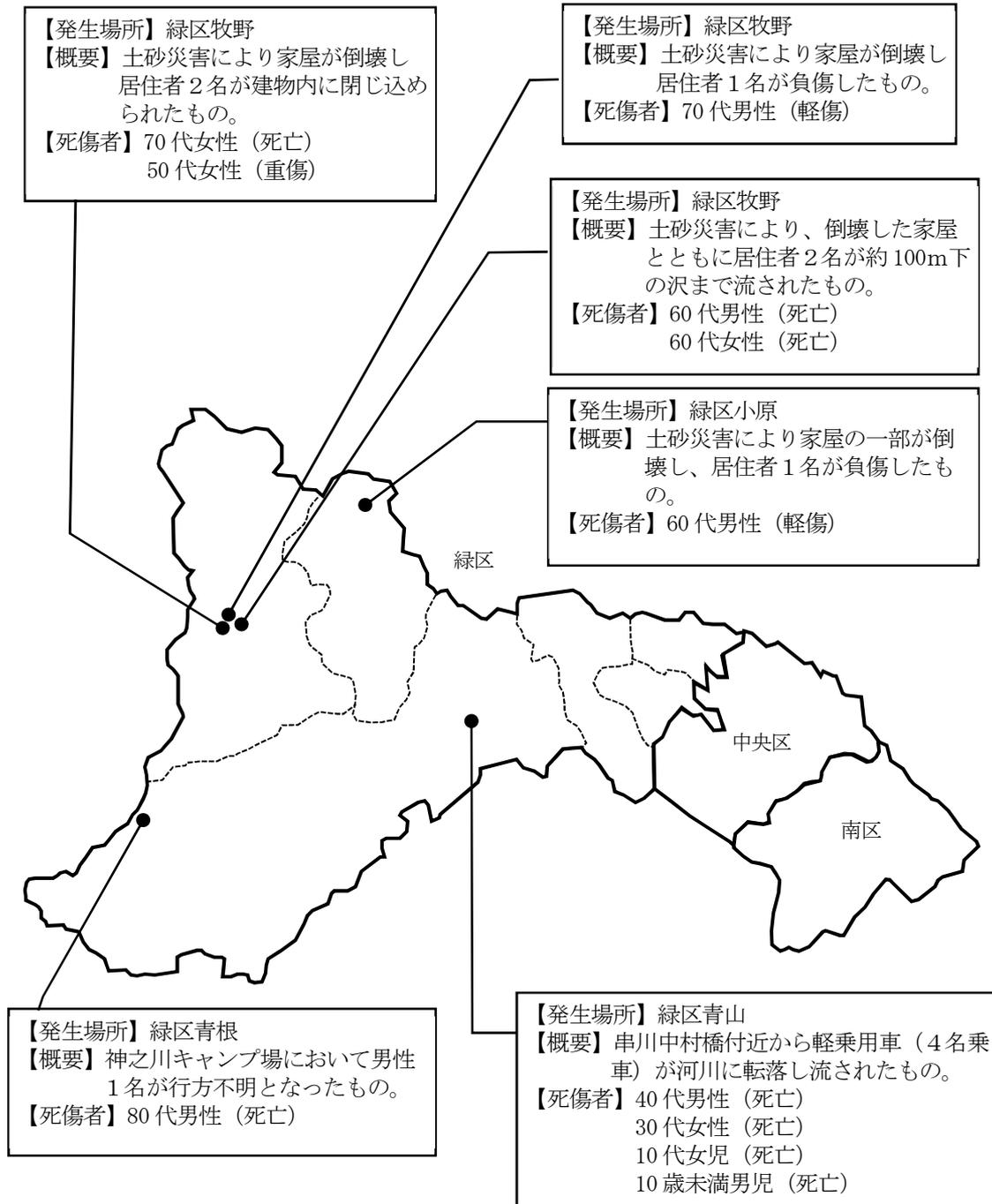
第4節 ライフラインの被害

第1節 人的被害

1 人的被害

東日本台風による人的被害は、死者8名、負傷者3名（重傷者1名、軽傷者2名¹）であり、全て緑区内で発生した。

図表. 2.1.1 人的被害の発生状況



¹ 「災害報告取扱要領」（消防庁）に基づく区分であり、救急搬送における傷病程度を示す「中等症」は、災害報告取扱要領上「軽傷」に含まれる。

第2節 住家・非住家被害

1 住家被害

東日本台風による住家被害は、災害報告取扱要領に基づく被害区分では全壊 23 棟、半壊 48 棟、一部破損 128 棟であり、緑区の津久井地域に集中して発生した。

図表 2.2.1 住家被害（令和2年3月31日時点）²

| 区分 | 棟数 |
|--------|-----|
| 全壊 | 23 |
| 半壊 | 48 |
| うち床上浸水 | 20 |
| 一部破損 | 128 |
| うち床下浸水 | 51 |
| 合計 | 199 |

2 非住家被害

非住家被害³は、全壊 87 棟、半壊 70 棟、準半壊・一部損壊 50 棟⁴であり、全てが緑区で発生した。

図表 2.2.2 非住家被害（令和2年3月31日時点）

| 地区 | 全壊 | 半壊 | 準半壊・一部損壊 | 全壊・半壊の主な被害 |
|-----|----|----|----------|-----------------------|
| 城山 | 0 | 1 | 4 | 土砂災害による料亭の倒壊等 |
| 津久井 | 38 | 55 | 34 | キャンプ場バンガローの流出等 |
| 相模湖 | 32 | 7 | 2 | キャンプ場バンガローの流出等 |
| 藤野 | 17 | 7 | 10 | 土砂災害によるキャンプ場バンガローの倒壊等 |
| 合計 | 87 | 70 | 50 | |

² 「災害報告取扱要領に基づく被害区分」については、令和元年10月14日付内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）事務連絡「令和元年台風第19号における住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項について」に基づき、家屋被害調査を実施していることから、床上浸水・床下浸水をそれぞれ半壊、一部破損に含め算出している。

³ 災害報告取扱要領に基づき、公共建物や倉庫、土蔵、車庫等を除いた住家以外の建物を非住家被害とする。

⁴ 災害報告取扱要領上、非住家被害については、全壊又は半壊を報告することとされており、準半壊・一部損壊の区分はないが、罹災証明願に基づく調査の結果、半壊に至らない程度の被害を住家被害に準じて準半壊・一部損壊として扱う。

図表 2.2.3 住家・非住家の町丁字別被害状況（令和2年3月31日時点）

| 地区 | 町丁字 | 全壊 | | 大規模半壊・半壊 | | | 準半壊・一部損壊 | | | 合計 | |
|-------|--------|----|-----|----------|----|-----|----------|------|-----|-----|-----|
| | | 住家 | 非住家 | 住家 | | 非住家 | 住家 | | 非住家 | 住家 | 非住家 |
| | | | | 大規模半壊 | 半壊 | | 準半壊 | 一部損壊 | | | |
| 城山 | 小倉 | | | | | | | 4 | 3 | 4 | 3 |
| | 川尻 | 1 | | | | 1 | | 2 | 1 | 3 | 2 |
| | 久保沢2丁目 | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | 原宿4丁目 | | | | | | | 2 | | 2 | |
| 津久井 | 青根 | 4 | 22 | | 2 | 30 | | 1 | 2 | 7 | 54 |
| | 青野原 | | 10 | 1 | | 5 | | 3 | 4 | 4 | 19 |
| | 青山 | | | 4 | 9 | 7 | | 14 | 7 | 27 | 14 |
| | 鳥屋 | 3 | 6 | 1 | 8 | 12 | | 18 | 17 | 30 | 35 |
| | 長竹 | | | 1 | | 1 | | 4 | 3 | 5 | 4 |
| | 中野 | | | | 1 | | 1 | 4 | | 6 | |
| | 根小屋 | 1 | | | | | | 2 | | 3 | |
| | 又野 | | | | | | | 1 | | 1 | |
| 三ヶ木 | | | | | | | 3 | 1 | 3 | 1 | |
| 相模湖 | 小原 | 2 | 2 | | | | | | | 2 | 2 |
| | 寸沢嵐 | | 24 | 1 | 4 | 6 | 1 | 3 | | 9 | 30 |
| | 千木良 | 1 | 1 | | 4 | 1 | 2 | 3 | | 10 | 2 |
| | 若柳 | 1 | 3 | | | | | 2 | 1 | 3 | 4 |
| | 与瀬 | 1 | 2 | | 1 | | | 4 | 1 | 6 | 3 |
| 藤野 | 小渕 | | | | 1 | | | 2 | 2 | 3 | 2 |
| | 佐野川 | 2 | 5 | | 1 | 1 | | 3 | 4 | 6 | 10 |
| | 澤井 | | | | | 1 | | 1 | | 1 | 1 |
| | 名倉 | | | | | 2 | | 2 | | 2 | 2 |
| | 日連 | | 1 | | 2 | 1 | | 5 | 2 | 7 | 4 |
| | 牧野 | 7 | 11 | | 5 | 2 | 2 | 4 | 1 | 18 | 14 |
| | 吉野 | | | | | | | 2 | 1 | 2 | 1 |
| その他地区 | | | | | 2 | | 2 | 30 | | 34 | |
| 合計 | | 23 | 87 | 8 | 40 | 70 | 8 | 120 | 50 | 199 | 207 |

第3節 公共施設等の被害

1 公共施設

東日本台風における公共施設の被害については、市内全域で大雨による雨漏りや強風による倒木・枝折れが発生したほか、緑区では、土砂災害による敷地内への土砂流入、浸水による機器の故障等の被害が発生した。また、相模川流域では、増水による多目的広場の洗堀や頭首工の土砂堆積等の被害が発生した。

図表 2.3.1 公共施設の被害状況⁵（令和2年3月31日時点）

| 区分 | 被害数 | 被害の概要 |
|------------|-----------------------------|---|
| 市庁舎等 | 5 施設 | ○雨漏り 2 施設（南区合同庁舎、上溝まちづくりセンター） ○排水不良による浸水（上溝まちづくりセンター） ○正面外壁市章の破損（相模台まちづくりセンター） ○強風による壁面赤色灯カバーの破損（消防団詰所・車庫南 1-1） ○強風による車庫入口扉の一部破損（消防団詰所・車庫津久井 6-1） |
| 学校 | 21 校 (小学校 17) (中学校 4) | ○雨漏り 13 校（相原小、宮上小、旭小、広陵小、広田小、鳥屋小、星が丘小、弥栄小、陽光台小、夢の丘小、東林小、上鶴間中、相陽中） ○グラウンド土砂流入・擁壁崩壊（藤野北小） ○グラウンド土砂流入・浸水（湘南小） ○グラウンドの浸水 2 校（桂北小、新宿小） ○屋内運動場の浸水 2 校（若草小、相陽中） ○樹木の枝折れ 3 校（鹿島台小、旭中、相原中） ○街灯折損、渡り廊下配線脱落（弥栄小） |
| 教育機関 | 1 施設 | ○雨漏り（相模川自然の村野外体験教室） |
| 生涯学習施設・文化財 | 9 施設 | ○雨漏り 7 施設（津久井中央公民館、小山公民館、光が丘公民館、大沼公民館、大野台公民館、小原宿本陣、博物館） ○フェンス破損（佐野川公民館） ○復元住居（笹葺き）一部損傷（勝坂遺跡） |
| スポーツ施設・公園 | 22 箇所 | ○土砂崩落 6 箇所（名倉グラウンド（道路、テニスコート脇）、やまなみ運動公園、長竹白山公園、相模湖林間公園、金丸斜面緑地） ○広場の浸水・洗堀・砂の流出・不陸等 3 箇所（神沢多目的広場、高田橋下流多目的広場、三段の滝下流多目的広場） ○排水施設・路肩損壊（相模川散策路（緑区大島）） ○土砂堆積・車止め破損（相模川散策路（中央区田名）） ○グラウンド・備品損壊（昭和橋スポーツ広場） ○移動式トイレ破損（神沢多目的広場） ○施設案内看板破損（新磯野スポーツ広場） ○倒木 8 箇所（木もれびの森（東大沼・若松地区 2 箇所、大野台・西大沼地区）、東林ふれあいの森 2 箇所、松が枝町市民緑地、下溝 1 号緑地、相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区） |
| 保育園 | 3 園 | ○敷地内土砂流入（日連保育園） ○断水 2 園（串川保育園、青野原保育園） |
| 市営住宅 | 3 箇所 | ○雨水流入による E V 故障（上九沢団地） ○立体駐車場・ピット地下部分浸水 2 箇所（上九沢団地、田名塩田団地） |
| 清掃施設 | 1 施設 | ○浸水によるし尿処理施設機器故障（津久井クリーンセンター） |
| 高度処理型浄化槽 | 4 箇所 | ○崖崩れによる放流管破損 2 箇所 ○浸水によるポンプ故障 ○浸水によるブローア故障 |

⁵ 施設の修繕を伴わない軽微な雨漏り等の被害を除く

| 区分 | 被害数 | 被害の概要 |
|--------|---|---|
| 下水道 | 1 施設 | ○配電盤の水没（与瀬第1マンホールポンプ） |
| 簡易水道 | 15 箇所 | 《藤野簡易水道事業》 ○取水施設導水管破損・障害 2 箇所（葛原地区、伏馬田地区） ○設備への土砂等流入 3 箇所（葛原地区、篠原地区 2 箇所） ○水源地取水計装装置の障害 2 箇所（葛原地区、新和田地区） ○増圧ポンプ電装装置の停止（新和田地区） ○水源施設の取水ポンプの停止、配線障害（大久和地区） 《青根簡易水道事業》 ○取水場施設への土砂等流入、管破損等（エビラ沢） ○設備への土砂等流入、装置障害等（中間貯留施設） ○配水管破損・露出 3 箇所（向井地区、橋津原地区、荒井～糠又地区） ○水管橋埋設部分の露出（高瀬野水管橋） |
| 農林水産施設 | 40 施設 (取水施設 5) (揚水施設 1) (農道 9) (林道 22) (市有林 2) (魚道 1) | ○取水口部周辺への土砂堆積 2 施設（諏訪森下頭首工、長竹下河原取水施設） ○取水口の破損（葉山島頭首工、上青根取水施設、底沢取水施設） ○道路等からの流入による浸水（下大島ポンプ場） ○農道法面の崩落、土砂崩れ、土砂流入、農道陥没等 9 路線 （小津久第1農道、久保尻農道、葛原農道、谷戸大圃農道、正沢農道、下梶野農道、宮地農道、登戸農道、奥畑農道） ○林道法面・路肩の崩落、倒木、土砂流出、路面洗堀等 22 路線 （西沢林道（青野原）、寺入沢林道、釜立林道、小地原林道、奈良本林道、綱子大川原林道、関川林道、関山林道、小野林道、駒入沢林道、竹野々林道、猪窪林道、吉野沢林道、栃本林道、西沢林道（澤井）、白沢第1林道、二本松（中村）林道、大久保林道、貝沢林道、横道林道、白沢第2林道、滝ノ入林道） ○法面崩落、水路への土砂堆積等（小原市有林 2 箇所） ○魚道コンクリート壁の損傷（道志川弁天橋付近魚道） |

2 道路・橋梁

道路被害は、国道 413 号や県道 64 号、県道 76 号等、計 52 路線において、土砂崩れや崩落、倒木、落石等の被害が 474 件発生した。また、橋梁被害は、串川の増水による流失等の被害が 3 件発生した。

図表 2.3.2 道路・橋梁の被害状況（令和 2 年 3 月 31 日時点）

| 被災状況区分 | | 件数 | 被災した主な路線 |
|--------|---------|-----|-----------------------------|
| 道路 | 土砂崩れ | 143 | 国道 413 号、県道 64 号、県道 76 号 他 |
| | 土砂流入 | 96 | 国道 413 号、県道 64 号、県道 517 号 他 |
| | 崩落 | 102 | 国道 413 号、市道奥牧野綱子 他 |
| | 倒木 | 28 | 県道 35 号、市道反畑 4 号 他 |
| | 落石・転石 | 5 | 市道青根 10 号、市道みたけ 他 |
| | 冠水 | 45 | 国道 412 号、市道石神六間 他 |
| | 陥没 | 22 | 市道阿津奥畑、市道下岩御霊 他 |
| | 道路構造物破損 | 18 | 市道関口道志、市道鍛冶屋窪沼 他 |
| | その他 | 15 | 市道青野原 28 号、認定外道路 他 |
| | 合計 | 474 | |
| 橋梁 | 流失 | 1 | 市道青山 23 号 |
| | 土砂流入 | 1 | 国道 413 号 |
| | 崩落 | 1 | 県道 515 号 |
| | 合計 | 3 | |

3 河川・土砂災害・砂防施設

(1) 河川

河川被害は、県管理河川である相模川、串川、道志川、境川、小松川において、護岸の崩落や洗堀、転落防止柵の破損等の被害が発生したほか、市が管理する普通河川⁶において、護岸の崩落や流木・土砂による河道・水路の閉塞等の被害が発生した。

図表 2.3.3 河川の被害状況（令和2年3月31日時点）

| 区 分 | | 箇所数 | 主な被害 |
|------|------|-----|--|
| 市管理 | 普通河川 | 22 | 護岸崩落、水路閉塞、河道閉塞、流木・土砂堆積等 (藤野 16-004、篠原川、相模湖 05-031、青野原 009、相模湖 11-01、藤野 30-032 (網子川)、藤野 05-013 (鬼取沢)、小松川、相模湖 12-0124、青野原 019、藤野 18-038 ほか) |
| 都県管理 | 相模川 | 3 | 護岸崩壊 (緑区大島)、看板流出 (緑区大島)、転落防止柵損傷 (南区磯部) |
| | 串 川 | 63 | 護岸崩落、根固めブロック流出、転落防止柵損傷等 (緑区小倉、根小屋、長竹、青山、鳥屋) |
| | 道志川 | 6 | 護岸崩落、魚道損壊 (緑区青根、牧野、三ケ木) |
| | 境 川 | 18 | 護岸崩落、溢水、フェンス倒壊、護岸洗堀 (緑区町屋 3 丁目、相原 6 丁目、橋本 5 丁目ほか) |
| | 小松川 | 4 | 護岸崩落 (緑区広田、川尻、町屋 3 丁目) |
| 合計 | | 116 | |

(2) 土砂災害

土砂災害は、250 箇所⁷で発生し、その約 8 割 (197 箇所) は土砂災害警戒区域 (周辺を含む) で発生した。また、土砂災害警戒区域外で発生した 53 箇所のうち、約 2 割 (12 箇所) は、人家等の付近で発生した。

図表 2.3.4 土砂災害の発生状況（令和2年3月31日時点）

| | 土砂災害 警戒区域内 | 土砂災害 警戒区域外 | 合計 | うち道路被害 |
|------|-------------------|---------------|-----|--------|
| がけ崩れ | 170 | 46 | 216 | 184 |
| 土石流 | 26 | 7 | 33 | 17 |
| 地すべり | 1 ^(※1) | 0 | 1 | 0 |
| 合計 | 197 | 53 | 250 | 201 |

(※1) 学識経験者の調査の結果、地すべりと判断されたもので、発生場所は「急傾斜地の崩壊」の指定を受けている。

⁶ 普通河川とは、一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもない河川のことをいう。

⁷ 建物への被害や道路・交通に支障を及ぼした土砂災害を計上しており、林道や農地などの山地災害は除く。

図表 2.3.5 土砂災害の地区別発生状況

| 地区 | 土砂災害 発生箇所数 | 内訳 | | | 発生場所の状況 | |
|--------------|---------------|------------|-----------|----------|---------------|----------------|
| | | 崖崩れ | 土石流 | 地滑り | 土砂災害 警戒区域内 | 土砂災害 警戒区域付近 |
| 城山地区 | 3 | 3 | | | 2 | |
| 小倉 | 1 | 1 | | | | |
| 川尻 | 2 | 2 | | | 2 | |
| 津久井地区 | 105 | 86 | 19 | | 70 | 17 |
| 根小屋 | 5 | 5 | | | 5 | |
| 三ヶ木 | 4 | 4 | | | 3 | 1 |
| 三井 | 5 | 3 | 2 | | 4 | |
| 青根 | 20 | 15 | 5 | | 13 | 4 |
| 青山 | 13 | 12 | 1 | | 9 | 2 |
| 青野原 | 29 | 21 | 8 | | 20 | 2 |
| 中野 | 6 | 5 | 1 | | 2 | 2 |
| 長竹 | 3 | 3 | | | 2 | 1 |
| 鳥屋 | 19 | 17 | 2 | | 12 | 4 |
| 又野 | 1 | 1 | | | | 1 |
| 相模湖地区 | 38 | 32 | 6 | | 19 | 8 |
| 若柳 | 4 | 3 | 1 | | 2 | 1 |
| 小原 | 5 | 3 | 2 | | 5 | |
| 寸沢嵐 | 18 | 16 | 2 | | 5 | 6 |
| 千木良 | 7 | 6 | 1 | | 5 | |
| 与瀬 | 4 | 4 | | | 2 | 1 |
| 藤野地区 | 104 | 95 | 8 | 1 | 70 | 11 |
| 吉野 | 10 | 10 | | | 5 | 1 |
| 佐野川 | 23 | 21 | 1 | 1 | 20 | 3 |
| 小淵 | 3 | 3 | | | 3 | |
| 日連 | 7 | 7 | | | 7 | |
| 牧野 | 44 | 40 | 4 | | 24 | 5 |
| 名倉 | 10 | 10 | | | 6 | 1 |
| 澤井 | 7 | 4 | 3 | | 5 | 1 |
| 合計 | 250 | 216 | 33 | 1 | 161 | 36 |

(3) 砂防施設

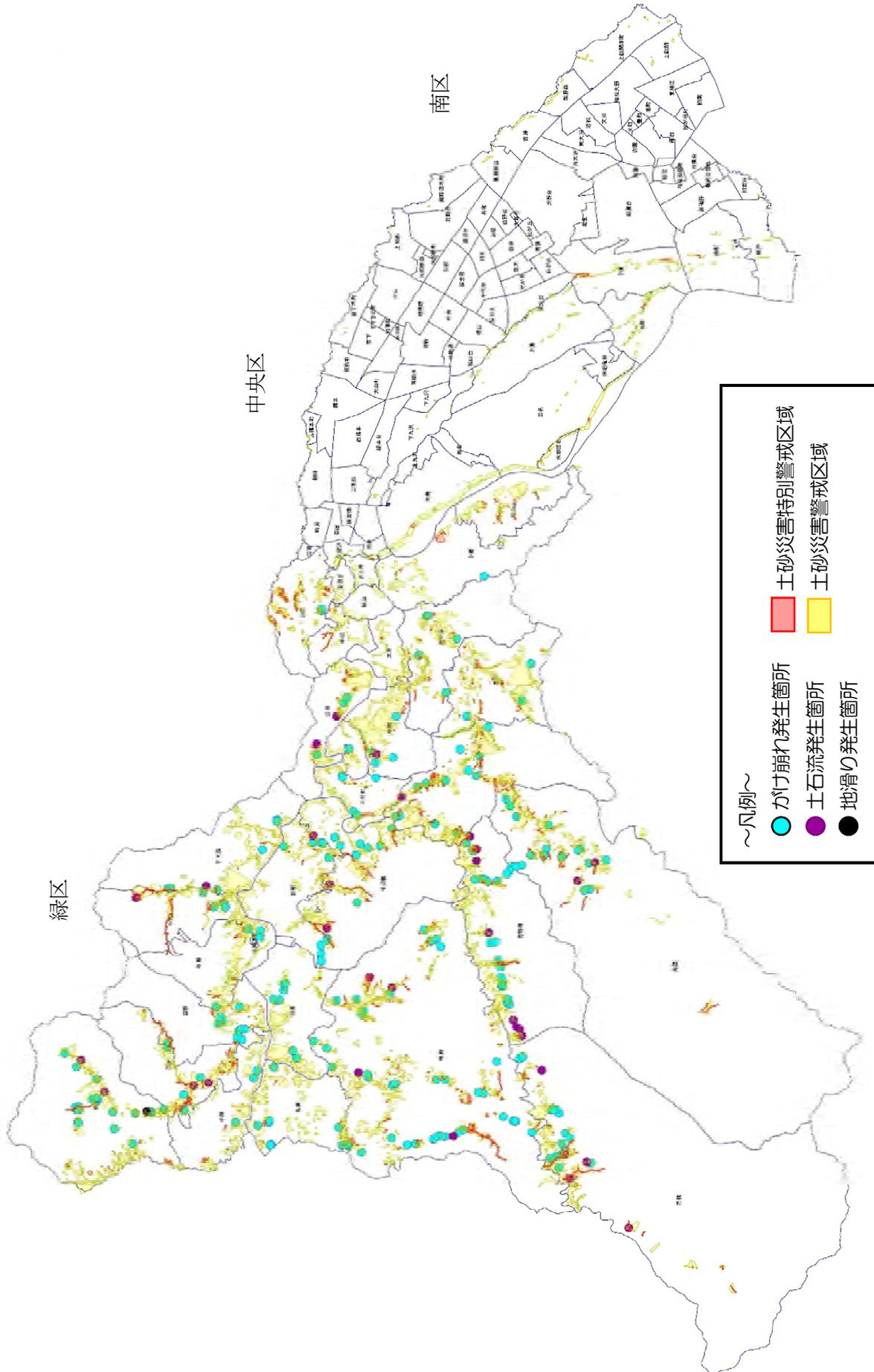
砂防施設は、土石流が発生した箇所のうち、5施設において被害が発生した。

図表 2.3.6 砂防施設の被害箇所（令和2年3月31日時点）

| 溪流・河川名 | 被害箇所 | 主な被害状況 |
|--------|------|--------------------------|
| 此ノ間沢 | 青根 | 道志川合流点付近における護岸崩壊、土砂流出等 |
| アビコ沢 | 青野原 | アビコ沢堰堤における土砂流出、流木等 |
| 沢井川 | 佐野川 | 連行沢合流点上流、野沢合流点下流における護岸崩壊 |
| 青山川 | 青山 | 護岸崩壊、土砂流出、流木等 |
| 阿津川 | 寸沢嵐 | 護岸崩壊 |

《出所：神奈川県提供資料から作成》

図表 2.3.7 東日本台風における土砂災害発生状況



4 農地、山林、商工・観光被害

(1) 農地

農地被害は、土砂災害による土砂流入や河川・溪流の増水による田畑の流出により、田 8 箇所、畑 50 箇所⁸の延べ約 67,350 m²に被害が発生した。

図表 2.3.8 農地被害の地区別発生状況（令和2年3月31日時点）

| 地区 | 被害区分 | | 面積 (m ²) | 主な被害概要 |
|--------------|----------|-----------|--|--|
| | 田 | 畑 | | |
| 城山地区 | | 1 | 1,374 | |
| 小倉 | | 1 | 1,374 | 串川の氾濫による土砂流入 |
| 津久井地区 | 2 | 21 | 40,474 | |
| 青根 | 1 | 6 | 11,336 | 法面・山林の崩落、沢の氾濫による土砂流入等 |
| 青野原 | | 3 | 16,716 | 裏山の崩壊による土砂流入、農道脇斜面の崩落等 |
| 青山 | | 5 | 4,628 | 法面の崩落、沢の氾濫による土砂堆積等 |
| 鳥屋 | | 4 | 5,854 | 土手崩落による土砂流入等 |
| 三井 | | 2 | 1,673 | 法面、畦畔の崩落 |
| 三ヶ木 | 1 | 1 | 267 | 法面の崩落による土砂流入等 |
| 相模湖地区 | 3 | 11 | 12,982 | |
| 寸沢嵐 | 2 | 4 | 7,694 | 土砂流入、水路・農道の損壊等 |
| 千木良 | | 4 | 2,825 | 裏山の崩壊による土砂流入等 |
| 若柳 | 1 | 3 | 2,463 | 山林の崩落による土砂流入等 |
| 藤野地区 | 3 | 17 | 12,517 | |
| 佐野川 | | 4 | 1,658 | 表層流れ、石積みの崩落等 |
| 日連 | | 4 | 1,650 | 山の崩落による土砂流入等 |
| 牧野 | 3 | 9 | 9,209 | 篠原川の増水による土砂流入、道志川の増水による洗堀、法面崩落による土砂流入等 |
| 合計 | 8 | 50 | 《田》 5,559 m² 《畑》 61,789 m² 《合計》 67,349 m² (※1) | |

(※1) 小数点以下の面積の関係で各地区の合計面積を足しても合計面積とならない。

⁸ 田畑が混在している場合は、面積の大きい区分で被害を計上している。

(2) 山林

山林被害は、112 箇所では山腹崩壊や斜面崩落、土砂流出等の被害が発生した。

図表 2.3.9 山林被害の地区別発生状況（令和2年3月31日時点）

| 地区 | 被災箇所数 | 主な被害概要 |
|--------------|------------|---|
| 城山地区 | 1 | |
| 川尻 | 1 | 斜面崩落（住家や店舗、市道への被害等） |
| 津久井地区 | 44 | |
| 青根 | 11 | 法面崩落、斜面崩壊、土砂流出等 （国道 413 号や住家、車庫への被害等） |
| 青野原 | 13 | 山腹崩壊、土砂流出、倒木等 （国道 413 号や県道 64 号、住家への被害等） |
| 青山 | 5 | 山腹崩壊、土石流流下、土砂流出等 （市道や林道、住家への被害等） |
| 太井 | 1 | 土砂流出 |
| 鳥屋 | 10 | 山腹崩壊、土砂流出、斜面崩落等 （住宅、工場、林道、県道への被害等） |
| 長竹 | 1 | 下部の沢の侵食による崩落（畑への被害等） |
| 中野 | 1 | 山腹崩壊 |
| 三井 | 2 | 山腹崩壊、土砂流出（住家、市道への被害） |
| 相模湖地区 | 22 | |
| 小原 | 7 | 山腹崩壊、土砂流出、倒木等 （水路や市道、林道、住家への被害等） |
| 寸沢嵐 | 5 | 山腹崩壊、林地崩壊、土石流流下等 （寺院やキャンプ場、県道への被害等） |
| 千木良 | 6 | 山腹崩壊、土石流流下、土砂流出等 （住宅、市道、国道、水路への被害等） |
| 与瀬 | 3 | 土砂流出、林地崩壊等（住家への被害等） |
| 若柳 | 1 | 山腹崩壊（市道への被害等） |
| 藤野地区 | 45 | |
| 小淵 | 1 | 山腹崩壊（墓石の倒伏等の被害等） |
| 佐野川 | 10 | 山腹崩壊、土石流流下、土砂流出等 （住家、学校、県道への被害等） |
| 澤井 | 5 | 山腹崩壊、隣接地の崩壊等（林道や住家への被害等） |
| 名倉 | 2 | 崩落（県道 520 号への被害等） |
| 日連 | 7 | 山腹崩壊、土砂流出等（県道、市道、水路への被害等） |
| 牧野 | 17 | 山腹崩壊、斜面崩落、土砂流出等（人的被害（死者 3 名）、住家、 県道、市道への被害等） |
| 吉野 | 3 | 山腹崩壊、倒木等（林道、沢への被害等） |
| 合計 | 112 | |

(3) 商工・観光

商工・観光被害は、中小企業に係る商工被害状況の調査結果を基に、事業者の業種から商工被害と観光被害に区分し算出⁹している。

商工被害は、土砂災害による建物への被害のほか、停電や断水により、50件の被害が発生した。

観光被害は、バンガローの全壊等、キャンプ場に係る被害が多く発生し、28件の被害が発生した。

図表 2.3.10 商工・観光被害の地区別発生状況（令和2年3月31日時点）

| 地区 | 被害区分 | | 主な被害概要 |
|--------------|-----------|-----------|-----------------------------------|
| | 商工 | 観光 | |
| 大沢地区 | 1 | | |
| 下九沢 | 1 | | 浸水被害 |
| 城山地区 | 2 | | |
| 川尻 | 1 | | 土砂災害による店舗全壊 |
| 城山 | 1 | | 資材置場における土砂災害 |
| 津久井地区 | 30 | 15 | |
| 青根 | 1 | 11 | 河川の増水によるキャンプ場バンガロー全壊、テントサイト土砂堆積等 |
| 青野原 | 6 | 2 | 工場、敷地内への土砂流入、キャンプ場バンガロー全壊等 |
| 青山 | 9 | | 敷地土砂流入、停電による機器故障、断水による製造停止等 |
| 鳥屋 | 6 | 1 | 敷地内土砂流入、床上浸水、敷地崩落による事務所全壊等 |
| 長竹 | 5 | | 浸水被害、断水・停電による休業等 |
| 根小屋 | 1 | | 人的被害 |
| 三井 | | 1 | 津久井湖水位上昇による設備被害 |
| 三ケ木 | 2 | | ゴルフ場グリーンへの土砂流入等 |
| 相模湖地区 | 4 | 8 | |
| 寸沢嵐 | 2 | 3 | 事務所への土砂流入、バンガロー全壊等 |
| 千木良 | 1 | | 台風による設備損傷 |
| 与瀬 | | 3 | 湖面へ流入した流木による栈橋の損傷等 |
| 若柳 | 1 | 2 | 土砂災害によるバンガロー全壊、敷地内での土砂崩れ等 |
| 藤野地区 | 12 | 5 | |
| 小淵 | 2 | | 土砂災害による車両埋没、施設損壊等 |
| 佐野川 | 2 | 1 | 土砂災害による車両埋没、バンガロー全壊等 |
| 名倉 | | 1 | 増水による釣り用舟の流失 |
| 日連 | 3 | 1 | 土砂災害による重機埋没、敷地内土砂流入、流木等による栈橋小屋損壊等 |
| 牧野 | 5 | 1 | 斜面崩落による建物全壊、ゴルフ場コースへの土砂流入等 |
| 吉野 | | 1 | 床下浸水 |
| 上溝地区 | 1 | | |
| 上溝 | 1 | | 洗車機の故障（4台） |
| 合計 | 50 | 28 | |

⁹ 商工・観光被害の件数は、被害を受けた事業者数とする。

5 被害金額

東日本台風に係る被害金額は、①施設、②産業、③建物に分けて算出しており、施設被害は7,815百万円、産業被害は3,556百万円、建物被害は2,425百万円、被害総額13,796百万円であった¹⁰。

図表 2.3.11 東日本台風に係る本市の被害金額（令和2年3月31日時点）

（単位：百万円）

| 区分 | | 被害額 | 合計 |
|--------------------|------------|-------|--------|
| 施設被害 | 公共土木施設被害 | 6,849 | 7,815 |
| | 公立文教施設被害 | 821 | |
| | その他の公共施設被害 | 145 | |
| 産業被害 | 林産被害 | 2,096 | 3,556 |
| | 観光・商工被害 | 1,400 | |
| | 農産被害 | 60 | |
| 建物被害 ¹¹ | 住家被害 | 1,035 | 2,425 |
| | うち家財被害 | 71 | |
| | 非住家被害 | 1,390 | |
| | | | 13,796 |

¹⁰ 一部被害については、被害見込額を計上。

¹¹ 神奈川県地震被害想定調査における経済被害の算定手法を参考に、建物の経済被害額を算出。なお、算出に当たり、被災家屋の平均延べ床面積の修正を行ったため、相模原市復旧・復興ビジョン（令和2年5月）に掲載している被害金額から修正している。

第4節 ライフラインの被害

1 電気

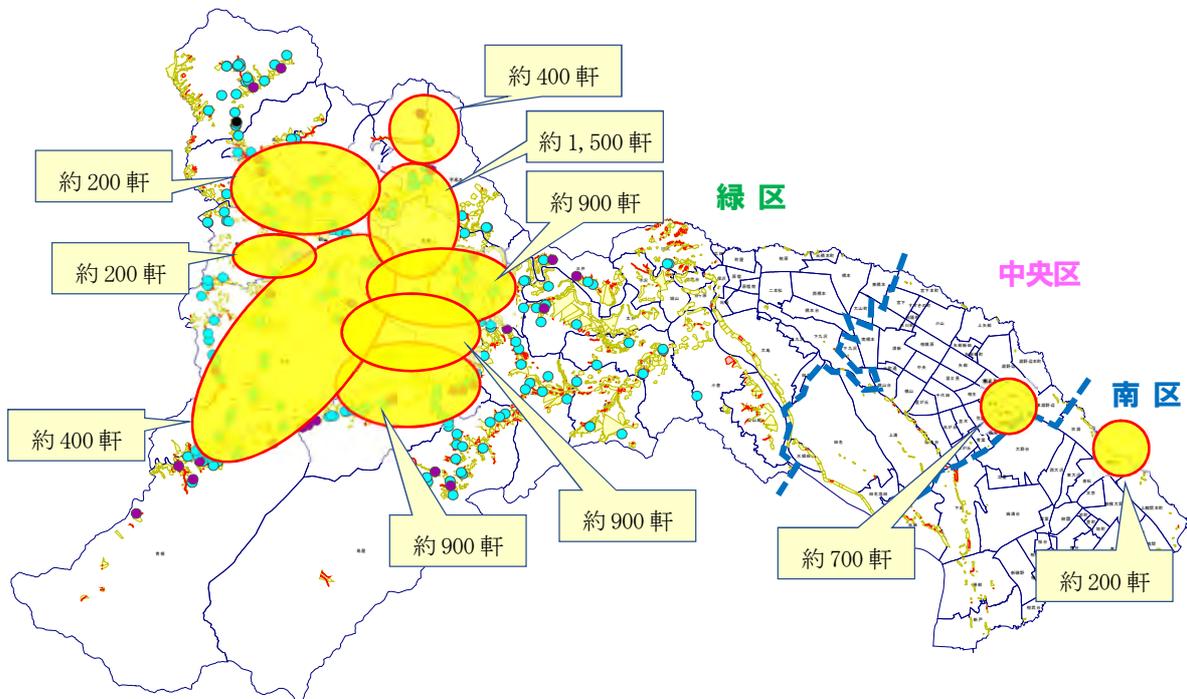
停電は、土砂災害による電柱の倒壊、断線等により、緑区の津久井地域を中心に最大約 3,960 軒発生¹²した。

図表 2.4.1 市内の停電発生状況

| 区 | 地域 | 軒数 | 発生日時 | 復旧日時 |
|-----|-----------------------------------|--------|--------------|--------------|
| 緑区 | 牧野 | 約 200 | 10月12日 14:53 | 10月17日 13:40 |
| | 青野原 | 約 300 | 10月12日 18:26 | 10月17日 13:40 |
| | 鳥屋 | 約 700 | | |
| | 長竹 | 100 未満 | 10月12日 19:40 | 10月13日 19:00 |
| | 日連 | 約 130 | | |
| | 小原、与瀬、与瀬本町 | 約 900 | 10月12日 19:44 | 10月12日 23:27 |
| | 千木良 | 約 600 | | 10月14日 13:00 |
| | 青根 | 約 200 | 10月12日 19:45 | 10月13日 7:00 |
| | 寸沢嵐、若柳 | 約 500 | 10月12日 21:10 | 10月15日 18:00 |
| | 青山 | 100 未満 | 10月12日 23:53 | 10月14日 13:00 |
| | 三ヶ木 | 100 未満 | 10月13日 0:12 | 10月14日 13:00 |
| | 名倉 | 約 180 | 10月13日 8:55 | 10月13日 11:30 |
| 中央区 | 松が丘2丁目、大野台3丁目 | 約 700 | 10月12日 20:50 | 10月12日 22:02 |
| 南区 | 鶴野森2,3丁目、上鶴間本町1丁目、相模大野1,2丁目、若松1丁目 | 約 200 | 10月12日 18:31 | 10月12日 20:22 |

《出所：当時の東京電力停電情報から作成》

図表 2.4.2 主な停電発生エリアの状況



¹² 停電の最大軒数は、災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数であり、本市では、12日（土）20時52分時点の軒数が最大値である。

2 水道（上水道）

断水は、土砂災害による配水管等の施設の破損や浄水場の停電が続いたことにより、緑区の津久井地域において10月12日（土）夜から最大3,722戸発生¹³した。

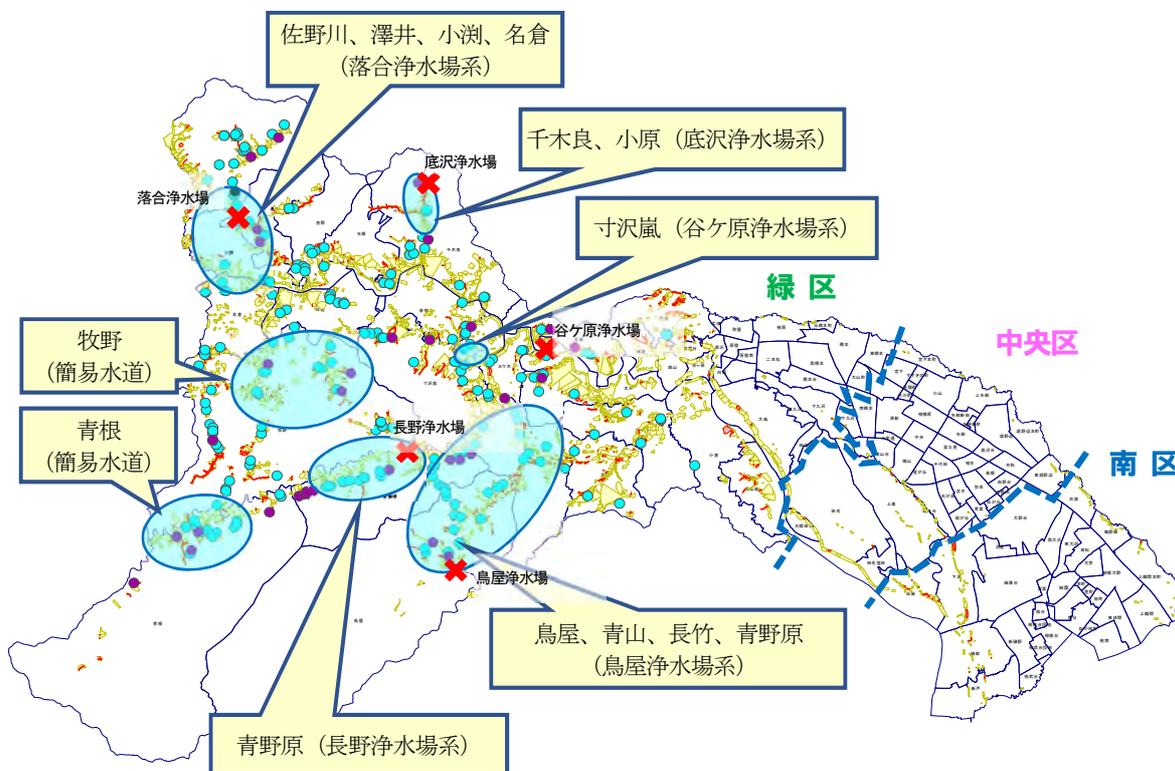
図表 2.4.3 市内の断水発生状況

| 区分 | 断水地域 | 戸数 | 断水日時 | 復旧日時 ^(※1) | |
|--------|---------------------------|--------------|--------------|----------------------|--------------|
| 上水道 | 谷ヶ原浄水場系 | 寸沢嵐 | 39 | 10月13日 0:12 | 10月13日 7:40 |
| | 底沢浄水場系 | 千木良、小原 | 66 | 10月12日 21:25 | 10月19日 19:40 |
| | | | 25 | 10月12日 21:15 | 10月19日 19:40 |
| | 鳥屋浄水場系 | 長竹 | 5 | 10月12日 22:15 | 10月15日 17:00 |
| | | 鳥屋、青野原、青山、長竹 | 3,231 | 10月13日 19:45 | 10月19日 18:10 |
| | 長野浄水場系 | 青野原 | 364 | 10月14日 7:25 | 10月18日 1:10 |
| 落合浄水場系 | 佐野川、澤井、小淵、名倉 | 322 | 10月12日 19:34 | 10月13日 8:37 | |
| | | 名倉 | 160 | 10月13日 9:00 | 10月13日 9:19 |
| 簡易水道 | 牧野 (新和田、田賀岡、中尾日向、篠原地区) | 120 | 10月13日未明 | 10月13日 18:00 | |
| | 青根 | 298 | 10月13日 12:00 | 10月15日 15:00 | |
| | 青根 (糠又地区) | 6 | 10月23日 13:00 | 10月28日 16:00 | |

(※1) 復旧日時は、各浄水場系の全域の断水解消日時。

《出所：上水道の断水状況は神奈川県提供資料から作成》

図表 2.4.4 断水エリアの状況



¹³ 断水の最大戸数は、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数である。

3 ガス、通信、放送

(1) ガス

本市では、東日本台風に伴う一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となるような状況は発生していない。

(2) 通信

通信関係の被害については、緑区の津久井地域において、NTT東日本の固定電話回線及び光回線が土砂災害等による電柱の倒壊や通信ケーブルの損傷により、182回線が不通¹⁴となった。

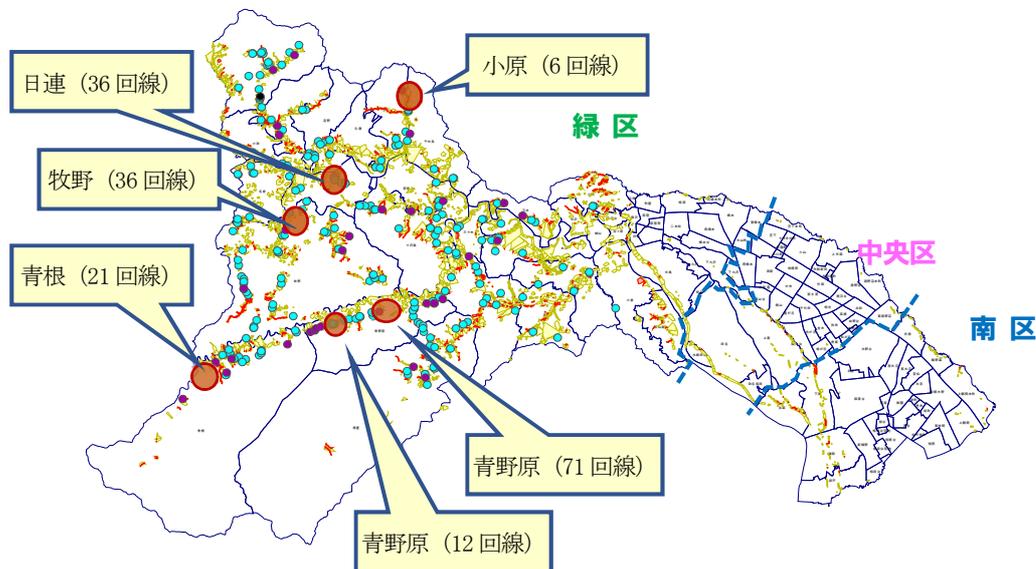
また、携帯電話については、NTTドコモ、KDDI(a u)、ソフトバンクそれぞれの事業者において、10月12日(土)から16日(水)(NTTドコモは18日(金))にかけて、緑区の一部で通信障害が発生した。

図表 2.4.5 市内の固定電話回線の被害状況

| 地区 | | 設備 | 不通回線数 |
|-----|-----|-------------|-------|
| 津久井 | 青野原 | 固定電話回線及び光回線 | 71回線 |
| | | 固定電話回線及び光回線 | 12回線 |
| | 青根 | 固定電話回線及び光回線 | 21回線 |
| 相模湖 | 小原 | 固定電話回線 | 6回線 |
| 藤野 | 日連 | 固定電話回線及び光回線 | 36回線 |
| | 牧野 | 固定電話回線及び光回線 | 36回線 |

《出所：NTT東日本提供資料から作成》

図表 2.4.6 固定電話回線・光回線不通エリアの状況



(3) 放送

地上波では、テレビ神奈川が緑区青野原において、停電により停波し、10月13日(日)から15日(火)にかけて約240世帯に影響が生じたほか、ケーブルテレビでは、(株)ジェイコム湘南・神奈川が緑区において、停電により停波し、13日(日)から14日(月・祝)にかけて本市を含む県内の複数の市町で最大14,000世帯に影響が生じた¹⁵。

¹⁴ 通信被害は、災害報告取扱要領に基づき、災害により通話不能となった電話の回線数を計上している。

¹⁵ 出所：総務省発表資料「令和元年台風第19号による被害状況等について(第1報～第52報)」

4 交通機関

(1) 鉄道

首都圏の鉄道事業者各社は、東日本台風の接近に伴い計画運休を実施する旨を10月11日(金)に発表し、12日(土)午前から順次全線運休の措置をとった。

図表 2.4.7 市内の在来線の運休・再開状況

| 路線 | 運休日時 | 再開日時 | 特記事項 |
|----------|--------------|------------------------|---------------------------|
| J R 横浜線 | 10月12日11時頃から | 10月13日8:10 | なし |
| J R 相模線 | 10月12日10時頃から | 10月13日12:14 | なし |
| J R 中央本線 | 10月12日10時頃から | (高尾～新宿間) 10月13日12時頃 | なし |
| | | (大月～高尾間) 10月18日11時頃 | 10月18日から下り線のみを利用した単線運転を開始 |
| 京王線 | 10月12日14時頃から | 10月13日9:30頃 | なし |
| 小田急線 | 10月12日12時頃から | 10月13日12:30頃 | なし |

図表 2.4.8 駅自由通路等の様子 (10月12日)



橋本駅自由通路(京王線側)(10時20分頃撮影)



相模大野駅ステーションスクエア前広場(18時20分頃撮影)

図表 2.4.9 J R 中央本線の復旧作業の様子



高尾～相模湖間(上り線)での土砂流入及びコンクリート壁崩落に係る復旧作業(10月15日(火)13時時点)

《出典：東日本旅客鉄道(株)八王子支社》

(2) バス

市内を運行するバス事業者各社は、10月12日（土）に順次全線運休の措置をとった。

図表 2.4.10 市内の路線バスの運休・再開状況

| 事業者 | 運休日時 | 再開日時（再開状況） | |
|---------|--------------|--|---|
| 神奈川中央交通 | 10月12日 14:00 | 相模原営業所管内 | 10月13日 始発から通常運行 |
| | | 橋本営業所管内 | 10月13日 一部路線を除き始発から通常運行 (運休：橋本駅南口～小沢線) 10月14日 通常運行 |
| | | 津久井営業所管内 | 10月13日 多くの路線が運休 10月14日 橋本～三ヶ木線が運行開始 10月15日 以下路線を除き運行 ①相模湖駅～千木良～高尾山口 ②相模湖駅～高尾～八王子駅 ③三ヶ木～東野・月夜野 10月18日 三ヶ木～東野・月夜野路線以外運行 10月28日 三ヶ木～東野・月夜野路線で折り返し運転開始 |
| 京王バス | 10月12日 14:40 | 10月13日 始発から通常運行 | |
| 富士急バス | 10月12日 10:00 | 10月14日 一部経路を変更し運行 (13日は休日のため市内運行なし) | |

(3) コミュニティ交通

コミュニティバス、乗合タクシーやデマンド交通は、休日運行がない地区を含め、10月12日（土）に運行休止の措置をとった。

図表 2.4.11 コミュニティ交通の運休・再開状況

| 種別 | 運行地区等 | 12日運行状況 | 再開日 |
|----------|---------|---------|---|
| コミュニティバス | せせらぎ号 | 運行休止 | 10月13日から通常運行 |
| | 大野北地区 | 休日運行なし | 10月15日から通常運行 (13, 14日は休日のため運行なし) |
| 乗合タクシー | 根小屋地区 | 運行休止 | 10月13日 8:20 (3便) から運行開始 |
| | 内郷地区 | 休日運行なし | 10月15日から通常運行 (13, 14日は休日のため運行なし) |
| | 吉野・与瀬地区 | 休日運行なし | 10月15日から通常運行 (一部迂回あり) (13, 14日は休日のため運行なし) |
| デマンド交通 | 菅井地区 | 運行休止 | 10月15日から県道76号(大羽橋付近)の前後でエリアを分けて運行開始 (道路開通により11月1日から通常運行) |
| | 篠原地区 | 運行休止 | 10月15日から一部ルートを除き運行開始 |

第3章

初動対応・応急対策

- 第1節 災害対策本部
- 第2節 避難情報の発令・避難者の推移
- 第3節 城山ダム緊急放流への対応
- 第4節 動員体制
- 第5節 被害・孤立状況の把握
- 第6節 救助・捜索
- 第7節 道路啓開
- 第8節 応急給水
- 第9節 ライフラインの復旧
- 第10節 災害廃棄物
- 第11節 災害対策用地
- 第12節 教育・保育
- 第13節 情報発信・問合せ対応
- 第14節 その他の応急対策
- 第15節 自衛隊の活動
- 第16節 警察の活動
- 第17節 TEC-FORCEの活動

第1節 災害対策本部

1 災害対策本部の組織概要

(1) 風水害に係る配備体制

本市では、災害を防御し、又は災害の拡大を防止するために、相模原市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び相模原市災害対策本部要綱（平成10年3月1日施行）において、災害の規模や程度に応じた配備体制を定めており、風水害においては、風水害情報連絡体制（レベル0）、風水害初動体制（レベル1）、風水害警戒本部体制（レベル2）及び災害対策本部体制（レベル3）の4段階の配備体制を敷くこととしている。風水害における配備体制の基準は、図表3.1.1のとおりである。

図表3.1.1 風水害における配備体制の基準（平成31年4月1日時点）

| レベル | 種別 | 配備基準 | 主な活動 | 配備人員 (目安) |
|-----|---------------|--|--|--------------|
| 0 | 風水害 情報連絡体制 | (1) 市域に次の警報が発表されたとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 (2) 市域に次の注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 ①大雨注意報 ②強風注意報 ③洪水注意報 ④竜巻注意情報 (3) その他危機管理監が必要と認めたとき。 | (1) 情報収集 (2) 防御体制の検討 (3) 防御資機材の点検整備 (4) 雨水排水施設等の点検等 | 531名 |
| 1 | 風水害 初動体制 | (1) 市域に次の警報が発表され、被害発生のおそれがあるとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 (2) 局地的な被害が発生し防御が必要なとき。 (3) 氾濫警戒情報が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めたとき。 | (1) 情報収集 (2) 広報活動 (3) 第1次警戒地域、河川及びがけ地の巡回 (4) 警戒地域関係者等との連携 (5) 防御活動 | 1,194名 |
| 2 | 風水害 警戒本部体制 | (1) 複数箇所でも局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。 (2) 氾濫危険情報が発表されたとき。 (3) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めたとき。 | (1) 情報収集 (2) 広報活動 (3) 第1次、第2次警戒地域、河川及びがけ地の巡回 (4) 警戒地域関係者等との連携 (5) 防御活動 | 2,188名 |
| 3 | 災害対策 本部体制 | (1) 市域に次の特別警報が発表されたとき。 ①大雨特別警報 ②暴風特別警報 (2) 大規模な被害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (3) 氾濫発生情報が発表されたとき。 (4) その他市長が必要と認めたとき。 | 総力を集中した災害対策活動 | 7,845名 |

(※1) 風水害警戒本部体制における風水害警戒本部長は、危機管理監である。

(※2) 市長又は危機管理監は災害の種類、規模発生時期、その他状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

(※3) 配備人員は、教職員を含む。

《出所：相模原市災害対策本部要綱（平成31年4月1日改正）から作成》

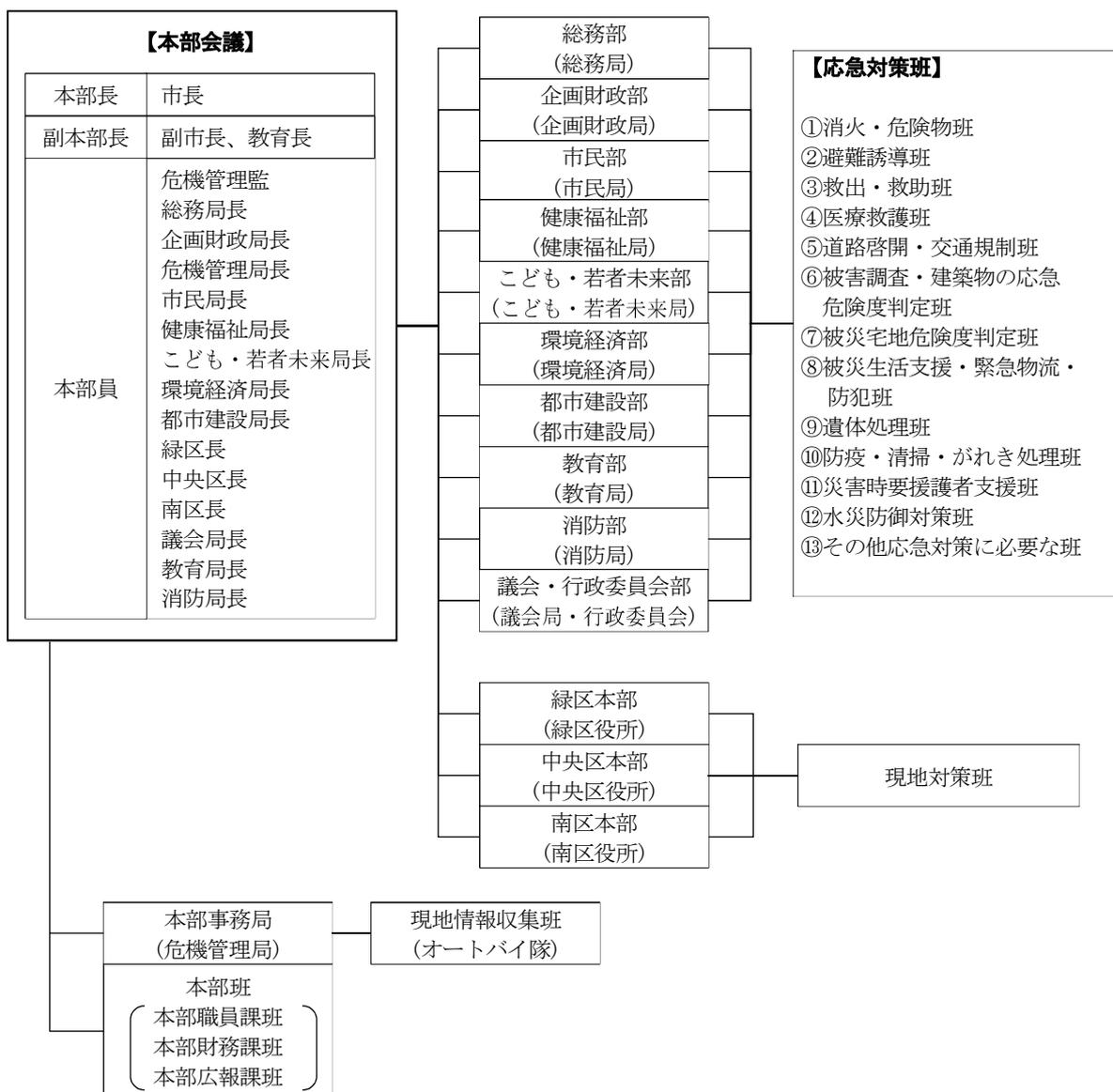
(2) 災害対策本部の組織

市災害対策本部は、本部会議、部、区本部、応急対策班¹、現地対策班²、本部班及び本部事務局をもって組織する。

また、部及び区本部には班を置くこととしており、本市においては、平時の組織である局及び区が災害対策本部設置時における部及び区本部を構成し、課（行政委員会については委員会事務局）が部及び区本部に置かれる班を構成している³。

災害対策本部及び本部事務局の組織概要は図表 3.1.2 及び 3.1.3 のとおりである。

図表 3.1.2 相模原市災害対策本部組織概要図（平成 31 年 4 月 1 日時点）



（※1）本部員について、令和元年度は、危機管理局長が危機管理監を兼ねている。

《出所：相模原市地域防災計画（平成 30 年 5 月修正）から作成》

¹ 応急対策班は、必要に応じて災害応急対策項目別に置かれる。

² 現地対策班は、22 のまちづくり区域を単位とし、まちづくりセンター及び中央区の 6 公民館に置かれる。

³ 令和元年度における本市の組織は、14 局（うち区役所 3）、23 部、184 課であった。

図表 3.1.3 災害対策本部事務局の編成及び事務分担

| 本部事務局長 | 危機管理監 | 副本部事務局長 | 副危機管理監 |
|--------------|---|---------|--------|
| 班 | 主な事務分担 | | |
| 対策調整班 | <ul style="list-style-type: none"> ○被害予測、応急対策、展開予測等の危機管理監、副危機管理監への助言 ○その他危機管理監、副危機管理監の特命事項 ○応急対策方針案の作成 ○応急対策の進行管理 ○関係機関との連絡調整 ○応急対策に係る各部との連絡調整 ○支援要請、受援調整（受援班が設置されていない場合） | | |
| 総務班 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部会議の運営、資料作成 ○本部事務局の職員配置、健康管理及び活動支援 ○災害対応状況の報告書の作成、記録 ○報道対応（本部広報課班が置かれた場合を除く。） | | |
| 受援班 | <ul style="list-style-type: none"> ○受援に係る応援機関との総合調整（消防、医療救護等の専門分野の独自体制に基づく業務及び各部・各区本部が直接実施する業務は除く。） ○応援機関が設置する現地調整窓口、九都県市応援調整本部等との連絡調整 ○受援状況の把握、進捗管理 ○災害ボランティアセンターとの連絡調整 | | |
| 通信班 | <ul style="list-style-type: none"> ○デジタル地域防災無線、同報無線等の運用・管理 ○J-アラート、EM-net等の運用・管理 ○各機器にて収集した情報の処理 ○エリアメール、防災メール、BizFAX等の運用 ○職員参集システム、災害情報共有システムの管理 ○一斉情報配信システムの運用・管理 ○県防災情報システムの運用 ○気象情報等の集約 ○城山ダム放流情報の収集 | | |
| 区本部調整班 | <ul style="list-style-type: none"> ○応急対策に係る各区本部との連絡調整・指示 ○避難所（避難者等）に係る各区本部との調整（開設指示等） ○各区本部からの被害情報（人的被害、建物被害）等の情報収集・集約 | | |
| ライフライン・交通対策班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン事業者、電気通信事業者の情報収集・調整 ○道路情報の収集（道路部との調整） ○応急対策に係る交通政策課（交通事業者）との調整等 ○公共交通機関の運行情報の収集 | | |
| 災害情報・システム対応班 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生報告受付 ○道路部・消防局対応事案の情報収集・整理 ○災害情報共有システムへの被害情報の入力 | | |
| 市民・電話対応班 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部事務局内電話の設定・管理 ○市民からの問合せ・窓口対応 ○庁内からの問合せ対応 ○アマチュア無線クラブとの連絡調整 | | |
| 現地情報収集班 | <ul style="list-style-type: none"> ○オートバイを活用した、現地の情報収集活動 | | |

《出所：相模原市災害対策本部事務局運営マニュアル（平成29年4月改訂）から作成》

2 台風接近に伴う事前対策

(1) 関係部局長会議の開催

東日本台風については、上陸の5日前から、非常に強い勢力で東日本に接近・上陸する進路が予想されていたため、本市では、横浜地方気象台や（一財）日本気象協会から台風による本市への影響等の聞き取りを行うとともに、台風対応に係るタイムラインの検討を行い、10月10日（木）15時に危機管理局、都市建設局（道路部・下水道部）及び消防局による関係部局長会議を開催し、令和元年台風第19号に係る情報共有や対応方針の検討を行った。

図表 3.1.4 関係部局長会議の概要

| | |
|-------------------------|--|
| 開催日時 | 10月10日（木）15時00分～16時00分 |
| 開催場所 | 災害対策室 |
| 出席者 | 危機管理局長（兼）危機管理監、副危機管理監、道路部長、下水道部長、副消防局長、危機管理課長、緊急対策課総括副主幹、警防課長、指令課長、道路計画課長、下水道経営課長、事務局（緊急対策課） 計11名（事務局除く） |
| 次第 | 1 台風の概況について 2 台風第19号接近に伴う確認事項について |
| 台風第19号 接近に伴う 確認事項 | <p>【職員の配備体制について】</p> <p>○警報発表の有無にかかわらず、12日（土）6時に風水害情報連絡体制（レベル0）を配備する。ただし、6時よりも前に警報が発表された場合は、その時刻をもってレベル0を配備する。</p> <p>○風水害時避難場所開設は12日（土）9時とし、2時間前の7時に風水害初動体制（レベル1）を配備する。</p> <p>○12日（土）12時に風水害警戒本部体制（レベル2）を配備する。</p> <p>【道路部・下水道部の対応について】</p> <p>○本市発注の工事について、現場の安全確認を行うとともに、緊急時の連絡系統を明確にする。</p> <p>○道路側溝、下水道、河川等について、障害物を除去するなど、浸水害被害を最小限に抑えるための対策を講じる。</p> <p>○被害状況を把握するため、「災害情報共有システム」に対応状況を速やかに入力する。</p> <p>【全体】</p> <p>○災害対応が長時間にわたる可能性があるため、職員の健康管理に留意する。</p> |

(2) 「令和元年台風第19号事前対策会議」の開催

関係部局長会議開催後の台風進路の予報を踏まえ、初めから風水害初動体制（レベル1）を配備することなど台風対応に係るタイムラインの精査を行い、10月11日（金）11時から市長、副市長、教育長及び各局・区長による「令和元年台風第19号事前対策会議」を開催した。

令和元年台風第19号事前対策会議では、令和元年台風第19号に係る情報共有や各局・区の対応状況の確認を行い、11日（金）15時に風水害時初動体制（レベル1）を配備することなど、令和元年台風第19号に係る本市の対応方針を決定した。

図表 3.1.5 令和元年台風第 19 号事前対策会議の概要（事前対策会議報告内容）

| | |
|--|---|
| 開催日時 | 10月11日（金）11時00分～12時00分 |
| 開催場所 | 第1特別会議室 |
| 出席者 | 市長、副市長（3名）、教育長、総務局長、企画財政局長、危機管理局长（兼）危機管理監、市民局长、健康福祉局长、こども・若者未来局长、環境経済局长、都市建設局长、緑区长、中央区長、南区長、議会局长、教育局长、消防局长、事務局（危機管理局3名） 計22名 |
| 次第 | 1 台風概況の報告について（危機管理局） 2 状況共有、確認事項について（各局区长） 3 市長指示 |
| 市長指示の内容 | |
| <p>【全体事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人命を最優先に全力を挙げて災害対応に取り組むこと。 ○市民を守るという意識のもと、職員一人ひとりが自覚と責任を持つとともに、十分な連絡、連携により組織として対処すること。 ○職員自らも、自身の安全に十分に配慮すること。 ○その他、災害対応に必要なマニュアル・手順について改めて確認し、必要な対応を漏れなく行うこと。 <p>【局区個別事項】</p> <p>総務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対応が長時間に及んだ場合には、休憩時間や休憩場所の確保など、職員の安全面や健康管理に十分配慮すること。 ○市ホームページによる情報発信を適宜・適切に行うこと。 <p>企画財政局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○庁舎機能の維持管理のための必要な事前準備をしっかりと行うとともに、市内で停電が発生した場合には、電力事業者との連絡調整を密にし、迅速な対応を図ること。 <p>市民局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相模女子大学グリーンホール（相模原市文化会館）や杜のホールはしもと等、一時滞在施設に指定されている施設について、速やかに被害状況の把握を行うこと。 <p>健康福祉局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者及び要配慮者利用施設の被災状況について、速やかに把握し、必要な支援を行うこと。 ○仮に負傷者が発生した場合や断水が発生した場合には、応急医療救護や応急給水に関して、県や関係機関等と連携し、速やかに対応すること。 <p>こども・若者未来局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所その他所管する施設の被災状況を速やかに把握し、園児等の避難誘導、応急対策を確実に実施すること。 <p>環境経済局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況により、仮に避難生活が長期にわたることとなった場合、食料や物資の調達、輸送について関係機関等と連携し、滞りなく実施すること。 ○事業所や農家等に対し、風雨に備えた対策を早急に行うよう指導するとともに、従業員の安全確保のため必要な措置を行うよう要請すること。 <p>都市建設局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生後、速やかに被害状況を把握し、通行止め等必要な措置を速やかに行うとともに、緊急輸送道路等の道路啓開を行うこと。 ○鉄道、バス事業者との調整を密に行い、計画運休等の情報を速やかに市民に周知すること。 <p>区役所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○風水害時避難場所を速やかに開設できるよう、区本部及び現地対策班の態勢を整えておくこと。 ○土砂災害による孤立地区の発生に備え、情報伝達手段の通話確認を行うこと。 <p>議会局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議員の安否確認を速やかに行うとともに、議員への情報提供を適宜・適切に行うこと。 <p>教育局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育施設の被害状況を速やかに把握し、児童・生徒の避難誘導等、安全確保を確実に実施すること。 <p>消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防団との連携を密にし、市民の安全確保に万全を期すとともに、安全管理を徹底し、活動隊員の二次被害を防止すること。 ○「緊急消防援助隊」など、応援要請については適切に判断すること。 | |

図表 3.1.6 各局・区の令和元年台風第 19 号に係る対応状況等（事前対策会議報告内容）

| 局・区 | 区分 | 対応状況等 |
|-----------|------------|---|
| 総務局 | イベントの開催・中止 | ○イベントの中止状況について、市ホームページに特設ページを設置。 ○11日(金)大相撲相模原場所は、相模原ギオンアリーナにて予定どおり開催。 |
| | その他 | ○台風第15号に係る千葉県安房郡鋸南町への職員派遣について、11日(金)に派遣職員を全員帰庁させ、16日(水)に派遣を再開させる予定。 |
| 企画財政局 | その他 | ○10日(木)に市監督員による現場確認、施工会社への対策指導(工事現場内の安全確認等)、現場代理人への注意喚起、緊急連絡網の作成について対策を実施。 ○10日(木)に県石油商業組合北相支部に対し、協定に基づく燃料供給を要請する可能性があることから、円滑な供給に向けた体制の確保を依頼。 ○公用車の使用は台風への対応を最優先とし、各日約70台を確保。また、レベル2発令時点で、車で参集する職員が市役所周辺駐車場に駐車できるよう事業者と調整中。 ○東京電力から、他ブロックからの応援車両の駐車場所を確保する必要性を指摘されたことを受け、キャンプ淵野辺留保地の多目的広場を(公財)相模原市まち・みどり公社と調整の上、予定地として確保。 |
| 市民局 | 施設の開設・閉鎖 | ○以前から閉館を予定していた市民健康文化センターを除き、全て開館する予定。ただし、市民会館等の文化施設は、キャンセル等により施設利用がなくなった場合、繰り上げて閉館する場合あり。 |
| | イベントの開催・中止 | ○フォトシティさがみはら表彰式の中止(12日(土))。 ○市民文化祭吟剣詩舞大会、青山学院大学学園祭におけるDV啓発活動は、気象情報により実施の可否を判断(13日(日))。 ○市民文化祭文芸セミナーは開催予定(14日(月・祝))。 |
| | その他 | ○局内の連絡体制の再確認、所管施設の安全確認と連絡体制の確認を指示。 ○市民の安全を第一に考え、情報収集と適切な対応にあたる。 |
| 健康福祉局 | 施設の開設・閉鎖 | ○メディカルセンターは、休日・夜間は通常どおり開院。 ○市立診療所は、土曜日の診療(12日)を行う。 |
| | イベントの開催・中止 | ○戦没者合同慰霊祭、ほかほかふれあいフェスタの中止(12日(土))。 ○がん集団検診の中止(12、13日(土、日))。 |
| | その他 | ○難病等により24時間人工呼吸器を使用し、生命維持をしている6名の市民に対し10日(木)に電話連絡を実施し、停電への備えや緊急時の対応方法を確認。 ○北里大学病院等の災害拠点病院から、ライフラインやスタッフの状況等の報告を受け、緊急時の対応を依頼。 ○社会福祉法人等が設置・運営している施設に対し、入所・通所者の安全確保を第一に、非常時の連絡体制、非常用電源の確認等を依頼。 |
| こども・若者未来局 | 施設の開設・閉鎖 | ○こどもセンター(24館)：全日休館(12日(土)) ○児童館(23館)：全日休館(12日(土)) ○独立余裕クラブ(44施設)：全日休館(12日(土)) ○津久井中央児童室(1室)：全日休館(12日(土)) ※上記施設については、10日(木)に市ホームページへの掲載や施設入口への掲示、利用者の保護者へのメールを実施。 |
| | 特に注意を要する施設 | ○新設保育所(市の補助事業を活用した新設保育所のうち、当該事業による工事を行っている施設に対して、資材・機材の飛散防止等の注意喚起を実施。) |
| | イベントの開催・中止 | ○ひとり親家庭等学習支援事業イベント「大学学園祭ツアー」(青山学院大学)中止(12日(土)) |

| 局・区 | 区分 | 対応状況等 |
|---------------|----------------|--|
| こども・若者 未来局 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○12日(土)母子健康手帳交付については、各区で通常2人対応であるところを1人対応で実施。 ○台風情報の確認、破損箇所の点検を実施(公立保育所)。 ○避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)が発令された際には、保護者へ登園を控えるようメール配信を実施(公立保育所)。 ○避難した場合には、避難場所をメール配信する(公立保育所)。 ○台風通過後、被害状況の確認、施設の点検を指示(公立保育所)。 ○台風情報の確認、破損箇所の点検を実施(民間保育所)。 ○安全対策の注意喚起、被害があった場合の報告について連絡(民間児童養護施設)。 |
| 環境経済局 | 施設の開設・ 閉鎖 | <ul style="list-style-type: none"> ○開館(相模川ふれあい科学館、サン・エールさがみはら、相模川自然の村講演、相模川自然の村清流の里、新磯ふれあいセンター、相模の大凧センター、環境情報センター) ○閉鎖(藤野やまなみ温泉(12日(土))、緑の休暇村センター、いやしの湯(12、13日(土、日))、上大島キャンプ場、望地弁天キャンプ場(12~14日(土~月・祝)) ○相模湖林間公園、津久井又野公園は11日(金)15時に12日(土)の閉鎖を判断。 ○総合就労支援センター、北岸林道は11日(金)に12日(土)の閉鎖を判断。 ○鳥居原ふれあいの館は11日(金)午前中に閉鎖を判断。 |
| | イベントの 開催・中止 | <ul style="list-style-type: none"> ○相模原市リサイクルフェア、女性の就労応援講座の中止(13日(日))。 ○スイーツフェスティバル 2019 かながわ屋そごう横浜店における「押し土産スイーツイベントの中止等(12日(土)中止、13日(日)は天候により15時から開催予定、14日(月・祝)は開催)。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ごみと資源回収は、12日(土)は通常通り収集。 ○し尿収集は、12日(土)から14日(月・祝)まで収集なし。 ○公園については、事前通報及び「公園樹木維持管理計画」に基づく危険箇所点検を実施(11日(金)まで)。 ○公園における問合せ、現場確認、業者指示に係る職員体制については、12日(土)2名、13日(土)14名、14日(月・祝)9名。 |
| 都市建設局 | 施設の開設・ 閉鎖 | <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関が計画運休を実施し、帰宅困難者が発生するおそれがある場合には、各区本部等と連携し、適切な情報提供、避難場所等への誘導が可能な体制をとる(まちづくり計画部)。 ○鉄道事業者が計画運休を実施した際には、市営自転車駐車場14箇所の閉鎖や橋本駅北口自由通路のシャッター閉鎖を予定(まちづくり事業部)。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○台風接近の前に国道413号(青野原3564~青根1407)、県道515号(三井1312~千木良549、市道橋津原平丸(青根6068~771)について、12日(土)10時から通行止めとする(道路部)。 ○配備体制に応じた人員配置等の確認や土嚢等の資機材の準備確認の実施(道路部)。 ○雨水調整池の清掃やマンホールポンプなどで必要となる自家発電に必要な燃料等の事前確認を実施(下水道部)。 ○長期間の発電に備えたポンプ機能確保のため、事業者の協力を得て12台の発電機を事前確保(下水道部)。 ○マンホールポンプの溢水に備え、バキュームカーの手配を資源循環部と調整済(下水道部)。 |
| 緑区役所 | イベントの 開催・中止 | <ul style="list-style-type: none"> ○第11回緑区区民会議、小松コスモスまつり、リニア中央新幹線関東車両基地回送線の旅客化を求める市民会議の中止(12日(土))。 ○青根大運動会の日程変更(13日(日)から14日(月・祝)へ)。 |

| 局・区 | 区分 | 対応状況等 |
|-----------|------------|---|
| 緑区役所 | イベントの開催・中止 | ○青野原地区体育まつりは13日(日)午前7時に判断。 ○中野三井体育祭りは13日(日)午前6時に判断。 |
| | その他 | ○区本部事務局内でミーティングを実施(区本部タイムライン、各職員の役割分担を確認)。 ○協定による風水害時避難場所への事前連絡の実施。 ○特命担当員に対する当日の参集可否の確認、補充職員の手配の実施。 |
| 中央区役所 | イベントの開催・中止 | ○サンマ祭(相模原西商店街)の中止(12日(土))。 ○上溝地区レクリエーション大会・ふるさとまつりの中止(13日(日))。 |
| | その他 | ○区本部事務局内でミーティングを実施(区本部職員の役割分担、事前準備の内容を確認)。 ○特命担当員に対し、参集メールの登録、参集可否の事前確認、気象情報や交通情報の収集、役割の再確認を指示。 |
| 南区役所 | イベントの開催・中止 | ○相模台地区体育祭の中止(13日(日))。 |
| | その他 | ○職員配備体制の検討(レベル0：地域振興課職員6名、レベル1：区職員約50名、レベル2：区職員約90名)。 ○12日以降の職員配備体制は、長期化を見据え複数班の当番体制を実施予定。 ○特命担当員等に、参集指示に対して速やかに対応できるよう、メールによる事前周知を9日(水)に実施。 ○帰宅困難者対策の徹底。 |
| 議会局・行政委員会 | その他 | ○レベル0以上の参集の場合に、危機管理局とりまとめの災害状況報告を所属職員全員へ情報提供(議会局)。 ○市内に重大な災害が発生した場合、議長に諮り各派代表者を招集し「市議会災害対策会議」を設置(議会局)。 ○必要に応じ、行政委員会部の応援を実施(議会局)。 |
| 教育局 | 施設の開設・閉鎖 | ○12日(土)～13日(日)午前中まで、所管施設を休館とする。 |
| | イベントの開催・中止 | ○12日(土)実施予定の公民館事業やスポーツイベントは中止。 ○体育祭、運動会を12日(土)から14日(月・祝)に延期した小中学校あり。 ○12日(土)授業参観を中止した学校あり。 |
| | その他 | ○レベル0配備をもって本部連絡員等が参集し情報収集を実施。 ○台風通過後は情報収集を行い、被害状況に応じて現地調査や緊急対応を実施。 |
| 消防局 | その他 | ○11日(金)午前中に、各消防署において水防資機材の再点検、車両への土嚢・排水ポンプの積載等、必要な準備を実施。 ○通常運用している消防隊に加え、直ちに非常用の消防車両などを活用して消防隊20隊を増強予定(レベル1配備時)。 ○浸水被害警戒地域の第1次警戒地域(3箇所)、河川及び崖地の巡回調査の実施(レベル1配備時)。 ○消防隊25隊85名を追加配備し、浸水被害警戒地域の第2次警戒地域(14箇所)の巡回調査を実施(レベル2配備時)。 |

図表 3.1.7 令和元年台風第 19 号に係るタイムライン (事前対策会議で決定)

令和元年台風第 19 号(10 月 12 日関東上陸予想)に関する防災行動計画(タイムライン)

| 日時 | 気象の状況 | <input type="checkbox"/> 市の対応 <input checked="" type="checkbox"/> 市民への対応 | 危機管理局内検討・処置内容 | 調整・確認事項 | |
|-------------|--|---|---|---|---|
| | | | | 庁内 | 県等外部機関 |
| 10/10 | 台風小笠原 付近北上中 | <input type="checkbox"/> 台風対応の検討 <input type="checkbox"/> 15:00 関係部局長会議 <input checked="" type="checkbox"/> 市民への情報発信 (市ホームページ、防災メール) | <input type="checkbox"/> 局内・庁内の対応時程確認 <input type="checkbox"/> 近隣他市の対応状況確認 <input type="checkbox"/> 関係部局長会議後方針案精査 | <input type="checkbox"/> 各局対応確認 <input type="checkbox"/> 庁内への情報提供 | <input type="checkbox"/> 東京電力 電源車等の対応につ いて打合せ <input type="checkbox"/> 町田、大和市等の対 応状況確認 <input type="checkbox"/> 台風説明会 |
| 10/11 | 台風関東に 向け北上中 秋雨前線 活発化 大雨注意報 | <input type="checkbox"/> 11:00 令和元年台風第 19 号事前対策会議 <input checked="" type="checkbox"/> ひばり放送、防災メール、T witter、市ホームページ <input type="checkbox"/> 15:00 風水害初動体制 【レベル1】 <input type="checkbox"/> 17:00 避難準備・高齢者等避難開 始発令 避難場所開設 <input checked="" type="checkbox"/> 市民への情報発信 発令情報及び避難場所開 設情報等 | <input type="checkbox"/> 令和元年台風第 19 号事前対策会 議後方針決定 <input type="checkbox"/> 市民への情報発信 ひばり放送、防災メール、 Twitter、市ホームページ <input type="checkbox"/> 河川水位、土砂災害危険度判定 メッシュ確認(体制解除まで継続) <input type="checkbox"/> 避難場所の開設時期について確 認 <input type="checkbox"/> 避難場所の開設状況の確認 <input type="checkbox"/> 今後の降雨状況を考慮し、土壌雨 量及び水位周知河川等の水位の 状況を確認し、今後の対応を検討 | <input type="checkbox"/> 庁内への情報提供 (令和元年台風第 19 号事前対策会 議結果) <input type="checkbox"/> 職員参集システムメール配信 <input type="checkbox"/> 本部連絡員体制配備 <input type="checkbox"/> 避難場所担当職員配備 <input type="checkbox"/> 道路部、下水道部、消防局警戒 開始 <input type="checkbox"/> 城山ダム放流情報 関係部署通知 (水みどり環境課) <input type="checkbox"/> 商業観光課 施設管理者を通じて放流情報を キャンプ場利用者に周知実施 <input type="checkbox"/> 消防局を通じ消防団に車両広 報依頼 | <input type="checkbox"/> 在日米陸軍基地管理 本部、九都県市事務局に 連絡 <input type="checkbox"/> 城山ダム放流情報確 認 <input type="checkbox"/> 17:00 町田市 避難準備・高齢者等避 難開始発令 |
| 10/12 早朝 | 台風関東に 向け北上 大雨警報 【警戒レベル3 相当】 降水量増大傾 向、土壌雨量及 び河川水位上 昇継続見込み 土砂災害警戒 情報発表 【警戒レベル4 相当】 台風 関東上陸 | <input type="checkbox"/> 6:00 風水害初動体制 【レベル1】 (参集人員:1194名) ※レベル1該当職員の追加参 集 <input type="checkbox"/> 9:00 風水害警戒本部 体制【レベル2】 (本部長・副本部長参集) ※班員については、各局区で 参集人員を調整する | <input type="checkbox"/> 市民への情報発信 ひばり放送、防災メール、 Twitter、市ホームページ <input type="checkbox"/> 風水害警戒本部会議開催 (本部長:危機管理監) (構成員:本部長) <input type="checkbox"/> 被害状況の確認 <input type="checkbox"/> 風水害警戒本部会議 随時開催 | <input type="checkbox"/> 道路部、下水道部、消防局警戒 継続、被害対応 <input type="checkbox"/> 城山ダム放流情報関係部署通 報 <input type="checkbox"/> 職員参集システムメール配信 <input type="checkbox"/> 消防局を通じ消防団に車両広 報依頼 | <input type="checkbox"/> 町田市、大和市等の 対応状況確認 <input type="checkbox"/> 県に被害情報速報通 報(被害発生時) <input type="checkbox"/> 城山ダム放流情報確 認 |
| 10/12 夕方 | 台風 関東上陸 | <input type="checkbox"/> 避難勧告の発令 <input type="checkbox"/> 避難指示(緊急)の発令 <input checked="" type="checkbox"/> 市民への情報発信 避難勧告及び避難場所開設 情報等 | <input type="checkbox"/> 風水害警戒本部会議 随時開催 | <input type="checkbox"/> 道路部、下水道部、 消防局警戒継続、被害対応 | |
| 10/12 夜 | | | | | |
| 10/13 昼頃 | | <input type="checkbox"/> 災害対策本部位制 【レベル3】 | <input type="checkbox"/> 被害の全容の把握 <input type="checkbox"/> 災害対策本部会議開催 (本部長:市長) | <input type="checkbox"/> 職員参集システムメール配信 | |

3 風水害初動体制・風水害警戒本部

(1) 風水害初動体制の配備

「令和元年台風第19号事前対策会議」の結果を踏まえ、10月11日（金）13時50分、全庁掲示板⁴に職員への対応方針を掲出し周知を行った後、避難場所の早期開設のため、避難所担当職員を対象に15時に風水害初動体制（レベル1）を配備した。また、台風の進路を踏まえ、12日（土）6時にレベル1を維持したまま、職員の追加参集を指示した。

風水害初動体制においては、主に次の対応を行った。

- ①風水害時避難場所の開設
- ②避難準備・高齢者等避難開始の発令（17時発令）
- ③防災メール等による開設した風水害時避難場所、交通機関の運休情報等の周知

(2) 風水害警戒本部体制への移行

事前に定めたタイムラインでは、10月12日（土）9時に風水害警戒本部体制（レベル2）を配備し、風水害警戒本部を設置することとしていたが、当初の想定より気象状況の悪化が早く、7時20分に相模原市西部に土砂災害警戒情報が発表された。

これにより、速やかに緑区の土砂災害のおそれがある区域を対象に避難勧告を発令する必要があると判断し、7時30分に風水害警戒本部体制へと移行した。

風水害警戒本部体制においては、主に次の対応を行った。

- ①避難勧告の発令（7時30分及び9時）
- ②通行規制、浸水被害警戒地域の巡回等の各種災害応急対策
- ③風水害警戒本部会議の開催（10時）

図表 3.1.8 相模原市風水害警戒本部会議の概要

| | |
|--|--|
| 開催日時 | 10月12日（土）10時00分～10時30分 |
| 開催場所 | 第1特別会議室 |
| 出席者 | 市長、副市長（3名）、教育長、総務局長、企画財政局長、危機管理局長（兼）危機管理監、市民局長、健康福祉局長、こども・若者未来局長、環境経済局長、都市建設局長、緑区長、中央区長、南区長、議会局長、教育局長、消防局長、事務局（危機管理局3名） 計22名 |
| 次第 | 1 気象情報について（危機管理局） 2 情報共有、確認事項について（各局区長） 3 その他 |
| 主な内容 | |
| <p>【気象情報について】（危機管理局）</p> <p>○市内の気象状況、気象警報の発表状況等の報告</p> <p>【状況共有、確認事項について】</p> <p>○要配慮者や要配慮者利用施設の被災状況や避難状況について（健康福祉局）</p> <p>○災害対応に従事する職員を支援するための体制について（総務局）</p> <p>○市内の交通機関の運行状況等の最新状況について（都市建設局）</p> <p>○館内の空調設備の稼働状況、公用車の対応等について（企画財政局）</p> <p>【その他】</p> <p>○次回の風水害警戒本部会議は12日（土）17時開催予定（災害対策本部体制移行に伴い中止）</p> | |

⁴ 組織内ネットワーク（庁内LAN）で構築している。市職員のみがパソコンで閲覧可能な掲示板。

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

10月12日(土)9時に市内全域の河川氾濫・土砂災害のおそれがある区域に対して避難勧告を発令した後、本部事務局(危機管理局)では、消防局や各区本部(区役所)との連携を密にし、災害対応に遅れが生じることがないように、降雨の状況や河川の水位、土砂災害の危険度分布の状況を注視するなどの措置を行った。

こうした中、11時頃、県から本部事務局に対し、「城山ダムの緊急放流を行う可能性がある」旨の連絡を受け、13時30分に災害対策本部を設置することとした。

その後、庁内への周知や相模川流域への避難指示(緊急)発令に向けた準備、相模川流域住民や要配慮者利用施設の避難誘導方法の検討等を行うとともに、県の城山ダム緊急放流に係る報道発表の時期等も踏まえ、13時30分に災害対策本部体制(レベル3)に移行し、風水害では本市で初めてとなる災害対策本部を設置するとともに、相模川流域に対し避難指示(緊急)を発令した。

(2) 災害対策本部会議

第1回災害対策本部会議は、10月12日(土)16時に開催し、17時に予定されていた城山ダムの緊急放流の概要や、各部・区本部の対策について報告が行われた。なお、会議中に、県から17時の緊急放流を見合わせる旨の連絡を受け、本部長から「緊急放流はひとまず中止となったが、予断を許さないことから引き続き警戒すること」について指示が出された。

第2回災害対策本部会議は、13日(日)10時に開催し、災害救助法の適用を決定したことや、市内の被害状況、各部・区本部の対応状況について報告を行うとともに、その状況から自衛隊の派遣を県に要請することを決定した。

災害対策本部会議については、災害対策本部を廃止するまでの間に計16回、市役所本庁舎の第1・2特別会議室で開催し、本部長、副本部長、本部員が出席したほか、国土交通省や県の情報連絡員(リエゾン)等の出席が複数回あった。なお、会議の時点で公開できない内容や、公開することにより災害対応・復旧対応に支障をきたす内容の報告等が行われる可能性があることを踏まえ、報道機関に対しては非公開で開催した。

図表 3.1.9 相模原市災害対策本部会議の開催経過

| 回・日時 | 議題・本部長指示 等 |
|---------------------------------|--|
| 第1回 10月12日(土) 16:00~17:00 | ○城山ダム緊急放流の概要について ○各部、区本部の対策について ○本部長指示 ・城山ダムの緊急放流はひとまず中止となったが、予断を許さないことから引き続き警戒すること。 |
| 第2回 10月13日(日) 10:00~11:00 | ○災害救助法の適用について ○各部、区本部の被害状況、対応状況について ○本部長指示 ・今回の災害は、市にとっては初めての経験となることが多いが、市一丸となって取り組むこと。 《特記事項》 ○自衛隊の派遣要請を決定 |
| 第3回 10月13日(日) 13:00~14:00 | ○自衛隊の派遣要請について ○各部、区本部の対応について ○本部長指示 ・津久井地域の道路状況の把握に努めること。 |

| 回・日時 | 議題・本部長指示 等 |
|---------------------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助を第一に取り組むこと。串川の水難事故ほか、青根地域の孤立化についても自衛隊に要請すること。 ・職員の体調管理に配慮すること。 等 |
| 第4回 10月14日 (月・祝) 10:00～11:00 | <ul style="list-style-type: none"> ○各部、区本部の対応について ○本部長指示 <ul style="list-style-type: none"> ・人命を第一に取り組むこと。 ・津久井地域では雨水が流れ出ていることから、市民が二次災害に遭わないよう配慮すること。 ・藤野芸術の家の避難者18名の生活再建を早急に検討すること。 ・明日(15日)から平常どおりの業務が加わるが、災害対応で疲弊している職員に配慮すること。 |
| 第5回 10月15日(火) 11:00～12:00 | <ul style="list-style-type: none"> ○臨時避難場所の開設について ○避難者世帯生活支援チームの設置について ○自衛隊の活動状況について ○各部、区本部の対応について ○その他 ○本部長指示 <ul style="list-style-type: none"> ・できることをしっかりやり、全力を挙げて取り組むこと。 |
| 第6回 10月16日(水) 10:00～11:00 | <ul style="list-style-type: none"> ○各部、区本部の対応について ○本部長指示 <ul style="list-style-type: none"> ・牧野の現場については、捜索活動が難航しているが、引き続き尽力すること。 ・義援金について、インターネットを活用して手軽に寄附できるような手法や、ふるさと納税と絡めた手法など、早急に検討すること。 ・現地に赴いてニーズを聞き取るなど、被災者に寄り添った対応をすること。等 |
| 第7回 10月18日(金) 10:00～12:00 | <ul style="list-style-type: none"> ○18日から19日にかけての降雨に伴う対応について ○災害対策本部体制について ○災害救助法による救助の特別基準設定内容について ○宅地(民地)の地盤の応急手当について ○各部、区本部の対応について ○本部長指示 <ul style="list-style-type: none"> ・相模原地域連合からボランティアスタッフ派遣の申入れが来ていることから、個別に連絡を取り合って調整すること。 ・大きな被害のなかった中央区や南区と、被害のあった緑区では、同じ市内でも市民の意識に差があることから、各区のホームページで緑区の現状を伝えるとともに、公民館に募金箱を設置するなど、中央区民や南区民の理解を得られるような対応を行うこと。 等 《特記事項》 <ul style="list-style-type: none"> ・本部班の設置。 |
| 第8回 10月21日(月) 10:00～12:00 | <ul style="list-style-type: none"> ○22日に予想される大雨に対する対応について ○台風第19号に伴う災害状況報告 ○災害救助法による救助の特別基準設定内容 ○各部、区本部の対応について ○本部長指示 <ul style="list-style-type: none"> ・全庁を挙げて長期化に対応し、72万市民のために取り組むこと。 等 《特記事項》 <ul style="list-style-type: none"> ・自主避難所に対する支援の強化を決定(職員を派遣し、ニーズの聞き取り、物資の搬送、環境改善に努める)。 |
| 第9回 10月23日(水) 10:00～12:00 | <ul style="list-style-type: none"> ○各部、区本部の対応について ○本部長指示 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康管理、メンタルの管理をしっかり行うこと。 ・支援の形は日々変化していることから、被災者のニーズを的確に答えられるよう寄り添った対応をすること。 ・緑区が被災したということではなく、相模原市が被災したという気持ちを持って、全市を挙げてこの災害を乗り越えるよう引き続きの対応をすること。 |

| 回・日時 | 議題・本部長指示 等 |
|----------------------------------|---|
| 第10回 10月25日(金) 13:30～15:00 | ○各部、区本部の対応について ○本部長指示 ・職員も疲弊していることから、職員の健康は第一に留意すること。 ・各種イベントについて、市民からは開催の有無にかかわらず非難の声があると思われるが、理解を得ながらしっかり対応すること。 ・いまだに見つかっていない行方不明者が一刻も早く救出されるようしっかり対応すること。 等 |
| 第11回 10月28日(月) 13:30～14:15 | ○各部、区本部の対応について ○本部長指示 ・今まではやらなければならないことが明確だったが、今後は何を選択するか判断が増える。被災者に寄り添う視点で自信を持って取り組むこと。 ・被災者の生活再建のため、国、県などの様々なメニューに果敢にチャレンジすること。必要であれば自身が動くので遠慮なく申し出ること。 等 |
| 第12回 11月1日(金) 15:30～16:30 | ○各部、区本部の対応について ○本部長指示 ・引き続き、市民に寄り添い、その声に耳を傾け丁寧に対応すること。 ・支援漏れがないよう、部署間で声を掛け合い、必ずどこかが責任を持って対応すること。 《特記事項》 ・災害復興本部（仮称）への移行について発議。 |
| 第13回 11月7日(木) 11:00～12:00 | ○各部、区本部の対応について ○台風第19号に係る相模原市復旧・復興推進本部（仮称）について ○本部長指示 ・行方不明者2名の捜索を最優先すること。 ・市民への支援の内容・方法が変化してきているが、被災者の身になって引き続き寄り添って対応すること。 等 《特記事項》 ・11月11日(月)をもって「復旧・復興推進本部（仮称）」を設置し、災害対策本部は引き続き継続することを決定。 |
| 第14回 11月13日(水) 14:30～16:00 | ○各部、区本部の対応について ○本部長指示 ・引き続き、市民に寄り添った対応をすること。 ・被災者支援システムを活用し被災者の対応に漏れのないようにすること。 ・国、県等の支援メニューの活用について早急に調整し、速やかに支援につなげること。 |
| 第15回 11月22日(金) 14:00～14:50 | ○各部、区本部の対応について |
| 第16回 12月10日(火) 15:30～16:30 | ○台風第19号における被害等の概要について ○各部、区本部の対応について ○災害対策本部の廃止について 《特記事項（本部長コメント）》 ・災害対策本部を廃止するが、被災者の生活再建支援や公共施設の復旧等、課題は山積している。被災者に対し今後も緑区長を中心に寄り添い、職員一丸となって対応すること。 |

(3) 本部班の設置

10月18日(金)に開催した第7回災害対策本部会議において、長期にわたって発生する膨大な事務に対応するため、本部班(本部広報課班、本部職員課班及び本部財務課班)を設置し、引き続き全庁一丸となって被災者支援や生活再建等に取り組むことを決定した。

図表 3.1.10 本部班の主な対応事項

| | |
|--------|--|
| 本部広報課班 | 錯綜しがちな情報管理と報道機関への対応を担当する。 |
| 本部職員課班 | 被災地のニーズ、受援業務に基づく職員配置と派遣調整を担当する(17日から災害対策本部事務局に2名先行配置)。 |
| 本部財務課班 | 災害関連予算を担当する。 |

(4) リエゾン(情報連絡員)の派遣

被害状況の把握や情報共有、災害応急対策の調整等を行うため、県や各防災関係機関からリエゾン(情報連絡員)が本市に派遣され、本部事務局や都市建設局で災害対応にあたった。

図表 3.1.11 リエゾンの受入れ期間

| 派遣元機関 | 期間 |
|---------------------|-------------------|
| 神奈川県 | 10月12日～11月15日 |
| 陸上自衛隊第4施設群 | 10月12日～11月13日 |
| 国土交通省関東地方整備局 | 10月14日～11月14日(※1) |
| 東京電力パワーグリッド(株)相模原支社 | 10月13日～10月29日 |
| NTT東日本東京西支店 | 10月15日～10月23日 |

(※1)災害対策本部会議が開催された11月22日及び12月10日にも一時的に派遣されている。

(5) 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、地域防災計画において、本部長が市域に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときに廃止すると規定している。

人的、物的被害に対する災害応急対策がおおむね完了したことから、12月10日(火)に開催した第16回災害対策本部会議において、災害対策本部の廃止を決定し、同日の16時30分をもって災害対策本部を廃止した。なお、11月11日(月)に設置した「相模原市災害復旧・復興推進本部」において引き続き被災者の生活再建、地域経済の復興及び公共施設の復旧に取り組むこととした。

5 神奈川県の体制

県は、10月12日(土)15時15分に県災害対策本部を設置し、同日18時に開催された第1回災害対策本部会議において、本市を含む大雨特別警報が発表された市町村を重点地域として、①迅速な情報収集・分析、共有の実施、②要救助者の迅速な救出及び緊急医療の的確な実施、③要避難地域における避難の確保を重視事項として、県内市町村、国、防災関係機関との緊密な連携のもと、全県一体となった応急対策活動を推進することを決定した。

県災害対策本部は、11月15日(金)16時15分に廃止され、復旧・復興に向けた災害対策支援本部体制へと移行した。

なお、県内では本市を含む 24 市町村が災害対策本部を設置した。

図表 3.1.12 神奈川県災害対策本部会議の開催経過

| 回数 | 開催日時 | 回数 | 開催日時 |
|-----|--------------|------|--------------|
| 第1回 | 10月12日18時00分 | 第7回 | 10月21日11時30分 |
| 第2回 | 13日9時00分 | 第8回 | 24日16時00分 |
| 第3回 | 13日16時00分 | 第9回 | 28日16時00分 |
| 第4回 | 14日16時00分 | 第10回 | 11月1日16時00分 |
| 第5回 | 15日16時00分 | 第11回 | 8日16時00分 |
| 第6回 | 17日16時00分 | 第12回 | 15日16時00分 |

図表 3.1.13 災害対策本部を設置した県内 24 市町村

相模原市、川崎市、座間市、鎌倉市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、小田原市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

6 市議会への対応

台風に関連する議員からの情報提供や市への問合せについては、情報の錯綜等を防ぐため、議会局を経由して災害対策本部事務局や関係部署へ行うよう調整をした。

11月12日（火）には、市議会全員協議会を開催し、台風の被害状況や対応状況について説明を行うとともに、令和元年台風第19号に係る補正予算等について、12月定例会議への提出にあたり、市民生活の再建やインフラの復旧、速やかな復興を進めていくための市の取組に対する審議に生かしてもらおうよう、議員に対して、11月18日（月）及び同25日（月）に緑区の被災現場の視察を行った（18日参加者19名、25日参加者13名）。

図表 3.1.14 津久井地区青根（国道413号）土砂崩落現場の視察状況



第2節 避難情報の発令・避難者の推移

1 避難情報の発令状況

(1) 避難情報発令の判断基準及び伝達手段

ア 判断基準

本市では、国が示すガイドライン⁵を踏まえ、「相模原市避難勧告等判断・伝達マニュアル」を策定⁶し、避難情報発令の判断基準を定めており、令和元年10月時点における判断基準は、図表3.2.1のとおりである。

なお、平成31年3月の国のガイドラインの改定により、令和元年6月から警戒レベルを用いた防災情報の提供が開始されることとなったが、本市においては、警戒レベルを付して避難情報を発令することとしたものの、当面の間、警戒レベル5「災害発生情報」の発令基準は定めず、「相模原市避難勧告等判断・伝達マニュアル」のとおり運用することとしていた。

図表3.2.1 洪水及び土砂災害に係る本市の避難情報発令の判断基準（令和元年10月時点）

| 避難情報の種類 | 洪水（河川の氾濫） ^(※1) | | 土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流） ^(※2) | |
|---------------------------|--|------------|---|-------------------------------|
| | 判断基準（目安） | 発令区域の単位 | 判断基準（目安） | 発令区域の単位 |
| 《警戒レベル3》 避難準備・高齢者等避難開始 | ○河川の水位が「避難判断水位」に達した場合 ○氾濫警戒情報が発表された場合（相模川のみ） | 大字単位 | ○大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒情報の発表が見込まれる場合 | 22地区単位（区域が限定できる場合は大字単位） |
| 《警戒レベル4》 避難勧告 | ○河川の水位が「氾濫危険水位」に達した場合 ○氾濫危険情報が発表された場合（相模川のみ） | 大字単位 | ○土砂災害警戒情報が発表された場合 | 大字単位（土砂災害危険度判定メッシュで基準を超過した区域） |
| 《警戒レベル4》 避難指示（緊急） | ○河川の水位が「氾濫危険水位」を越え、氾濫が発生するおそれのある場合 ○氾濫が発生した場合 ○氾濫発生情報が発表されたとき（相模川のみ） | 災害状況に応じて設定 | ○土砂災害の前兆現象を確認した場合 ○土砂災害が発生した場合 | 災害状況に応じて選定 |
| 《警戒レベル5》 災害発生情報 | ○国のガイドラインで「可能な範囲で発表」と示されたことから具体的な基準は定めていない。 | 同左 | ○国のガイドラインで「可能な範囲で発表」と示されたことから具体的な基準は定めていない。 | 同左 |

(※1) 対象とする河川は、洪水予報河川（相模川）及び水位周知河川（境川、串川、鳩川及び道保川）としているが、道保川は避難対象世帯がないことから避難情報発令対象としていない。また、本基準とは別にその他の河川（鳩川上流（市準用河川）、姥川、八瀬川及び深堀川）について、暫定的に発令基準を定めている。

(※2) 地すべりについては、危険性が確認された場合に、国・県等が個別に移動量等の監視・観測等を調査することから、その結果を踏まえ、判断することとしている。

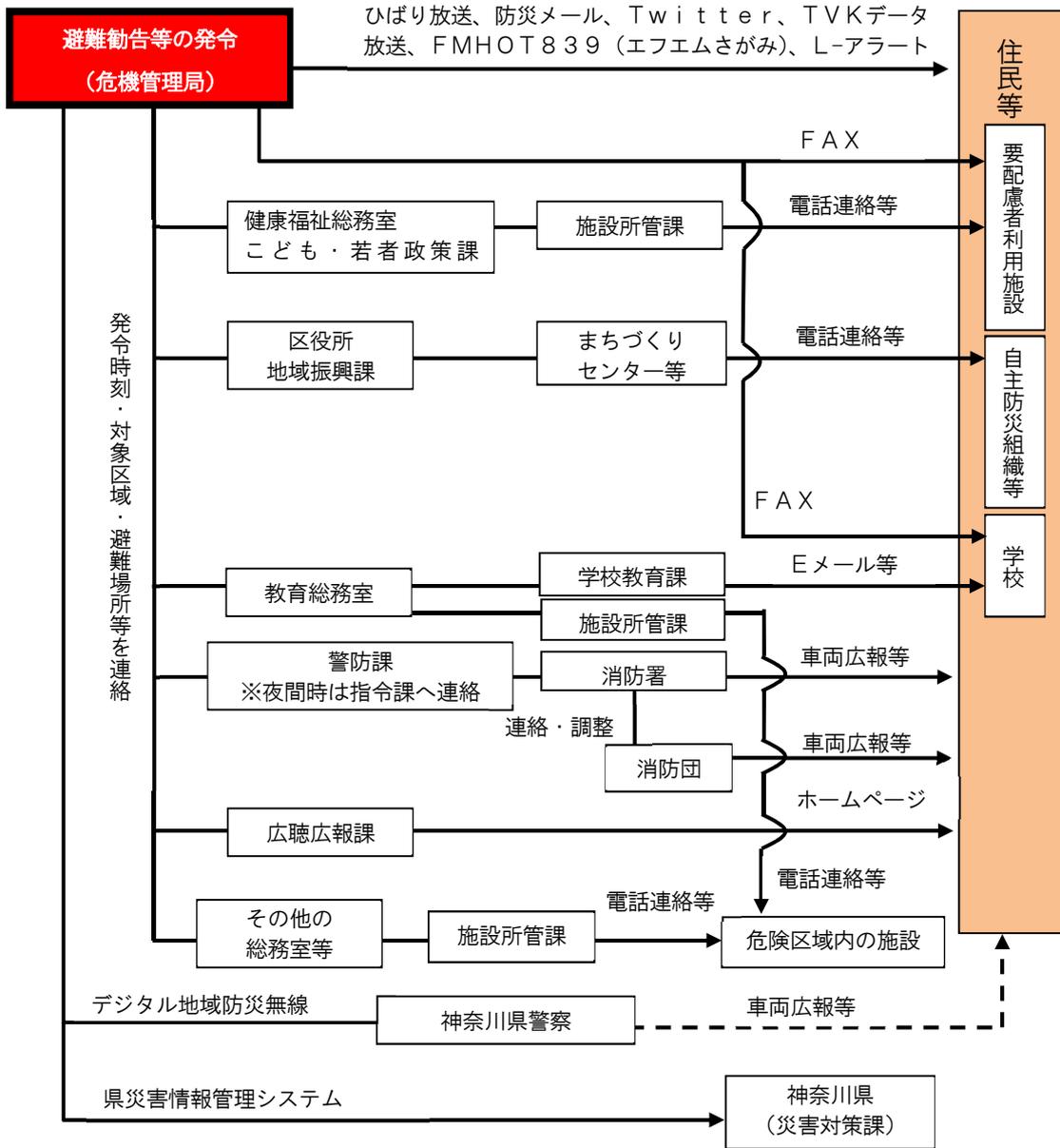
⁵ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府・平成27年8月）を踏まえ、本市のマニュアルを策定。なお、ガイドラインは平成29年1月の改定により「避難勧告等に関するガイドライン」に名称が改められた後、平成31年3月の改定を経て、令和3年5月の改定により「避難情報に関するガイドライン」に名称が改められている。

⁶ 平成28年4月に策定し、平成29年8月に一部を改訂。

イ 伝達手段

避難情報は、ひばり放送（防災行政用同報無線）、防災メール、Twitter、緊急速報メール（エリアメール）、Lアラート、TVKデータ放送、FMHOT839（エフエムさがみ）⁷、BizFAX⁸、市ホームページ、車両広報等により、広く市民等に対し広報することとしており、その概要は図表3.2.2のとおりである。

図表 3.2.2 避難情報の発令に係る情報伝達系統図⁹



《出所：相模原市避難勧告等判断・伝達マニュアル（平成29年8月改訂）から作成》

⁷ 相模原市に所在するコミュニティ放送局で、避難情報を発令した場合等に、割込放送を実施する協定を締結している。

⁸ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などに所在する高齢者施設などの要配慮者利用施設に対し、避難情報等をFAXで配信する仕組み。

⁹ 系統図内に記載されている組織名称は、令和元年10月時点のものである。

(2) 発令状況

ア 台風通過時

東日本台風の接近に伴い、10月11日（金）から12日（土）にかけて雨や風が非常に強まるおそれがあったことから、11日（金）17時に市内全域の土砂災害のおそれがある地域及び河川の氾濫のおそれがある地域に対して、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、早めの避難を呼びかけた。12日（土）7時20分に相模原市西部に土砂災害警戒情報が発表されたことに伴い、7時30分に緑区の土砂災害のおそれがある地域に避難勧告を発令した後、気象状況の悪化に伴い、随時避難勧告及び避難指示（緊急）を発令しており、その経過は図表3.2.3のとおりである。

なお、発令した避難情報は、13日（日）7時10分に一斉に解除した。

図表3.2.3 東日本台風における避難情報発令状況¹⁰

| 発令日時 | | 避難情報の種類 | 発令地域・発令事由・備考 | | 発令世帯・人数 | 解除日時 |
|--------|--------|-----------------|---|---|-------------------------------|----------------|
| 10月11日 | 17:00 | ① 避難準備・高齢者等避難開始 | 発令地域 | 市内全域の土砂災害又は河川氾濫 ^(※1) のおそれがある地域。 | 131,632世帯 294,565人 | 避難指示（緊急）に移行 |
| | | | 発令事由 | 台風接近のため。 | | |
| | | | 備考 | 11日に開催した事前対策会議において発令を決定。 | | |
| 7:30 | ② 避難勧告 | 発令地域 | 緑区の土砂災害のおそれがある地域。 | 40,931世帯 91,768人 | | |
| | | 発令事由 | 土砂災害のおそれが非常に高まったため。 | | | |
| 9:00 | ③ 避難勧告 | 発令地域 | 中央区・南区の土砂災害のおそれがある地域及び市内全域の河川氾濫のおそれがある地域。 | 90,701世帯 202,797人 ②との合算 | 10月13日 7:10 | |
| | | 発令事由 | 土砂災害・河川氾濫のおそれが非常に高まったため。 | | | |
| | | 備考 | 鳩川、姥川、八瀬川、深堀川については、13日7:10まで避難勧告の発令が継続。 | | | |
| 10月12日 | 13:30 | ④ 避難指示（緊急） | 発令地域 | 相模川流域の河川氾濫のおそれがある地域。 | 15,151世帯 35,304人 | |
| | | | 発令事由 | 城山ダム緊急放流実施の可能性があり、相模川の氾濫のおそれが非常に高まったため。 | | |
| | 17:20 | ⑤ 避難指示（緊急） | 発令地域 | 緑区の土砂災害のおそれがある地域。 | 35,456世帯 78,729人 ④との合算 | |
| | | | 発令事由 | 15:30に大雨特別警報が発表され、土砂災害のおそれが極めて高い、又は既に発生している可能性があったため。 | | |
| | 20:45 | ⑥ 避難指示（緊急） | 発令地域 | 境川、串川流域の河川氾濫のおそれがある地域。 | 32,701世帯 71,162人 ④⑤との合算 | |
| 発令事由 | | | 19:50に境川、串川の水位観測所において氾濫危険水位に到達し、以降も水位の上昇が認められたため。 | | | |
| | | | | | | 10月13日 7:10 |

(※1) 相模川、境川、串川、鳩川、姥川、八瀬川及び深堀川流域

¹⁰ 発令世帯・人数については、土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域内の世帯・人数ではなく、土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域を含む町丁・字の全世帯・人数である。

イ 台風通過後の発令基準の引下げ

10月17日(木)、国土交通省から、週末の雨に対し避難情報の発令基準を一段階早めた暫定的な運用を行うよう技術的助言が行われたことを受け¹¹、本市においては、大雨警報の発表の可能性が生じた場合に、緑区の土砂災害が発生した地域への避難情報の発令基準を図表3.2.4のとおり一段階早めることとした。この暫定基準の運用については、応急対策が完了するまでの当面の間継続¹²することとしたが、11月以降、まとまった降雨がなかったことから、10月24日(木)から25日(金)にかけての降雨における避難情報の発令が最後の暫定基準の運用となった。

図表 3.2.4 避難情報の発令に係る暫定基準

| 基準 | 通常運用 | 暫定運用 |
|------------|---------------|----------------------|
| 土砂災害警戒情報 | 避難勧告 | <u>避難指示(緊急)</u> |
| 大雨警報(土砂災害) | 避難準備・高齢者等避難開始 | <u>避難勧告</u> |
| 大雨注意報 | | <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> |

《出所:10月21日付け国土交通省事務連絡「今後の台風等による雨に対する警戒について」から作成》

ウ 台風通過後の避難情報の発令状況

暫定基準に基づく運用を決定した後、10月18日(金)から19日(土)にかけての降雨に伴う対応については、大雨注意報が発表される前の段階から避難準備・高齢者等避難開始を発令することとし、18日(金)12時に津久井地域の土砂災害のおそれがある地域に対して発令した。以降、21日(月)、24日(木)の降雨については、大雨注意報の発表後、大雨警報が発表される可能性がある時間帯を考慮し、それぞれ17時に同地域に対して避難準備・高齢者等避難開始を発令した。なお、25日(金)には、大雨警報(土砂災害)が発表されたことから、同地域に避難勧告を発令している。それぞれの避難情報の発令状況の概要は、図表3.2.5のとおりである。

図表 3.2.5 台風通過後の避難情報の発令状況

| 発令日時 | 避難情報の種類 | 発令地域 | 発令世帯・人数 | 解除日時 |
|-----------------|-------------------|---|---------------------|---------------------|
| 10月18日 12:00 | 避難準備・ 高齢者等避難開始 | 緑区のうち、城山・ 津久井・相模湖・藤 野地区の土砂災害の おそれがある地域 | 23,232世帯 51,894人 | 10月19日 8:00 |
| 10月21日 17:00 | 避難準備・ 高齢者等避難開始 | | 同上 | 10月22日 8:00 |
| 10月24日 17:00 | 避難準備・ 高齢者等避難開始 | | 同上 | 25日8:11に 避難勧告に移行 |
| 10月25日 8:11 | 避難勧告 | | 同上 | 10月25日 19:30 |

¹¹ 「今週末の雨に対する警戒について」(令和元年10月17日付け国土交通省水管理・国土保全局砂防部 砂防計画課 砂防計画調整官及び地震・火山砂防室長事務連絡)。

¹² 「今後の台風等による雨に対する警戒について」が、10月21日(月)に国土交通省水管理・国土保全局砂防部 砂防計画課 砂防計画調整官及び地震・火山砂防室長から発出されたことを受け、決定したもの。

2 風水害時避難場所等の開設

(1) 風水害時避難場所の指定状況

本市では、風水害（洪水並びに崖崩れ、土石流及び地滑り）に係る指定緊急避難場所を「風水害時避難場所」と名称を定め、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある区域外に所在する公共施設等を指定している¹³。また、風水害時避難場所のほか、洪水や土砂災害のおそれがない地域においては、公民館を自主避難場所として、大雨や台風の際に避難を希望する住民等を受け入れている。令和元年10月時点における風水害時避難場所及び自主避難場所の指定状況は、図表3.2.6のとおりである。

図表 3.2.6 風水害時避難場所の指定状況（令和元年10月時点）

| 区 | 対象とする風水害の区分 | | | | 自主避難場所 (公民館) | 合計 |
|------|-------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|
| | 土砂災害 | 洪水 | | 自主避難場所 (公民館) | | |
| | | うち、洪水 重複指定 | うち、土砂災害 重複指定 | | | |
| 緑 区 | 20 | 5 | 8 | 5 | 3 | 26 施設 |
| 中央区 | 6 | 2 | 10 | 2 | 6 | 20 施設 |
| 南 区 | 7 | 3 | 11 | 3 | 5 | 20 施設 |
| 合 計 | 33 | 10 | 29 | 10 | 14 | — |
| 施設総数 | 52 施設 | | | | 14 施設 | 66 施設 |

(2) 開設

風水害時避難場所や自主避難場所（以下「緊急避難場所」という。）は、施設ごとにあらかじめ市職員¹⁴を開設・運営に従事する担当職員として選任しており、原則、避難情報を発令する前に各施設に参集する体制をとっている。

東日本台風では、10月11日（金）15時に風水害初動体制（レベル1）を配備し、各担当職員に対し、「17時までに各施設を緊急避難場所として開設する」よう参集指示を行い、17時の避難準備・高齢者等避難開始を発令するまでに64箇所¹⁵の緊急避難場所を開設した。

なお、12日（土）には、城山ダムの緊急放流や避難者の増加への対応のため、緊急避難場所の追加開設を行い、台風通過後に一時的に開設した施設を含め、最終的には86箇所の緊急避難場所を開設し、最大6,114名の避難者を受け入れた¹⁶。

¹³ 令和元年10月時点。東日本台風の経験を踏まえ、令和2年度に指定の考え方の見直しを行っている。

¹⁴ 原則、緊急避難場所の近隣に居住する市職員3名を選任。

¹⁵ 風水害時避難場所として指定している施設のうち、屋内運動場の改修工事を行っていた大野北中学校及び車で緊急避難を行う場所として指定している上野原カントリークラブ駐車場の2箇所は、開設しないこととした。

¹⁶ 串川地域センターは14日（月・祝）に、相模湖総合事務所は13日（日）に開設しており、11日（金）から12日（土）にかけて開設した施設数としては、84施設となる。

図表 3.2.7 東日本台風における緊急避難場所の開設状況

| 区 | 施設名 | 開設日時 | 閉鎖日時 | 最大 避難者 | 施設名 | 開設日時 | 閉鎖日時 | 最大 避難者 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----------------------------|-------------|-------------|-----------|
| 緑 区 | 宮上児童館 | ● 11日 17:00 | 13日 8:20 | 38人 | 鳥屋小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 12:00 | 110人 |
| | 橋本公民館 | ○ 11日 17:00 | 13日 8:30 | 213人 | 鳥屋地域センター | ◎ 12日 11:00 | 13日 12:00 | 68人 |
| | 旭中学校 | ◎ 12日 18:00 | 13日 11:40 | 4人 | 青野原出張所 | ● 11日 17:00 | 13日 10:35 | 26人 |
| | 相原小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 9:15 | 122人 | 青根中学校 | ● 11日 17:00 | 13日 10:35 | 40人 |
| | 相原公民館 | ○ 11日 17:00 | 13日 8:20 | 50人 | 桂北小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 9:10 | 39人 |
| | 大沢公民館 | ● 11日 17:00 | 13日 9:30 | 47人 | 相模湖交流センター | ● 11日 17:00 | 13日 10:45 | 114人 |
| | 大島小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 9:30 | 49人 | 千木良小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 13:10 | 77人 |
| | 城山公民館 | ● 11日 17:00 | 13日 8:30 | 169人 | 内郷小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 9:30 | 78人 |
| | 葉山島センター | ● 11日 17:00 | 13日 9:00 | 31人 | 相模湖公民館 | ○ 11日 17:00 | 13日 17:55 | 45人 |
| | 相模丘中学校 | ◎ 12日 13:30 | 13日 8:35 | 35人 | 相模湖総合事務所 | ◎ 13日 17:55 | 14日 7:35 | 2人 |
| | 小網地域センター | ● 11日 17:00 | 13日 10:35 | 21人 | 藤野中央公民館 | ● 11日 17:00 | 13日 15:30 | 83人 |
| | 中野中学校 | ● 11日 17:00 | 13日 10:35 | 145人 | 沢井公民館 | ● 11日 17:00 | 13日 14:45 | 31人 |
| | 津久井中央小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 10:35 | 19人 | 藤野芸術の家 | ● 11日 17:00 | 14日 21:00 | 155人 |
| | 根小屋小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 10:35 | 94人 | 藤野農村環境改善センター | ● 11日 17:00 | 13日 14:45 | 77人 |
| | 串川小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 10:35 | 137人 | 藤野総合事務所 | ◎ 12日 12:45 | 13日 14:45 | 87人 |
| 串川地域センター | ◎ 14日 16:23 | 28日 11:30 | 1人 | 上野原CC駐車場 | ● 未開設 | 未開設 | - | |
| 中 央 区 | 向陽小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 8:30 | 153人 | 大野北公民館 | ○ 11日 17:00 | 13日 8:10 | 37人 |
| | 小山公民館 | ○ 11日 17:00 | 13日 8:30 | 67人 | 大野北中学校 | ● 未開設 | 未開設 | - |
| | 清新小学校 | ◎ 12日 17:35 | 13日 8:15 | 5人 | 共和中学校 | ◎ 12日 18:51 | 13日 2:50 | 0人 |
| | 清新公民館 | ○ 11日 17:00 | 13日 8:15 | 17人 | 田名小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 10:00 | 400人 |
| | 中央公民館 | ○ 11日 17:00 | 13日 8:10 | 47人 | 田名中学校 | ● 11日 17:00 | 13日 8:20 | 394人 |
| | 星が丘公民館 | ○ 11日 17:00 | 13日 8:15 | 33人 | 田名公民館 | ● 11日 17:00 | 13日 8:20 | 96人 |
| | 横山公民館 | ● 11日 17:00 | 13日 8:00 | 28人 | 田名北小学校 | ◎ 12日 13:45 | 13日 10:45 | 76人 |
| | 陽光台公民館 | ● 11日 17:00 | 13日 8:10 | 19人 | 新宿小学校 | ◎ 12日 17:05 | 13日 3:36 | 0人 |
| | 光が丘公民館 | ○ 11日 17:00 | 13日 8:10 | 17人 | 上溝小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 8:15 | 34人 |
| | 大野北小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 8:10 | 177人 | 上溝南小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 8:20 | 39人 |
| | 淵野辺小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 8:10 | 63人 | 上溝南中学校 | ● 11日 17:00 | 13日 8:15 | 16人 |
| | 淵野辺東小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 8:10 | 168人 | 上溝公民館 | ● 11日 17:00 | 13日 8:15 | 97人 |
| | 南 区 | 大野小学校 | ● 11日 17:00 | 13日 8:45 | 39人 | 麻溝台中学校 | ◎ 12日 14:40 | 13日 7:00 |
| 大野中公民館 | | ● 11日 17:00 | 13日 10:15 | 25人 | 相陽中学校 | ● 11日 17:00 | 13日 10:15 | 515人 |
| 鶴野森中学校 | | ● 11日 17:00 | 13日 8:45 | 61人 | さがみホト産業 特区プレ実証 フィールド* | ● 11日 17:00 | 13日 10:15 | 217人 |
| 大沼公民館 | | ○ 11日 17:00 | 13日 10:15 | 19人 | 若草小学校 | ◎ 12日 13:50 | 13日 6:15 | 7人 |
| 大野台公民館 | | ○ 11日 17:00 | 13日 10:15 | 20人 | 若草中学校 | ◎ 12日 14:30 | 13日 1:50 | 0人 |
| 鹿島台小学校 | | ● 11日 17:00 | 13日 9:05 | 44人 | 相模台中学校 | ◎ 12日 13:35 | 13日 1:50 | 2人 |
| 谷口中学校 | | ● 11日 17:00 | 13日 9:23 | 61人 | 双葉小学校 | ◎ 12日 13:50 | 13日 1:50 | 2人 |
| 南大野小学校 | | ● 11日 17:00 | 13日 9:11 | 20人 | 桜台小学校 | ◎ 12日 13:40 | 13日 1:50 | 3人 |
| 鶴園小学校 | | ● 11日 17:00 | 13日 9:25 | 141人 | 相模台公民館 | ○ 11日 17:00 | 13日 9:00 | 39人 |
| 上鶴間公民館 | | ● 11日 17:00 | 13日 9:10 | 59人 | 緑台小学校 | ◎ 12日 14:39 | 13日 7:10 | 2人 |
| 大野南公民館 | | ○ 11日 17:00 | 13日 9:16 | 47人 | 相武台小学校 | ◎ 12日 14:25 | 13日 2:24 | 1人 |
| 夢の丘小学校 | | ● 11日 17:00 | 13日 9:00 | 137人 | 相武台中学校 | ◎ 12日 13:55 | 13日 6:00 | 29人 |
| くぬぎ台小学校 | | ● 11日 17:00 | 13日 11:00 | 78人 | もえぎ台小学校 | ◎ 12日 13:45 | 13日 1:53 | 0人 |
| 東林公民館 | | ● 11日 17:00 | 13日 8:00 | 35人 | 相武台公民館 | ○ 11日 17:00 | 13日 6:08 | 22人 |
| 麻溝小学校 | | ● 11日 17:00 | 13日 9:10 | 47人 | 相模原ギオンアリーナ | ◎ 12日 16:00 | 13日 1:30 | 121人 |
| 麻溝公民館 | ● 11日 17:00 | 13日 8:50 | 100人 | 市民健康文化センター | ◎ 12日 15:00 | 13日 6:05 | 27人 | |

(※1) ●は風水害時避難場所 (52 施設)、○は自主避難場所 (14 施設)、◎は避難者の増加等により追加開設した施設 (22 施設) を示している。

(※2) 串川地域センターは、台風通過後、地域住民から避難の申出を受け、一時的に開設している。

(※3) 相模湖総合事務所は、相模湖公民館の閉鎖に伴い、一時的に避難者を受け入れるために開設している。

(※4) 藤野農村環境改善センターは、13日 14時 45分に風水害時避難場所を閉鎖した後、14日 20時に臨時避難所として開設している。

(3) 追加開設

ア 城山ダムの緊急放流に伴う追加開設

10月12日(土)11時頃、県から城山ダムの緊急放流の可能性の連絡を受けたことにより、避難者が急増し、開設中の緊急避難場所での受入れが困難となった場合に備える必要が生じたことから、本部事務局において指定避難所として指定している小中学校の中から追加開設を行う施設の検討を行い、緑区と中央区は各1箇所、南区は10箇所の施設について各区本部に開設指示を行った。

また、本部事務局からの開設指示のほか、各区本部の判断で追加開設の実施を決定し、中央区本部は指定避難所の中から1箇所を、南区本部は指定避難所として指定されていない相模原ギオンアリーナ(市立総合体育館)及び市立市民健康文化センターを追加開設した。

図表 3.2.8 城山ダムの緊急放流に伴う追加開設施設

| 区 | 地区 | 追加開設施設 |
|--------------|-----|---|
| 緑区 (1箇所) | 城山 | 相模丘中学校 |
| 中央区 (2箇所) | 田名 | 田名北小学校、新宿小学校(中央区本部判断により開設) |
| 南区 (12箇所) | 相模台 | 桜台小学校、双葉小学校、若草小学校、若草中学校、相模台中学校、麻溝台中学校 |
| | 相武台 | 緑台小学校、もえぎ台小学校、相武台小学校、相武台中学校 |
| | 麻溝 | 相模原ギオンアリーナ(南区本部判断により開設)、 市立市民健康文化センター(南区本部判断により開設) |

イ 避難者の増加に伴う追加開設

アのほか、開設済みの緊急避難場所で避難者が増えたことにより、避難者の収容が困難となった地区においては、各区本部の判断で追加開設をしており、緑区本部は3箇所、中央区本部は2箇所を追加開設している¹⁷。

図表 3.2.9 避難者の増加に伴う追加開設施設

| 区 | 地区 | 追加開設施設 | 開設理由 |
|--------------|-----|----------|---|
| 緑区 (3箇所) | 橋本 | 旭中学校 | 境川への避難情報発令に係る橋本地区の避難者増加に伴う開設。 |
| | 津久井 | 鳥屋地域センター | 土砂災害のおそれがある地域及び串川への避難情報発令に係る津久井地区(鳥屋)の避難者増加に伴う開設。 |
| | 藤野 | 藤野総合事務所 | 土砂災害のおそれがある地域への避難情報発令に係る藤野地区の避難者増加に伴う開設。 |
| 中央区 (2箇所) | 清新 | 清新小学校 | 境川への避難情報発令に係る小山地区の避難者増加に伴う開設。 |
| | 大野北 | 共和中学校 | 境川への避難情報発令に係る大野北地区の避難者増加に伴う開設。 |

¹⁷ 13日以降に開設した串川地域センター及び相模湖総合事務所を除く。なお、旭小学校(橋本地区)も当初追加開設をする予定であったが、屋内運動場改修工事のため、開設を断念している。

ウ 鳥屋地域センターの開設経過

追加開設した施設のうち、鳥屋地域センターについては、串川の洪水浸水想定区域(想定浸水深0.5m以上3m未満)及び家屋倒壊等氾濫想定区域内に所在する施設であり、本来開設する予定のない施設であった。しかし、10月12日(土)7時30分の緑区の土砂災害のおそれがある地域への避難勧告の発令及び9時の串川流域への避難勧告の発令により、近隣の風水害時避難場所である鳥屋小学校において、避難者の受入れが一時的に困難となった事態が生じたこと¹⁸から、臨時対応として鳥屋地域センターで最大68名の避難者の受入れを行った。その後、串川の水位が上昇してきたことにより、16時30分に一部の避難者に対して鳥屋小学校への移動を依頼し、20名の避難者が鳥屋小学校へ移動¹⁹した。また、高齢者や障害者等、移動が困難な避難者については、同センター2階への垂直避難の対応をとり、身の安全を確保することとした。なお、東日本台風による鳥屋地域センターの浸水被害は発生していない。

(4) 台風通過後の避難情報発令に伴う開設

台風通過後、緑区の土砂災害が発生した地域への避難情報の発令基準を一段階早める暫定基準の運用を行うに当たり、避難情報を発令する場合には、発令と同時に津久井地域の風水害時避難場所(県立相模湖センター、上野原CCを除く)を開設することを基本的な考えとした。

10月18日(金)、21日(月)及び24日(木)に発令した避難情報の際には、18箇所を開設しており、その概要は図表3.2.10のとおりである。

図表3.2.10 台風通過後の避難情報発令に伴う緊急避難場所の開設状況

■10月18日～19日(18日12時 避難準備・高齢者等避難開始発令 19日8時解除)

| 地区 | 施設名 | 開設日時 | 閉鎖日時 | 最大避難者 | 施設名 | 開設日時 | 閉鎖日時 | 最大避難者 |
|---------|----------|----------|----------|-------|--------------|-------------|---------|-------|
| 城山 | 城山公民館 | 18日10:30 | 19日8:00 | 0人 | 葉山島センター | 18日10:30 | 19日8:00 | 0人 |
| 津久井 | 小網地域センター | 18日10:30 | 19日8:00 | 0人 | 串川小学校 | 18日11:25 | 19日8:00 | 2人 |
| | 中野中学校 | 18日10:40 | 19日8:30 | 4人 | 鳥屋小学校 | 18日10:50 | 19日9:15 | 5人 |
| | 津久井中央小学校 | 18日10:45 | 19日10:00 | 1人 | 青野原出張所 | 18日10:00 | 19日8:00 | 5人 |
| | 根小屋小学校 | 18日11:20 | 19日8:00 | 0人 | 青根中学校 | 18日11:19 | 19日8:00 | 0人 |
| 相模湖 | 桂北小学校 | 18日11:15 | 19日8:00 | 0人 | 千木良小学校 | 18日11:33 | 19日8:00 | 0人 |
| | 内郷小学校 | 18日11:40 | 19日8:00 | 4人 | 相模湖公民館 | 18日11:05 | 19日8:00 | 18人 |
| 藤野 | 藤野中央公民館 | 18日11:20 | 19日8:00 | 10人 | 藤野芸術の家 | 18日11:40 | 19日8:00 | 15人 |
| | 沢井公民館 | 18日11:20 | 19日8:00 | 0人 | 藤野農村環境改善センター | 臨時避難所として開設中 | | 15人 |
| 最大避難者合計 | | | | | | | | 79人 |

¹⁸ 鳥屋小学校は、屋内運動場の一部が土砂災害警戒区域に含まれているため、校舎のみを風水害時避難場所として指定しており、当時は、校舎の特別教室(支援室)で避難者を受け入れる対応としていた。避難者の増加により、学校長と調整し、特別教室以外でも受け入れる対応を行った。

¹⁹ 移動手段は、車での移動が主であり、自治会長や消防団が避難支援を行っていた。

■10月21日～22日（21日17時 避難準備・高齢者等避難開始発令 22日8時解除）

| 地区 | 施設名 | 開設日時 | 閉鎖日時 | 最大避難者 | 施設名 | 開設日時 | 閉鎖日時 | 最大避難者 |
|---------|----------|----------|---------|-------|--------------|-------------|---------|-------|
| 城山 | 城山公民館 | 21日16:10 | 22日8:15 | 0人 | 葉山島センター | 21日17:00 | 22日8:05 | 0人 |
| 津久井 | 小網地域センター | 21日17:00 | 22日8:10 | 0人 | 串川小学校 | 21日17:00 | 22日8:25 | 1人 |
| | 中野中学校 | 21日17:00 | 22日8:10 | 1人 | 鳥屋小学校 | 21日16:30 | 22日8:30 | 2人 |
| | 津久井中央小学校 | 21日16:30 | 22日8:35 | 0人 | 青野原出張所 | 21日16:00 | 22日8:00 | 0人 |
| | 根小屋小学校 | 21日16:00 | 22日8:16 | 0人 | 青根中学校 | 21日17:00 | 22日8:10 | 0人 |
| 相模湖 | 桂北小学校 | 21日17:00 | 22日8:30 | 0人 | 千木良小学校 | 21日17:00 | 22日8:30 | 0人 |
| | 内郷小学校 | 21日17:00 | 22日8:45 | 1人 | 相模湖公民館 | 21日16:40 | 22日8:30 | 1人 |
| 藤野 | 藤野中央公民館 | 21日16:30 | 22日8:00 | 8人 | 藤野芸術の家 | 21日16:30 | 22日8:00 | 11人 |
| | 沢井公民館 | 21日16:40 | 22日8:00 | 2人 | 藤野農村環境改善センター | 臨時避難所として開設中 | | 20人 |
| 最大避難者合計 | | | | | | | | 47人 |

■10月24日～25日（24日17時 避難準備・高齢者等避難開始発令 25日8時11分避難勧告発令 19時30分解除）

| 地区 | 施設名 | 開設日時 | 閉鎖日時 | 最大避難者 | 施設名 | 開設日時 | 閉鎖日時 | 最大避難者 |
|---------|----------|----------|----------|-------|--------------|-------------|----------|-------|
| 城山 | 城山公民館 | 24日16:30 | 25日19:45 | 1人 | 葉山島センター | 24日16:30 | 25日19:45 | 0人 |
| 津久井 | 小網地域センター | 24日16:17 | 25日20:00 | 0人 | 串川小学校 | 24日16:25 | 25日20:00 | 2人 |
| | 中野中学校 | 24日16:00 | 25日20:00 | 4人 | 鳥屋小学校 | 24日16:18 | 25日20:45 | 3人 |
| | 津久井中央小学校 | 24日16:25 | 25日21:05 | 2人 | 青野原出張所 | 24日14:53 | 25日20:00 | 1人 |
| | 根小屋小学校 | 24日16:30 | 25日20:00 | 8人 | 青根中学校 | 24日16:20 | 25日20:00 | 0人 |
| 相模湖 | 桂北小学校 | 24日16:30 | 25日20:05 | 2人 | 千木良小学校 | 24日16:25 | 25日20:17 | 5人 |
| | 内郷小学校 | 24日16:25 | 25日19:45 | 5人 | 相模湖公民館 | 24日16:30 | 25日19:45 | 15人 |
| 藤野 | 藤野中央公民館 | 24日16:30 | 25日19:45 | 19人 | 藤野芸術の家 | 24日16:30 | 25日19:45 | 49人 |
| | 沢井公民館 | 24日16:30 | 25日19:45 | 4人 | 藤野農村環境改善センター | 臨時避難所として開設中 | | 11人 |
| 最大避難者合計 | | | | | | | | 131人 |

（※1）藤野農村環境改善センターの避難者数は、全ての日において臨時避難所の避難者を除く人数を計上。

3 緊急避難場所の状況

(1) 避難者の推移

10月11日（金）17時、台風の接近・通過が予想される前日の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、64箇所の緊急避難場所を開設したが、風雨も強くなっていなかったことから、19時時点における避難者は24名であった。

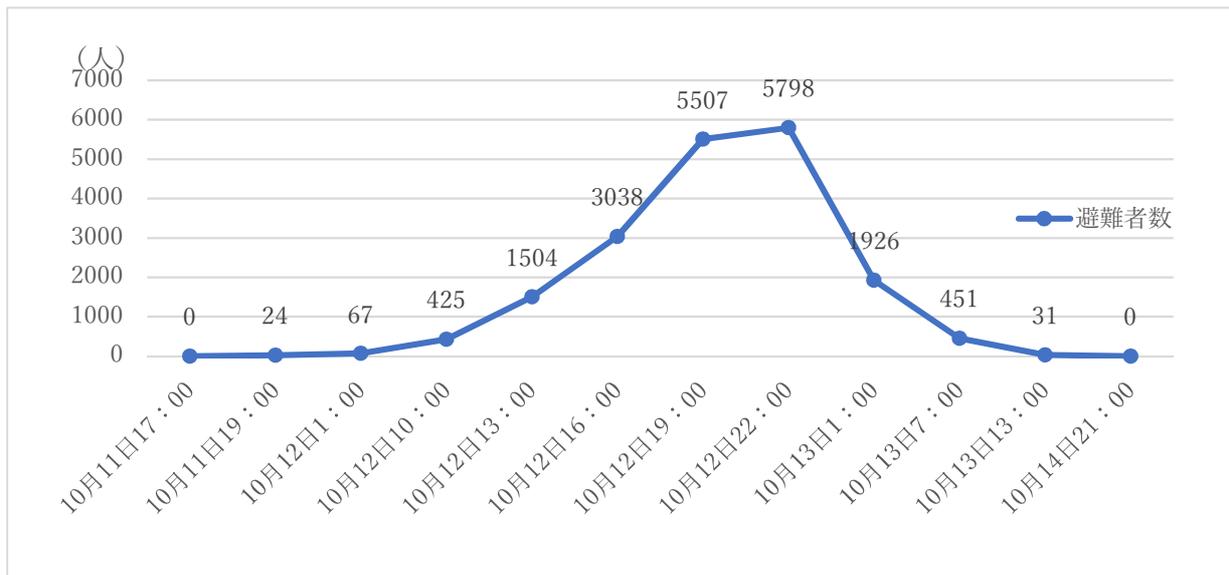
12日（土）には、朝から雨が強まり、7時20分に相模原市西部に土砂災害警戒情報が発表されたことを契機に、7時30分に緑区の土砂災害のおそれがある地域に、また、9時に市内全域の土砂災害及び河川氾濫のおそれがある地域に避難勧告を発令した結果、10時時点における避難者は425名となった。

その後、県からの城山ダムの緊急放流実施の可能性に係る連絡による、相模川流域の河川氾濫のおそれがある地域への避難指示（緊急）の発令（13時30分）や、気象状況の悪化による緑区の土砂災害のおそれがある地域に対する避難指示（緊急）の発令（17時20分）、境川・串川流域の河川氾濫のおそれがある地域に対する避難指示（緊急）の発令（20時45分）により、避難者は増加を続け、22時時点における避難者は5,798人となった²⁰。

台風が通過し、天候が回復した後は、避難者が自らの判断で帰宅を始め、13日（日）1時時点における避難者は1,926人まで減少した。

また、夜が明け、7時10分に発令していた全ての避難情報を解除した以降は、避難者の大半が退去を始め、13時の時点で、相模湖、藤野地区以外の避難者は全て退去した。相模湖、藤野地区においても、自宅が全壊するなどの被害を受け、帰宅することができない住民を除き、避難者の大半が13日（日）中に緊急避難場所から退去しており、最終的に14日（月・祝）20時、藤野農村環境改善センターを臨時避難所として開設し、藤野芸術の家に避難していた18名の避難者が臨時避難所へ移動を終えたことにより、全ての緊急避難場所を閉鎖した。

図表 3.2.11 緊急避難場所における避難者の推移



²⁰ 東日本台風における時間最大避難者数。緊急避難場所ごとの最大避難者の合計は、6,114人となる。

(2) ペット同行避難者への対応

当時、風水害時避難場所におけるペット同行避難については、各施設の実情に応じて対応することとしていたが、東日本台風の際には、区本部や本部事務局に「ペットと一緒に避難したい」、「ペットがいるとアレルギーがあるから避難できない」などの様々な意見が寄せられ、また、各緊急避難場所の運営に従事する職員からもペットの受入れについて相談が寄せられた。

この状況を受け、本部事務局では、12日（土）日中に「他の避難者に配慮した上でペットを受け入れること」を基本的な対応とすることを決め、各区本部に伝達した。

その結果、30施設において、犬や猫など、76匹のペットを受け入れた。

図表 3.2.12 ペットの受入状況

| 区 | ペット受入施設 | ペット受入状況 | | |
|--------------|--|---------|----|-------------|
| | | 犬 | 猫 | その他 |
| 緑区 (12箇所) | 相原小学校、宮上児童館、橋本公民館、城山公民館、小網地域センター、中野中学校、津久井中央小学校、根小屋小学校、鳥屋小学校、桂北小学校、藤野芸術の家、藤野農村環境改善センター | 3 | 10 | 8 (テグー等) |
| 中央区 (8箇所) | 向陽小学校、陽光台公民館、大野北公民館、大野北小学校、淵野辺東小学校、田名公民館、田名小学校、田名中学校 | 25 | 6 | 4 (鳥) |
| 南区 (10箇所) | 麻溝公民館、相陽中学校、さがみロボット産業特区プレ実証フィールド、大野中公民館、鶴野森中学校、鹿島台小学校、大野小学校、大野南公民館、相模台公民館、くぬぎ台小学校 | 12 | 7 | 1 (うさぎ) |
| 合計 | 30箇所 | 40 | 23 | 13 |

(3) 帰宅困難者への対応

首都圏の鉄道事業者各社は、12日（土）午前から計画運休を実施しており、都市建設局（交通政策課）では、鉄道主要駅に職員を派遣し、情報収集を行っていた。

こうした中、11時40分頃、緑区本部にJR中央本線²¹の相模湖駅において40名～50名の駅滞留者がいる旨の連絡が入り、直ちに相模湖地区現地対策班職員を派遣し、東日本旅客鉄道（株）と連携して駅滞留者への対応を行った。

駅滞留者の大半は、東日本旅客鉄道（株）により、JR八王子駅や橋本駅方面へ車両移送が行われた²²が、山梨方面への移送が困難である等の理由から、10名程度が帰宅困難者となったため、相模湖駅に隣接する相模湖公民館へと誘導した。

帰宅困難者に対しては、公民館の和室やホールを滞在場所として提供し、東日本旅客鉄道（株）から食料の提供が行われた。13日（日）に東日本旅客鉄道（株）による車両移送等の措置により、全ての帰宅困難者が公民館から退去し、帰路に就いた。

²¹ JR中央本線は、12日（土）10時頃から全線運休措置がとられた。

²² 大雨により、国道20号が通行止めとなっていたことから、国道413号を経由して移送が行われた。

(4) 物資等の提供

台風や大雨は、事前に被害の規模等を想定できる進行型災害であることから、風水害時避難場所では、避難者が食料・水等の必要な物品を持参し避難することを前提に、原則、生活関連物資の配布を行わないこととしている。

東日本台風においても、数日前から報道等で最大級の警戒が呼びかけられており、また、本市においても市ホームページや防災メール等で注意を呼びかけていたことから、各緊急避難場所を開設した際、食料等の配布は行っていなかった。しかしながら、避難が長期化したことから、避難者の健康状態に配慮し、各緊急避難場所の状況に応じて、避難所倉庫の備蓄物資の配布や、防災備蓄倉庫の物資を各区本部が各緊急避難場所へ配送し配布するなどの対応を行った。

また、津久井地域の緊急避難場所のうち、学校の体育館等は、特に夜間帯で寒さもあったことから、暖房器具を手配するとともに暖房用の燃料の調達を行った。

4 臨時避難所の開設等

(1) 臨時避難所の開設

東日本台風に伴い開設した緊急避難場所の大半は、13日(日)中に閉鎖したが、土砂災害により複数の住家が全壊するなどの被害が発生した緑区牧野では、藤野芸術の家の避難者が14日(月・祝)になっても7世帯18名が帰宅できない状況であった。また、藤野芸術の家は、(一社)かながわ青少年協会が運営²³しており、15日(火)が休館日であったことから、災害対策本部では、緊急避難場所にかわる別の避難所の開設が必要であると判断し、本部事務局が中心となり、開設する避難所の検討を開始した。

この地域の指定避難所は藤野南小学校であったが、避難者の生活環境や学校の再開を考慮し、藤野南小学校に近接する藤野農村環境改善センターを臨時避難所として開設することとした。臨時避難所は、避難者が藤野芸術の家からの移動を終えた14日(月・祝)20時に開設し、一時、最大避難者が10世帯22名となった後、全ての避難者が退去した12月26日(木)に閉鎖した。

図表 3.2.13 臨時避難所の開設から閉鎖までの主な経過

| 日付 | 時間 | 内容 |
|-----------|--------|--|
| 10月11日(金) | 17:00 | 避難準備・高齢者等避難開始を発令し、藤野芸術の家及び藤野農村環境改善センターを開設。 |
| 10月12日(土) | 7:30 | 緑区の土砂災害のおそれのある地域に避難勧告を発令。 |
| | 17:20 | 緑区の土砂災害のおそれのある地域に避難指示(緊急)を発令。 |
| | 22:00 | 藤野芸術の家の避難者155名、藤野農村環境改善センターの避難者77名。 |
| 10月13日(日) | 7:10 | 発令していた全ての避難情報を解除。 |
| | 13:00頃 | 県から、藤野芸術の家の利用は14日(月・祝)までと連絡を受ける。13時時点の藤野芸術の家の避難者は7世帯18名。 |
| | 14:45 | 藤野農村環境改善センターを閉鎖(緊急避難場所)。 |

²³ 平成29年度までは、県が指定管理者制度を導入し運営していたが、平成30年度から普通財産として(一社)かながわ青少年協会に貸付を行い、同協会が運営している。

| 日付 | 時間 | 内容 |
|-----------------|-----------------|---|
| 10月14日 (月・祝) | 12:00～ | 藤野農村環境改善センターを臨時避難所として開設する方向で調整開始。 ○環境経済局（津久井地域経済課） ⇒施設管理者としての施設の利用確認。 ○環境経済局（経済部） ⇒物資・食事の手配及びやまなみ温泉の無償提供の調整。 ○企画財政局（管財課） ⇒避難者の移動手手段確保（最終的には不要となった）。 |
| | 16:30 ～18:40 | 藤野芸術の家において緊急対策課長ほか1名が避難者等へ説明会を実施（藤野農村環境改善センターへの移動について説明）。 |
| | 16:40頃 | 藤野芸術の家の利用が16日（水）まで可能になったと県から連絡を受ける。 |
| | 16:50頃 | 藤野芸術の家にいる緊急対策課長に16日（水）まで利用可能な旨を連絡。 ⇒藤野農村環境改善センターへの移動について既に説明済で、現場の混乱を避けるため、藤野農村環境改善センターへの移動を決定。 |
| | 18:50～ | 避難者が藤野農村環境改善センターへ移動開始。 |
| | 20:00 | 藤野農村環境改善センターを臨時避難所として開設（18名）。 |
| | 21:00 | 藤野芸術の家閉鎖（風水害時避難場所）。 |
| 10月17日（木） | 18:30 | 藤野農村環境改善センターへの避難者が10世帯22名となる（最大避難者数）。 |
| 10月18日（金） | 7:30 | 1世帯2名が退去（避難者数：9世帯20名）。 |
| | 12:00 | 避難準備・高齢者等避難を発令し、藤野農村環境改善センターを緊急避難場所として開設（19日8:00解除）。 |
| 10月19日（土） | | 新たに1世帯1名が避難し、2世帯5名が退去（避難者：8世帯16名）。 |
| 10月20日（日） | | 1世帯4名が退去（避難者数：7世帯12名）。 |
| 10月21日（月） | 17:00 | 避難準備・高齢者等避難を発令し、藤野農村環境改善センターを緊急避難場所として開設（22日8:00解除）。 |
| 10月22日 (火・祝) | | 新たに1世帯2名が避難（避難者数：8世帯14名）。 |
| 10月24日（木） | 17:00 | 避難準備・高齢者等避難を発令し、藤野農村環境改善センターを緊急避難場所として開設（25日8:11避難勧告へ移行し、19:30に解除）。 |
| 10月25日（金） | | 新たに1名が避難（避難者の家族）（避難者数：8世帯15名）。 |
| 10月26日（土） | | 1世帯3名が退去（避難者数：7世帯12名）。 |
| 11月4日（月） | | 新たに1世帯1名が避難（避難者数：8世帯13名）。 |
| 11月7日（木） | | 新たに1世帯3名が避難（避難者数：9世帯16名）。 |
| 11月20日（水） | | 1世帯2名が退去（避難者数：8世帯14名）。 |
| 11月24日（日） | | 1世帯2名が退去（避難者数：7世帯12名）。 |
| 11月25日（月） | | 1世帯2名が退去（避難者数：6世帯10名）。 |
| 11月29日（金） | | 1世帯3名が退去（避難者数：5世帯7名）。 |
| 12月4日（水） | | 1世帯1名が退去（避難者数：4世帯6名）。 |
| 12月18日（水） | | 1世帯1名が退去（避難者数：3世帯5名）。 |
| 12月21日（土） | | 1世帯1名が退去（避難者数：2世帯4名）。 |
| 12月26日（木） | | 2世帯4名が退去。臨時避難所を閉鎖。 |

(2) 自主避難所の状況

東日本台風では、市が開設した臨時避難所である藤野農村環境改善センター以外に、自治会館やNPO法人が運営する篠原の里等が、共助の取組として自宅が全壊するなどの被害を受けた被災者のために開放されていた。

これらの施設について、災害対策本部では自主避難所として整理し、友人・親戚宅等に避難を継続している避難者等と併せて、公助による支援の必要が想定される被災者として、被災状況の把握や、支援ニーズの聞き取り等を実施した。また、聞き取りの結果、必要に応じて、米、飲料水、毛布、日用品等の物資支援を行った。

図表 3.2.14 自主避難所への避難状況²⁴

| 地区 | | 自主避難所 | 最大避難者数 |
|-----|-----|----------|--------|
| 津久井 | 青根 | 上青根自治会館 | 3世帯4名 |
| | 青野原 | 東野自治会館 | 1世帯2名 |
| | 青山 | 串川地域センター | 1世帯1名 |
| | 鳥屋 | 西門自治会館 | 1世帯2名 |
| | | 馬石自治会館 | 1世帯1名 |
| 相模湖 | 小原 | 底沢集会所 | 1世帯1名 |
| | 寸沢嵐 | 増原営農センター | 1世帯4名 |
| 藤野 | 牧野 | 篠原の里 | 3世帯10名 |
| | 佐野川 | 上河原自治会館 | 1世帯1名 |

²⁴ 自主避難所については、第6回災害対策本部会議（10月16日（水））以降、被災者が避難生活を行っている場所を集約した。

第3節 城山ダム緊急放流への対応

1 経過

城山ダムの緊急放流に係る最初の連絡は、10月10日（木）16時過ぎに城山ダム管理事務所から危機管理局に対して行われた。11日（金）16時頃、改めて同様の旨の連絡を受けるが、この時点では、緊急放流が実施される可能性がどの程度高いか判断することができなかったことから、緊急放流に備えた具体的な対応の検討は行わず、11日（金）11時に開催した「令和元年台風第19号事前対策会議」において決定した台風対応に係るタイムラインに基づき、台風の進路や降雨の状況、河川水位等を踏まえ、適時避難情報を発令することとした。

相模川流域への避難情報については、台風の接近・通過に伴い、11日（金）17時に避難準備・高齢者等避難開始を、12日（土）9時に避難勧告を発令している。

避難勧告発令後は、消防局・消防団による車両広報の実施や風水害警戒本部会議の開催、今後の気象状況を見据えた対応の検討等を行っており、こうした中、11時頃に県から「緊急放流を実施する可能性がある」旨の連絡が本部事務局に対して行われた。緊急放流実施の可能性が示されたことを踏まえ、本部事務局は、①市の災害体制の強化、②市民の避難誘導、③要配慮者利用施設に係る避難支援の3点について検討を行い、12時に市長及び副市長へ緊急放流の実施の可能性について報告するとともに、本市の対応について、13時30分に災害対策本部を設置すること及び相模川流域に対し避難指示（緊急）を発令することを決定した。

また、避難指示（緊急）の発令と併せて、避難誘導支援、交通規制等に係る警察との調整や、洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の避難支援、急増が予想される避難者の受入先の確保について検討・調整を行い、17時に予定されていた緊急放流に備えることとした。

16時過ぎ、県から本部事務局に対し、「流入量が予想に達しなかったことから緊急放流を当面見合わせる」とし、緊急放流を行う場合には再度1時間前までに連絡する旨の連絡があり、同時間帯に開催されていた第1回災害対策本部会議において報告を行った。これにより、避難指示（緊急）が発令されている中での車両広報は継続するものの、緊急放流が実施された場合における交通規制等に備えるための配備を一度解除した。

20時40分、市内での風雨の状況が最も強まる中、県から「22時に緊急放流を実施する見込みである」旨の連絡を本部事務局で受け、区本部、都市建設局、消防局及び警察等に連絡を行い、緊急放流に備えた体制を再配備したが、21時20分頃には「22時を待たずに緊急放流を実施する」旨の連絡があり、21時30分頃には「21時30分に緊急放流を開始する」旨の連絡を本部事務局で受け、速やかに関係部局や警察に連絡した。これにより、相模川流域付近で活動する消防部隊や警察では、直ちに洪水浸水想定区域外へ退避する行動がとられた。

緊急放流は、13日（日）1時15分に終了されたが、本市では、1時40分頃に県に確認を行ったことにより、その事実を覚知した。また、天候回復により、避難者が緊急避難場所から退去を始めていたが、避難指示（緊急）の解除については、夜間の解除は移動に危険が伴うと判断し、13日（日）7時10分に市内一斉に解除することとした。

なお、緊急放流に係る人的被害等、大きな被害は発生していない。

図表 3.3.1 城山ダム緊急放流に係る時系列

| 日時 | 内容 |
|---|--|
| 10日 | 16:00頃 ダム緊急放流の可能性についての連絡受信(城山ダム管理事務所から)。 |
| 11日 | 11:37 ダム放流予告に関する連絡受信(津久井治水センターから)。 |
| | 14:00 城山ダムが予備放流を開始(14:15に津久井治水センターから連絡受信)。 |
| | 16:00頃 ダム緊急放流の可能性についての連絡受信(城山ダム管理事務所から)。 |
| | 17:00 避難準備・高齢者等避難開始発令(緊急速報メール配信)。 |
| | 22:30 ダム放流量が500 m ³ /sを超える(22:40に津久井治水センターから連絡受信)。 |
| 12日 | 8:00 ダム放流量が1,000 m ³ /sを超える(8:09に津久井治水センターから連絡受信)。 |
| | 9:00 避難勧告発令(緊急速報メール配信)。 |
| | 11:00頃 緊急放流を行う可能性がある旨の連絡受信(県から)。 |
| | 11:45 ダム放流量が1,500 m ³ /sを超える(12:05に津久井治水センターから連絡受信)。 |
| | 12:00 市長及び副市長に緊急放流の可能性について報告し、今後の対応について報告。 相模川中流洪水予報 第1号(氾濫警戒情報)が発表される。 |
| | 13:00 県が緊急放流に係る記者発表(1回目)を実施(17時に緊急放流の見込み)。 |
| | 13:30 災害対策本部設置、避難指示(緊急)発令(緊急速報メール配信)。 |
| | 14:00 各警察署と相模川流域における避難誘導・交通規制に係る協議を実施。 |
| | 14:10 相模川中流洪水予報 第2号(氾濫警戒情報)が発表される。 |
| | 14:24 緊急放流に係る緊急速報メールが県から配信される(17時に緊急放流の見込み)。 |
| | 14:45 ダム放流量が2,000 m ³ /sを超える(16:45に津久井治水センターから連絡受信)。 |
| | 15:00 中央区水郷田名のグループホーム入居者21名をバスにより田名北小学校へ移送開始。 |
| | 15:15 相模川流域に対し、再度、避難指示(緊急)の呼びかけ(緊急速報メール配信)。 |
| | 15:20 相模川中流洪水予報 第3号(氾濫危険情報)が発表される。 |
| | 15:25 相模川洪水予報に係る緊急速報メールが県から配信される(氾濫危険水位到達)。 |
| | 15:30 市内に大雨特別警報(土砂災害)が発表される。 中央区水郷田名の有料老人ホーム入居者16名をバスにより田名北小学校へ移送開始。 中央区水郷田名のグループホーム入居者10名をバスにより田名北小学校へ移送開始。 |
| | 16:00頃 緊急放流を見送る旨及び緊急放流を行う場合には、再度1時間前までに連絡する旨の連絡受信(県河川課から)。 第1回災害対策本部会議において、緊急放流を見送る旨を報告。 |
| | 16:30 県が緊急放流に係る記者発表(2回目)を実施(緊急放流の見送り)。 |
| | 16:49 緊急放流に係る緊急速報メールが県から配信される(緊急放流見合わせ)。 |
| | 19:00 南区磯部のグループホーム入居者18名を夢の丘小学校へ移送開始。 |
| | 20:40 緊急放流を22時に実施する見込みである旨の連絡受信(県河川課から)。 |
| | 20:51 緊急放流に係る緊急速報メールが県から配信される(22時に緊急放流開始)。 |
| | 21:00 県が緊急放流に係る記者発表(3回目)を実施(22時に緊急放流を実施)。 |
| | 21:20頃 22時を待たずに緊急放流を行う旨の連絡受信(県河川課から)。 |
| | 21:30頃 21時30分に緊急放流を開始する旨の連絡受信(県河川課から)。 相模川中流洪水予報 第4号(氾濫危険情報)が発表される。 県が緊急放流に係る記者発表(4回目)を実施(22時を待たず緊急放流を実施)。 |
| | 21:33 緊急放流に係る緊急速報メールが県から配信される(21時30分に緊急放流開始)。 |
| | 13日 |
| 1:15 緊急放流終了。 県が緊急放流終了に係る記者発表(5回目)を実施。 | |
| 1:40頃 城山ダム管理事務所に緊急放流の終了について確認(緊急放流を終了した旨の回答)。 | |
| 1:51 緊急放流終了の連絡受信(津久井治水センターから)。 | |
| 1:58 緊急放流終了の連絡受信(県河川課から)。 | |

2 避難誘導・支援

(1) 消防局、消防団及び警察による避難誘導、車両通行規制等の措置

ア 避難誘導・広報

12日(土)9時に発令した避難勧告に伴い、消防局は消防団と連携し、車両による広報を随時行うこととした。車両による広報は、13時30分に緊急放流実施の可能性に伴う避難指示(緊急)を発令してからも継続して行うとともに、主要な交差点で洪水浸水想定区域内に進入する車両の制限を実施した。なお、これらの活動を行うに当たり、消防局では、17時に緊急放流の開始が予定されていたことを踏まえ、「16時30分までには、避難広報活動に従事する全ての消防職員及び消防団員を洪水浸水想定区域外に退避させ、安全確保された場所で水位の変化や災害発生の有無を確認させる」旨を指示している。

また、警察においては、14時頃から各警察署と個別に協議・調整を行い、車両による広報のほか、戸別訪問による住民の避難誘導が行われた。

イ 車両通行止め・立入禁止

城山ダムでは、ダム完成後、初めて緊急放流が実施されることとなり、水位の変化や護岸の崩壊などの被害がどの程度発生するか想定することが困難であったことから、緊急放流が実施された直後、消防局や消防団、都市建設局が、警察と連携して洪水浸水想定区域内に人や車両が進入しないよう、車両通行止めや立入禁止の措置を実施した。なお、これらの措置は一時的なもので、水位の変化等を確認しながら、各現場の判断で各措置や現場での監視を解除した。

図表 3.3.2 緊急放流の際に通行止め等の措置を実施した箇所

| No. | 所在 | | 対応 |
|-----|--------------------|-----------------|-----------------------------------|
| | 地番 | 箇所 | |
| 1 | 緑区小倉 382-1 | 旧小倉橋右岸 | 北本署非常編成隊 城山分署非常編成隊 消防団 北方面隊 |
| 2 | 緑区大島 967-2 | 大嶋坂 | 北本署非常編成隊 大沢分署非常編成隊 消防団 北方面隊 |
| 3 | 中央区水郷田名 1丁目 1167-4 | 山王坂 | 相模原本署非常編成隊 消防団 中央方面隊 |
| 4 | 中央区田名 1201-3 | 滝坂 | |
| 5 | 愛甲郡愛川町角田 934 | 高田橋右岸 | 中央土木事務所 |
| 6 | 中央区水郷田名 3丁目 4954-2 | しろ坂 | 相模原本署非常編成隊 消防団 中央方面隊 |
| 7 | 中央区田名 8519-2 | 望地弁天キャンプ場入口 | |
| 8 | 中央区田名塩田 3丁目 313-12 | 田名向原遺跡交差点 | |
| 9 | 南区当麻 88-2 | 下当麻北側交差点 | 消防団 南方面隊 |
| 10 | 南区下溝 1319-1 | 光明学園総合グラウンド入口 | |
| 11 | 厚木市上依知 1 | 旧昭和橋右岸 | 南土木事務所 |
| 12 | 南区当麻 1452-2 | 無量光寺入口交差点 | 消防団 南方面隊 |
| 13 | 南区下溝 1409-2 | 新磯橋入口交差点 | |
| 14 | 南区磯部 185-12 | 新磯踏切交差点 | |
| 15 | 南区磯部 1101-4 | 新磯小学校交差点 | |
| 16 | 南区磯部 1027-9 | 新磯まちづくりセンター前交差点 | |
| 17 | 南区新戸 2008-3 | 新戸踏切 | |
| 18 | 中央区田名 5550-2 | 高田橋左岸 | 相模原本署非常編成隊 消防団 中央方面隊 |

(2) 要配慮者利用施設に対する避難支援

相模川流域の洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設に対しては、12日(土)11時頃、県から緊急放流を実施する可能性がある旨の連絡を受け、速やかに健康福祉局が各要配慮者利用施設に避難状況の確認や避難行動(立退き避難又は屋内安全確保)実施の呼びかけの連絡を行った。また、健康福祉局による各施設への連絡と並行して、本部事務局では、集団移送が必要となる場合を想定し、バス事業者との調整や要配慮者利用施設入居者の避難先、施設入居者以外の自力避難困難者への対応について検討を行った。

12時30分頃、市内の観光バス事業者2社からバスの配車が可能である旨の連絡を受けたことにより、①要配慮者利用施設に対してはバスによる集団移送を実施、②要配慮者利用施設以外の自力避難困難者に対しては、避難広報や戸別訪問による避難の呼びかけの際に覚知した場合や、自力避難困難者から電話連絡を受けた場合に、各区本部で個別に対応することとした。

健康福祉局による要配慮者利用施設への連絡の結果、4施設(中央区3施設、南区1施設)においてバスによる避難支援が必要であることが判明したことから、バス事業者のバス5台、本市所有バス1台の計6台で集団移送を実施²⁵することとし、19時過ぎに4施設、計65名の避難が完了した。なお、中央区の3施設は、緊急放流への対応のために臨時で開設した田名北小学校に、南区の1施設は、既存の風水害時避難場所である夢の丘小学校に移送しており、各避難場所において、学校長等と調整し、体育用マットの借用や一般の避難者との滞在スペースを分けるなどの対応を行った。

また、13日(日)避難指示(緊急)の解除後は、本市所有バス及び車両を活用して、企画財政局が田名北小学校から各要配慮者利用施設への移送を行った。

図表 3.3.3 要配慮者利用施設に対するバスによる集団移送の主な経過

| 日時 | 内容 |
|------------|---|
| 12日 11:00頃 | ○県から緊急放流を実施する可能性がある旨の連絡を本部事務局で受信。 ○本部事務局から健康福祉局に対し、相模川流域の洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設に連絡するよう依頼。 |
| 12:20 | ○指定地方公共機関である神奈川中央交通(株)及び市内の観光バス事業者に対し、避難者の集団移送のためのバス配車が可能か打診。 |
| 12:30頃 | ○神奈川中央交通(株)から、計画運休等の対応のため人員の調整ができず配車ができない旨の連絡を受信。 ○観光バス事業者2社から配車可能の連絡を受信。 《山口自動車(株)》マイクロバス2台 《(株)バス窓.com》大型バス3台 |
| 14:00頃 | ○バス事業者のバスが市役所待機場所に到着。本部事務局、消防局、都市建設局(交通政策課)及び企画財政局(管財課)の間で、バスの誘導、施設への案内、バスの乗車支援担当者の選任等の調整を実施。 |
| 15:00 | ○グループホーム(中央区水郷田名2丁目)入居者21名を(株)バス窓.comが配車した大型バス1台により田名北小学校へ移送を開始。 |
| 15:30 | ○有料老人ホーム(中央区水郷田名1丁目)入居者16名、グループホーム(中央区水郷田名2丁目)入居者10名を山口自動車(株)が配車したマイクロバス1台及び本市マイクロバス1台により田名北小学校へ移送を開始。 |
| 16:00 | ○17時に予定されていた緊急放流が見送られる旨の連絡を本部事務局で受信。 |
| 19:00 | ○グループホーム(南区磯部)入居者18名を山口自動車(株)が配車したマイクロバス1台により夢の丘小学校へ移送を開始。 |

²⁵ バス事業者のバスのうち、(株)バス窓.comが手配した大型バス2台については、実際に移送を行わず、集団移送の対象者が急増した場合等に備え、待機を依頼した。

(3) 相模川流域の避難者の推移

県が、城山ダムの緊急放流を行う可能性がある旨の記者発表を行った12日(土)13時以降、相模川流域の多くの緊急避難場所で避難者が増加し続け、緊急放流を実施した直後の22時の時点でピークを迎えた。相模川流域及び城山ダムの緊急放流に伴い追加開設した緊急避難場所の避難者の推移は、図表3.3.4のとおりである。

図表 3.3.4 相模川流域及び緊急放流に伴い追加開設した緊急避難場所の避難者推移

| 緊急避難場所 | | 避難者数(人) | | | | | | | | |
|------------|-------------------------|---------|----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-----|
| | | 11日 | | 12日 | | | | 13日 | | |
| | | 19時 | 7時 | 10時 | 13時 | 16時 | 19時 | 22時 | 1時 | 7時 |
| 緑区 | 大沢公民館 | 1 | 7 | 7 | 20 | 22 | 47 | 47 | 5 | 0 |
| | 城山公民館 | 3 | 6 | 20 | 56 | 96 | 168 | 169 | 91 | 0 |
| | 葉山島センター | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 30 | 31 | 8 | 0 |
| | 大島小学校 | 0 | 0 | 9 | 18 | 35 | 49 | 47 | 15 | 0 |
| | 相模丘中学校 | 未開設 | | | | 6 | 35 | 35 | 24 | 0 |
| 中央区 | 田名公民館 | 0 | 3 | 26 | 63 | 84 | 96 | 63 | 38 | 2 |
| | 田名小学校 | 0 | 0 | 0 | 17 | 219 | 394 | 400 | 50 | 0 |
| | 田名中学校 | 0 | 0 | 4 | 11 | 11 | 256 | 394 | 100 | 0 |
| | 田名北小学校 | 未開設 | | | | 6 | 63 | 76 | 46 | 44 |
| | 新宿小学校 | 未開設 | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 閉鎖済 |
| 南区 | 麻溝公民館 | 1 | 4 | 4 | 77 | 66 | 97 | 100 | 22 | 3 |
| | 麻溝小学校 | 0 | 0 | 0 | 2 | 22 | 47 | 47 | 12 | 0 |
| | 夢の丘小学校 | 0 | 0 | 0 | 12 | 60 | 124 | 137 | 56 | 22 |
| | 相陽中学校 | 0 | 1 | 16 | 59 | 150 | 515 | 515 | 50 | 0 |
| | さがみホット産業特区 プレ実証フィールド | 0 | 0 | 0 | 2 | 60 | 100 | 217 | 60 | 4 |
| | 麻溝台中学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | 2 | 0 |
| | 若草小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 7 | 1 | 閉鎖済 |
| | 若草中学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 閉鎖済 |
| | 相模台中学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 閉鎖済 |
| | 双葉小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 閉鎖済 |
| | 桜台小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 閉鎖済 |
| | 緑台小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| | 相武台小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 閉鎖済 |
| | 相武台中学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 | 29 | 15 | 閉鎖済 |
| | もえぎ台小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 閉鎖済 |
| | 相模原ギョアリーナ | 未開設 | | | | 0 | 111 | 121 | 9 | 閉鎖済 |
| 市民健康文化センター | 未開設 | | | | 0 | 21 | 21 | 27 | 閉鎖済 | |
| 合計 | | 5 | 21 | 86 | 337 | 842 | 2,196 | 2,469 | 633 | 77 |

第4節 動員体制

1 職員の参集・動員状況

(1) 参集・動員状況

職員の動員体制については、台風が接近・通過するまでの間、長時間にわたり災害対応に従事することが予想されたことから、10月11日（金）15時に風水害初動体制（レベル1）を配備した際、参集対象者を風水害情報連絡体制（レベル0）の配備職員と緊急避難場所の開設を担当する職員に限定し、残りの対象者については、12日（土）6時に追加参集を行うこととした。また、12日（土）9時に風水害警戒本部体制（レベル2）へ移行することを想定していたが、相模原市西部に土砂災害警戒情報が発表されたことに伴い、7時30分に風水害警戒本部体制（レベル2）に移行し、あらかじめ各局・区で調整した人員が参集し、災害対応に従事することとなった。

12日（土）13時30分の災害対策本部体制（レベル3）への移行に当たっては、本来、全職員が参集対象となるが、気象状況が悪化していること、また、台風通過後にも災害応急対策等の対応が必要となることが想定されたことから、各局・区で災害対応に必要と認める人員を参集することとし、台風通過後の対応についても、各局・区の判断により必要な人員を動員することとした。

なお、台風通過後の夜間の体制について、各局・区の実情に応じて連絡員等を当直又は自宅待機させることとしており、23日（水）以降、順次当直体制を解除・縮小²⁶している。

職員の参集・動員状況の推移は図表3.4.1のとおりである。

図表3.4.1 職員の参集・動員状況の推移(10月11日～14日)

| 部署名 | 参集人員 | | | | | | | | | | | |
|-----------|------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| | 11日 | | | 12日 | | | 13日 | | 14日 | | | |
| | 16時 | 19時 | 22時 | 7時 | 10時 | 16時 | 19時 | 22時 | 7時 | 13時 | 7時 | 13時 |
| 本部事務局 | 23 | 11 | 6 | 35 | 47 | 48 | 48 | 48 | 38 | 38 | 8 | 14 |
| 総務局 | 0 | 1 | 2 | 3 | 13 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 2 | 6 |
| 企画財政局 | 0 | 2 | 1 | 2 | 32 | 37 | 37 | 46 | 46 | 47 | 1 | 5 |
| 市民局 | 2 | 2 | 1 | 3 | 21 | 27 | 27 | 27 | 26 | 26 | 11 | 15 |
| 健康福祉局 | 0 | 4 | 5 | 10 | 69 | 144 | 144 | 149 | 106 | 106 | 102 | 102 |
| こども・若者未来局 | 0 | 15 | 15 | 15 | 24 | 24 | 24 | 26 | 26 | 26 | 28 | 28 |
| 環境経済局 | 0 | 2 | 2 | 4 | 58 | 76 | 76 | 70 | 3 | 72 | 3 | 31 |
| 都市建設局 | 2 | 17 | 17 | 37 | 118 | 170 | 173 | 184 | 152 | 152 | 96 | 114 |
| 緑区本部 | 8 | 94 | 112 | 118 | 161 | 208 | 209 | 223 | 206 | 126 | 102 | 105 |
| 中央区本部 | 7 | 78 | 78 | 80 | 129 | 136 | 137 | 138 | 136 | 10 | 0 | 6 |
| 南区本部 | 24 | 73 | 74 | 82 | 106 | 129 | 131 | 181 | 192 | 111 | 7 | 7 |
| 議会局・行政委員会 | 2 | 3 | 3 | 2 | 11 | 14 | 12 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 教育局 | 0 | 4 | 6 | 6 | 19 | 34 | 39 | 57 | 54 | 54 | 52 | 58 |
| 消防局 | 109 | 243 | 235 | 375 | 473 | 674 | 674 | 698 | 433 | 433 | 427 | 427 |
| 合計 | 177 | 549 | 557 | 772 | 1,281 | 1,736 | 1,746 | 1,876 | 1,447 | 1,230 | 853 | 932 |

(※1) 10月15日（火）以降は、通常業務を行う職員を除いた、災害応急対策に従事する職員を計上しており、700～1,000人の間で推移している。

²⁶ 10月23日（水）までの間、本部事務局は、危機管理局の平時の夜間体制である応急対策職員（再任用職員）2名の勤務体制に加え、職員を当直させている。都市建設局は、道路部において1名を当直させ、緑区本部は、区本部のほか、城山・津久井・相模湖・藤野現地対策班において職員を当直させている。また、消防局については、平時の当番交代制の職員以外に風水害警防本部の要員として、毎日勤務職員を当直させている。

(2) 災害対応に係る職員の服装

本市では、「災害発生時における職員の初動要領」²⁷において、参集時の職員の服装を「原則、防災服（作業服）、ヘルメット、長靴等とし、腕章を着用する」とことと定めている。東日本台風では、災害対応が長期化し、かつ被害が緑区に集中していたことを踏まえ、災害応急対策の状況に応じて、適時、総務局（職員課）から職員の服装に係る通知が出された。

図表 3.4.2 職員の服装に係る通知の変遷

| 通知日 | 服装に係る通知の内容 |
|---------------|--|
| 10月15日 (火) | 【局長・部長級の職員】 防災服、ヘルメット及び腕章の着用。 【参事級以下の職員】 対応している業務に応じて、適宜、防災服（作業服）又は腕章を着用。 |
| 10月23日 (水) | 【局長級・部長級の職員】 防災服及び腕章の着用。 【局長級・部長級を除く班の統括者以上の職員】 腕章の着用のほか、必要に応じて作業服を着用。 【上記以外の職員】 災害対応、被災者支援等（応援職員を含む）に従事する職員は腕章を着用。 |
| 11月15日 (金) | ○11月19日（火）から通常時の服装とするが、災害対応業務等（応援職員を含む）に従事する場合は、以下のとおりとする。 【局長・部長級の職員】 防災服及び腕章の着用。 【上記以外の職員】 腕章の着用のほか、必要に応じて作業服を着用。 |

2 庁内応援体制の確立

(1) 本部事務局の増員

本部事務局は、本部事務局長である危機管理監の指揮の下、危機管理局が主体となり運営を行い、本部事務局員には、危機管理局（危機管理課及び緊急対策課）職員のほか、本部長が別に定める者をもって充てることとしている。「本部長が別に定める者」については、本部事務局を円滑に運営し各種対策を実施することができるよう、あらかじめ各局から複数名本部事務局員を選任し、災害時には直接本部事務局に参集することとしているが、東日本台風に係る災害対応においては、多くの本部事務局員が12日（土）から継続して災害対応に従事することとなったことから、本部事務局の勤務体制の整理等を行うため、15日（火）、16日（水）の2日間、庁内から5名の応援職員の派遣を受けることとなった。

また、本部事務局の体制を強化するため、18日（金）以降、危機管理局経験者4名に対し、危機管理課又は緊急対策課への兼任等発令を行い、本部事務局の増員を図った。

図表 3.4.3 危機管理局への兼任等発令の概要

| 対象者役職 | 兼任等発令先 | 兼任等の期間 | 本部事務局での従業務 |
|--------|--------|---------------|------------------|
| 副主幹級 | 危機管理課 | 10月19日～11月12日 | 総務班（災害対策本部会議対応等） |
| 主任・主事級 | 危機管理課 | 10月18日～10月31日 | 区本部調整班（区本部との調整等） |
| 副主幹級 | 緊急対策課 | 10月18日～11月1日 | 通信班（市民への情報発信等） |
| 主任・主事級 | 緊急対策課 | 10月18日～11月1日 | 通信班（市民への情報発信等） |

²⁷ 平成25年4月策定。平成29年4月改正。

(2) 臨時避難所等への応援

ア 避難所運營業務に係る動員

10月14日(月・祝)に臨時避難所として開設した藤野農村環境改善センターは、あらかじめ風水害時避難場所として市職員3名を選任していたが、被災者の避難生活を支援するため、一定期間市職員を常駐させる必要が生じたことから、本部職員課班が庁内から臨時避難所運営に係る動員調整を行った。

臨時避難所の職員の配置について、11月11日(月)までは1日3名体制とし、12日(火)以降は、日中は2名体制、18時から翌日8時30分までは3名体制とし、臨時避難所を閉鎖する12月26日(木)までの間、延べ177人を動員した²⁸。

また、臨時避難所のほか、自主避難所として10月14日(月・祝)から開設した串川地域センターについても、串川出張所と併設している公共施設であることから、17日(木)から職員を派遣することとし、延べ22人を動員した。

図表 3.4.4 避難所動員数

| 施設名 | 10月 (14日～31日) | 11月 (1日～30日) | 12月 (1日～26日) | 派遣 延べ人数 |
|--------------|------------------|-----------------|-----------------|------------|
| 藤野農村環境改善センター | 54人 | 71人 | 52人 | 177人 |
| 串川地域センター | 22人(10月17日～27日) | | | |

イ 緑区本部への応援

東日本台風に係る被害が緑区に集中したことから、10月11日(金)から絶え間なく災害対応を行っている緑区本部を支援するため、本部職員課班が緑区本部から災害対応状況等の聞き取りを行い、中央区本部や南区本部等から応援職員を派遣した。

応援派遣の期間は、10月16日(水)から各応援派遣先で必要と認めるまでの期間とし、延べ110人を派遣した。

図表 3.4.5 緑区本部への応援派遣の状況

| 応援派遣先 | 派遣期間 | 派遣 延べ人数 |
|-------------------------|--------------------------------|------------|
| 緑区本部事務局 ^(※1) | 10月14日～10月30日 | 26人 |
| 城山地区現地対策班 | 10月16日～10月22日 | 14人 |
| 津久井地区現地対策班(出張所を含む) | 10月16日～10月22日 (出張所は11月7日まで) | 23人 |
| 相模湖地区現地対策班 | 10月16日～10月23日 | 15人 |
| 藤野地区現地対策班 | 10月16日～10月31日 | 32人 |
| 合計 | | 110人 |

(※1) 緑区本部事務局へは、中央区本部、南区本部及び危機管理局経験者を派遣。

²⁸ 動員職員の勤務体制について、10月16日(水)までは1泊2日、10月17日(木)以降は2泊3日で対応することとした。また、11月12日(火)以降については、18時から翌日8時30分までの間、緑区本部から職員1名を派遣し対応した。

ウ 被災者支援業務等への応援

被害の全容が明らかになるに連れて、罹災証明書発行や災害ボランティアの運営等、各種被災者支援に係る業務が増加することが想定されたことから、本部職員課班が被災者支援に係る業務への応援派遣の調整を行った。応援派遣に当たり、一定の知見を必要とする業務については、当該業務に現に従事している又は経験したことがある職員を中心に派遣調整を行い、それぞれの業務で応援派遣を必要とする期間に延べ274人を派遣した。

図表 3.4.6 被災者支援業務等への応援派遣の状況

| 応援派遣業務 | 派遣期間 | 派遣延べ人数 |
|------------------------------|---------------|--------|
| 罹災証明書発行業務 | 10月15日～12月1日 | 165人 |
| 民地内土砂の被害調査業務等 | 10月21日～10月28日 | 43人 |
| 被災住家等支援対策チーム ^(※1) | 10月20日～11月20日 | 7人 |
| 健康福祉局（地域福祉課）応援業務 | 10月18日～10月31日 | 4人 |
| 災害ボランティアセンター運営業務 | 10月25日～11月8日 | 55人 |
| 合 計 | | 274人 |

(※1)都市建設局（建築・住まい政策課）に設置した組織。

(3) 自動車運転手の派遣

10月17日（木）に災害ボランティアセンターを設置し、20日（日）から災害ボランティア活動が開始されたが、津久井地区においては、津久井総合事務所（緑区中野）に設置した災害ボランティアセンターから活動を行う場所までの距離が遠く、円滑な支援活動に支障が生じていた。こうしたことから、災害ボランティアを津久井総合事務所から活動現場まで送迎するため、本部職員課班が企画財政局（管財課）に所属する自動車運転手を津久井総合事務所に派遣することとし、10月26日（土）から11月30日（土）までの期間で延べ24人を派遣した²⁹。

(4) 人事発令

臨時避難所で最大22名の被災者が避難生活を送っていることや、緑区本部が集約した避難所以外で支援の必要が想定される被災者が140名を超えること、また、道路や河川等、公共土木施設の被害が500箇所近く発生していることから、被災者支援及び災害復旧に迅速に対応するために、緑区役所に災害対策担当として参事級職員1名を配置するとともに、都市建設局（都市建設総務室）に課長級職員1名を配置する人事を10月28日（月）付けで発令した。

²⁹ 11月18日（月）以降は、休日のみの派遣とした。

第5節 被害・孤立状況の把握

1 被害状況の把握

(1) 地域からの情報収集

東日本台風通過後、10月13日（日）未明から天候が回復していたが、緑区の城山・津久井・相模湖・藤野地区では複数の道路において土砂災害等による通行規制が続くなど、夜が明けた後も被害の把握が困難な状況であった。こうしたことから、特に被害の大きかった津久井地区や藤野地区では、各現地対策班が自主防災隊（自治会）から被害情報を収集し、被害の把握に努めた。

また、健康福祉局では、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等と連携し、災害時要援護者の安否確認や必要とする支援の確認を実施するとともに、障害福祉施設や高齢者福祉施設の被害状況等の把握に努めた。

図表 3.5.1 藤野地区現地対策班で使用した情報収集集約表

| 台風19号に伴う被災等の情報について（自主防災からの情報） | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--------------|-------------|----|------|--------|------|----|------|-----|-------|----|---------------|
| No. | 組織名 (地区名) | 要支援者名 住所 | 内容 | 連絡先 | | 関係所属 | | | | 対応状況 | 備考 | 罹災証明・ 届出証明 |
| | | | | 電話番号 | 氏名(続柄) | 土木 | 福祉 | 災对本部 | その他 | | | |
| | | | | | | | | | | 済・中・未 | | |
| | | | | | | | | | | 済・中・未 | | |
| | | | | | | | | | | 済・中・未 | | |
| | | | | | | | | | | 済・中・未 | | |
| | | | | | | | | | | 済・中・未 | | |
| | | | | | | | | | | 済・中・未 | | |

(2) ドローンによる調査

台風が通過した翌日の10月13日（日）朝の時点では、津久井地域の複数箇所が発生した土砂災害について、被害の全容が把握できない状態であったことから、同日午前中に本市と「災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定³⁰」を締結しているNPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン（以下「CMJ」という。）に対し、本部事務局からドローンによる調査を依頼した。

CMJによる調査（ドローンによる空撮）は、10月14日（月・祝）から11月13日（水）までの間に計6回行われ、撮影画像をインターネット上に掲載する形でCMJと本市との間で情報共有を行った。

図表 3.5.2 CMJの活動状況

| 日付 | チーム数 | 活動人数 | 活動機体数 |
|-------------|------|--------------|-------------|
| 10月14日（月・祝） | 2チーム | 10名（①7名 ②3名） | 5台（①3台 ②2台） |
| 10月16日（水） | 1チーム | 4名 | 3台 |
| 10月20日（日） | 1チーム | 3名 | 1台 |
| 10月27日（日） | 1チーム | 5名 | 2台 |
| 11月8日（金） | 1チーム | 2名 | 1台 |
| 11月13日（水） | 1チーム | 3名 | 2台 |

³⁰ 大規模災害等発生時に、無人航空機を活用して市内の被災状況を迅速に把握し、災害復旧の活動に資することを目的として平成31年2月5日に締結した協定。

(3) オートバイ隊「銀河」による情報収集

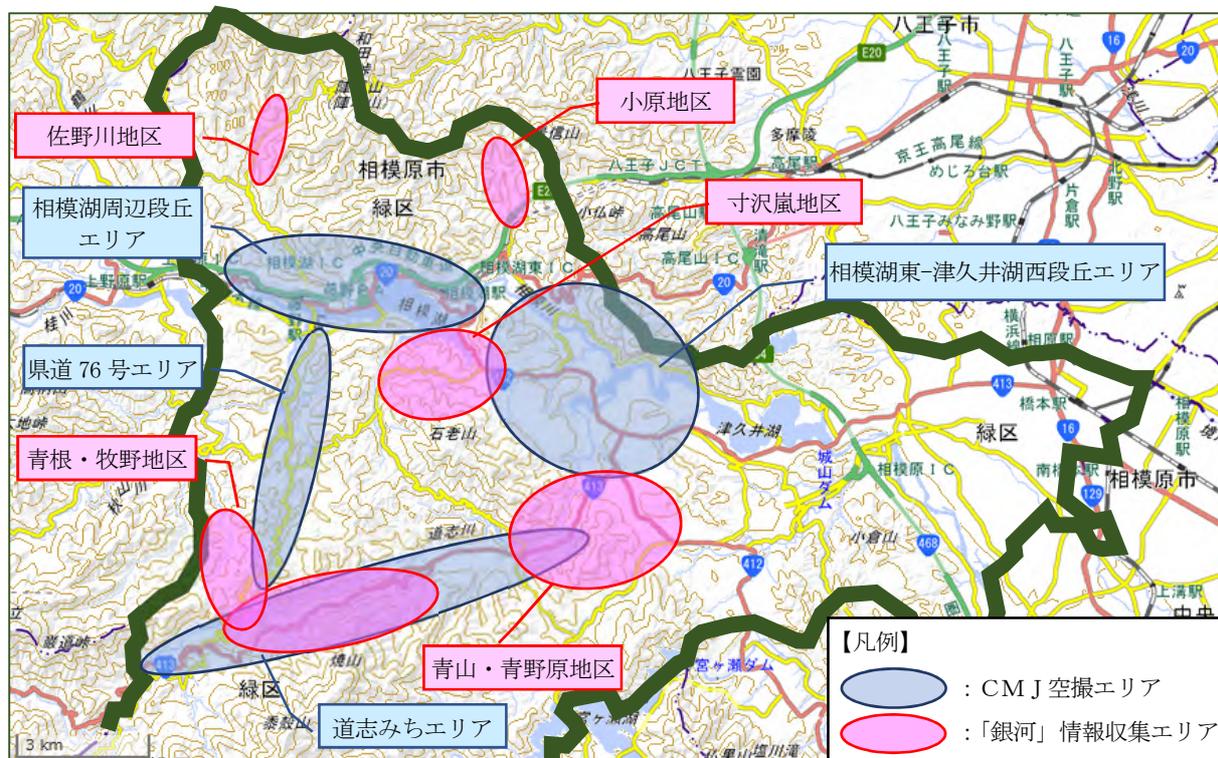
オートバイ隊「銀河」は、災害初動期の情報収集が困難な場合において、オートバイの機動力を生かし、効率的に情報収集活動を行うため、平成27年度に発足した災害対策本部事務局直属の組織³¹である。

東日本台風では、10月18日（金）及び20日（日）の2日間、土砂崩落による道路の寸断が報告されていた津久井地域の被害状況等の情報収集を実施した。情報収集に当たっては、2隊体制（1隊2名）で活動し、二次災害のおそれがない場所から家屋や崖崩れ現場の様子を撮影し、庁内への情報共有を行った。

図表 3.5.3 オートバイ隊「銀河」の活動状況



図表 3.5.4 CMJの空撮エリア及びオートバイ隊「銀河」情報収集エリア



《出所：国土地理院地図に加筆》

³¹ 令和元年度の時点において、オートバイ4台、隊員8名の体制。

(4) 概要把握臨時調査

住家等の被害状況については、10月11日（金）から災害情報共有システム³²を稼働させ、消防局による救助活動や都市建設局による道路啓開活動、その他各局・区本部からの情報をシステムに集約し、被害の全容把握に努めていた。しかし、16日（水）に開催された第6回災害対策本部会議の時点において、いまだに住家等の被害の全容が把握できていなかったことから、副本部長（副市長）の指示により、被災家屋調査の実施主体である企画財政局（税務部）において17日（木）、18日（金）の2日間、概要把握臨時調査を実施した。

図表 3.5.5 概要把握臨時調査の概要

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|----|----|---|------------|----|------|----|------|----|---|----|---|----|---|------------|---|------|---|------|---|
| 実施日時 | 10月17日（木）、18日（金） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施方法 | 4班体制（1班2人）で、緑区の道路通行が可能な地域のうち、道路沿いのがけ崩れがあった場所を中心に外観目視により家屋被害の有無を調査。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実績 | 10月21日（月）に開催された災害対策本部会議において、次のとおり報告。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>全壊</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>一部破損（一部損壊）</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>30</td> </tr> </table> | 全壊 | 18 | 半壊 | 6 | 一部破損（一部損壊） | 45 | 床上浸水 | 17 | 床下浸水 | 30 | <table border="1"> <tr> <td>全壊</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>一部破損（一部損壊）</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>9</td> </tr> </table> | 全壊 | 8 | 半壊 | 0 | 一部破損（一部損壊） | 6 | 床上浸水 | 6 | 床下浸水 | 9 |
| | 全壊 | 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 半壊 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一部破損（一部損壊） | 45 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 床上浸水 | 17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 床下浸水 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全壊 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 半壊 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一部破損（一部損壊） | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 床上浸水 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 床下浸水 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【10月21日9時現在の被害把握状況】（参考）10月20日までの被害把握状況</p> <p>（補足）既に被災家屋調査を実施した結果と、津久井まちづくりセンター等で把握している情報により、被害状況の概数を把握し報告。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(5) 市有建物被害調査

市有建物の被害状況については、市内で甚大な被害が発生していることを踏まえ、10月15日（火）に企画財政局（公共建築課）から各局・区の施設所管課に対し、東日本台風による公共建築物の被害状況調査の緊急照会を実施した。

図表 3.5.6 市有建物被害調査の結果

| | |
|------|--|
| 照会期間 | 10月15日（火）～17日（木）（※一部の課・機関は17日以降に回答） |
| 照会結果 | <p>《 回 答 》 84 課・機関 292 施設</p> <p>《被害なし》 46 課・機関 164 施設</p> <p>《被害あり》 38 課・機関 128 施設</p> <p>《主な被害》 土砂災害（地滑り、土砂流入）、倒木、水没によるポンプ故障、雨漏り 等</p> |

(6) 道路被害調査

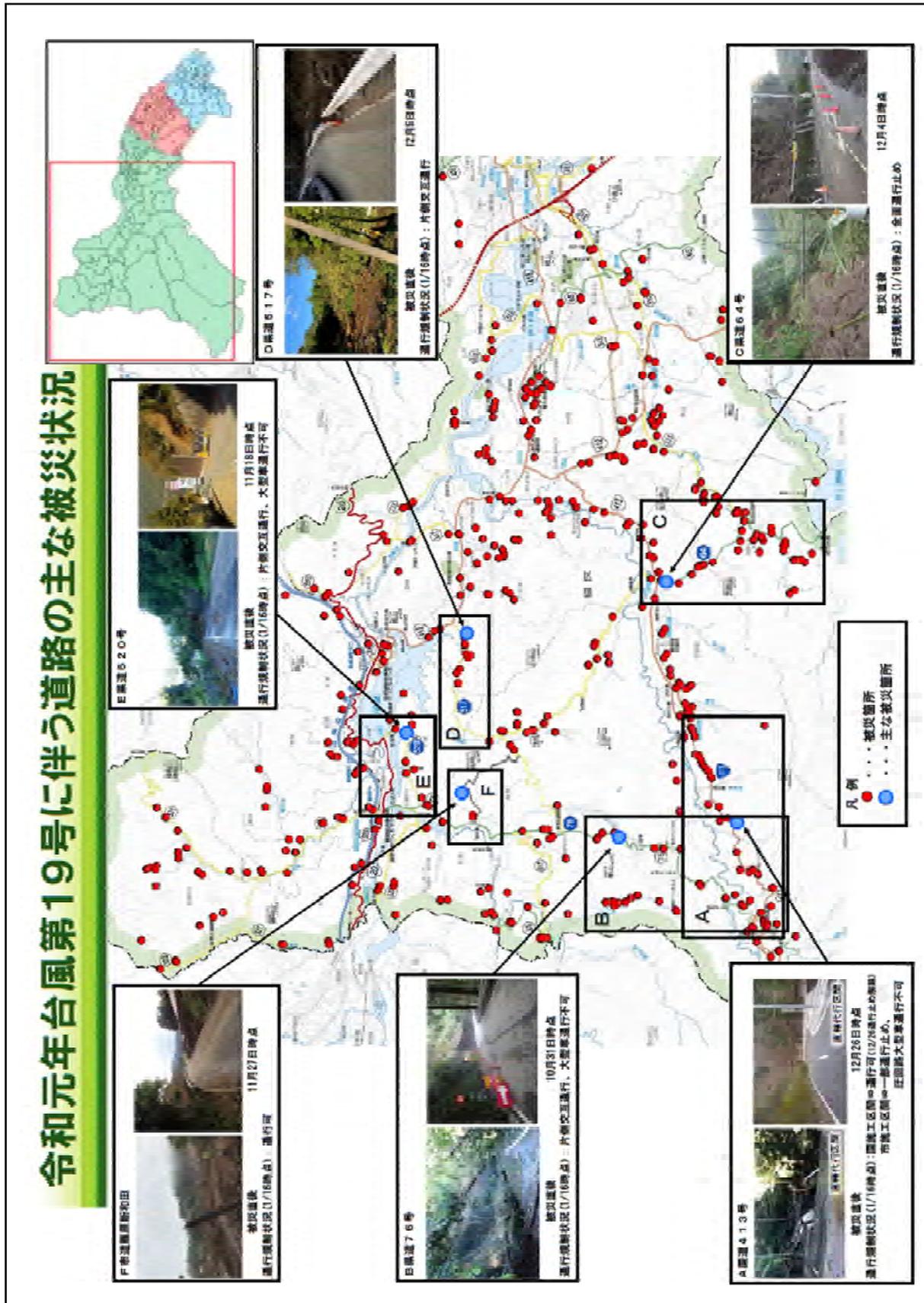
道路の被害状況については、都市建設局（道路部）が国県道を中心に調査を行い、被災状況カルテを作成し、被害状況を集約した。調査は、約500箇所を実施し、474箇所の道路被害を確認した。

³² 的確な災害対応を行うため、市内の被害情報等を迅速に収集し、全庁で共有するためのインターネット環境を活用したクラウド型のシステム。災害現場等から携帯電話やスマートフォンにより情報の登録が可能。

図表 3.5.7 作成した被害状況カルテ（例）

| 台風19号による被災状況 | | | | | | | | | | 整理番号 | 18527 |
|--|-----------|---|--------|--|----|----------------------|----------|-------|----------|-----------|-------|
| 地番 | 青根679-6付近 | 路線名 | 国道413号 | 通称 | 無し | 確認日 | R1.10.14 | 確認者 | 国島・白戸・中澤 | 要 | 未 |
| 被災状況 | 土砂崩れ | 冠水 | 陥没 | 崩落 | 倒木 | 落ちる | 土砂流入 | 床下浸水 | 床上浸水 | 作業状況 | 未 |
| 被災レベル | I | II | III | IV | 備考 | 倒木と木の滑りによる柵の破損及び土砂流出 | 有 | 有 | 有 | 通行止め | 有 |
| 家屋の損傷 | 有 | 無 | 人的被害 | 有 | 無 | 電線の損傷 | 有 | 無 | 無 | 停電の有無 | 復旧 |
| 代替路線 | 有 | 無 | 孤立の有無 | 有 | 無 | 遺失物件 | 有 | 無 | 無 | 停電中（復旧見込） | （復旧済） |
|  | |  | | | | | | | | | |
|  | |  | |  | | | | | | | |
| 災害査定 | 有 | 無 | 認定可能性 | 高 | 中 | 低 | その他 | 道路整備課 | | | |

図表 3.5.8 道路被害調査結果に基づく主な被害箇所³³



³³ 秘書課横にてパネル展示を実施（令和2年3月）。

2 孤立状況の把握・支援

(1) 平時の孤立対策

本市では、津久井地域の中山間地域において、地震や大雨による土砂災害等により、交通や通信が途絶する集落が発生することを想定して、あらかじめ定めた要件に該当する地区を「孤立対策推進地区」として指定し、孤立に備えた資機材等の配備や訓練を実施している。

孤立対策推進地区は、市内 55 箇所を指定しており、その内訳は、城山地区 2 箇所、津久井地区 12 箇所、相模湖地区 10 箇所、藤野地区 31 箇所となっている。

図表 3.5.9 孤立対策推進地区の概要

| | |
|-----------------------|--|
| 孤立対策推進地区の要件 | 次の①から⑤の理由に1つでも該当し、避難所まで避難することが困難な地区 ①避難所までの距離が遠い地区（避難所を中心として半径1kmの範囲外） ②谷奥に位置している地区 ③連絡道路が少ない地区（林道を除き、連絡道路が1本） ④連絡道路が片側通行道路で細い地区 ⑤橋梁に被害があった場合に孤立してしまう地区 |
| 備蓄・配備する資機材等 | 衛星携帯電話、非常食（サバイバルフーズ、ビスケット）、水、毛布、発電機、救助工具セット、チェーンソーセット |
| 孤立対策推進地区の地区別内訳 | |
| 城山地区 (2) | 川尻（雨降）、葉山島（葉山島） |
| 津久井地区 (12) | 青根（荒井、平丸、音久和、大川原）、青野原（西野々、前戸）、青山（鮑子、大岩下、桜野）、鳥屋（馬石）、長竹（葦尾根）、三井（名手） |
| 相模湖地区 (10) | 小原（底沢）、寸沢嵐（新戸、道南、道南（南沢・南畑））、千木良（赤馬中通り、赤馬東部）、与瀬（横橋）、若柳（鼠坂、尾房、奥畑） |
| 藤野地区 (31) | 小淵（藤野台、上小淵、下小淵）、佐野川（上岩、御霊、下岩、鎌沢、登里、橋詰、和田）、澤井（伝通、栃谷）、名倉（芝田、大刀、名倉、日向、葛原）、日連（青田、日連）、牧野（綱子、奥牧野、舟久保、長又、用沢、中尾日向、伏馬田、仲沢、篠原、田ヶ岡、牧馬、菅井） |

(2) 孤立状況の把握・支援

東日本台風では、津久井地域の複数箇所において、道路の崩落や崖崩れが発生したことから、都市建設局による道路パトロールや地域からの情報収集により孤立状況の把握に努め、10月16日（水）までに、6地区において、人が通行できる程度の幅員は確保されているものの、車両の通行ができない「半孤立」状態となっていることを確認した。

半孤立状態となっている地区の一部では、停電や断水が生じていたものの、自宅は損壊していないことや個人の事情等、様々な理由により、自宅で生活することを選択した住民がいたことから、市では、半孤立状態解消のため、①生活道路確保のための道路啓開の実施、②東京電力と連携した停電地区の解消、③断水地区への応急給水を速やかに実施するとともに、道路啓開に時間を要する地区に対しては、健康状態の確認や食料、飲料水、暖房用の燃料等の物資提供等の支援を実施した。

また、16日（水）までに把握した6地区とは別に、28日（月）に、相模湖地区（千木良）の住民から、土砂災害により車両が通行できず買物等が困難となっている旨の申出を受けた。当該地区については、申出を受ける以前に崖崩れや道路崩落、倒木の状況を確認していたが、電線が土砂に巻き込まれていたため、歩行者が通行できるように暫定的に道路啓開を行っていた状況であり、市として半孤立状態と認識をしていないことが判明した。この申出を受け、速やかに現地確認を行い、東京電力等と連携して道路啓開を実施するとともに、津久井地域の状況を再調査し、同様の地区がないことを確認した。

図表 3.5.10 東日本台風における半孤立状況

| 番号 | 地区 | | 孤立対策推進地区 | 世帯数 | 覚知日 | 概要 |
|----|-----|-----|------------------|-----|--------|---|
| ① | 津久井 | 青根 | 該当 (荒井) | 3 | 10月13日 | 国道413号の崩落により、半孤立状態となったもの。10月14日と16日に物資の支援を実施。10月17日に自衛隊により道路啓開が実施され2世帯の半孤立状態が解消。10月31日、残る1世帯の道路啓開を実施し、半孤立状態が解消。 |
| ② | 藤野 | 日連 | 該当 (青田) | 7 | 10月13日 | 崖崩れにより、道路に土砂が流入し半孤立状態となったもの。14日に道路啓開を実施し、15日に半孤立状態が解消。 |
| ③ | 藤野 | 牧野 | 該当 (用沢) | 1 | 10月13日 | 崖崩れにより、道路に土砂が流入し半孤立状態となったもの。14日に地域で土砂の撤去が行われ、15日に半孤立状態が解消。 |
| ④ | 藤野 | 牧野 | 該当 (仲沢) | 2 | 10月14日 | 孤立対策推進地区に配備している衛星携帯電話により、住民から藤野地区現地対策班に連絡が入り覚知。道路の6箇所では崖崩れ及び道路崩落が発生している状況を確認。11月18日に道路啓開を実施し、半孤立が解消。 |
| ⑤ | 相模湖 | 寸沢嵐 | 非該当 | 1 | 10月15日 | 道路が崖崩れにより、通行不能となり、半孤立状態となったもの。10月13日に道路啓開を実施。その後、半孤立が解消。 |
| ⑥ | 藤野 | 澤井 | 非該当 | 2 | 10月16日 | 道路が崖崩れにより、通行不能となり、半孤立状態となったもの。車両は崖崩れ発生箇所の手前に駐車しており、買物等には支障がないことを確認。12月21日に道路啓開を実施し、半孤立が解消。 |
| ⑦ | 相模湖 | 千木良 | 該当 (赤馬 東部) | 2 | 10月28日 | 住民からの申出により、半孤立状態が解消されていないことを確認したもの。11月5日、車両が通行できるよう応急的に道路啓開を実施し、半孤立状態が解消(緑区長による現地確認、住民への説明を実施)。 |



《出所：国土地理院地図に加筆》

第6節 救助・捜索

1 消防の活動概要

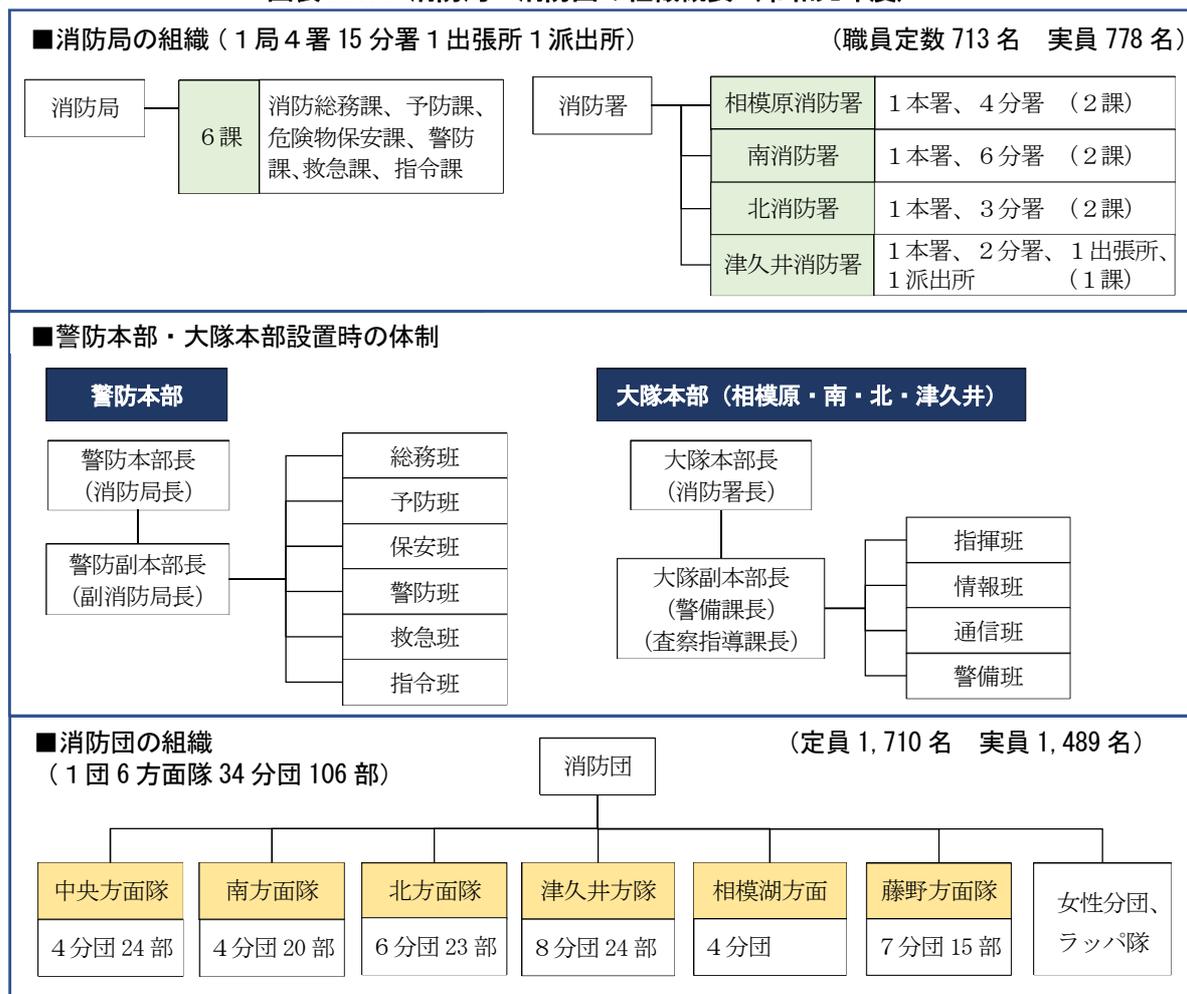
(1) 風水害警防本部の設置

消防局は、10月12日（土）に相模原市警防規程³⁴に基づき、消防局長を長とした風水害警防本部（以下「警防本部」という。）を消防指令センター2階指令課事務室内に設置するとともに、各消防署に消防署長を長とした風水害大隊本部（以下「大隊本部」という。）を設置し、13時30分に災害対策本部体制（レベル3）が配備されたことに伴い、全職員が参集し、災害対応に従事した。

警防本部及び大隊本部の設置に伴い、多数発生すると予測される災害に迅速かつ的確に対応するため、警防本部システム³⁵を稼働し、119番通報の内容に応じて各大隊本部が部隊運用を行うとともに、災害の規模や市内全域の活動状況を踏まえ、適宜警防本部が活動方針の決定や総合調整、活動指揮を行った。

また、消防団は、消防局2階に消防団本部、各消防署に方面隊本部、各分団受持署所に分団本部を設置し、警防本部と連携して災害対応に従事した。

図表 3.6.1 消防局・消防団の組織概要（令和元年度）



³⁴ 平成22年4月1日消防局訓令第9号。令和3年3月31日改正。

³⁵ 119番通報を受信する指令台と連動することで被害情報を一元管理するとともに、対応する大隊本部が早期に災害事案を把握し、迅速かつ的確に災害対応を行うためのシステム。

(2) 災害対応件数

東日本台風では、土砂災害や浸水、河川の巡回、広報等、合計 184 件の災害対応を行っており、緑区を中心に記録的な雨が降ったことから、緑区における災害対応が 110 件と、過半数を占めている。

災害対応を行った事案のほとんどが、10月12日（土）から13日（日）にかけて対応が完了しているが、15日（火）まで行方不明者の捜索を行った串川の車両転落の事案や、11月12日（火）まで行方不明者の捜索を行った緑区牧野の土砂災害現場など、一部の活動については、対応が長期化した。

各消防署管轄区域別の災害対応の概要は、図表 3.6.2 のとおりである。

図表 3.6.2 消防署管轄区域別災害対応件数一覧

| 災害種別 | 管轄署 | 緑区 | | 中央区 | 南区 | 合計 |
|--------------|-----|------|----|------|----|-----|
| | | 津久井署 | 北署 | 相模原署 | 南署 | |
| 崖崩れ | | 39 | 1 | | | 40 |
| うち、救助出場 | | (7) | | | | (7) |
| 看板・アンテナの落下 | | 3 | | 3 | 3 | 9 |
| 水難救助 | | 2 | | | | 2 |
| うち、救助出場 | | (2) | | | | (2) |
| 電線切断・落下 | | 1 | | 3 | 1 | 5 |
| 倒木 | | | | | 1 | 1 |
| 道路冠水 | | 5 | 2 | 1 | | 8 |
| 床上浸水 | | 1 | 1 | | | 2 |
| 床下浸水 | | 2 | 2 | | | 4 |
| 水防警戒（河川の巡回等） | | 2 | 7 | 5 | 6 | 20 |
| 中高層警戒 | | 1 | 2 | 12 | 7 | 22 |
| その他（広報含む） | | 20 | 19 | 13 | 19 | 71 |
| 合計 | | 76 | 34 | 37 | 37 | 184 |

2 救助活動

(1) 概要

東日本台風では、市内で9件の救助事案が全て緑区の津久井消防署管内で発生し、計18名の要救助者が発生した。要救助者の内訳は、死者8名、重症1名、中等症1名、軽症1名、負傷なし7名であった。また、複数の救助活動現場において、警察や自衛隊と連携して活動を行ったほか、緑区牧野の土砂災害現場では、県内消防機関や東京消防庁に応援要請を行い、捜索活動を行った。死者及び負傷者が発生した主な救助活動の概要は、次の(2)～(6)のとおりである³⁶。

³⁶ 「令和元年東日本台風相模原市消防局活動記録」から各救助活動の記録を掲載している。

(2) 土砂災害現場での捜索・救助活動（緑区牧野（新和田沢付近））

ア 捜索・救助活動の概要

山腹崩壊が発生したことにより、住宅1棟、車庫1棟及び物置1棟の3棟が倒壊し、居住者2名が行方不明となったことによる捜索・救助活動。消防、警察及び自衛隊が連携して約1か月にわたり活動し、11月10日（日）及び同12日（火）にそれぞれ行方不明者を発見した。

イ 土砂災害の概要

山腹崩壊により流下した土砂は、市道沿いの住宅等を巻き込み、市道を超え斜面下の溪流まで流下した。林野庁の調査³⁷によると、崩壊地源頭部から住宅等の被害箇所までは、最大長さ（水平距離）約250m、比高差約100m、崩壊斜面幅は70～100m程度、源頭部の滑落崖の深さは6～7m程度であり、崩壊は源頭部の長さ約50m、勾配30°前後の急斜面で発生し、崩壊した土砂が下方の緩斜面（勾配15°前後）上を流下したと推定される。

ウ 現場到着時の状況

10月12日（土）21時46分に出場指令を受け、消防部隊が出場し現場に向かうが、道路冠水や周辺の崖崩れにより通行障害が発生していたため、出場部隊は現場到着を断念し、一旦引き揚げた。その後、救助要請現場東側に位置する相模湖カントリークラブ付近の道路啓開が完了し通行可能となったことから、再出場し、現場に到着した。

現場調査の結果、崖崩れにより家屋が約100m下の沢に流されていることが判明したが、夜間のため視認できなかったことから、13日（日）9時30分に活動を再開することとした。

13日（日）に現場を確認したところ、崖崩れにより、被災者の住宅、車庫及び物置の3棟が土砂で流されており、市道篠原新和田が寸断、崖崩れ箇所の下の方の新和田沢には、大量の土砂、流木等が堆積している状況であった。

エ 活動方針

次の①～⑦の方針に基づき、捜索・救助活動を行った。

- ①捜索・検索箇所をA～Cのエリアに区分し、Aエリアを最重要捜索エリアと定め重点的に捜索
- ②B、Cエリアの捜索
- ③小型動力ポンプによる土砂ダムの排水活動
- ④ドローンによる情報収集及び捜索
- ⑤被災者宅前の市道篠原新和田の捜索
- ⑥重機作業請負企業と連携した捜索活動
- ⑦相模湖、秋山川及び川上川周辺の捜索活動（湖面捜索）

³⁷ 「令和元年台風第19号に伴い丸森町及び相模原市で発生した山地災害の学識経験者による現地調査結果」（林野庁）

図表 3.6.3 土砂災害の状況



《国際航業（株）提供》

図表 3.6.4 捜索・救助活動現場の区域図



オ 活動内容

Aエリアについては、小型動力ポンプを活用した放水により、土砂を排除しながらの人力による検索救助活動を重点的に実施した。また、B、Cエリアの搜索を消防、警察、自衛隊による人海戦術で実施した。そのほか、主な活動内容は次のとおりである。

- 10月13日（日）、16日（水）、27日（日）にドローンによる状況調査及び搜索を実施した。
- 14日（月・祝）、15日（火）、20日（日）の3日間、消防研究センター研究員（延べ4名）による活動支援を受けた。
- 16日（水）、NPO法人救助犬訓練士協会の救助犬2匹による搜索を実施した。
- 18日（金）から11月11日（月）まで、秋山川から相模湖まで検索範囲を広げて、湖面搜索活動を実施した。
- 11月1日（金）から民間重機が崩落現場に入り、崩落現場の最下端において重機による活動や伐木を実施しながら、各機関と連携した搜索救助活動を実施した。
- 10日（日）15時20分に行方不明であった60代女性を発見。その後も搜索救助活動を継続した。
- 12日（火）14時50分に行方不明であった60代男性を発見した。
- 13日（水）、崩落現場に置かれていた資機材の撤収を行い、11時に全ての活動を終了した。

カ 要救助者の状況

死者2名（60代男性、60代女性）

キ 活動人員

10月12日（土）から11月13日（水）までに延べ2,429名が活動した。

図表 3.6.5 活動人員内訳（10月12日～11月13日）

| 機関名 | 活動延べ人員 |
|---------------|----------------------|
| 本市消防局 | 799名 |
| 本市消防団 | 53名 |
| 警察機関 | 370名 |
| 自衛隊 | 751名 (航空自衛隊救助犬7頭) |
| 消防応援部隊 | 363名 |
| 消防研究センター | 4名 |
| NPO法人救助犬訓練士協会 | 4名 (救助犬3頭) |
| 民間（重機作業請負企業） | 85名 |
| 合計 | 2,429名 |

図表 3.6.6 緑区牧野（新和田沢付近）捜索・救助活動現場の主な経過

| 日時 | 経過 |
|--------------|--|
| 10月12日 21:46 | 出場指令。消防部隊が現場に向かうも、道路冠水、崖崩れによる通行障害により現場到着を断念。その後、相模湖カントリークラブ付近の道路が開通したため、再出場し現場到着。現場調査の結果、活動時の安全が確保できないと判断し、13日9:30頃から捜索活動を開始することを判断。 |
| 10月13日 9:55 | 捜索開始。 |
| 10:03 | ドローンによる現場調査及び捜索を開始（10:50に2回目の捜索を実施）。 |
| 12:33 | 本部事務局に自衛隊の派遣を要請。 |
| 14:52 | 自衛隊の派遣決定。 |
| 17:30 | 部隊縮小（津久井消防署職員及び自衛隊は夜間活動の実施を決定）。 |
| 20:24 | 自衛隊が到着し、活動を開始。 |
| 10月14日 2:16 | 法面が動き出し、緊急退避。 |
| 5:30 | 捜索活動を再開。 |
| 11:15 | 消防研究センター専門官が現場到着。 |
| 14:00 | 本部長（市長）が現場を視察。 |
| 15:00 | 捜索活動を中止。 |
| 16:50 | 県に消防応援要請を実施。 |
| 18:00 | 捜索活動を再開。 |
| 21:56 | 斜面に動きがあり、専門官の助言により活動を停止。 |
| 10月15日 6:00 | 捜索活動を再開。 |
| 6:50 | 消防研究センター専門官がドローンによる現場調査を開始。 |
| 7:10 | 県下消防応援部隊が現場に到着。 |
| 16:50 | 県下消防応援部隊現場引揚げ。 |
| 21:00 | 活動終了。 |
| 10月16日 5:45 | 捜索活動を開始（排水ポンプによる排水作業）。 |
| 8:00 | 県下消防応援部隊が現場に到着。 |
| 10:15 | 救助犬による市道篠原新和田線の道路上の捜索を開始（10:44終了）。 |
| 12:47 | 救助犬がAエリアの捜索を開始（13:11終了）。 |
| 16:50 | 捜索活動を終了。 |
| 10月17日 6:26 | 捜索活動を開始。 |
| 13:30 | 降雨のため活動中断。 |
| 15:00 | 捜索活動を終了。 |
| 10月18日 | 《活動中止基準の設定》 連続雨量 20mm 時間最大 10mm（県雨量水位情報センター牧野観測所） |
| 7:18 | 県下消防応援部隊が現場に到着。 |
| 8:20 | 捜索活動を開始。 |
| 11:30 | 一時活動を休止。 |
| 12:00 | 避難準備・高齢者等避難開始発令。 |
| 13:10 | 秋山川支流で乗用車を発見。 |
| 13:55 | 捜索活動を再開。 |
| 17:39 | 警戒員2名を残し、全部隊現場引揚げ。 |
| 10月18日 20:20 | 連続雨量が22mmを超えたため、現地警戒員が現場から退避。 |

| 日時 | 経過 |
|-----------------------------------|--|
| 10月19日 | 湖面搜索のみ実施。 |
| 10月20日 | 搜索活動及び湖面搜索を実施。 |
| 10月21日 | 搜索活動及び湖面搜索を実施。 |
| 10月22日～26日 | 湖面搜索のみ実施。 |
| 10月27日 | 搜索活動及び湖面搜索を実施。 |
| 《以降、A～Cエリア及び湖面搜索が継続しており、特記事項のみ記載》 | |
| 10月29日～31日 | 航空自衛隊救助犬による搜索活動を実施。 |
| 11月1日～ | 重機作業請負業者による重機の搬入開始。 |
| 11月10日 15:20 | Aエリア被災者宅から70m、左岸から5m、堰堤から15m、地中1m付近を重機（フォーク）で搜索中に、行方不明者1名を発見（60代女性）。 |
| 11月12日 14:50 | Aエリア被災者宅から70m、左岸から2m、堰堤から上流17m、地中約4m付近を重機で搜索中に、行方不明者1名を発見（60代男性）。 |
| 18:00 | 全部隊搜索活動を終了。 |
| 18:36 | 全部隊現場を引揚げ。 |
| 11月13日 15:57 | 全ての活動を終了。（11時）全部隊現場を引揚げ。 |

図表 3.6.7 緑区牧野（新和田沢付近）搜索・救助活動現場の活動状況



Aエリアの状況（ドローンで撮影）



ドローンによる情報収集



斜面降下により進入する様子



県内消防応援部隊活動の様子



消防・警察・自衛隊合同での活動



沢を探索する様子



救助犬を伴う探索活動（救助犬訓練士協会）



救助犬による探索活動（航空自衛隊）



重機と連携した探索活動

(3) 倒壊した家屋に取り残された事案（緑区牧野（赤沢付近））

ア 救助の概要

土砂崩れにより斜面真下に位置する住宅の1階部分が倒壊し、2名が建物内に取り残されたことによる救助活動。消防、警察及び医療機関が連携して活動を行った。

イ 活動内容

10月13日（日）0時30分頃、別の土砂災害発現場場に向かうため現場付近を移動中であった警察の救出救助部隊（県警察本部危機管理対策課即応対策チーム及び第二機動隊。以下「警察部隊」という。）が、「土砂崩れにより倒壊した家屋の方向から助けを求める声が聞こえる」と消防団から情報提供を受け、どの部隊よりも早く家屋倒壊現場に到着し、活動を開始した。

消防部隊は、0時45分に現場到着し、活動中の警察部隊から要救助者2名が倒壊した建物1階にいるとの情報を受け、部隊の増援及びドクターカーの要請を行うとともに、警察部隊と連携して要救助者の救出活動を行った。

要救助者1名（70代女性）は、梁、収容物等（以下「梁等」という。）が身体に覆いかぶさっている状態であり、梁等を排除し救出したが、到着した医師により死亡が確認された。

もう1名（50代女性）の要救助者は、声掛けに対して反応はあるものの、下半身が土砂に埋もれ、かつ下肢が梁等に挟まれ身動きが取れない状態であったため、救急隊による静脈路確保や医師による薬剤投与を実施しながら梁等の切断や土砂の排除を行い、活動開始から7時間近く経過した7時14分に救出した。その後、医師が同乗する救急車及びドクターヘリにより、北里大学病院救命救急・災害医療センターに搬送した。

ウ 要救助者の状況

死者1名（70代女性）、重症1名（50代女性）

図表 3.6.8 緑区牧野（赤沢付近）活動現場の主な経過

| 日時 | 経過 |
|-------------|---|
| 10月13日0:30頃 | 警察部隊が現場到着。 |
| 0:35 | 出場指令（大隊本部指令）。 |
| 0:45 | 消防部隊（藤野分署隊）が現場到着。 |
| 1:10 | 救急隊、消防隊各1隊及びドクターカー要請。 |
| 1:25 | 藤野救急隊現場到着。 |
| 1:36 | 津久井非常編成救助隊現場到着。 |
| 1:39 | 70代女性、救出完了（早期死体現象確認）。 |
| 2:57 | 北里大学病院救命救急・災害医療センター医師到着（緑が丘救急隊による医師搬送）。 |
| 3:00 | 医師により、救出した70代女性の死亡確認。 |
| 3:59 | 医師により、50代女性に対し薬剤投与を実施。 |
| 7:14 | 50代女性、救出完了。 |
| 7:22 | 50代女性を救急車へ収容するため、バックボードにて搬送開始。 |
| 7:42 | 緑が丘救急隊がドクターヘリピックアップポイント（市立北相中学校グラウンド）に向け現場出発。 |
| 8:03 | 緑が丘救急隊がドクターヘリピックアップポイントに到着。 |
| 8:40 | 活動終了。全部隊引揚げ。 |

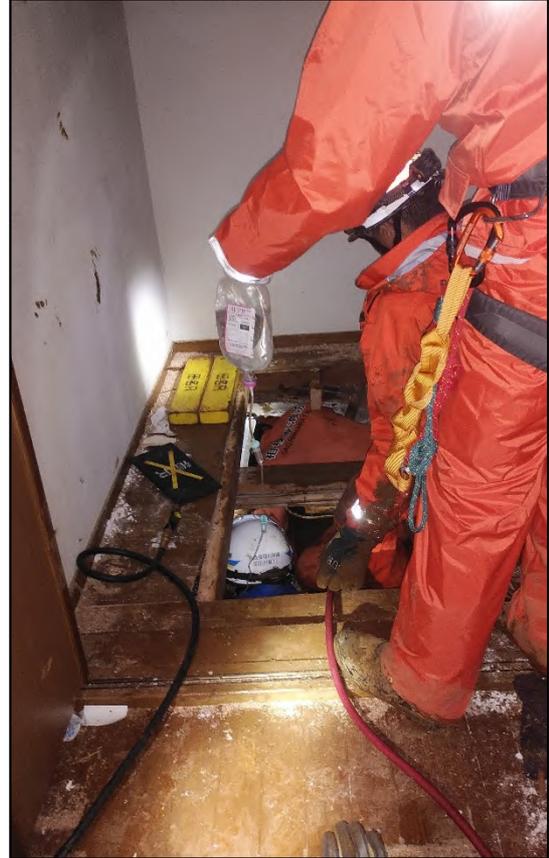
図表 3.6.9 緑区牧野（赤沢付近）活動現場の状況



救助現場となった家屋（現場到着時）



救助現場となった家屋（13日朝撮影）



2階床部分を切断して1階へ進入し、狭い空間で救助活動を実施している状況

（4）倒壊した家屋に取り残された事案（緑区小原（底沢付近））

ア 救助の概要

土砂崩れにより家屋の一部が倒壊し、居住者1名が建物内に取り残され、自力で外に出ることができなくなったことによる救助活動。

イ 活動内容

10月12日（土）21時40分頃、消防部隊（救助隊・救急隊）が底沢バス停付近に到着したが、そこから約2.1km先の現場へ向かう道路が土砂崩れにより車両の進入ができなかったため、徒歩にて現場に向かった。現場に向かう途中で土石流及び地鳴りを認めたため、緊急退避し、13日（日）7時から救助活動を再開した。

活動を再開し、現場へ到着すると、建物内に土砂が流入しており、傾いた玄関ドアを自力で開放できない旨を要救助者からドア越しに聴取した。このため、消防部隊が人力で玄関ドアを開放し、要救助者と接触した。要救助者に外傷等は認められなかったが、歩行困難な状況であったことから、底沢バス停付近まで背負って搬送し、救急車内へ収容した。

ウ 要救助者の状況

中等症1名（60代男性）

図表 3.6.10 緑区小原（底沢付近）活動現場の主な経過

| 日 時 | 経 過 |
|--------------|---------------------------------|
| 10月12日 21:28 | 出場指令（警防本部指令）。 |
| 21:40 | 津久井救助隊底沢バス停付近到着（21:47 藤野救急隊到着）。 |
| 10月13日 0:11 | 緊急退避（0:12 現場引揚げ）。 |
| 7:00 | 活動再開（出場）。 |
| 7:15 | 全部隊底沢バス停付近到着。 |
| 8:06 | 全部隊徒歩にて現場へ向かう。 |
| 8:50 | 現場到着。 |
| 8:54 | 要救助者接触。 |
| 9:00 | 底沢バス停まで搬送開始。 |
| 10:05 | 底沢バス停まで搬送完了。 |
| 10:43 | 津久井救急隊により医療機関へ搬送開始。活動終了し全部隊引揚げ。 |

図表 3.6.11 緑区小原（底沢付近）活動現場の状況



現場へ向かう道路の状況①



現場へ向かう道路の状況②



救助現場となった家屋

(5) 増水した河川に車両が転落した事案（緑区青山（串川））

ア 救助の概要

串川中村橋付近から軽乗用車が転落し、下流に流され乗車していた4名が行方不明になったことによる救助活動。消防及び警察が連携して活動を行った。

イ 活動内容

10月12日（土）23時頃、消防部隊（指揮隊）が串川中村橋付近に到着し、通報者（目撃者）から状況を聴取した。その後、河川を道路上から目視による検索活動を行い、13日（日）1時35分に大堀橋から上流へ約70m先左岸において、水面から僅かに確認できる車両の一部を発見したが、濁流により救助活動は不可能と判断し、体制を整備するため、一旦活動を中断した。

13日（日）5時30分から活動を再開し、8時13分、串川橋下流約200mの右岸中州で女性1名、女兒1名を発見し、親族により身元が確認され、警察に引き継いだ。

その後も検索活動を続けたが、日没を迎えた18時に活動を終了し、串川取水堰に設置した活動拠点（24時間体制）での河川監視に移行した。

14日（月・祝）は、7時から活動を再開し、11時31分に検索活動中の消防部隊が、河原橋下流約200メートル竹やぶにおいて、男性1名を発見した。その後、親族により身元が確認され、警察に引き継ぎ、検索活動を続けたが、17時に河川監視に移行した。

15日（火）は、6時35分から活動を再開し、7時50分に検索活動中の消防部隊が、相模川右岸湘南小学校付近において、男児1名を発見した。その後、親族により身元が確認され、警察に引き継ぎ、9時55分に活動を終了した。

ウ 要救助者の状況

死者4名（40代男性、30代女性、10代女兒、10歳未満男児）

図表 3.6.12 緑区青山（串川）活動現場の主な経過

| 日 時 | 経 過 |
|--------------|--|
| 10月12日 22:35 | 出場指令（警防本部指令）。 |
| 23:00 | 相模原指揮隊が中村橋に到着し通報者（目撃者）と接触。 |
| 10月13日 0:50 | 関係者と接触し車両情報を聴取。 |
| 1:35 | 大堀橋上流70m先河川内で車両の一部（リヤハッチ）を発見。 |
| 2:31 | 警察と協議し、資機材再整備及び活動方針協議のため一旦各消防署へ戻り体制を整備。 |
| 5:30 | 活動再開。相模原消防署各隊は津久井方面隊長等と合流し、河原橋右岸を徒歩にて上流を検索。津久井消防署各隊は串川橋上流及び下流を検索。 |
| 8:13 | 串川橋下流約200m右岸中州で女性1名女兒1名を発見し、親族により身元を確認。 救急隊観察の結果、早期死体現象を認めたため、警察に引継ぎ。 |
| 10:15 | 警察、消防団と活動を協議し、警察部隊は相模川合流地点から上流、消防団は下河原橋から上流、消防署部隊は2名発見現場付近を再度検索することとした。 |
| 12:00 | 検索できていない串川取水堰上流の検索を開始。 |
| 17:00 | 串川取水堰に24時間体制の活動拠点を整備。 |
| 18:00 | 日没のため、活動終了。 |
| 19:00 | 河川監視に移行。 |
| 10月14日 7:00 | 検索活動再開。 |

| 日 時 | 経 過 |
|------------------|---|
| 11 : 31 | 城山消防隊検索活動中、河原橋下流約 200m竹やぶにおいて男性 1 名を発見。 |
| 13 : 25 | 親族により身元確認。 |
| 17 : 00 | 津久井救助隊を除き全部隊引揚げ。監視体制へ移行。 |
| 10 月 15 日 6 : 35 | 検索活動再開。 |
| 7 : 50 | 城山消防隊検索活動中、相模川右岸湘南小学校付近で男児 1 名を発見。 |
| 9 : 55 | 親族により身元を確認。活動終了。 |

図表 3. 6. 13 緑区青山（串川）活動現場の状況



車両転落場所付近



深夜の捜索活動の様子（10月12日）



捜索活動の様子（10月13日）



発見車両の捜索（10月14日）

（6）増水した河川に重機が転落した事案（緑区青根（神之川））

ア 救助の概要

神之川キャンプ場において1名が行方不明となったことによる救助活動。消防、警察及び自衛隊が連携して活動を行った。

イ 活動内容

10月13日（日）13時44分に消防部隊が現場に到着し、活動を開始した。15時05分、キャンプ場に面する神之川の川中に横転している重機（油圧ショベル）を確認したが、行方不明者は認められず、増水のため重機に接近することができない状況であったことから、活動体制を整備す

るため一旦現場を引き揚げた。また、19時に本部事務局から県に対し自衛隊の派遣要請を行った。

14日（月・祝）10時54分にキャンプ場内に現場指揮本部を設置し、津久井消防署に配備していたドローンを運用し検索する部隊（以下「ドローン隊」という。）、消防団及び自衛隊の3班体制で検索活動を実施した。ドローン隊は、神之川及び道志川の5地点を上空から検索し、消防団や自衛隊は、キャンプ場下流付近や両国橋、道志ダム付近を目視で検索したが、発見に至らず、17時30分に活動を終了した。

15日（火）10時にキャンプ場内に現場指揮本部を設置し、ドローン隊、消防団、自衛隊及び警察（津久井警察署及び県警察機動隊）の4班体制で検索活動を実施した。13時28分、自衛隊がこのまさわキャンプ場の対岸の河原に要救助者らしきものを発見したが、増水により隊員の接近が困難であったため、ドローン隊が上空から要救助者であることを確認し、県警察航空隊に出動を要請した。

県警察航空隊により、要救助者をロノ沢駐車場に搬送した後、家族が本人と確認した。

ウ 要救助者の状況

死者1名（80代男性）

図表 3.6.14 緑区青根（神之川）活動現場の主な経過

| 日 時 | 経 過 |
|-------------|---|
| 10月13日13:01 | 青根消防隊・救急隊、津久井方面隊第8分団本部出場。 |
| 13:44 | 消防部隊到着、活動開始。 |
| 15:05 | キャンプ場内の岸から川中付近に横転している重機を目視で確認。増水により重機に接近することができないため、消防部隊は一旦現場引揚げ。 |
| 10月14日10:54 | キャンプ場内に現場指揮本部を設置。 |
| 11:05 | 検索開始。 |
| 16:00 | 消防団検索終了。現場引揚げ。 |
| 16:30 | 自衛隊検索終了。現場引揚げ。 |
| 17:30 | 消防部隊検索終了。現場引揚げ。 |
| 10月15日10:00 | キャンプ場内に現場指揮本部を設置。 |
| 10:10 | 検索開始。 |
| 10:30 | 自衛隊現場到着。 |
| 11:00 | 津久井警察及び県警察機動隊現場到着。 |
| 13:28 | 自衛隊が、このまさわキャンプ場の対岸の河原において要救助者らしきものを発見。増水により接近が困難なため、別地点を検索中のドローン隊を派遣。 |
| 14:01 | ドローン隊の映像により、要救助者であることを確認するが、増水により接近が困難であったため、県警察にヘリの出動を要請。 |
| 15:34 | 県警ヘリ飛来。 |
| 15:42 | 航空隊員が降下し、要救助者と接触。 |
| 15:54 | 要救助者をヘリに収容し、ロノ沢駐車場へ搬送。 |
| 15:56 | 消防団、県警機動隊及び自衛隊現場引揚げ。 |
| 15:58 | 県警ヘリがロノ沢駐車場に到着。 |
| 16:01 | 家族により身元確認。 |
| 16:24 | 活動終了。消防部隊引揚げ。 |

図表 3.6.15 緑区青根（神之川）の活動写真



ドローンによる河川の捜索



ドローンによる上空からの撮影

3 消防広域応援

救出までに発生から 24 時間以上が経過し、一刻も早く救出するためには、複数の救助事案を並行して活動を継続する必要があると判断したことから、警防本部は、緑区牧野（新和田沢付近）の捜索・救助活動現場において、「神奈川県下消防相互応援協定³⁸」に基づく応援部隊の要請を行った。また、捜索活動を行うに当たり、技術的助言を求めため、「東京消防庁と相模原市との消防相互応援協定」に基づき、東京消防庁へ応援要請を行った。

図表 3.6.16 消防機関別人員一覧

| 消防機関 | | 活動状況 | 延べ人数 |
|----------|-----------------------------|---|------|
| 県央地域消防本部 | 厚木市消防本部 | ○人力による捜索・救助 | 29 |
| | 大和市消防本部 | | 34 |
| | 座間市消防本部 | | 29 |
| | 海老名市消防本部 | | 29 |
| | 愛川町消防本部 | | 35 |
| | 綾瀬市消防本部 | | 25 |
| 県内消防本部 | 横浜市消防局 | ○人力による捜索・救助 | 56 |
| | 川崎市消防局 | ○重機の搬入方法、活用方法等の助言 | 50 |
| | 秦野市消防本部 | ○人力による捜索・救助 | 20 |
| | 伊勢原市消防本部 | | 20 |
| | 藤沢市消防本部 | ○救命ボート等用しての湖面・河川流域の捜索・救助 | 5 |
| | 平塚市消防本部 | | 6 |
| 県外消防本部 | 東京消防庁 (第六消防方面本部消防救助機動部隊) | ○現地における重機及び救助資機材を活用した早期救出の検討 ○重機の搬入方法、活用方法等の助言 | 25 |
| | | | 363 |

³⁸ 消防隊等を相互に出場させ、応援活動させるもの

第7節 道路啓開

1 通行規制

(1) 異常気象時通行規制

道路法（昭和27年法律第180号）第46条において、道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる」と規定されている。このことを踏まえ、本市ではあらかじめ降雨量の基準値を超えた場合に通行規制を実施する路線及び区間を定めている。東日本台風通過当時における通行規制路線、区間及び規制基準は、図表3.7.1のとおりである。

図表 3.7.1 東日本台風通過当時における異常気象時の通行規制区間

| 路線名 (通称名) | 区間 | 通行止め | | 迂回路 |
|----------------------|--|------|------|-------------------------------|
| | | 時間雨量 | 連続雨量 | |
| 国道413号 | 青野原3564(NTT前) ～青根2861(山梨県境) | — | 150 | なし |
| 県道35号 (四日市場上野原) | 牧野8869(県道517号交点) ～牧野8175(山梨県境) | 30 | 200 | なし |
| 県道64号 (伊勢原津久井) | 鳥屋2906(県道513号交点) ～青野原471(国道413号交点) | 30 | 150 | 県道513号(鳥屋川尻) 国道412号、国道413号 |
| 県道76号 (山北藤野) | 青根1395(国道413号交点) ～牧野4164(県道517号交点) | 30 | 150 | なし |
| 県道511号 (太井上依知) | 小倉424(小倉橋) ～小倉1907(愛川町境) | 30 | 200 | 県道63号(相模原大磯) |
| 県道515号 (三井相模湖) | 三井1312(県道513号交点) ～千木良54(県道517号交点) | 20 | 100 | 国道413号 |
| 県道517号 (奥牧野相模湖) | 牧野4164(県道76号交点) ～寸沢嵐3389(国道412号交点) | 30 | 200 | なし |
| 県道518号 (藤野津久井) | 牧野2594(県道517号交点) ～青野原723(国道413号交点) | 30 | 200 | なし |
| 県道520号 (吉野上野原停車場) | 吉野79(国道20号交点) ～日連623(県道76号交点) | 30 | 200 | 国道20号 県道76号(山北藤野) |
| 県道521号 (佐野川上野原) | 佐野川306(鬼取橋) ～佐野川2323(堺橋) | 30 | 200 | なし |
| 県道522号 (桐原藤野) | 佐野川2044(県道521号交点) ～小淵1695(国道20号交点) | 30 | 200 | なし |
| 市道篠原新和田 | 牧野3261-5(県道517号交点) ～牧野5538-2(県道76号交点) | 30 | 150 | 県道76号(山北藤野) 県道517号(奥牧野相模湖) |

(2) 通行規制路線

東日本台風では、降雨量の規制基準を定めている12路線全てにおいて、基準を超過したほか、476箇所の道路被害が発生したことから、52路線を全面通行止めとした。通行規制を行った路線は、図表3.7.2及び図表3.7.3のとおりである。

図表 3.7.2 通行規制路線 (10月13日時点)



《出所：国土地理院地図に加筆》

図表 3.7.3 通行規制路線一覧

| 路線名 | 区間 | 規制日時 | 規制内容/理由 |
|------------------------|--|--------------|-----------------------------------|
| 国道 413 号 | 青野原 3290-1～青根 1375 | 10月12日 7:00 | 全面通行止/ 雨量規制値超過 → 路面崩落 |
| | 中野 1923-10～三ヶ木 337-6 (祥泉寺前～三ヶ木交差点) | 10月12日 23:30 | 全面通行止/土砂崩落 |
| | 青野原 3562～青山 3122 (NTT前～青山交差点) | 10月12日 22:00 | 全面通行止/土砂崩落 |
| 国道 413 号 (旧道) | 青野原 2866～青野原 3360 | 10月12日 19:30 | 全面通行止/土砂流出 |
| 市道橋津原平丸 | 青根 608-1～青根 1045-1 | 10月12日 7:00 | 全面通行止/ 雨量規制値超過 → 土砂崩落 |
| 県道 515 号 (三井相模湖) | 三井 646～千木良 402 (県道 513 号～県道 517 号) | 10月12日 7:15 | 全面通行止/ 雨量規制値超過 → 土砂崩落 |
| 県道 64 号 (伊勢原津久井) | 鳥屋 1047～青野原 471 (県道 513 号～国道 413 号) | 10月12日 7:30 | 全面通行止 → 片側交互通行 /雨量規制値超過 → 路面陥没 |
| 県道 518 号 (藤野津久井) | 牧野 2594～青野原 723 (県道 517 号～国道 413 号) | 10月12日 7:30 | 全面通行止/雨量規制値超過 |
| 県道 35 号 (四日市場上野原) | 牧野 8175～牧野 9194 (県道 517 号～山梨県境) | 10月12日 7:45 | 全面通行止/雨量規制値超過 |
| 県道 520 号 (吉野上野原停車場) | 日連 1677～日連 623 (国道 20 号～県道 76 号) | 10月12日 7:50 | 全面通行止 → 片側交互通行 /雨量規制値超過 → 土砂崩落 |
| 県道 76 号 (山北藤野) | 青根 1412～牧野 4164 (国道 413 号～県道 517 号) | 10月12日 8:10 | 全面通行止 → 片側交互通行 /雨量規制値超過 → 土砂崩落 |
| | 日連 370-7 | 10月12日 22:00 | 全面通行止/土砂崩落 |
| 県道 517 号 (奥牧野相模湖) | 牧野 4164～寸沢嵐 3386 (県道 76 号～国道 412 号) | 10月12日 8:10 | 全面通行止 → 片側交互通行 /雨量規制値超過 → 土砂崩落 |
| 県道 511 号 (太井上依知) | 小倉 424～葉山島 1907 (小倉橋～愛川町境) | 10月12日 8:15 | 全面通行止/雨量規制値超過 |
| 北岸林道 | 青山 2040～鳥屋 1673 | 10月12日 9:30 | 全面通行止/異常降雨 → 土砂崩落 |

| 路線名 | 区間 | 規制日時 | 規制内容／理由 |
|----------------------|--|-------------------|---------------------------------|
| 県道 52 号 (相模原町田) | 当麻 2018-5～当麻 2681-3 (下当麻アンダーパス) | 10 月 12 日 10 : 00 | 相模原愛川 I C への進入方向通行止 |
| 県道 521 号 (佐野川上野原) | 佐野川 306～佐野川 2323 (鬼取橋～塚橋) | 10 月 12 日 14 : 30 | 全面通行止／雨量規制値超過 |
| 市道篠原新和田 | 牧野 5534-2～牧野 5189-2 | 10 月 12 日 15 : 00 | 全面通行止／土砂崩落 |
| 県道 522 号 (桐原藤野) | 佐野川 2044～小淵 1695 (県道 521 号～国道 20 号) | 10 月 12 日 15 : 00 | 全面通行止／雨量規制値超過 |
| 市道中野小原 | 与瀬 1212-1～与瀬 149 | 10 月 12 日 19 : 00 | 全面通行止／土砂崩落 |
| 市道青野原 31 号 | 青野原 2418～青野原 2432 | 10 月 12 日 19 : 30 | 全面通行止／道路冠水 |
| 市道相原界松風橋 | 広田 8-31 | 10 月 12 日 21 : 15 | 車両通行止／護岸崩落 |
| 市道ユース科学館 | 与瀬 991-2 | 10 月 12 日 22 : 00 | 全面通行止／土砂崩落 |
| | 与瀬 883-1 | 10 月 12 日 22 : 00 | 全面通行止／土砂崩落 |
| 国道 412 号 | 三ヶ木 337-6～青山 1043-2 (三ヶ木交差点～関交差点) | 10 月 12 日 22 : 00 | 全面通行止／土砂・樹木流出 |
| | 与瀬本町 46～若柳 986-7 (相模湖駅前交差点～阿津交差点) | 10 月 13 日 1 : 00 | 全面通行止／土砂崩落 |
| 市道大沼 230 号 | 大野台 8-14-3 | 10 月 12 日 23 : 00 | 全面通行止／倒木 |
| 県道 513 号 (鳥屋川尻) | 青山 1043-2～鳥屋 719 (関交差点～鳥屋 719) | 10 月 13 日 0 : 00 | 全面通行止／土砂・樹木流出 |
| 市道松風都井沢 | 川尻 4453-9～川尻 4324-1 | 10 月 13 日 2 : 00 | 全面通行止／家屋倒壊 |
| 市道青山 23 号 | 青山 2529-2～青山 2380 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／落橋 |
| 市道青山 19 号 | 青山 1171-7～青山 1153-1 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／路面崩落 |
| 市道奥牧野綱子 | 牧野 9644-4～牧野 10135 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／土砂崩落 |
| 市道寸沢嵐反畑 | 寸沢嵐 1137-1 | 10 月 13 日 12 : 00 | 片側交互通行 (復旧工事時は全面通行止) ／法下擁壁沈下 |
| 市道牧馬仲沢 | 牧野 660～牧野 520 | 10 月 13 日 12 : 00 | 車両通行止 (歩行者通行可) ／路面崩落・土砂崩落 |
| 市道青根 6 号 | 青根 850-2～青根 876-1 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／道路崩落 |
| 市道上青根上野田釜立 | 青根 2465-1～青根 2418-1 | 10 月 12 日 19 : 50 | 全面通行止／土砂崩落 |
| 市道阿津奥畑 | 若柳 313-1～若柳 473-2 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／倒木 |
| 市道原口 6 号 | 若柳 1336-9～若柳 1358-4 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／土砂崩落 |
| 市道青山 2 号 | 青山 2838～青山 2774 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／路面陥没 |
| 市道長竹 45 号 | 長竹 2183-1～長竹 2204-1 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／土砂流入 |
| 市道石神六間 | 青山 635-10～青山 2500-4 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／路面隆起・陥没 |
| 市道青山 27 号 | 青山 3847～青野原 73-1 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／路面崩落 |
| 市道青野原 2 号 | 青野原 42-10～青野原 211-1 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／路面崩落 |
| 市道青野原 39 号 | 青野原 3569-2 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／土砂崩落 |
| 市道中野 31 号 | 中野 1979-1～中野 1972-2 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／倒木・土砂崩落 |
| 市道中野 38 号 | 中野 1970-4～中野 1970-1 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／倒木・土砂崩落 |
| 市道塩民名手浅川 | 三井 545-1～三井 542-4 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／落石・陥没 |
| 市道下岩和田 | 佐野川 1787-1～佐野川 1989-1 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／土砂崩落 |
| 市道上沢井キサザウ | 澤井 1397～澤井 1393 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／路面崩落 |
| 市道下岩御霊 | 佐野川 2970-1～佐野川 2923-1 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／路面陥没 |
| 市道名倉島田 | 名倉 4523-2～名倉 4589 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／土砂崩落 |
| 市道大棚大鹿 | 長竹 3373-1～青山 2040-2 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／土砂崩落 |
| 県道 516 号 (浅川相模湖) | 千木良 1354-1～千木良 1365-11 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／土砂崩落 |
| 市道西野々伏馬田 ～市道伏馬田菅井 | 青野原 3579-11～牧野 12000-4 | 11 月 8 日 15 : 00 | 全面通行止／交通危険防止 |
| 認定外道路 | 根小屋 2033-1～根小屋 2031 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／法下崩落 |
| 認定外道路 | 青根 41-4～青根 106 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／路面崩落 |
| 認定外道路 | 青山 3462-4～青山 3201-2 | 10 月 13 日 12 : 00 | 全面通行止／路面崩落 |

(3) 市管理道路以外の通行規制

高速道路や国土交通省が管理する一般国道でも通行規制（通行止め）が行われた。通行規制路線及び区間は図表 3.7.4 のとおりである。

図表 3.7.4 通行規制路線一覧（市管理道路以外）

| 路線名 | 区間 | 規制日時 | 解除日時 | 規制理由 |
|------------------|-----------------|--------------|--------------|------------|
| 国道 20 号 | 八王子市南浅川～緑区千木良 | 10月12日 7:40 | 10月18日 6:00 | 雨量規制値超過 |
| | 緑区与瀬～緑区吉野 | 10月12日 11:00 | 10月13日 15:30 | 雨量規制値超過 |
| 首都圏中央連絡自動車道(圏央道) | 圏央厚木 IC～あきる野 IC | 10月12日 10:00 | 10月14日 20:00 | 大雨のため⇒土砂流入 |
| 中央自動車道 | 八王子料金所～一宮御坂 IC | 10月12日 10:00 | 10月19日 12:00 | 大雨のため⇒土砂流入 |

(4) 通行規制情報の発信

緑区を中心に通行止めとなる路線が多数発生したことから、被災状況や通行規制情報、市外への迂回路情報を市ホームページ等で周知を行った。

図表 3.7.5 市ホームページによる被災状況の発信（令和元年 10 月 15 日時点）

現在の位置：[トップページ](#) > [市政情報](#) > [道路](#) > 台風第19号に伴う道路の被災状況について

台風第19号に伴う道路の被災状況について（速報）

ページ番号1017776 [印刷](#) [大きな文字で印刷](#)

このたびの台風第19号の大雨により、特に、津久井地域の道路において、土砂崩れによる甚大な被害が発生し、複数の路線で通行規制を行っております。皆様には、御不便をおかけいたしますが、御理解、御協力くださるようお願いいたします。

現在、現地調査による被害の全容把握を進めており、さらに、早期の復旧に向けた土砂や倒木の撤去等を鋭意行っておりますが、安全・安心な通行を確保していくためには、被災状況により、開通までに時間を要することもございます。また、交通規制につきましては、市ホームページや日本道路交通情報センターでの情報提供、道路情報板による広域的な案内等の対応を行っているところでございます。なお、作業の進捗や開通の見通しについては、随時お知らせいたします。

◎ [災害等による通行規制情報](#)

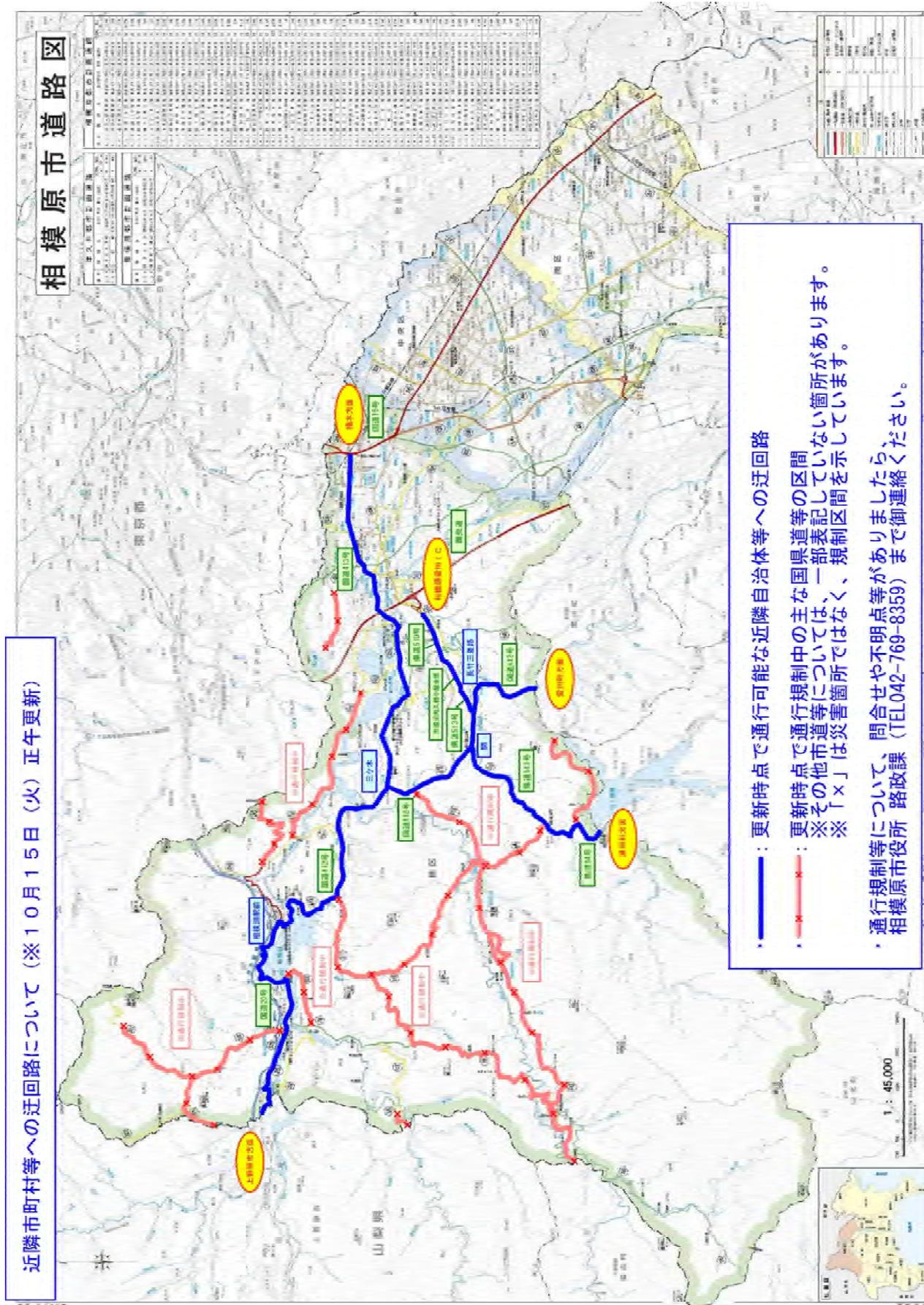
【現地の状況】



▲ 国道413号（緑区青根付近）（令和元年10月14日撮影）

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisai/1004480/1017776.html> 2019/10/15

図表 3.7.6 迂回路情報（令和元年10月15日時点）

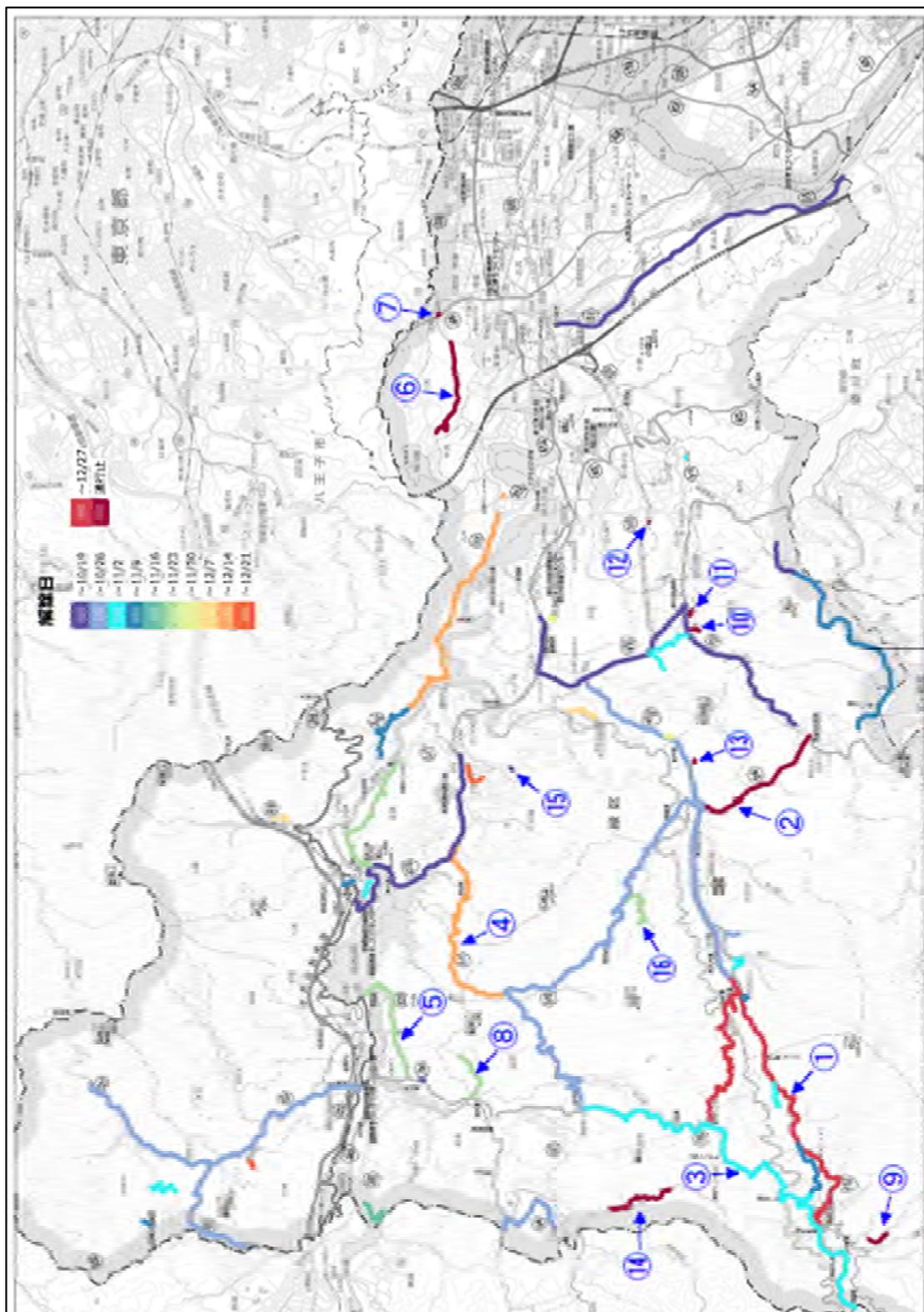


2 応急啓開

(1) 道路啓開の実施

緑区では、50路線で通行止めを行ったが、道路啓開を行った路線から順次、規制解除を行った。図表3.7.7は12月27日（金）までの通行止め解除の変遷で、図表3.7.8は主な道路の復旧状況である。また、路線ごとの規制解除日は図表3.7.9のとおりである。

図3.7.7 通行止め解除変遷（令和元年12月27日時点）



図表 3.7.8 主な道路の復旧状況（令和元年12月27日時点）

| No | 路線名 | 被災状況 | 復旧時期 | 発災時 | 現況 |
|----|--------------------------|-------|----------------|--|---|
| ① | 国道413号 | 盛土流出 | 12月26日 規制解除 |  |  |
| | | | |  |  |
| ② | 県道64号 (伊勢原 津久井) | 斜面崩壊 | 未定 |  |  |
| | | 盛土流出 | |  |  |
| ③ | 県道76号 (山北 藤野) | 斜面崩壊 | 11月1日 規制解除 |  |  |
| ④ | 県道517号 (奥牧野 相模湖) | 土石流堆積 | 12月9日 規制解除 |  |  |
| ⑤ | 県道520号 (吉野上野 原停車場) | 斜面崩壊 | 11月18日 規制解除 |  |  |

| No | 路線名 | 被災状況 | 復旧時期 | 発災時 | 現況 |
|----|----------------|------|----------------|--|---|
| ⑥ | 市道松風 都井沢 | 斜面崩壊 | 未定 |  |  |
| ⑦ | 市道相原界 松風橋 | 護岸崩落 | 未定 |  |  |
| ⑧ | 市道篠原 新和田 | 斜面崩壊 | 11月22日 規制解除 |  |  |
| | | | |  |  |
| ⑨ | 市道上青根 上野田釜立 | 斜面崩壊 | 未定 |  |  |
| ⑩ | 市道青山 23号 | 橋梁流出 | 未定 |  |  |
| ⑪ | 市道青山 19号 | 路面崩落 | 未定 |  |  |

| No | 路線名 | 被災状況 | 復旧時期 | 発災時 | 現況 |
|----|----------------------|-------------|------|--|---|
| ⑫ | 認定外道路 (根小屋地 内) | 路面崩落 | 未定 |  |  |
| ⑬ | 市道青野原 2号 | 路面崩落 | 未定 |  |  |
| ⑭ | 市道奥牧野 綱子 | 路面下崩 落 | 未定 |  |  |
| ⑮ | 市道寸沢嵐 反畑 | ブロック 積沈下 | 未定 |  |  |
| ⑯ | 市道牧馬 仲沢 | 路面崩落 | 未定 |  |  |

第3章

初動対応・応急対策

図表 3.7.9 通行止め解除日

| 路線名 | 区間 | 規制日時 | 通行止め解除日 |
|---------------------|----------------------|-----------------|------------------|
| 国道 413 号 | 青野原 3290-1～青根 1375 | 10 月 12 日 7:00 | 12 月 26 日 |
| | 中野 1923-10～三ヶ木 337-6 | 10 月 12 日 23:30 | 10 月 14 日 |
| | 青野原 3562～青山 3122 | 10 月 12 日 22:00 | 10 月 24 日 |
| 国道 413 号 (旧道) | 青野原 2866～青野原 3360 | 10 月 12 日 19:30 | 10 月 31 日 |
| 市道橋津原平丸 | 青根 608-1～青根 1045-1 | 10 月 12 日 7:00 | 11 月 7 日 |
| 県道 515 号 (三井相模湖) | 三井 646～千木良 402 | 10 月 12 日 7:15 | 12 月 11 日 |
| 県道 64 号 (伊勢原津久井) | 鳥屋 1047～青野原 471 | 10 月 12 日 7:30 | 令和 2 年 4 月 24 日 |
| 県道 518 号 (藤野津久井) | 牧野 2594～青野原 723 | 10 月 12 日 7:30 | 10 月 24 日 |
| 県道 35 号 (四日市場上野原) | 牧野 8175～牧野 9194 | 10 月 12 日 7:45 | 10 月 24 日 |
| 県道 520 号 (吉野上野原停車場) | 日連 1677～日連 623 | 10 月 12 日 7:50 | 11 月 18 日 |
| 県道 517 号 (奥牧野相模湖) | 牧野 4164～寸沢嵐 3386 | 10 月 12 日 8:10 | 12 月 9 日 |
| 県道 76 号 (山北藤野) | 青根 1412～牧野 4164 号 | 10 月 12 日 8:10 | 11 月 1 日 |
| | 日連 370-7 | 10 月 12 日 22:00 | 10 月 14 日 |
| 県道 511 号 (太井上依知) | 小倉 424～葉山島 1907 | 10 月 12 日 8:15 | 10 月 13 日 |
| 北岸林道 | 青山 2040～鳥屋 1673 | 10 月 12 日 9:30 | 11 月 9 日 |
| 県道 52 号 (相模原町田) | 当麻 2018-5～当麻 2681-3 | 10 月 12 日 10:00 | 10 月 13 日 |
| 県道 521 号 (佐野川上野原) | 佐野川 306～佐野川 2323 | 10 月 12 日 14:30 | 10 月 24 日 |
| 市道篠原新和田 | 牧野 5534-2～牧野 5189-2 | 10 月 12 日 15:00 | 11 月 22 日 |
| 県道 522 号 (桐原藤野) | 佐野川 2044～小瀨 1695 | 10 月 12 日 15:00 | 10 月 24 日 |
| 市道中野小原 | 与瀬 1212-1～与瀬 149 | 10 月 12 日 19:00 | 11 月 5 日 |
| 市道青野原 31 号 | 青野原 2418～青野原 2432 | 10 月 12 日 19:30 | 10 月 21 日 |
| 市道相原界松風橋 | 広田 8-31 | 10 月 12 日 21:15 | 令和 2 年 12 月 25 日 |
| 市道ユース科学館 | 与瀬 991-2 | 10 月 12 日 22:00 | 10 月 30 日 |
| | 与瀬 883-1 | 10 月 12 日 22:00 | 10 月 30 日 |
| 国道 412 号 | 三ヶ木 337-6～青山 1043-2 | 10 月 12 日 22:00 | 10 月 13 日 |
| | 与瀬本町 46～若柳 986-7 | 10 月 13 日 1:00 | 10 月 14 日 |
| 市道大沼 230 号 | 大野台 8-14-3 | 10 月 12 日 23:00 | 10 月 13 日 |
| 県道 513 号 (鳥屋川尻) | 青山 1043-2～鳥屋 719 | 10 月 13 日 0:00 | 10 月 13 日 |
| 市道松風都井沢 | 川尻 4453-9～川尻 4324-1 | 10 月 13 日 2:00 | 令和 2 年 3 月 31 日 |
| 市道青山 23 号 | 青山 2529-2～青山 2380 | 10 月 13 日 12:00 | 令和 3 年 5 月 31 日 |
| 市道青山 19 号 | 青山 1171-7～青山 1153-1 | 10 月 13 日 12:00 | 令和 3 年 9 月 29 日 |
| 市道奥牧野綱子 | 牧野 9644-4～牧野 10135 | 10 月 13 日 12:00 | 工事継続中 |
| 市道寸沢嵐反畑 | 寸沢嵐 1137-1 | 10 月 13 日 12:00 | 10 月 13 日 |
| 市道牧馬仲沢 | 牧野 660～牧野 520 | 10 月 13 日 12:00 | 11 月 18 日 |
| 市道青根 6 号 | 青根 850-2～青根 876-1 | 10 月 13 日 12:00 | 令和 3 年 3 月 24 日 |
| 市道上青根上野田釜立 | 青根 2465-1～青根 2418-1 | 10 月 12 日 19:50 | 令和 2 年 12 月 24 日 |
| 市道阿津奥畑 | 若柳 313-1～若柳 473-2 | 10 月 13 日 12:00 | 11 月 20 日 |
| 市道原口 6 号 | 若柳 1336-9～若柳 1358-4 | 10 月 13 日 12:00 | 12 月 17 日 |
| 市道青山 2 号 | 青山 2838～青山 2774 | 10 月 13 日 12:00 | 11 月 1 日 |
| 市道長竹 45 号 | 長竹 2183-1～長竹 2204-1 | 10 月 13 日 12:00 | 11 月 1 日 |
| 市道石神六間 | 青山 635-10～青山 2500-4 | 10 月 13 日 12:00 | 11 月 1 日 |
| 市道青山 27 号 | 青山 3847～青野原 73-1 | 10 月 13 日 12:00 | 11 月 25 日 |
| 市道青野原 2 号 | 青野原 42-10～青野原 211-1 | 10 月 13 日 12:00 | 令和 3 年 2 月 16 日 |
| 市道青野原 39 号 | 青野原 3569-2 | 10 月 13 日 12:00 | 11 月 8 日 |
| 市道中野 31 号 | 中野 1979-1～中野 1972-2 | 10 月 13 日 12:00 | 11 月 29 日 |

| 路線名 | 区間 | 規制日時 | 通行止め解除日 |
|------------------|------------------------|-------------------|-----------------|
| 市道中野 38 号 | 中野 1970-4～中野 1970-1 | 10 月 13 日 12 : 00 | 11 月 29 日 |
| 市道塩民名手浅川 | 三井 545-1～三井 542-4 | 10 月 13 日 12 : 00 | 12 月 13 日 |
| 市道下岩和田 | 佐野川 1787-1～佐野川 1989-1 | 10 月 13 日 12 : 00 | 10 月 28 日 |
| 市道上沢井キサザウ | 澤井 1397～澤井 1393 | 10 月 13 日 12 : 00 | 12 月 21 日 |
| 市道下岩御霊 | 佐野川 2970-1～佐野川 2923-1 | 10 月 13 日 12 : 00 | 11 月 7 日 |
| 市道名倉島田 | 名倉 4523-2～名倉 4589 | 10 月 13 日 12 : 00 | 11 月 13 日 |
| 市道大棚大鹿 | 長竹 3373-1～青山 2040-2 | 10 月 13 日 12 : 00 | 10 月 16 日 |
| 県道 516 号（浅川相模湖） | 千木良 1354-1～千木良 1365-11 | 10 月 13 日 12 : 00 | 12 月 2 日 |
| 市道西野々伏馬田～市道伏馬田菅井 | 青野原 3579-11～牧野 12000-4 | 11 月 8 日 15 : 00 | 12 月 26 日 |
| 認定外道路 | 根小屋 2033-1～根小屋 2031 | 10 月 13 日 12 : 00 | 令和 2 年 5 月 11 日 |
| 認定外道路 | 青根 41-4～青根 106 | 10 月 13 日 12 : 00 | 10 月 31 日 |
| 認定外道路 | 青山 3462-4～青山 3201-2 | 10 月 13 日 12 : 00 | 12 月 5 日 |

(2) 残土仮置場の確保

道路啓開にて発生した道路上の障害物（土砂・倒木等）の仮置場として、相模湖林間公園や名倉グラウンドなどを使用した。

第8節 応急給水

1 平時の水道供給体制

本市のほとんどが県営水道の給水区域で、給水人口比の99.4%を占めており、市営簡易水道は、津久井地区（青根）及び藤野地区（名倉・牧野の一部）の一部に点在する給水人口101人以上5,000人以下の区域を給水区域とし、管理及び運営を行っている。

図表 3.8.1 神奈川県営水道（浄水場）の概要

| 浄水場名 | 給水区域 | 水源 | 原水種別 | 水利権等 | 浄水能力 | 最大供給量 | |
|--------|--------------|---------------------|------|---------------------|---------|---------|-------|
| | | | | (m ³ /日) | | | |
| 谷ヶ原浄水場 | 相模原市、厚木市、愛川町 | 相模川 | 伏流水 | 7,344 | — | — | |
| | | | 表流水 | 180,000 | — | — | |
| | | | 計 | 187,344 | 242,800 | 178,000 | |
| 小規模浄水場 | 鳥屋浄水場 | 津久井地区（鳥屋、青山、長竹、青野原） | 早戸川 | 伏流水 | 5,550 | 5,550 | 5,400 |
| | 長野浄水場 | 津久井地区（青野原） | 西沢 | 伏流水 | 527 | 500 | 500 |
| | 底沢浄水場 | 相模湖地区（千木良、小原） | 底沢 | 表流水 | 500 | 470 | 400 |
| | 鎌沢浄水場 | 藤野地区（澤井、小淵、名倉、佐野川） | 佐野川 | 表流水 | 760 | 720 | 700 |
| | 落合浄水場 | 藤野地区（佐野川、澤井、小淵、名倉） | 栃谷川 | 表流水 | 1,700 | 1,620 | 1,500 |
| | 和田浄水場 | 藤野地区（佐野川） | 沢井川 | 表流水 | 398 | 360 | 360 |

《出所：令和元年 水道業務統計年報から作成》

図表 3.8.2 市営簡易水道の概要

| 名称 | 給水区域 (面積(km ²)) | 給水 件数 (件) | 給水 人口 (人) | 水源・浄水施設 | | |
|--------------|--------------------------------|-----------------|-----------------|--|---|---|
| | | | | 取水施設 (最大取水量(m ³ /日)) | 浄水施設 (最大浄水量) | 配水施設 (有効容量(m ³ /日)) |
| 青根 簡易水道 | 津久井地区 (青根) (36.25) | 293 | 550 | エビラ沢取水場 (1,160) | 青根浄水場 (1,100 m ³ /日) | 浄水場配水池(816)、 荒井配水池(320)、 橋津原配水池(112)、 音久和配水池(120) |
| 葛原 簡易水道 | 藤野地区 (名倉) (0.31) | 129 | 291 | 葛原水源(90)、日向水 源(23) | | 葛原配水池(60)、 葛原配水池(120) |
| 牧野中央 簡易水道 | 藤野地区 (牧野) (2.24) | 520 | 1,323 | 奥牧野水源(40)、新奥 牧野水源(40)、栗久保 水源(45)、金山水源 (110)、新大久和水源 (50)、新和田水源(70)、 篠原水源(85)、新篠原 水源(65)、西山水源 (25)、高区水源(10) | 新篠原浄水場 (65 m ³ /日)、 伏馬田浄水場 (31 m ³ /日) | 新奥牧野配水池(82)、栗久 保配水池(25.3)、大久和配 水池(110)、大久和第1配 水池(40)、新和田配水池 (40)、篠原配水池(95.4)、 篠原調整池(40)、伏馬田配 水池(40)、伏馬田高区配水 池(8)、大鐘配水池(96) |

《令和3年4月1日現在》

2 応援要請・応急給水活動

(1) 上水道区域

緑区の複数箇所が発生した土砂災害により、鳥屋浄水場、長野浄水場及び底沢浄水場において、停電や水道管の破損、導水管の流出等が発生したため、最大3,620戸に断水が生じ、各浄水場の応急復旧までの期間、応急給水を実施した。

応急給水は、県企業庁が主体となり、市内の各管工事協同組合に協力を要請³⁹し、10月13日(日)から実施された。また、14日(月・祝)以降は、県企業庁から本市に対し、応急給水部隊の派遣及び応急給水実施場所を市で指定するよう要請があり、給水タンクを積載したトラック(以下「タンク積載車」という。)を運用し、県企業庁と連携して応急給水を実施した。本市の応急給水対応の経過は、図表3.8.3のとおりである。

図表 3.8.3 応急給水対応の主な経過

| 日 | 対応等 |
|---------------|---|
| 10月12日 (土) | ○健康福祉局(生活衛生課)が、災害時応急給水の協定締結先の県北管工事協同組合、相模原市管工事設備協同組合、津久井管工事協同組合に連絡し、断水時における応急給水体制の確保について確認。 |
| 13日(日) | ○県企業庁と各管工事協同組合による応急給水が開始。(緑区内4箇所、給水車6台体制) ○健康福祉局(生活衛生課)が、津久井水道営業所に断水の状況及び応急給水の対応を確認。 |
| 14日 (月・祝) | ○緑区内の7箇所の拠点において、給水車14台体制で応急給水を実施。 ○津久井水道営業所から本市に対し、応急給水部隊の派遣及び応急給水拠点の指定の要請があり、本市からタンク積載車1台を出動し応急給水活動を実施。(17日まで) 《本市活動場所》串川グラウンド(タンク積載車1台3名体制・3往復4回給水) |
| 15日(火) | ○緑区内の7箇所の拠点において、給水車18台体制で応急給水を実施。 《本市活動場所》串川グラウンド(タンク積載車1台3名体制・5往復6回給水) ○市立青野原診療所の貯水槽(1.5t)への給水要請を受け、津久井水道営業所と調整し、津久井水道営業所が対応。 ○津久井水道営業所から「高齢者等が給水拠点まで行けないという訴えがあり、市で対応してもらいたい」と連絡を受け、庁内調整を開始。 |
| 16日(水) | ○緑区内の7箇所の拠点において、給水車20台体制で応急給水を実施。 《本市活動場所》串川グラウンド(タンク積載車1台3名体制・4往復5回給水) ○高齢者等の給水拠点へ行けない市民への対応として、健康福祉局(生活衛生課)で電話による受付を行い、健康福祉局内各部署で配送部隊を編成し、自宅に届ける体制を確立。 |
| 17日(木) | ○緑区内の7箇所の拠点において、給水車20台体制で応急給水を実施。 《本市活動場所》串川グラウンド(タンク積載車1台3名体制・3往復4回給水) ○2tトラックをレンタル ^(※1) し、給水活動中のタンクが空になった際に載せ替え作業を実施。 ○断水の復旧が進んだことにより、津久井水道営業所と調整し、17日をもって本市のタンク積載車による活動を終了。 ○鳥屋、青野原、長竹地域の3戸に対し、給水袋の宅配を実施。 |
| 18日(金) | ○鳥屋、青野原地域の2戸に給水袋の宅配を実施。 |
| 19日(土) | ○19時40分に全ての地域において断水が復旧。 |

(※1) 給水活動の支援を目的に、企画財政局(管財課)が10月17日から11月16日までの期間、レンタルを実施。

³⁹ 県企業庁と神奈川県管工事協同組合が締結した「災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書」(平成23年4月1日締結)に基づく協力要請。

図表 3.8.4 応急給水の実施状況（上水道）

| 給水日時 ^(※1) | 給水車台数 | 地区 | | 応急給水実施場所 |
|-------------------------|----------------------------------|-----|-----|---|
| 10月13日(日) 9:00~17:30 | 6台(県企業庁3台、 管工事組合3台) | 津久井 | 青野原 | 青野原小学校、前戸バス停前 |
| | | | 鳥屋 | 鳥屋地域センター、鳥屋バス停前 |
| 14日(月・祝) 9:00~17:30 | 14台(県企業庁10台、 管工事組合3台、市1 台) | 津久井 | 青野原 | 青野原小学校、前戸バス停前 |
| | | | 鳥屋 | 鳥屋地域センター、鳥屋バス停前 |
| | | 相模湖 | 青山 | 串川地域センター、串川グラウンド、 (有)矢部運送駐車場 |
| | | 相模湖 | 底沢 | 個別給水 |
| 15日(火) 9:00~17:30 | 18台(県企業庁10台、 管工事組合7台、市1 台) | 津久井 | 青野原 | 青野原小学校 ^(※2) 、前戸バス停前、諏訪神社 |
| | | | 鳥屋 | 鳥屋地域センター ^(※2) 、鳥屋バス停前 |
| | | | 青山 | 串川地域センター ^(※2) 、串川グラウンド |
| 16日(水) 9:00~17:30 | 20台(県企業庁12台、 管工事組合7台、市1 台) | 津久井 | 青野原 | 青野原小学校 ^(※2) 、前戸バス停前、諏訪神社 |
| | | | 鳥屋 | 鳥屋地域センター ^(※2) 、鳥屋バス停前 |
| | | | 青山 | 串川地域センター ^(※2) 、串川グラウンド |
| 17日(木) 9:00~17:30 | 20台(県企業庁12台、 管工事組合7台、市1 台) | 津久井 | 青野原 | 青野原小学校、前戸バス停前、諏訪神社 |
| | | | 鳥屋 | 鳥屋地域センター、鳥屋バス停前 |
| | | | 青山 | 串川地域センター、串川グラウンド |
| 18日(金) 9:00~12:00 | 11台(県企業庁10台、 管工事組合1台) | 津久井 | 青野原 | 青野原小学校、前戸バス停前、諏訪神社、前 戸地区 ^(※3) |
| 19日(土) 9:00~17:30 | 1台(県企業庁1台) | 津久井 | 青野原 | 前戸地区 |
| | | 相模湖 | 底沢 | 個別給水 |

(※1) 日時は計画段階のもので、需要等の状況から前後した。この他、大口需要家等の受水槽に個別に給水を実施した。

(※2) 応急給水実施時間が20時まで延長された。

(※3) 前戸地区では、応急給水実施時間が17時30分まで延長された。

図表 3.8.5 県企業庁の給水車対応状況

| 所属 (企業庁) | タンク | 活動状況 | | | | | | | 計 |
|-------------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 13日 | 14日 | 15日 | 16日 | 17日 | 18日 | 19日 | |
| 相模原 | 1t | | | | | | ● | | 1 |
| | 1t | | | | | | | | 0 |
| 相模原南 | 1t | | ● | ● | ● | ● | ● | | 5 |
| 津久井 | 1t | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 7 |
| 鎌倉 | 2t | | ● | ● | ● | ● | | | 4 |
| | 1t | | | | ● | ● | | | 2 |
| 藤沢 | 1t | | | | | | | | 0 |
| 茅ヶ崎 | 1t | | ● | ● | ● | ● | ● | | 5 |
| 平塚 | 1t | | ● | ● | ● | ● | | | 4 |
| 厚木 | 1t | | ● | ● | ● | ● | ● | | 5 |
| 海老名 | 1t | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | 6 |
| 大和 | 1t | | | | | | | | 0 |
| 寒川 | 4t | | ● | ● | ● | ● | ● | | 5 |
| | 2t | | ● | ● | ● | ● | ● | | 5 |
| 谷ヶ原 | 2t | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | 6 |
| 箱根 | 2t | | | | ● | ● | ● | | 3 |
| 活動台数 | 県企業庁 | 3台 | 10台 | 10台 | 12台 | 12台 | 10台 | 1台 | 58台 |
| | 組合 | 3台 | 3台 | 7台 | 7台 | 7台 | 1台 | | 28台 |
| | 相模原市 | | 1台 | 1台 | 1台 | 1台 | | | 4台 |

《出所：津久井水道営業所提供資料から作成》

図表 3.8.6 県企業庁による応急給水の対応状況



(上) 応急給水実施場所での補水
 (左) 県内水道営業所から派遣された給水車
 《出典：津久井水道営業所提供》

(2) 簡易水道区域

簡易水道区域においても、停電等による影響で最大 418 戸に断水が生じたことから、復旧までの期間、応急給水を実施した。応急給水に当たっては、「日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書の全部を改正する覚書」に基づき、横浜市、川崎市及び横須賀市の応援活動を受けながら実施した。

10 月 15 日（火）夜に断水状態が解消したことにより、応急給水を終了した。しかし、23 日（水）に国道 413 号の崩落箇所の拡大により配水管が破損し漏水したことから当該箇所の配水管を止水した。そのため、糠又地区（緑区青根）の 5 世帯が断水し、28 日（月）に仮復旧を行うまでの期間、本市のタンク積載車 2 台による応急給水を実施した。

図表 3.8.7 応急給水の実施状況（簡易水道）

| 給水日時 給水地域 | | 13 日(日) | | 14 日(月・祝) | 15 日(火) | 23 日(水)～ 28 日(月) |
|--------------|----------|-----------------|-----------------------------|---|------------------------------|-----------------------------------|
| | | 11:30 ～18:00 | 21:30 ～22:30 | 10:30 ～17:00 | 10:00 ～15:00 | 23 日(水)13:30 ～ 28 日(月)16:40 |
| 津久井 | 青根 | — | 3 台 (本市 2 台、 横浜市 1 台) | 5 台 (本市 1 台、横浜市 1 台、川崎市 1 台、 横須賀市 2 台) | 3 台 (本市 1 台、 横須賀市 2 台) | — |
| | 青根（糠又地区） | — | — | — | — | 2 台 (本市 2 台) |
| 藤野 | 新和田・田賀岡 | 1 台 (本市) | — | — | — | — |
| | 中尾日向 | 1 台 (本市) | — | — | — | — |
| | 篠原 | 1 台 (横浜市) | — | — | — | — |
| 給水実績 | | 32 人 | 40 人 | 20 人 | 7 人 | 2 人 |

第9節 ライフラインの復旧

1 上水道

(1) 上水道区域の復旧

最大3,620戸に生じた上水道の断水は、応急給水と並行して、県企業庁により復旧作業が行われた。復旧に当たっては延べ143人体制で、仮設設備の配置、配水設備の切替等の復旧作業を行い、10月19日（土）19時40分に市内の上水道の断水が解消された。

図表 3.9.1 上水道の復旧経過

| 日時 | 断水解消状況 |
|-----------|--|
| 10月13日(日) | ○底沢浄水場地区の千木良・小原の一部20戸が系統切替により断水解消。 |
| 14日(月・祝) | ○底沢浄水場地区の千木良・小原の一部5戸が系統切替により断水解消。 ○落合浄水場地区の澤井の一部66戸が浄水場再開により断水解消。 ⇒落合浄水場地区全域の断水が解消。 |
| 15日(火) | ○底沢浄水場地区の千木良・小原の一部21戸が系統切替により断水解消。 |
| 16日(水) | ○鳥屋浄水場地区の鳥屋の一部103戸、青野原の一部361戸が浄水場再開及び管洗浄作業により断水解消。 |
| 17日(木) | ○底沢浄水場地区の千木良・小原の一部15戸が配管修理及び系統切替により断水解消。 ○鳥屋浄水場地区の鳥屋の一部823戸が管洗浄作業により断水解除となり鳥屋のほぼ全域で断水解消。 ○青山・長竹の全域1,753戸が管洗浄作業により断水解消。 ○長野浄水場地区の青野原の一部315戸が管洗浄作業により新たに断水解消。 |
| 18日(金) | ○鳥屋浄水場地区の青野原の一部333戸が管洗浄作業により新たに断水解消。 ○長野浄水場地区の青野原の一部49戸が管洗浄作業により新たに断水解消。 ⇒長野浄水場地区全域の断水が解消。 |
| 19日(土) | ○鳥屋浄水場地区の青野原の一部28戸が仮設配管により断水解消。 ⇒鳥屋浄水場地区全域の断水が解消。 ○底沢浄水場地区の千木良・小原一部の5戸が仮設ポンプ設置により新たに断水解消。 ⇒底沢浄水場地区全域の断水が解消。 |

《出所：県提供資料から作成》

(2) 簡易水道区域の復旧

最大418戸に生じた簡易水道の断水は、応急給水対応と並行して、都市建設局（津久井土木事務所）により復旧作業が行われた。復旧対応は、7名体制⁴⁰で行い、管修繕や土砂の撤去等により、10月28日（月）16時に簡易水道の断水が解消された。

⁴⁰ 総括1名、藤野簡易水道対応1名、青根簡易水道対応2名、両簡易水道対応1名、情報連絡員2名の体制。

図表 3.9.2 簡易水道の復旧状況

| 発生日時 | 復旧日時 | 地区 | 対象世帯 | 対象人数 |
|-------------|-------------|--------------------------|---------------------|------|
| 10月13日(日)未明 | 13日(日)18:00 | 藤野(新和田、田賀岡、中尾日向、篠原) | 120世帯 | 300人 |
| 13日(日)12:00 | 15日(火)15:00 | 青根 ^(※1) | 298世帯 | 588人 |
| 23日(水)13:00 | 28日(月)16:00 | 青根(糠又地区) ^(※2) | 6世帯 ^(※3) | 1人 |

(※1) 最大想定数。停電により浄水機能は停止したが、浄水後の貯留水で給水を実施した。

(※2) 道路崩落箇所での露出管破損のため、仮設管設置まで止水し給水車により応急給水を実施した。

(※3) 給水契約件数であり、実態は住居1件(居住者1人)、別荘2件、畑1件、事業者2件であった。

図表 3.9.3 簡易水道の修繕内容

| 地区 | 被害施設 | 被害内容 | 修繕内容 |
|--------------|------------|-------------------|---------------|
| 青根 | 取水場(エビラ沢) | 設備への土砂等流入 | 土砂撤去 |
| | | 管破損・露出 | 水管橋修繕 |
| | | 設備への土砂等流入 | 外構補修 |
| | 中間貯留施設 | 設備への土砂等流入 | フェンス修繕 |
| | | 設備への土砂等流入 | 土砂撤去 |
| | | 停電等による設備・装置障害 | ポンプ点検 |
| | 配水管(向井地区) | 管破損・露出 | 管修繕 |
| | 配水管(橋津原地区) | 管破損・露出 | 管修繕 |
| 配水管(荒井～糠又地区) | 管破損・露出 | 管修繕 | |
| 高瀬野水管橋 | 管破損・露出 | 管修繕 | |
| 藤野 | 葛原 | 取水施設導水管 | 管破損・露出 |
| | | 取水施設周辺 | 設備への土砂等流入 |
| | | 水源地取水計装装置(取水センサー) | 停電等による設備・装置障害 |
| | 新和田 | 増圧ポンプ電装装置 | 停電等による設備・装置障害 |
| | | 水源地取水計装装置(取水センサー) | 停電等による設備・装置障害 |
| | 篠原 | 配水池周辺 | 設備への土砂等流入 |
| | | 膜ろ過施設 | 設備への土砂等流入 |
| | 大久和 | 水源地施設(金山水源) | 停電等による設備・装置障害 |
| | | | 停電等による設備・装置障害 |
| 伏馬田 | 取水施設導水管 | 停電等による設備・装置障害 | |

2 下水道

下水道の設備については、与瀬第1マンホールポンプ⁴¹において、雨水の流入により配電盤が水没しポンプ機能が損なわれたことから、バキューム車による汲み出しを実施するとともに、配電盤の交換を実施した。また、奈良本マンホールポンプにおいては、マンホールからの汚水が溢水したことから、消毒・清掃を行うとともに、ポンプ能力向上のための機器及び配電盤の交換を実施した。

なお、そのほか、停電により14箇所のマンホールポンプが停止したが、非常用発電設備が稼働し、運転が継続されたことから、市民生活における支障は生じなかった。

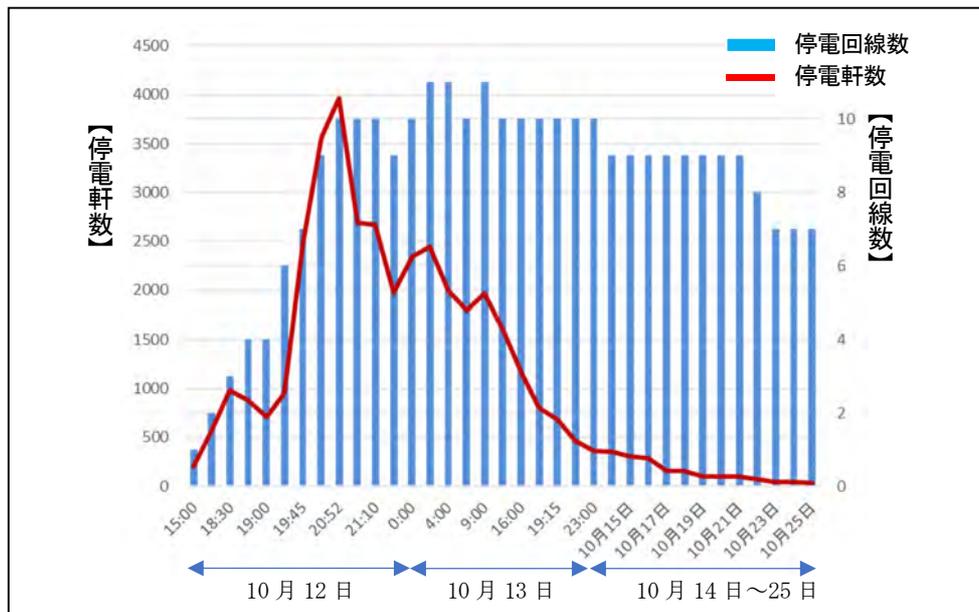
⁴¹ 自然流下で流すことのできない場所の生活排水をくみ上げて下水処理場へ送るポンプ設備。

3 電気

市内では、最大約 3,960 軒の停電が発生したが、津久井地域の複数箇所において土砂災害や倒木による電柱の折損や断線が発生しており、これらの地域の復電を行うには、先行して道路啓開を実施する必要が生じていた。こうしたことから、リエゾンが派遣された東京電力パワーグリッド（株）相模原支社や自衛隊、県、NTT東日本と本部事務局、都市建設局（道路部）との間で被害状況等の情報共有を行うとともに、道路啓開を行う路線の優先順位について協議を行い、道路啓開と連携して東京電力パワーグリッド（株）による停電復旧の対応が行われた。

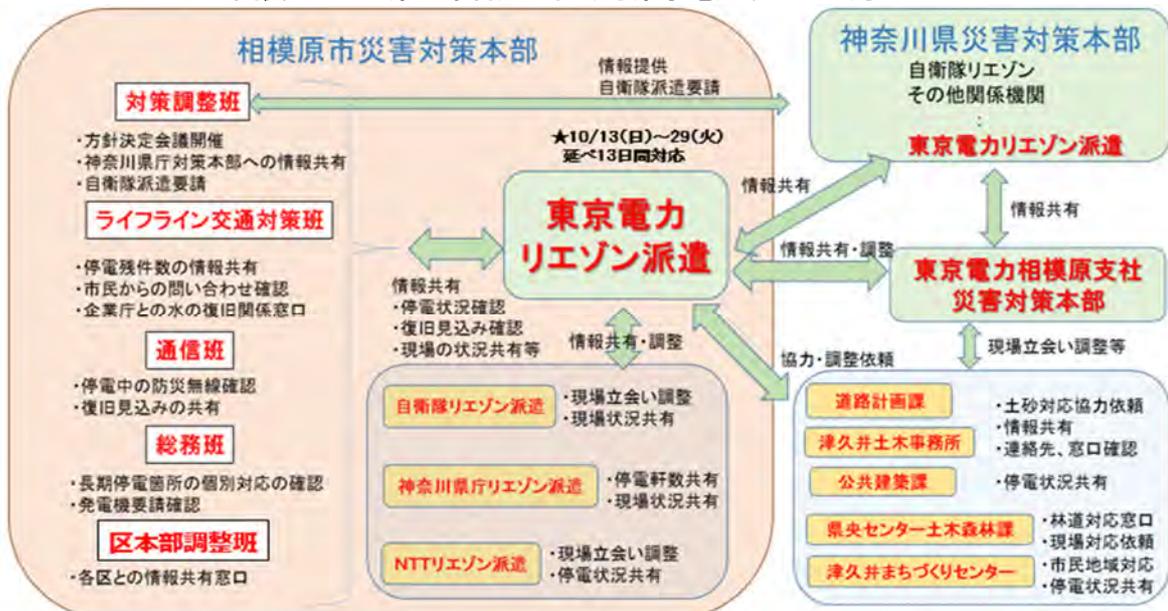
その結果、10月17日（木）には、全区間に送電が開始され、個々の住宅への引込線が断線している場合や土砂災害により送電を遮断している場合等を除き、停電が解消された。

図表 3.9.4 本市における停電推移



《出所：東京電力パワーグリッド（株）相模原支社提供資料に一部加筆》

図表 3.9.5 東日本台風における東京電力リエゾン対応



《出所：東京電力パワーグリッド（株）相模原支社提供資料に一部加筆》

4 通信

(1) 固定電話

津久井地域において、土砂災害による電柱の折損や通信ケーブル損傷により、最大182回線の固定電話の不通が発生したが、復旧を行うには、先行して道路啓開を実施する必要が生じていたため、電気の復旧と同様に、道路啓開と連携してNTT東日本による復旧作業が行われた。

なお、復旧まで時間を要する地域には、通信手段を確保するため、NTT東日本東京西支店から衛星携帯電話の貸出しが行われたほか、電柱の建柱に時間を要する箇所については、通信ケーブルのルートを変更し仮復旧を行うなどの対応がとられ、11月中旬頃までに本復旧が行われた。

(2) 携帯電話

ア NTTドコモ

緑区の一部において、停電等により、10月12日(土)から通信障害が発生していたが、18日(金)13時43分に復旧した。

イ KDDI (au)

緑区の一部において、停電や通信回線故障により、10月12日(土)から通信障害が発生していたが、16日(水)8時56分に復旧した。

ウ ソフトバンク

緑区の一部において、停電や伝送路の支障等により、10月12日(土)から通信障害が発生していたが、16日(水)20時33分に復旧した。

5 交通機関

(1) 鉄道

10月12日(土)午前から順次全線運休の措置がとられた市内の在来線は、台風通過後、JR中央本線を除く各路線において安全確認等が行われ、13日(日)正午頃までに運転を再開した。また、JR中央本線は、「高尾駅～相模湖駅」間(上り線)で線路上への土砂流入及びコンクリート壁の崩落が生じたことから、それらの撤去作業が行われ、18日(金)から、1時間に1本程度の単線運転を開始した。その後、本復旧が完了し、通常運転は、28日(月)始発から再開した。

(2) バス

10月12日(土)に順次全線運休の措置がとられた市内を運行するバス事業者各社は、13日(日)始発から順次運行を再開した。

なお、神奈川中央交通(株)が運行する区間のうち、緑区で発生した土砂災害等により道路が通行止めとなっている路線については、運休の継続や運行ルートの変更が実施されたが、通行規制等の解除に伴い、18日(金)には、「三ヶ木～東野・月夜野」の路線以外の路線において運行を再開した。

「三ヶ木～東野・月夜野」路線については、国道413号の路面崩落により、復旧に時間がかかることが想定されたため、都市建設局(交通政策課)と神奈川中央交通(株)及び山口自動車(株)で路線バスの運行及び代替交通手段について協議を行い、28日(月)から「三ヶ木～青野原診療所前」間の折り返し運転及び菅井地区(緑区牧野)を經由した「月夜野～

青野原診療所前」間の代替交通手段による運行を開始した。代替交通手段による運行は、国道 413 号の通行止めが解除されるまでの期間実施され、令和 2 年 3 月 27 日（金）に終了した。代替交通手段による運行に関する概要は、図表 3.9.6 のとおりである。

図表 3.9.6 代替交通手段による運行の概要

| | |
|--------------|--|
| 運行区間 | 青野原診療所前から橋津原・菅井・東野・月夜野 |
| 運行開始日 | 令和元年 10 月 28 日（月） |
| 運行時間 | 6 時 5 分から 18 時 10 分まで（平日） |
| 運行形態 | 電話予約による乗合（ワゴン車：8 人まで乗車可能） |
| 運行本数 | 平日 6 便（往路 3 便・復路 3 便）、土休日 2 便（往路 1 便・復路 1 便） |
| 利用料金 | 無料 |
| 運行ルート | |
| | |

図表 3.9.7 「三ヶ木～東野・月夜野」路線の通行止めに伴う対応経過

| 年月日 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 令和元年 10 月 15 日（火） | 「三ヶ木～東野・月夜野」路線が通行止めにより運行ができないため、折り返し運転実施について、市交通政策課と神奈中バスで協議。併せて代替交通の検討を実施。 |
| 10 月 28 日（月） | 「三ヶ木～東野・月夜野」路線において青野原診療所前での折り返し運転を開始。併せて「月夜野～青野原診療所前」間の代替交通の運行を開始。 |
| 12 月 10 日（火） | 「三ヶ木～青野原診療所前」間の運行を「三ヶ木～伏馬田入口」間へ運行区間を延伸。併せて代替交通の運行区間を「月夜野～伏馬田入口」間に変更。 |
| 令和 2 年 1 月 17 日（金） | 「三ヶ木～伏馬田入口」間の運行を「三ヶ木～平丸」間へ運行区間を延伸。併せて代替交通の運行区間を「月夜野～平丸」間に変更し運行本数も 8 便に増便。 |
| 3 月 27 日（金） | 国道 413 号の災害復旧工事が完了し、通行の安全が確認されたため、通行止めが解除。これに伴い、神奈中バスの「三ヶ木～東野・月夜野」路線の通常運行が再開。通常運行が再開されたことから、代替交通を終了。 |

第10節 災害廃棄物

1 一般ごみ・資源収集への対応

台風の接近・通過が予想される10月12日（土）一般ごみや資源の収集については、事前に環境経済局（資源循環部）内で対応を検討し、安全に配慮した上で通常どおり収集を行うことを決定していた。こうした中、12日（土）は、気象状況を踏まえ、午後の収集区域を午前中に早めるなどの対応を行ったが、雨量規制値超過による通行規制が生じた津久井地区（青根）や相模湖地区（寸沢嵐）の一部では、一般ごみの収集車両が集積場所まで向かうことができず、収集を見送った。

また、14日（月・祝）以降の一般ごみや資源の収集については、通常どおり実施することとしたが、土砂災害や道路崩落等が発生した津久井地域の通行止め区間周辺地域では、16日（水）まで収集ができない状況が続いた⁴²。

なお、12日（土）一般ごみ・資源の収集の際には、収集車両や収集作業従事者に被害が生じることにはなかったが、職員や収集委託事業者の安全確保のため、避難指示（緊急）が発令された場合には、発令地域の収集を中止することを暫定的に定め対応することとした。

2 災害廃棄物への対応

（1）災害廃棄物仮置場の設置

東日本台風では、津久井地域で土砂災害による家屋の全壊等の被害が発生していたことから、特に被害の大きい津久井・相模湖・藤野地区に近い場所で、かつ、搬入・搬出及び運搬ルートの確保が可能となる場所に災害廃棄物仮置場を設置することとした。

環境経済局（資源循環部）において、10月13日（日）時点で判明している住家被害棟数から災害廃棄物仮置場の必要面積を推計⁴³した結果、津久井クリーンセンター構内に10月16日（水）から11月16日（土）までの期間、災害廃棄物仮置場を設置することを決定し、その後、設置期間を令和2年1月31日（金）まで延長し、受入れ等の対応を行った。

また、10月18日（金）から受付を開始した宅地内に堆積した土砂混じりがれき撤去事業や、10月20日（日）から開始された災害ボランティアによる被災住宅内の土砂排出等の活動に伴い、青野原グラウンドや相模湖林間公園等にも災害廃棄物仮置場を設置した。

図表 3.10.1 津久井クリーンセンター災害廃棄物仮置場の状況



粗大ごみ・金属・家電等の受入れ（11月11日撮影）



がれき等の受入れ状況（11月11日撮影）

⁴² 14日（月・祝）は13箇所、15日（火）は14箇所、16日（水）は11箇所の集積場所でごみ収集ができない状況であった。

⁴³ 相模原市災害廃棄物等処理計画に基づき、仮置場必要面積を推計。

(2) 災害廃棄物の排出・収集方法

災害廃棄物は、被災者が津久井クリーンセンター災害廃棄物仮置場に直接持ち込むことを基本としたが、津久井・相模湖・藤野地区においては、直接持ち込みが困難な場合に、普段利用している「ごみ・資源集積場所」に一般ごみや資源と分けて「災害ごみ」の張り紙を貼付し排出することを可能とした。また、事前に津久井クリーンセンターへ相談することで、近隣の住民や自治会単位等で、空き地や広場等にまとめて災害廃棄物を排出することも可能としたほか、いずれの方法でも災害廃棄物を排出することが困難な被災者には、戸別収集を行った。

なお、排出することができる災害廃棄物は、土砂や浸水で被災した家財や片付けの際に発生した家具類、繊維類（布団・衣類等）、畳、その他の可燃物（ふすま・障子等）、倒木・流木、特定家庭用機器（テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫）等を対象とし、一般ごみや資源は、通常どおり指定された曜日に「ごみ・資源集積場所」へ排出するよう周知を行った。

(3) 災害廃棄物の受入れ

ア 津久井クリーンセンター災害廃棄物仮置場

10月16日（水）から12月15日（日）までの期間、罹災証明書・罹災届出証明書の提示を不要とし、かつ減免申請書の提出を省略して災害廃棄物の処理手数料の免除を行った。

12月16日（月）以降は、罹災証明書・罹災届出証明書を提示し、減免申請書を提出することで、災害廃棄物の処理手数料を免除することとした。

なお、津久井クリーンセンターの災害廃棄物仮置場としての位置付けは、令和2年1月31日（金）で終了したが、災害廃棄物の受入れは、令和2年3月31日（火）まで延長⁴⁴することとし、持ち込む際には津久井クリーンセンターに事前連絡することとした。

イ 南清掃工場及び北清掃工場

10月16日（水）から12月14日（土）までの期間、罹災証明書・罹災届出証明書の提示を不要とし、かつ減免申請書の提出を省略して災害廃棄物の処理手数料の免除を行った。

12月16日（月）以降は、通常どおりの対応に戻し、罹災証明書・罹災届出証明書を提示し、減免申請書を提出することで、災害廃棄物の処理手数料を免除した。

(4) 津久井クリーンセンター（津久井クリーンセンター災害廃棄物仮置場含む）における受入れ実績

津久井クリーンセンター（津久井クリーンセンター災害廃棄物仮置場含む）では、10月14日（月・祝）から令和2年3月31日（火）までの期間で、直接持ち込みが1,659件、ごみ・資源集積場所等からの収集570件、合計2,229件受入れを行い、罹災重量の合計は1,126,850kgであった。

図表 3.10.2 津久井クリーンセンターにおける受入れ実績

| 月 | 受入れ件数（単位：件） | | | 罹災重量（単位：kg） | | |
|-----|-------------|-----|-------|-------------|---------|-----------|
| | 持ち込み | 収集 | 小計 | 持ち込み | 収集 | 小計 |
| 10月 | 659 | 61 | 720 | 387,130 | 43,000 | 430,130 |
| 11月 | 659 | 240 | 899 | 320,680 | 173,430 | 494,110 |
| 12月 | 179 | 161 | 340 | 64,610 | 74,600 | 139,210 |
| 1月 | 76 | 59 | 135 | 21,730 | 13,190 | 34,920 |
| 2月 | 31 | 25 | 56 | 5,670 | 10,470 | 16,140 |
| 3月 | 55 | 24 | 79 | 9,180 | 3,160 | 12,340 |
| 合計 | 1,659 | 570 | 2,229 | 809,000 | 317,850 | 1,126,850 |

⁴⁴ 12月16日（月）以降は、日曜日の受入れを行わないこととした（12月31日～1月3日の間も受入れを行わない）。

第 1 1 節 災害対策用地

1 災害対策用地の確保

津久井地域の複数箇所で発生した土砂災害により、道路啓開等の災害応急対策や災害復旧事業を進めるに当たり、災害廃棄物や住宅・道路に流入した土砂等の仮置場等を確保する必要が生じた。こうしたことから、企画財政局（土地利用調整課）が、各局・区本部から災害対策用地の確保の必要性などを聴取し、市有地の中から災害対策用地を確保した。

また、災害ボランティアの活動が開始されてからは、ボランティア活動に伴い発生した災害廃棄物や土砂の搬入場所を確保する必要が生じたことから、健康福祉局（地域福祉課）が、個別に施設所管課と調整し、災害対策用地を確保した。

2 災害対策用地の設置状況

東日本台風の対応に伴い設置した災害対策用地は、図表 3. 11. 1 のとおりである。

図表 3. 11. 1 東日本台風に係る災害対策用地の設置状況

| 地区 | 施設名 | 使用用途 | 使用部局 | 供用開始日 | 供用終了日 | 備考 |
|---------|-------------------|---------------------|---------------------|---------------|----------------|----------------------|
| 津久井 | 口ノ沢駐車場 | 道路上の障害物 (土砂、倒木等) | 都市建設局 (津久井土木事務所) | 10月14日 | 令和3年 3月19日 | |
| | 旧青根小学校 グラウンド | 被災住宅から発生 した災害廃棄物 | 健康福祉局 (地域福祉課) | 10月23日 | 11月20日 | ボランティア搬入用 |
| | 青野原グラウンド | 宅地流入した土砂 | 環境経済局 (廃棄物政策課) | 10月26日 | 令和3年 3月31日 | |
| | | 半壊以上の家屋の解体・撤去に係る撤去物 | 環境経済局 (廃棄物政策課) | 令和2年 1月14日 | 令和3年 3月31日 | 受付は令和2年3月 31日まで |
| | 青野原グラウンド (駐車場) | 神奈中バスの 待機場所 | 都市建設局 (交通政策課) | 10月28日 | 令和2年 1月16日 | 国道413号通行止め のため |
| | 前戸ふれあい広場 | 被災住宅から発生 した土砂 | 健康福祉局 (地域福祉課) | 10月21日 | 11月20日 | ボランティア搬入用 |
| | 旧帝京大学 グラウンド | | | 10月20日 | 11月20日 | ボランティア搬入用 |
| | 串川出張所 (駐車場) | | | 10月20日 | 11月20日 | ボランティア搬入用 |
| | 鳥居原ふれあいの館(駐車場) | 被災住宅から発生 した災害廃棄物 | 健康福祉局 (地域福祉課) | 10月20日 | 11月20日 | ボランティア搬入用 |
| | 鳥屋グラウンド (駐車場) | | | 10月26日 | 12月14日 | ボランティア搬入用 |
| 中野小・中学校 | 災害ボランティア 駐車場 | | 10月20日 | 12月12日 | | |
| 相模湖 | 相模湖林間公園 | 道路上の障害物 (土砂、倒木等) | 都市建設局 (津久井土木事務所) | 10月18日 | 令和3年 10月29日 | |
| | | 被災住宅から発生 した災害廃棄物 | 健康福祉局 (地域福祉課) | 11月11日 | 12月9日 | ボランティア搬入用 |
| 藤野 | 名倉グラウンド | 道路上の障害物 (土砂、倒木等) | 都市建設局 (津久井土木事務所) | 10月21日 | 令和3年 3月31日 | |
| | | 自衛隊宿営所 | 本部事務局 (緊急対策課) | 10月29日 | 10月31日 | ゲートボール場又は 管理棟多目的室 |
| | | 被災住宅から発生 した災害廃棄物 | 健康福祉局 (地域福祉課) | 10月23日 | 令和3年 3月31日 | ボランティア搬入用 |

図表 3.11.2 災害対策用地の状況



青野原グラウンド（搬入用のスロープを設置）（11月13日撮影）



青野原グラウンド（土砂受入れ）
（11月9日撮影）



青野原グラウンド（災害廃棄物混じりの土砂）
（11月9日撮影）



青野原グラウンド（土砂から災害廃棄物を分別）
（11月10日撮影）



青野原グラウンド（災害ボランティアから搬入された土砂）
（11月10日撮影）



相模湖林間公園 (11月11日撮影)



名倉グラウンド(11月11日撮影)



旧青根小学校グラウンド(11月11日撮影)

第12節 教育・保育

1 学校の対応

(1) 台風接近前の対応

台風接近に伴い、教育局では、10月9日（水）に各小中学校に対し、施設・設備の再点検と安全確保を文書で依頼した。

また、相模川の洪水浸水想定区域内に所在する相模川自然の村野外体験教室（相模川ビレッジ若あゆ）において、台風の接近・通過により、水道や電気の不通、施設周辺の土砂災害・浸水等の被害が生じるおそれがあったことから、11日（金）及び15日（火）に当該施設の宿泊利用を予定している2校の小学校に対し、児童の受入れが不可能になった場合の対応について通知を行った。

(2) 台風通過後の対応

ア 被害状況の把握及び休業措置

台風通過後は、13日（日）に教育局から各小中学校に対し、児童生徒の安否確認や学校の被害状況の確認を行うとともに、職員参集システムを活用した教職員の安否確認を実施した。

また、14日（月・祝）には、15日（火）からの学校再開が困難と見込まれる9校（津久井・藤野地区の小中学校）の校長と教育局（教育環境部・学校教育部）との間で、各校の被害状況を再度確認するとともに、休業の期間等について協議を行った。

なお、休業措置を行った学校については、15日（火）から16日（水）にかけて、スクールバス等による通学手段の確保、給食の配送ルートの変更、応急給水等の実施など、再開に向けた対応を実施し、18日（金）までに全ての学校が再開された。

図表 3.12.1 学校の休業等の状況

| 地区 | 学校 | 休業等の理由 | 15日 (火) | 16日 (水) | 17日 (木) | 18日 (金) |
|-----|--------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 津久井 | 鳥屋小学校 | 断水、通学路に土砂崩れ | 休業 | 休業 | 通常 | 通常 |
| | 鳥屋中学校 | 同上 | 休業 | 通常 | 通常 | 通常 |
| | 青野原小学校 | 同上 | 休業 | 休業 | 通常 | 通常 |
| | 青野原中学校 | 同上 | 休業 | 休業 | 通常 | 通常 |
| | 青根小学校 | 同上 | 休業 | 休業 | 通常 | 通常 |
| 相模湖 | 桂北小学校 | 通学路の安全確認 | 2H遅れ | 通常 | 通常 | 通常 |
| | 千木良小学校 | 同上 | 2H遅れ | 通常 | 通常 | 通常 |
| 藤野 | 藤野北小学校 | 断水、校庭に土砂崩れ | 休業 | 休業 | 休業 | 午前のみ |
| | 藤野小学校 | 通学路に土砂崩れ | 休業 | 通常 | 通常 | 通常 |
| | 藤野南小学校 | 同上 | 休業 | 休業 | 通常 | 通常 |
| | 藤野中学校 | 断水、通学路に土砂崩れ | 休業 | 休業 | 通常 | 通常 |
| 休業 | | 小学校 | 6校 | 5校 | 1校 | 0校 |
| | | 中学校 | 3校 | 2校 | 0校 | 0校 |

イ 通学手段の確保

休業措置を行った学校の再開に向け、土砂災害により通学路が通行止めになるなど、通学に支障が生じた5校や学習場所の変更を行った藤野北小学校への通学手段を確保するため、スクールバスの運行経路の変更や臨時スクールバスの運行などの応急対応を実施した。

図表 3.12.2 応急対応として確保した通学手段

| 地区 | 学校 | 通学地域 | 応急対応として確保した通学手段 |
|-----|------------------|-----------------------|--|
| 津久井 | 青野原小学校 青野原中学校 | 青根方面 (青野原中学校のみ) | 従前から運行しているスクールタクシーの経路を変更 (10月17日～3月25日)。 |
| | | 青野原地区 | 10月16日に通行に支障をきたす土砂を撤去。 |
| | 青根小学校 | - | 保護者による送迎を実施(10月17日～3月25日)。 |
| 藤野 | 藤野中学校 藤野南小学校 | 綱子・伏馬田方面 | 県道76号の通行止めが解除され、通常手段として利用していたデマンド交通の利用が再開されるまでの間、臨時スクールバスを運行(10月17日～11月1日)。 |
| | | 新和田方面 | 赤沢で発生した土砂災害現場が復旧し、中型のスクールバスの通行が可能となるまでの間、臨時スクールバスを運行(10月17日～11月29日)。 |
| | | 藤野台方面 (藤野中学校のみ) | 通学手段として利用していた東芝エレベータ(株)上野原事業所のバスの運行が再開されるまでの間、スクールバスの運行経路を変更(10月17日～10月29日)。 |
| | | 篠原・牧馬方面 (避難先からの通学) | 藤野南小学校への通学は、臨時スクールバス等の運行による通学支援を実施し、藤野中学校への通学は、保護者による送迎を実施(10月17日～令和4年3月25日)。 |
| | 藤野北小学校 | - | 市立ふるさと自然体験教室での学習活動の再開に伴い、スクールバスの運行経路・時刻の変更や路線バスの利用に当たり、定期券の再交付を実施(10月21日～令和2年7月20日)。 |

ウ 給食提供体制の確保

国道413号の通行止めや藤野北小学校の学習場所の変更に対し、2校の給食の提供体制を確保するため、臨時の配送委託や配送先の変更等の対応を実施した。

図表 3.12.3 給食提供体制の確保内容

| 地区 | 学校 | 対応内容 |
|-----|--------|--|
| 津久井 | 青根小学校 | 国道413号の通行止めにより、通常依頼している車両や経路では配送ができないことから、軽貨物車による配送を契約し給食の提供体制を確保。 |
| 藤野 | 藤野北小学校 | 市立ふるさと自然体験教室での授業再開に伴い、配送業者の配送先の変更等を実施。 |

エ 学校への応急給水

断水した3校に対し、授業再開に向け、受水槽への給水を実施した。

図表 3.12.4 応急給水の実施内容

| 地区 | 学校 | 実施内容 |
|-----|--------|---|
| 津久井 | 青野原小学校 | 10月16日(水) 都市建設局(津久井土木事務所)から給水タンク積載トラックを借用し、教育局が学校の受水槽へ給水。 |
| | 青野原中学校 | 10月17日(木) 学校再開。 |
| | | 10月18日(金) 断水解消。 |
| | 鳥屋小学校 | 10月16日(水) 県北管工事協同組合及び相模原市管工事設備協同組合の協力により、受水槽への給水を実施。 |
| | | 10月17日(木) 学校再開、断水解消。 |

オ 児童・生徒の心のケアの実施

10月14日(月・祝)に津久井地域の全小中学校へ教育局職員(学校教育課指導主事)を派遣して、学校や児童・生徒の状況を確認するとともに、児童・生徒の心のケアが必要と思われる学校(根小屋小学校、藤野北小学校)に対して、15日(火)から17日(木)の3日間、青少年教育カウンセラーの緊急派遣を実施した。また、16日(水)に、教育局から全小中学校に対し、児童生徒の心のケアに関する教職員向けの文書を発出した。

カ 台風通過後の降雨に伴う休業措置等の対応

10月24日(木)から25日(金)にかけて、降雨により大雨警報発表の可能性が横浜地方気象台から示されたことから、各学校の判断により、12校において、25日(金)を休業とする措置を行った。また、25日(金)8時11分に津久井地域に対し、避難勧告が発令されたことにより、津久井地域の20校において、保護者引渡しの措置を行った。

図表 3.12.5 10月24日から25日にかけて発令した避難情報に伴う学校の休業措置等の状況

| | | |
|------------------------|-----|---|
| 休業措置を行った学校 (12校) | 小学校 | 根小屋小学校、串川小学校、青野原小学校、青根小学校、田名小学校、田名北小学校、新磯小学校、麻溝小学校、夢の丘小学校 |
| | 中学校 | 田名中学校、串川中学校、青野原中学校 |
| 保護者引き渡しを行った学校 (20校) | 小学校 | 川尻小学校、湘南小学校、広陵小学校、広田小学校、中野小学校、津久井中央小学校、鳥屋小学校、桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校、藤野北小学校、藤野小学校、藤野南小学校 |
| | 中学校 | 相模丘中学校、中沢中学校、中野中学校、鳥屋中学校、北相中学校、内郷中学校、藤野中学校 |

2 藤野北小学校の被害

(1) 被害の概要

藤野北小学校（緑区佐野川）では、10月12日（土）22時以降に学校東側の山腹斜面が崩壊し、学校のグラウンドに約1,400 m³の土砂が流入する被害が発生した。

土砂の流入により、グラウンドに土砂が堆積したほか、学校敷地擁壁やフェンスの倒壊、側溝や多数の遊具が土砂に埋没し、応急対策として、グラウンドに堆積する土砂の流入を防止するため、大型土嚢266袋を設置するとともに、学校の利用を禁止する措置を行った。

図表 3.12.6 藤野北小学校敷地内への土砂流入及び大型土嚢設置の状況



台風通過後（10月13日撮影）



大型土嚢設置後（11月18日撮影）

(2) TEC-FORCE及び林野庁による調査

土砂災害による被害を受け、10月15日（火）に国土交通省近畿地方整備局TEC-FORCEによる調査が行われ、小規模な崩落及び全体の地すべりが発生し、拙速に土砂を撤去してしまうと、土による土留め効果が失われてしまう危険性があるとの結果報告を受けた。

また、11月23日（土）には、林野庁から派遣された山地災害の学識経験者による現地調査が行われ、斜面や立木の形状、段差、地下水の湧出痕などの状況から、今回の土砂災害は、地すべりと、地すべり末端の2箇所

図表 3.12.7 藤野北小学校東側斜面の地すべりの概要



所の崩壊であり、今後の降雨による崩壊地の拡大とともに、地すべり土塊が不安定化する可能性があるとの結果報告⁴⁵を受けた。

なお、今回の被害発生箇所については、急傾斜地の崩壊及び土石流に係る土砂災害警戒区域に指定されているが、地すべりの指定はされていない。

⁴⁵ 「令和元年台風第19号に伴い丸森町及び相模原市で発生した山地災害の学識経験者による現地調査結果」（林野庁）

(3) 学校の再開

土砂災害による被害が大きく、復旧には時間を要することから、藤野北小学校の学校再開にあたっては、暫定的な措置として、緑区澤井に所在する市立ふるさと自然体験教室（以下「やませみ」という。）を学習場所として教育活動を再開することとし、10月18日（金）からやませみで授業を再開した。

しかし、やませみについては、床が畳であることや特別教室がないなど、長期的な学習場所としての使用には適していないことから、復旧工事が完了するまでの間、緑区佐野川に所在する佐野川公民館を改修し、学校として使用することとした。

図表 3.12.8 藤野北小学校への対応に関する主な経過

| 日付 | 経過 |
|--------------------------|---|
| 10月12日（土）深夜 ～13日（日）未明 | 校庭に多量の土砂が流入。 13日午前7時頃に近隣住民から教育委員会へ情報提供あり。現地確認実施。 |
| 14日（月・祝） | 当面の間の休業を決定。 |
| 15日（火） | 国土交通省近畿地方整備局 TEC-FORCE 砂防1班による調査実施。 →地すべり性土砂災害の可能性があり、拙速に土砂を撤去してしまうと、土による土留め効果が失われてしまう危険性ありとの報告を受ける。 |
| 17日（木） | 藤野北小学校保護者説明会（第1回）。 →被災状況の報告及び18日から「やませみ」を活用し授業を再開することを説明。 学校技能員により、土砂崩落箇所に影響のない範囲で倒木処理。 |
| 18日（金） | 暫定的に、「やませみ」にて授業再開（午前中の授業のみ）。 |
| 25日（金） | 藤野北小学校管理職、藤野北小学校PTA役員、学校教育課、学校施設課で打合せ。 |
| 30日（水） | 藤野北小学校保護者説明会（第2回）。 |
| 31日（木） | 応急措置関連施工業者と現地打合せ。 |
| 11月1日（金） | 藤野北小学校長、藤野北小学校PTA会長、教育委員会で打合せ。 |
| 7日（木） | 法面施工業者と現地打合せ。 |
| 8日（金） | 佐野川公民館を改修し学校として使用することについて意思決定。 |
| 9日（土） | 土砂流出留めの大型土嚢の設置開始。 |
| 18日（月） | 大型土嚢設置完了。 |
| 19日（火） | 「やませみ」への職員室LAN等の整備。 |
| 21日（木） | 流出土の立木伐採。 |

3 保育所等の対応

(1) 台風接近前の対応

ア 公立施設（保育所、幼稚園、こども園）

公立施設については、10月10日（木）に、通常どおり12日（土）は開園することを決定した。また、事前対策として、施設の破損箇所等の点検を実施するとともに、「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合には、保護者に対し登園を控えるようメール配信を行い、気象状況等により施設から避難を実施した場合は、避難先の周知を行うよう対応を定めた。

イ 民間施設

民間施設に対しては、公立施設の事前対策等の対応を11日（金）に周知し、各施設の安全対策の実施を促す注意喚起を行った。

(2) 10月12日の対応

10月12日（土）は、前日17時に「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたことに伴い、保護者へ登園を控えるようグループメールの配信を行った。その結果、土曜保育については、10園が開園し、20名の児童の保育を実施した。

図表 3.12.9 10月12日における土曜保育の実施状況

| 開園保育所 | 受入児童数 | 閉園時間 | 開園保育所 | 受入児童数 | 閉園時間 |
|--------------------|-------|-------|---------------------|-------|-------|
| 相原保育園 (緑区相原) | 1 | 15:15 | 津久井中央保育園 (緑区三ヶ木) | 1 | 10:05 |
| 相模原保育園 (中央区相模原) | 3 | 15:00 | 田名保育園 (中央区田名) | 1 | 12:30 |
| 南上溝保育園 (中央区上溝) | 2 | 15:30 | 陽光台保育園 (中央区陽光台) | 1 | 12:30 |
| 麻溝保育園 (南区当麻) | 5 | 13:30 | 麻溝台保育園 (南区麻溝台) | 4 | 14:10 |
| 相武台保育園 (南区新磯野) | 1 | 17:25 | 東林保育園 (南区相南) | 1 | 15:00 |

(3) 台風通過後の対応

ア 被害状況の確認・休園の対応

台風通過後は、10月13日（日）に津久井地域の公立施設の被害状況を確認し、停電や断水がない施設について、15日（火）から開園することとした。なお、串川保育園及び青野原保育園については、断水していたが、14日（月・祝）及び15日（火）にこども・若者未来局（保育課）職員が飲料水及び生活用水の運搬を行い、開園することとした。

15日（火）に休園の対応を行った施設は、鳥屋児童保育園（緑区鳥屋）及びふじの幼稚園（緑区吉野）の2施設であり、休園情報については、保護者への連絡のほか、市ホームページに掲載し周知を行った。また、民間施設については、断水等により、津久井地域の3施設が休園の対応を行った。

図表 3.12.10 保育所等の休園状況

| 地区 | 施設名 | 入所人数 | 休園期間 | 休園理由等 |
|-----|---------|------|-------------------------|----------------------------------|
| 津久井 | 鳥屋児童保育園 | 4 | 10月15日(火) ～10月18日(金) | 断水等の影響。串川保育園で代替保育を実施。21日(月)から開園。 |
| 藤野 | ふじの幼稚園 | 39 | 10月15日(火) ～10月16日(水) | 道路通行規制の影響(通園バスの送迎が困難)。 |

イ 台風通過後の降雨に伴う休園・保育実施場所の変更

東日本台風による土砂災害を踏まえ、避難情報が発令された場合における土砂災害警戒区域内に立地する公立の保育所等の対応について、こども・若者未来局(保育課)が検討を行い、台風通過後の降雨に伴う避難情報が発令された際には、保護者に対し、登園自粛のお願いや休園、保育実施場所の変更を行うこととした。実施した対応は、図表 3.12.11 のとおりである。

図表 3.12.11 台風通過後の降雨に伴う避難情報発令時の対応

| 避難情報発令期間 | 発令された避難情報 | 対応 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|--|-----|------------|---------|----------------------------|--------|---------------|---------|--------------|--------|-----------------|-------|-----------------------------|
| 10月18日(金) 12:00～ 19日(土)8:00 | 避難準備・高齢者等避難開始 | <p>【18日の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○19日の登園調査の実施。 ○保護者へのグループメールの送信(自粛、休園等)。 ○5園の休園の決定。 (城山西部保育園、串川保育園、青野原保育園、内郷保育園、千木良保育園) <p>【19日の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記5園の休園。 | | | | | | | | | | | | |
| 10月21日(月) 17:00～ 22日(火・祝)8:00 | 避難準備・高齢者等避難開始 | 避難情報の発令に伴うグループメールの送信(お迎え)。 | | | | | | | | | | | | |
| 10月24日(木) 17:00～ 25日(金)8:11 | 避難準備・高齢者等避難開始 | <p>【24日の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○25日、26日の保育実施場所の変更を決定。 ○保護者へのグループメールの送信。 (保育場所の変更、自粛等) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象園</th> <th style="width: 50%;">保育実施場所の変更先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城山西部保育園</td> <td>城山幼稚園(25日) 城山中央保育園(26日)</td> </tr> <tr> <td>青野原保育園</td> <td>串川保育園(25、26日)</td> </tr> <tr> <td>鳥屋児童保育園</td> <td>串川保育園(25日のみ)</td> </tr> <tr> <td>千木良保育園</td> <td>相模湖こども園(25、26日)</td> </tr> <tr> <td>日連保育園</td> <td>ふじの幼稚園(25日) 相模湖こども園(26日)</td> </tr> </tbody> </table> | 対象園 | 保育実施場所の変更先 | 城山西部保育園 | 城山幼稚園(25日) 城山中央保育園(26日) | 青野原保育園 | 串川保育園(25、26日) | 鳥屋児童保育園 | 串川保育園(25日のみ) | 千木良保育園 | 相模湖こども園(25、26日) | 日連保育園 | ふじの幼稚園(25日) 相模湖こども園(26日) |
| 対象園 | 保育実施場所の変更先 | | | | | | | | | | | | | |
| 城山西部保育園 | 城山幼稚園(25日) 城山中央保育園(26日) | | | | | | | | | | | | | |
| 青野原保育園 | 串川保育園(25、26日) | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥屋児童保育園 | 串川保育園(25日のみ) | | | | | | | | | | | | | |
| 千木良保育園 | 相模湖こども園(25、26日) | | | | | | | | | | | | | |
| 日連保育園 | ふじの幼稚園(25日) 相模湖こども園(26日) | | | | | | | | | | | | | |
| 10月25日(金) 8:11～19:30 | 避難勧告 | <p>【25日の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記のとおり保育場所の変更を実施。 ○避難勧告の発令に伴い2園休園。 ①ふじの幼稚園(通園バスルートが安全が確認できないため) ※休園したが、日連保育園の代替保育は実施。 ②中野保育園(登園者がいないため) <p>【26日の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記のとおり保育場所の変更を実施。 | | | | | | | | | | | | |

ウ 日連保育園における土砂流入への対応

園庭に土砂が流入した日連保育園（緑区日連）では、園舎に被害はなく、天候も回復していたことから、10月15日（火）から通常どおり開園し、並行して流入した土砂の撤去を行った。なお、日連保育園は、土砂災害警戒区域に立地していないが、土砂流入の被害を踏まえ、避難情報が発令された場合等には、土砂災害警戒区域に立地する保育所等と同様の対応を行うこととした。

図表 3.12.12 日連保育園の対応経過

| 日付 | 対応 |
|-----------|---|
| 10月11日（金） | 避難情報の発令に伴い、12日の登園自粛について園内掲示及びグループメールを送信。 |
| 12日（土） | 園児0名のため、休園（グループメールを送信）。 |
| 13日（日） | 園庭への土砂流入を確認。 |
| 15日（火） | 通常どおり開園（電話不通10月21日復旧）。 土砂撤去作業の開始（11月4日まで）。 |
| 25日（金） | ふじの幼稚園で代替保育を実施。 |
| 26日（土） | 相模湖こども園で代替保育を実施。 |
| 28日（月） | ふじの幼稚園で代替保育を実施。 |
| 11月4日（月） | 地盤品質判定士による現地確認。 【確認結果】 ○土砂流入については、園舎裏側の斜面に水が溜まり、水の圧力により流入したことが原因と思われる。 ○園舎裏側の斜面や周辺等を確認し、今後台風第19号と同規模の台風が直撃したとしても、今回以上の土砂の流入は無いのではないかとの見解が示される。 |
| 19日（火） | 保護者説明会の実施（今後の災害対応等について）。 |

4 児童クラブ等の対応

(1) 台風接近前の対応

児童クラブやこどもセンター、児童館等については、10月10日（木）に、児童等の安全を確保するため、台風が最も接近・上陸するおそれのある12日（土）終日、全施設を休館・休所することを決定し、保護者へのメール配信や市ホームページの掲載等により周知を行った。

図表 3.12.13 休館・休所する施設及び周知の方法

| 施設区分 | 施設数 | 休館・休所日時 | 周知方法 |
|-----------|--------|-----------------|---|
| 市立児童クラブ | 44クラブ | 10月12日（土） 終日 | ○児童クラブを利用している児童の保護者へのメール配信 ○施設入口等への掲示 ○市ホームページへの掲載 ○関係機関（学校、民間児童クラブ等）へのメール等による情報提供 |
| 市立児童館・児童室 | 23館・1室 | | |
| 市立こどもセンター | 24館 | | |
| 合計 | 92施設 | | |

(2) 台風通過後の対応

台風通過後は、10月13日(日)に施設の被害状況を確認するとともに、津久井地域の児童クラブの開所の可否について確認を行ったところ、施設に大きな被害はなく、また、人員の確保も可能であることが判明したことから、学校の開校状況に合わせて児童クラブを開所することとした。

その後の降雨による津久井地域への避難情報の発令に伴う対応については、10月18日(金)から19日(土)にかけて、低気圧の接近に伴い雨が強くなることが予想されたことから、津久井地域の児童クラブ、こどもセンター等を19日(土)終日、休館・休所することとし、10月22日(火・祝)は、前日17時に避難準備・高齢者等避難開始が発令されたことに伴い、通常、祝日であっても開館する城山こどもセンターを休館した。

また、10月24日(木)から25日(金)にかけては、学校が休業の場合や保護者の引取りとした場合、児童クラブを休所することとしたが、保護者への引き取りを行った学校で保護者への連絡がつかない場合には、引取りが完了するまでの間、開所することとした。

図表 3.12.14 児童クラブ等の休所状況

| 日付 | 休所した児童クラブ等 | |
|--------------|--|--|
| 10月15日(火) | 藤野児童クラブ、藤野南児童クラブ | |
| 16日(水) | 藤野南児童クラブ | |
| 19日(土) | 城山 | 川尻児童クラブ、広陵児童クラブ、広田児童クラブ、城山こどもセンター |
| | 津久井 | 中野児童クラブ、根小屋児童クラブ、津久井中央児童クラブ、串川児童クラブ、津久井中央児童室 |
| | 相模湖 | 桂北児童クラブ、内郷児童クラブ、千木良児童クラブ |
| | 藤野 | 藤野児童クラブ、藤野南児童クラブ |
| 22日 (火・祝) | 城山こどもセンター (21日～22日にかけて城山地区に避難準備・高齢者等避難開始が発令されたため) | |

第13節 情報発信・問合せ対応

1 情報発信

(1) ひばり放送等による情報発信

東日本台風では、ひばり放送（防災行政用同報無線）や防災メール、Twitter、市ホームページ等を活用して様々な情報を発信しており、台風の接近前には、10月10日（木）から防災メールにより注意喚起を行った。

10月12日（土）は、避難情報の発令のほか、通行規制情報や停電情報等、災害に関する様々な重要情報をひばり放送で発信するとともに、開設避難場所等の情報を防災メール等で発信した。

また、13日（日）以降は、応急給水実施場所の周知等、被災者支援に関する情報を発信し、災害対策本部が廃止される12月10日（火）までに133回、東日本台風に関する情報発信を行った。

(2) 市ホームページの更新

市ホームページは、10月11日（金）から災害対応に関する情報（台風注意喚起、避難場所開設情報、施設休止情報等）を掲載し、12日（土）には、避難情報の発令状況や開設避難場所情報を随時掲載するなど、市民周知を行った。また、13日（日）以降についても、東日本台風に関する特設ページを設け、被災状況やライフライン・交通情報、被災者支援情報等の情報を市民や被災者が容易に確認できるよう市ホームページの更新を行った。

なお、市ホームページは、大規模災害時にアクセスが殺到した場合においても、市民が必要とする情報の提供を続けることができるよう、重要な情報のみを掲載する簡易版に切り替えることが可能となっているが、12日（土）における市ホームページのアクセス件数は、約70万件であり、サーバーに過度な負荷がかからなかったことから、簡易版の運用は行わず、通常運用とした。

(3) 外国人市民に向けた情報発信

外国人市民からの問合せに備えて、10月12日（土）正午から23時まで総務局（シティセールス・親善交流課）職員1名をさがみはら国際交流ラウンジに派遣するとともに、さがみはら国際交流ラウンジホームページに、城山ダムの緊急放流に関する情報を掲載した。なお、12日（土）中の外国人市民からの問合せは0件であった。

(4) 報道機関への災害情報提供

記者クラブに対し、10月11日（金）から市の対応状況等について、情報提供を実施した。また、12日（土）及び13日（日）には、報道機関から本部事務局への問合せが増加したことから、総務局（広聴広報課）を窓口とし、随時記者クラブへ情報提供を行うとともに、18日（金）には災害対策本部に本部広報課班を設置し、報道機関への災害情報提供の体制の整備を行った。

2 問合せ対応

(1) 市コールセンターにおける対応

市コールセンター⁴⁶（以下「コールセンター」という。）には、10月11日（金）から台風に関する問合せが多く寄せられた。11日（金）から12日（土）午前中にかけて多く寄せられた問合せが、台風接近に係るごみ収集の実施に関するものであった。

12日（土）には、コールセンターの運営を開始する8時から問合せの電話が相次ぎ、8時半までの入電309件に対し、195件の呼損が生じた。また、8時半から9時までの間も、入電171件に対し、66件の呼損が生じた。

なお、東日本台風の接近・通過に伴い、鉄道事業者各社が12日（土）に計画運休を行うなど、コールセンターのオペレーターが安全に帰宅できなくなるおそれがあったことから、9時以降オペレーターを順次帰宅させる措置を執り、通常に比べ少ない人数で受電対応を実施した。

また、気象状況の悪化に伴い、総務局（広聴広報課）とコールセンター運営事業者との間で協議し、12日（土）における運営を15時までとした。

15時以降は、自動音声ガイダンスにより、本部事務局につながる番号を案内し、12日（土）中のコールセンターの対応結果は、総入呼数1,035件、応答呼数514件、放棄呼数521件、応答率49.7%であった⁴⁷。

なお、13日（日）以降は、通常どおりコールセンターの運営を再開し、問合せ等に対応した。

図表 3.13.1 10月12日のコールセンター休止後の自動音声ガイダンスの内容

お電話ありがとうございます。こちらは相模原市コールセンターでございます。
ただいま、台風の影響により、オペレーターが対応できない状況です。
恐れ入りますが、明日以降、再度お問合せください。
なお、台風に関する情報は、相模原市ホームページにも掲載しております。
また、台風情報について緊急の場合は、《本部事務局電話番号》へおかけ直してください。

(2) 本部事務局における対応

本部事務局では、10月11日（金）に市民・電話対応班を設置し、市民等からの問合せに対応した。12日（土）は、418件の問合せ⁴⁸に対応し、最も多かった問合せは「近くの避難場所を知りたい」というもので、全体の約4割を占める163件であった。

図表 3.13.2 市民・電話対応班に寄せられた主な内容

| 内容 | 件数(割合) | 内容 | 件数(割合) |
|----------------|------------|---------------|-----------|
| 近くの避難場所を知りたい | 163(39.0%) | 避難した方がよいか | 73(17.5%) |
| ペットの同行避難は可能か | 37(8.9%) | 城山ダムの緊急放流について | 24(5.7%) |
| 車で避難場所へ避難してよいか | 19(4.5%) | 避難情報について | 17(4.1%) |
| 被害に関する情報提供 | 17(4.1%) | ひばり放送の内容について | 13(3.1%) |

⁴⁶ 市の手続き、施設やイベントの案内などの各種問合せに対し、8時から21時まで年中無休で対応するコールセンター。

⁴⁷ 10月12日（土）を除いた、10月中の応答率の平均は96.7%、土日・祝日の総入呼数の平均は199件であった。

⁴⁸ 国や他自治体、防災関係機関、報道機関を除いた件数であり、かつ、問合せが集中しているときなど、問合せの一部については記録ができていない。

第14節 その他の応急対策

1 総務局

(1) 通知（庁内向け）の発出

ア 郵便物の取扱い

台風により影響を受けた地域宛ての郵便物等の取扱いについて、配達に遅れが生じる場合や配達不能の場合があることから、郵便物等の発送に当たって留意するよう、10月21日（月）に庁内周知を実施した。なお、20日（日）時点で判明していた影響のある地域は、次のとおりである。

- 緑区牧野（赤沢地区）・・・配達不能
- 緑区牧野、青根、青野原の一部地域・・・配達遅延

イ 公文書の適正な管理

公文書の管理については、公文書管理条例等に基づいて、系統的に分類し、保存年限が満了するまでの間、適正に保存することとしているが、東日本台風に係る災害や対応等に関する公文書は、その内容の重大性から歴史的公文書選別基準に該当する可能性があるため、当該文書について適正な管理を行うよう、10月23日（水）に庁内周知を実施した。

(2) 鋸南町への派遣中止

本市は、令和元年9月9日（月）に関東地方に上陸した台風第15号（令和元年房総半島台風）により、甚大な被害を受けた千葉県安房郡鋸南町に対し、総務省からの要請を受け、「被災市区町村応援職員確保システム」⁴⁹に基づく対口支援⁵⁰を行っていた。しかし、東日本台風により本市が甚大な被害を受けたことにより、対口支援の継続が困難となったことから、10月17日（木）に派遣の中止を決定した。

図表 3.14.1 派遣の概要

| | | |
|----------|---------------------------|---------------|
| 派遣期間 | 令和元年9月14日（土）～10月13日（日） | |
| 派遣延べ人数 | 700名 | |
| 派遣内容 | | |
| 派遣区分 | 主な活動 | 派遣延べ人数 |
| 総括支援チーム | 災害対策本部運営支援 災害対応全般に係る助言 | 94名（第7隊まで派遣） |
| 避難所運営支援 | 避難所運営に係る支援 | 32名（第4隊まで派遣） |
| 家屋被害認定調査 | 調査計画の策定、家屋被害認定調査の統括、調査の遂行 | 399名（第6隊まで派遣） |
| 罹災証明書発行 | 罹災証明書の受付、発行体制の構築 | 175名（第6隊まで派遣） |

⁴⁹ 大規模災害発生時に被災した市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣（短期派遣）の仕組みであり、被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）と避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（「対口支援チーム」の派遣）を行うことを目的とする。なお、令和3年2月に名称が「応急対策職員派遣制度」に改められている。

⁵⁰ 被災した自治体に対し、都道府県又は政令指定都市が原則1対1で担当し、応援職員を派遣する支援方式。

図表 3.14.2 主な経過

| 日付 | 経過 |
|-----------|--|
| 9月13日（金） | 総務省から総括支援チームの派遣要請を受け、受諾。 |
| 9月14日（土） | 総括支援チーム4名を派遣。 |
| 9月18日（水） | 鋸南町への対口支援団体として指定。以降鋸南町への支援を行うための職員派遣を開始。 |
| 10月9日（水） | 東日本台風への警戒のため、派遣の一時中断を決定（10、11日の2日間に分け随時帰庁）。 |
| 10月13日（日） | 連絡員として派遣していた1名（緊急対策課主幹）が帰庁。 16日からの再開を予定していた職員派遣を中止。 |
| 10月17日（木） | 鋸南町への対口支援の中止を決定。 緊急対策課長以下3名を鋸南町へ派遣。対口支援終了通知を手交。 |

図表 3.14.3 鋸南町での活動状況



本市職員による家屋被害認定調査の実施状況



鋸南町災害対策室での総括支援チームの活動

（3）業務継続計画の発動

東日本台風の被害を鑑み、被災者への対応等を優先して実施するために、「相模原市業務継続計画（地震編）」⁵¹に準じて応急・復旧対策業務に優先して取り組むことを第5回災害対策本部会議で決定し、総務局（職員課）と本部事務局が、連名で各部・区本部へ通知を行った。併せて、市民に対し、応急・復旧対策業務を優先して実施するため、通常業務に対する遅延などについて理解・協力を求める旨を市ホームページ等で周知を行った。

また、12月には復旧・復興に向けた体制へと移行していることから、被災者の生活支援等に関する業務を継続しつつ、通常業務を順次再開するよう庁内各所属へ通知を行った。

（4）職員への支援等

ア 職員会館の開放

台風の接近に伴い、職員会館の和室、体育室、更衣室を参集職員の休憩場所として開放した。また、台風によって風水害災害対策本部体制（レベル3）が配備されたため、配備体制が解除されるまでの間（10月12日（土）から12月10日（火））、通常利用を制限して職員の休憩場所とした。

⁵¹ 平成26年3月策定（平成29年9月改訂）。なお、東日本台風の教訓を踏まえ、地震編として策定していたものを令和2年8月に相模原市業務継続計画（自然災害編）に改訂した。

イ 保健師の配置

10月12日（土）午前9時から午後8時半の間、保健師1名を待機させ、災害対応に従事する職員の体調管理等の支援を行った。

ウ 職員生協の臨時営業

台風の接近に伴う職員の緊急対応に備え、職員会館内にある職員生協の売店について、10月11日（金）に営業時間を延長し、12日（土）及び13日（日）は臨時営業を行った。

エ 消防局への物資支援

「災害時の職員会館における応急食料供給等の協力に関する協定」⁵²に基づき、市消防職員への応急食料等の支援を実施した。支援を行った物品等については、図表3.14.4のとおりである。

図表 3.14.4 応急食料等の支援物品リスト

| 日時 | 物品名 | 個数 |
|-------------|-------------------|------|
| 10月13日（日）午前 | お茶及び水（2リットル・6本入り） | 24箱 |
| | カロリーメイト（1箱4本入り） | 100箱 |
| | ソイジョイ | 600本 |
| 10月13日（日）午後 | お茶及び水（2リットル・6本入り） | 10箱 |
| | カップラーメン | 200個 |
| | 缶詰 | 125缶 |

オ 被服等の貸与

「相模原市職員被服貸与規則（昭和58年3月30日規則第9号）」に基づき、現場対応及び現場視察用として、長靴、雨合羽、作業服等の貸与を実施した。なお、被服等の貸与依頼が連日多数寄せられ、在庫不足に陥ったことから、図表3.14.5のとおり購入し、災害対応用被服等の充実を図った。

図表 3.14.5 東日本台風対応に係る被服等の購入実績

| 種別 | 数量 | 単価（円） | 金額（円） |
|----------|----|-------|---------|
| 安全靴 | 12 | 7,920 | 95,040 |
| 冬期作業服（上） | 10 | 5,610 | 56,100 |
| 冬期作業服（下） | 10 | 4,510 | 45,100 |
| 長靴 | 37 | 3,630 | 134,310 |
| 雨合羽 | 20 | 6,930 | 170,500 |
| | 5 | 6,380 | |
| 合計 | | | 501,050 |

カ 活動時の安全衛生に係る周知

災害支援活動に従事する職員の安全衛生について、10月16日（水）に庁内周知を行い、公務災害防止のための注意喚起や、臨床心理士によるメンタルヘルス相談の案内等を行った。

また、災害支援活動に関する病気として破傷風に着目し、土壌や錆びた金属に接する作業を行う職員に対し、破傷風に係る注意喚起を17日（木）に行った。

⁵² 風水害等による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合で、職員会館内に災害支援拠点が開設された場合に、相模原市と相模原市職員生活協同組合とが相互に協力することを定めた協定。平成11年12月27日締結。

2 企画財政局

(1) 庁舎の停電対策の実施

東日本台風の接近に伴う本庁舎の停電に備え、10月10日(木)に非常用発電設備の燃料(A重油)について、神奈川県石油商業組合北相支部に対し、燃料供給体制の確保を依頼した。

(2) 職員駐車場の開放

東日本台風の接近に伴い、閉庁日による駐車場利用が少ないことや、公共交通機関の計画運休が予想されたことを鑑み、市役所駐車場の貸付事業者と調整し、市役所周辺の市施設駐車場を職員参集用の臨時駐車場として利用できることとした。

図表 3.14.6 利用可能とした駐車場及び利用期間

| | |
|------|---|
| 駐車場 | 市役所第1駐車場、市役所第2駐車場、市体育館駐車場、ウェルネスさがみはら駐車場、環境情報センター・衛生研究所駐車場、総合学習センター駐車場 |
| 利用期間 | 10月12日(土)から10月15日(火)8時30分まで |

(3) 公用車の安全対策

飛来物による破損を避けるため、10月12日(土)に屋外の公用車駐車場に駐車していた公用車を、市役所第2駐車場1階(71台)及びウェルネスさがみはら駐車場(6台)へ移動した。
なお、移動した公用車は、12日(土)深夜に公用車駐車場へと戻した。

(4) 車両燃料の調整

津久井・相模湖・藤野地区以外に配置している公用車の給油については、所定の給油店で給油する運用としていたことから、被災者支援や災害復旧対応の活動を円滑に行うことができるよう、神奈川県石油商業組合と調整し、本来の給油店でなくとも給油が行える体制を整えた。

(5) 施工中工事に係る対応

東日本台風の接近に備え、10月10日(木)に市施工の工事現場の安全点検等を実施した。
また、16日(水)には、道路規制により資材運搬等、経路の確保が困難な2件の工事(藤野方面隊牧野分団第3部詰所・車庫建設工事、旧津久井消防署青根分署(出張所)解体工事)を中止し、道路規制解除を目安に、施工業者と工事再開の協議を行った。

(6) 災害対応公用車の確保

公用車の使用は、使用前日又は当日に各所属で予約することを基本としていたが、災害対応で公用車を使用する必要がある所属については、円滑に業務を実施するために公用車の長期貸与を実施した。

(7) 情報通信機器等の増設・整備

ア 特殊共通フォルダの作成

災害対応を円滑に実施するために、複数の課で使用可能な特殊共通フォルダの作成及び既存の共通フォルダの拡張作業を10月16日(水)から実施し、11月6日(水)までに新たに7件の特殊共通フォルダを作成するとともに、1件の既存フォルダの使用容量等の拡張を行った。

イ 情報通信機器の増設

職員の応援派遣に伴い、PCやプリンタが不足する部署に機器の増設を行った。

ウ 事務室・ネットワークの整備

被災者支援事務及び補助金申請業務に係る事務を円滑に実施するため、事務室・ネットワークの整備を行った。

図表 3.14.7 情報通信機器等の増設・整備対応状況

| 対応先 | 対応内容 |
|------------------|--|
| 本部事務局（緊急対策課） | PC 3 台を増設。 |
| 緑区本部（地域振興課） | PC 2 台、プリンタ 1 台を増設。 |
| 緑区本部（臨時避難所） | 藤野農村環境改善センター（牧野連絡所）に災害対応職員用としてPC 1 台を増設。 |
| 藤野地区現地対策班 | 藤野総合事務所内会議室を被災者世帯等支援チームの拠点として整備し、PC 5 台、プリンタ 1 台を設置。 |
| 都市建設局（市営住宅課） | 津久井総合事務所と藤野総合事務所に臨時入居相談窓口用PC 2 台を増設。 |
| 都市建設局（建築・住まい政策課） | がれき撤去等に関する専用電話 3 台を設置。 |
| 都市建設局（道路部） | 災害復旧に関する設計業務対応事務室を整備（本館 6 階）。 |
| 都市建設局（道路整備課） | 災害復旧班に係る事務室を整備（本館 6 階）。 |

3 市民局

(1) 施設の臨時閉館

10月11日（金）に開催した「令和元年台風第19号事前対策会議」では、指定管理者導入施設等の施設を全て開館する予定でいたが、その後、指定管理者等と調整し、12日（土）は、閉館時間の繰上げや終日臨時閉館するなどの対応を行った。

図表 3.14.8 指定管理者導入施設等の対応状況

| 施設名 | 対応等 |
|---------------------------|--|
| 市民健康文化センター | 台風の接近に関わらず、以前から閉館することとしていたが、10月12日は、南区本部からの要請により、城山ダムの緊急放流に伴う緊急避難場所として開設し、最大27名の避難者を受入れ。 |
| さがみはら市民活動サポートセンター | 10月12日終日及び13日午前中を臨時閉館。 |
| 男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ） | 10月12日の施設利用が全てキャンセルされたことから、隣接する橋本公民館が避難者で混雑してきた際に部屋を開放。 10月12日の相談業務を休止。 |
| 市民・大学交流センター（ユニコムプラザさがみはら） | 10月13日に開催を予定していた「まちづくりフェスタ」を中止。 10月12日は通常通り9時に開所したが、正午までに利用者がいなくなったことから、13時に臨時閉館。 |
| その他の指定管理者導入施設 | 10月12日は、市民への貸出しは行わないが、一時滞在施設として開設するなどの対応を行う可能性があることから、1施設につき最低1名以上の職員を配置するよう指定管理者と調整。 |

(2) 悪質商法等の注意喚起

台風等の災害時には、災害に便乗した悪質商法や空き巣や車上狙い等の犯罪が多数発生することから、市ホームページやメールマガジンにより注意喚起を行うとともに、新聞販売所

の協力を受け、新聞折込により安全・安心メールや防災メールの登録を促す情報提供を行った⁵³。

図表 3.14.9 メールマガジンによる注意喚起の内容例

| | |
|--|--|
| 配信日時 | 令和元年 10 月 15 日（月） 12 : 00 |
| 件名 | 消費生活総合センターからのお知らせ／自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください！ |
| 本 文 | |
| <p>台風や大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生する傾向にあります。不審な電話や訪問を受けたなど、困ったときや心配なときは、消費生活総合センター（局番なしの「188」（消費者ホットライン））に相談しましょう。</p> <p>○相談事例（過去の災害）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示された。仕方なく支払ったが納得できない。 ・業者と契約書を交わすことなく修理をしてもらったところ、高額な修理代金を請求された。 ・「火災保険を利用すれば自己負担なしで屋根の修理ができる」と業者がいうが信用できない。 <p>○アドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に契約金額や作業内容を業者に確認する。 ・契約を迫られてもその場で決めず、複数の業者から見積もりを取る。 ・「火災保険で修理できる」と言われても、まずは自分で損害保険会社か代理店に電話をかけて、保険金の支払い対象となるか確認する。 <p>○参考</p> <p>http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html（国民生活センターホームページ） http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/syouhi/1014550.html（市ホームページ）</p> | |

4 健康福祉局

(1) 災害時要援護者支援

ア 避難の呼びかけ、安否確認の実施

台風の接近・通過が予想されたことから、10月9日（水）から11日（金）にかけて、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、障害福祉サービス事業者等へ注意喚起を行った。また、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に居住する難病のある災害時要援護者に対し、注意喚起及び緊急時の対応確認を行った。

12日（土）以降は、洪水浸水想定区域内及び避難指示（緊急）が発令された緑区の土砂災害警戒区域内の高齢者福祉施設及び障害者施設への避難状況等の確認や注意喚起を行うとともに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と連携し、被災地区内で援護を要する高齢者等の安否確認を行い、支援が必要な災害時要援護者に対して支援を実施した。

また、被災地区内に居住する在宅及び通所サービスを利用している障害者の状況確認も行い、サービスの利用に影響がないことを確認した。

イ 停電地域への対応

10月12日（土）から13日（日）にかけて、停電地域内に居住する災害時要援護者のうち、在宅酸素などの電源を必要とする医療機器を使用している難病患者について、個別に安全確認を行った。

ウ 空床状況の確認、緊急一時入所調整

緑区内の短期入所生活介護事業所の空床状況を確認し、10月16日（水）に居宅介護支

⁵³ 対象新聞は、読売新聞や朝日新聞等の9紙で、津久井地区（一部地域を除く）及び相模湖地区（寸沢嵐）に対し、11月10日（日）の約3,500部の新聞に登録案内を折り込んだ。

援事業所へ情報提供を行った。

また、17日（木）からの降雨予報を受けて、津久井地域の援護を要する高齢者の緊急一時入所について、市内の特別養護老人ホーム等と調整し、事前に受入れ先の確保を行った。

（2）医療救護体制の確保

10月11日（金）に、県との円滑な連絡調整や救護所開設に備え、県保健医療調整本部及び救護所担当職員との連絡体制を確保した。

また、病院及び透析施設の被害状況を把握するため、市内の医療機関に対しEMIS（広域災害救急医療情報システム）⁵⁴への入力を依頼する文書を発出した。

12日（土）には、医療関係団体からの派遣準備体制を確保するとともに、日本赤十字社や県と派遣要請時の対応を確認した。

（3）行事等の中止

健康福祉局において開催予定だった行事等について、台風の影響により中止とした。

図表 3.14.10 中止した行事等

| 日付 | 行事等 |
|-----------|----------------------|
| 10月12日（土） | 相模原市戦没者合同慰霊祭、がん集団検診 |
| 10月13日（日） | がん集団検診、特定健康診査 |
| 10月19日（土） | 健活！さがみはら 健康フェスタ 2019 |

（4）臨時避難所における予防接種

11月7日（木）に、臨時避難所（藤野農村環境改善センター）へ日連診療所の医師及び看護師を派遣し、10人の避難者に対してインフルエンザ予防接種を実施した。

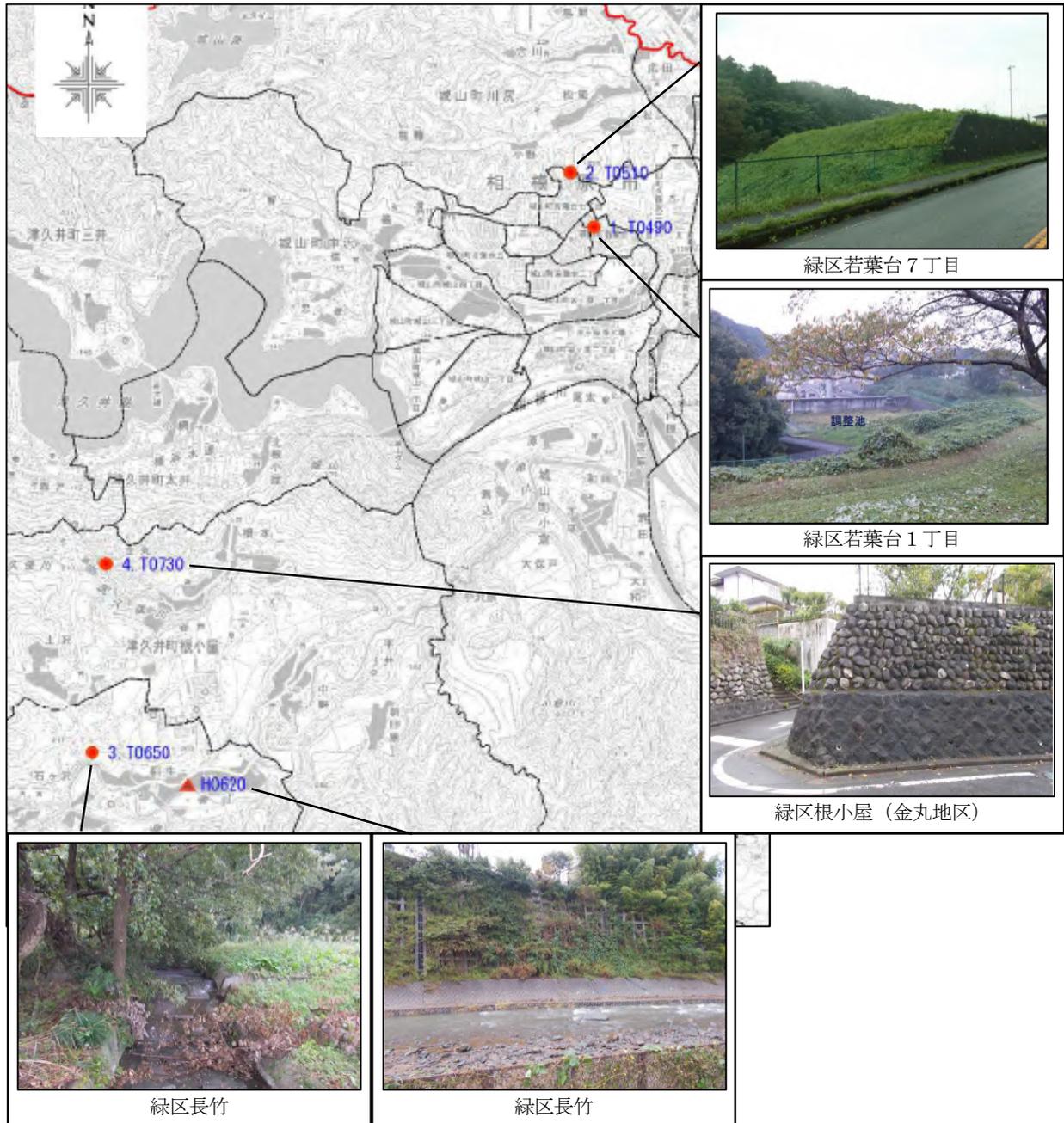
5 都市建設局

（1）大規模盛土造成地の状況確認

津久井地域の複数箇所です砂災害が発生したことを踏まえ、大規模盛土造成地における台風による影響の有無について、優先度Aランクの盛土から5箇所を選定し、10月17日（木）に都市建設局（開発調整課）職員による目視確認を実施した後、21日（月）に業者による目視確認を実施した。なお、現地確認の結果、全ての箇所で変状等の異常は確認されなかった。

⁵⁴ 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としたシステム

図表 3.14.11 大規模盛土造成地調査箇所



6 議会局、各行政委員会

(1) 視察の延期

市議会各委員会の行政視察等について、東日本台風の直後であったことから、延期とした。また、10月28日（月）から11月2日（土）までの期間に予定していた、友好都市を締結している中国・無錫市への市議会友好訪中団の派遣についても中止とした。

図表 3.14.12 委員会の行政視察の延期

| 委員会名 | | 視察予定日 |
|-------|---------|------------------|
| 常任委員会 | 総務委員会 | 10月15日(火)、16日(水) |
| | 民生委員会 | 10月15日(火)、16日(水) |
| | 環境経済委員会 | 10月17日(木)、18日(金) |

| | | |
|-------|-------------------|------------------|
| 特別委員会 | 大都市制度に関する特別委員会 | 10月23日(水)、24日(木) |
| | 新たなまちづくりに関する特別委員会 | 10月23日(水) |
| | 防災特別委員会 | 10月24日(木)、25日(金) |

(2) 農業委員会事務局における農地調査

被災した農地については、国庫事業を活用して復旧を目指すこととし、環境経済局（経済部）を中心に農地調査を実施したが、津久井地域では、被災地域が広範囲にわたり、全ての被害状況を把握するのに時間を要することから、10月28日（月）及び29日（火）の2日間、農業委員会事務局においても、環境経済局（経済部）と連携して農地被害調査を実施した。

7 教育局

(1) 行事等の中止・延期

ア 社会教育施設の臨時休館

公民館等の社会教育施設について、利用者の安全確保の観点から、10月12日（土）終日及び13日（日）午前中を臨時休館とし、利用休止とした。

イ 行事の中止・延期

社会教育施設の休館等に伴い、10月12日（土）に実施を予定している全ての公民館事業やスポーツイベントを中止とした。また、13日（日）以降に実施する行事やスポーツイベントについても、被災状況を勘案し、中止又は延期することとした。

図表 3.14.13 中止又は延期した主な行事

| 行事名 | 実施予定日 | 対応 | 担当 |
|----------------------------------|-----------|----|---------------|
| 市民講座まなびのライブ塾 「ヴェネチア千年の盛衰」 | 10月12日（土） | 中止 | 教育局（生涯学習課） |
| 市民大学「青山学院大学コース」 | | | |
| 市民大学「女子美術大学コース」 | | | |
| パソコン相談会 | | | |
| 月例子ども映画会 | | | 教育局（図書館相武台分館） |
| サタデーおはなし会 | | | 教育局（相模大野図書館） |
| 土曜おはなし会 | | | 教育局（橋本図書館） |
| 植物学教室「花の観察と植物画」 | | | 教育局（博物館） |
| 文化部健康講座 | | | 教育局（大沢公民館） |
| フラダンス体験 | | | 教育局（橋本公民館） |
| 女性学級 | | | 教育局（橋本公民館） |
| 成人学級 | | | 教育局（星が丘公民館） |
| 歴史講座 | | | 教育局（星が丘公民館） |
| グランドゴルフ大会 | | | 教育局（小山公民館） |
| 陸上競技大会 | 10月13日（日） | 中止 | 教育局（スポーツ課） |
| YA大賞表彰式 | | | 教育局（橋本図書館） |
| 第67回上溝レクリエーション大会・第18回上溝地区ふるさとまつり | | | 教育局（上溝公民館） |
| 相模台地区体育祭 | | | 教育局（相模台公民館） |
| 市民健康まつり | | | 教育局（光が丘公民館） |
| ビーチボールとファミリーバドミントンで遊びましょう | | | 教育局（光が丘公民館） |
| きのこ教室 | | | 教育局（沢井公民館） |

| 行事名 | 実施予定日 | 対応 | 担当 |
|---|------------------------|----|------------|
| 第14回さがみはらスポーツフェスティバル | 10月14日 (月・祝) | 中止 | 教育局(スポーツ課) |
| 尾崎罌堂記念館 近現代講演会①「福沢諭吉と政治-議員、選挙をどう見ていたか-」 | 10月19日(土) | 延期 | 教育局(博物館) |
| 吉野宿ふじや企画展「児童文学者・丘修三」展 | 10月19日(土) ～12月1日(日) | 延期 | 教育局(博物館) |
| 吉野宿ふじや企画展「児童文学者・丘修三」展 関連事業「作品朗読とお話」 | 10月20日(日) | 中止 | 教育局(博物館) |
| 自主企画提案事業～体力アップ! 3B体操～ | 11月2日(土) | 延期 | 教育局(新磯公民館) |
| 第54回津久井湖駅伝競走大会 | 11月10日(日) | 中止 | 教育局(スポーツ課) |
| 第41回ふじのやまなみクロスカントリー 駅伝競走大会 | 12月15日(日) | 中止 | 教育局(スポーツ課) |
| 第63回相模湖駅伝競走大会 | 1月13日(月・祝) | 中止 | 教育局(スポーツ課) |

(※1) 上表のほか、小中学校においても、各学校長の判断により、運動会・体育祭・文化祭・授業参観等の行事を延期又は中止した。

ウ 体験学習活動場所の変更

藤野北小学校の学習活動を「ふるさと自然体験教室(やませみ)」で実施することに伴い、平日は「ふるさと自然体験教室(やませみ)」で体験学習活動の受入れを行えない状況であることから、使用を予定していた学校について、日程変更もしくは活動場所を「相模川自然の村野外体験教室(相模川ビレッジ若あゆ)」に変更して対応した。

(2) 他自治体への職員派遣

10月29日(火)、県博物館協会から本市博物館を含む協会加盟館園⁵⁵に対し、東日本台風により地階の収蔵庫が浸水し、多くの収蔵品に被害が生じた「川崎市市民ミュージアム」(川崎市中原区)への救援依頼があり、令和元年12月以降、継続的に学芸員を派遣し、考古・歴史・民俗資料を中心に被災資料のレスキュー(助言・搬出・修復)等の第1次救済活動を行った。

図表 3.14.14 川崎市市民ミュージアムへの学芸員の派遣実績

| 令和元年度(12月～2月) | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------|-------|-------|
| 延べ11名 | 延べ5名 | 延べ18名 |

⁵⁵ 本市博物館を含む県内の94館・園が加盟

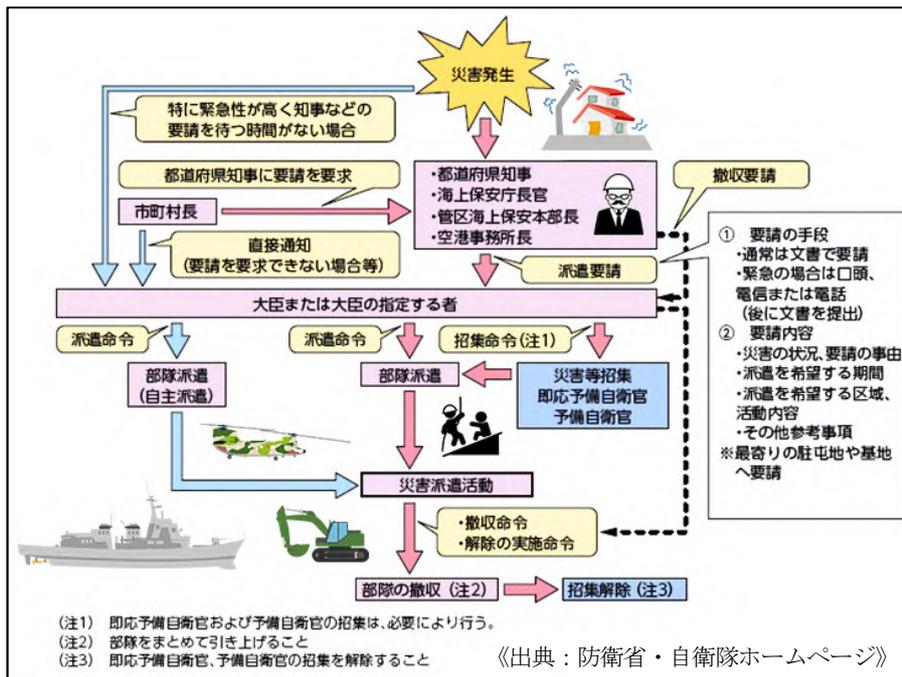
第15節 自衛隊の活動

1 自衛隊への派遣要請

自衛隊への派遣要請については、10月13日（日）10時から開催した第2回災害対策本部会議において、県知事に派遣要請を要求することを決定し、10時50分頃から本部事務局と県との間で要請に向けた調整を進めた。県との調整に当たっては、自衛隊要請のための三要件（緊急性、非代替性、公共性）を整理し、13時30分、文書により県へ要請を行った。

県は、本市からの要請を受け、13時40分に陸上自衛隊（第1師団）に対し災害派遣を要請し、その結果、本市において安否不明者の捜索や土砂等の撤去、道路啓開、倒木等の除去活動が行われることとなった。

図表 3.15.1 自衛隊の要請から派遣、撤収までの流れ



図表 3.15.2 派遣要請文書（写し）

| | |
|--------------------------------|---|
| P. No. 4 + 5 + 1 令和元年10月13日 | |
| 自衛隊の災害派遣要請の要求について（要請） | |
| 1 災害の状況及び派遣要請理由 | 台風第19号により、大規模な倒木及び土砂崩れが発生し、安否不明者がいることから、捜索・救助等の被災者救援活動のため、自衛隊災害派遣要請を求めます。 |
| 2 派遣希望期間 | 令和元年10月13日から応急措置終了まで |
| 3 派遣希望区域 | 御穂原市域に付近 |
| 4 派遣希望活動内容 | 倒木、土砂の撤去及び安否不明者の捜索・救助 |
| 5 その他参考となる事項 | |
| 6 連絡先 | 連絡実施者：緊急対策課 氏名 N T T 電 話：042-770-7044 N T T F A X：042-769-8326 駐防災行政用無線： 消防行政用無線：A5 衛星携帯電話： 携帯電話： |
| 7 要請日時 | 令和元年10月13日 午後1時30分 |

2 活動場所等の調整

本部事務局には、10月12日（土）の時点で座間駐屯地（南区新戸）に駐屯する陸上自衛隊第4施設群から連絡幹部（リエゾン）が派遣されており、本市の災害対応状況、被害状況等について情報共有を行っていた。本市への災害派遣が決定した後は、本部事務局と安否不明者の捜索に係る活動場所の調整を行うとともに、東京電力パワーグリッド（株）相模原支社のリエゾンや都市建設局職員と停電復旧のために必要となる道路啓開や倒木等の除去を行う場所の調整を行い、最終的に5地区で活動することとなった。

また、23日（水）には、陸上自衛隊座間駐屯地司令兼第4施設群長と、11月5日（火）には、陸上自衛隊東部方面混成団長との市長面会が行われ、被災現場での活動報告や緑区牧野の土砂災害による安否不明者捜索活動に係る意見交換を行った。

3 活動実績（5地区）⁵⁶

（1）緑区牧野地区

緑区牧野地区においては、土砂災害現場における安否不明者2名の捜索及び土砂等の撤去について災害派遣を要請し、10月13日（日）から11月13日（水）までの間、活動が実施された⁵⁷。

派遣部隊は、東部方面混成団本部、第4施設群、地理情報隊⁵⁸、第1高射特科大隊、第31普通科連隊、航空自衛隊（入間）⁵⁹で延べ783人、車両164台が活動した。

（2）緑区青根地区

緑区青根地区においては、神之川キャンプ場における安否不明者1名の捜索について災害派遣を要請し、10月14日（月・祝）、15日（火）の2日間、活動が実施された。

派遣部隊は、第4施設群で延べ45人、車両8台が活動した。

（3）緑区青野原地区

緑区青野原地区においては、国道413号における土砂災害による停電を解消するための道路啓開について災害派遣を要請し、10月15日（火）から17日（木）までの間、活動が実施された。

派遣部隊は、第4施設群で延べ51人、車両25台が活動した。

（4）緑区寸沢嵐地区

緑区寸沢嵐地区においては、県道517号における土砂災害による停電を解消するための道路啓開について災害派遣を要請し、緑区青野原地区から派遣部隊を転進するかたちで10月17日（木）から22日（火・祝）までの間、道路啓開活動が実施された。

なお、20日（日）に都市建設局から「自衛隊活動現場付近を流れる沢の関川橋上流部にお

⁵⁶ 活動実績については、神奈川県が公表している「台風第19号に伴う自衛隊災害派遣について（報告）」を基に、本市が把握している情報を追加しているため、「令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン」（令和2年5月）に記載している数値と異なっている。

⁵⁷ 10月24日（木）から27日の間、一時派遣を中断している。

⁵⁸ 地理情報隊は、10月18日（金）に10人が派遣されドローンによる情報収集を実施した。

⁵⁹ 航空自衛隊は、災害救助犬による捜索支援を行い、29日は隊員4人及び災害救助犬3頭、30日は隊員9人及び災害救助犬3頭、31日は隊員6人、災害救助犬2頭で捜索を実施した。

いて流木による河道閉塞が認められることから、付近の巨木の処理と併せて自衛隊の支援を受けることができないか」という旨の相談を本部事務局で受けたことに伴い、県及び自衛隊と協議し、26日（土）から31日（木）までの間、河道閉塞解消のための流木・倒木等の除去が実施された。

派遣部隊は、第4施設群で延べ227人、車両124台が活動した。

（5）緑区小原地区

緑区小原地区においては、地区内で断水が続いていることから、土砂災害による停電を解消し、底沢浄水場への復電を行うための道路啓開について災害派遣を要請し、10月17日（木）から21日（月）までの間、活動が実施された。

派遣部隊は、東部方面隊混成団本部、第1高射特科大隊、第31普通科連隊で延べ352人、車両73台が活動した⁶⁰。

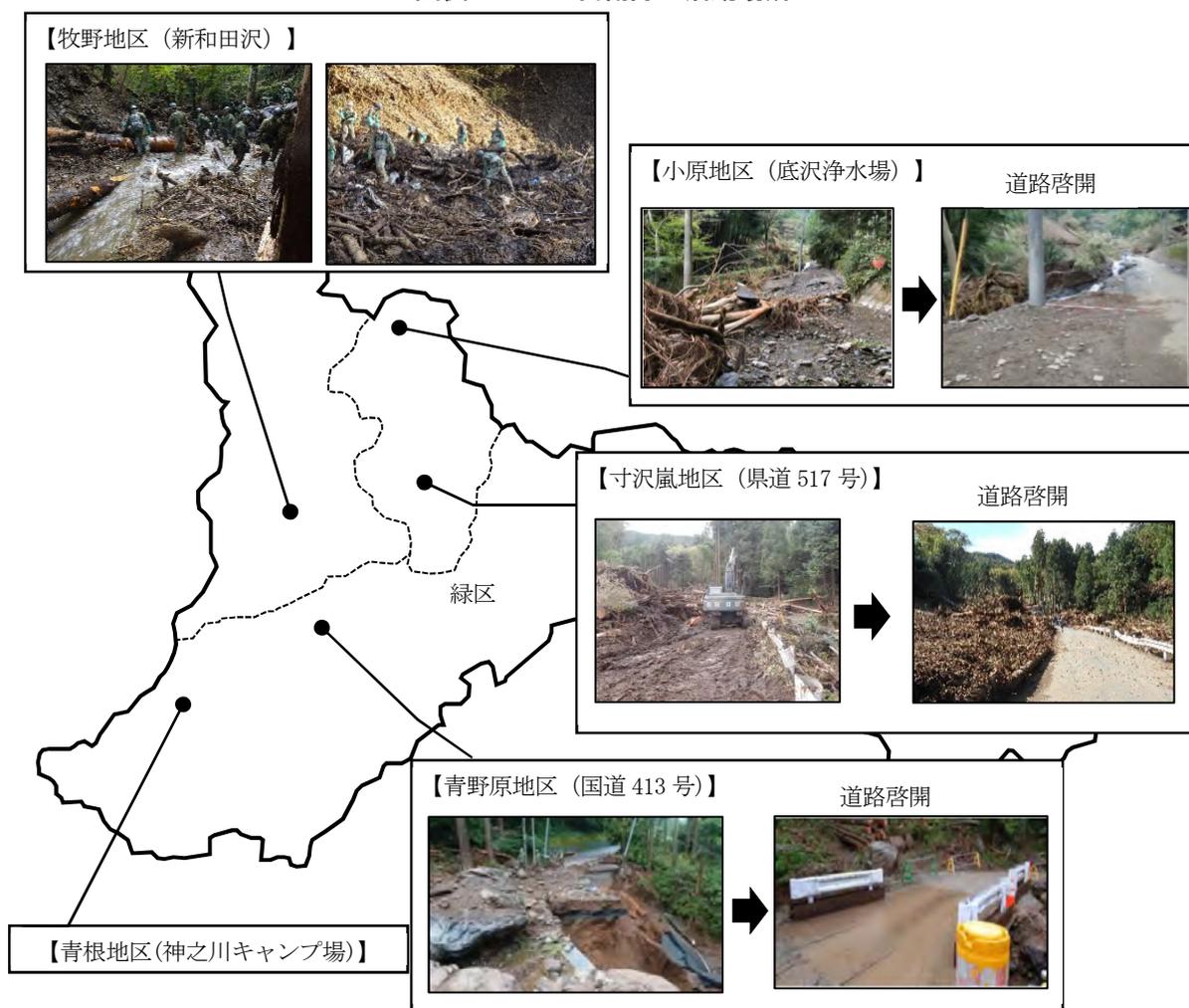
図表. 3. 15. 3 相模原市における陸上自衛隊への災害派遣要請一覧

| 番号 | 派遣要請日時 | | 自衛隊 撤収決定 日時 | 活動地区 | 活動内容 | 活動部隊（人員） |
|----|--------------------------|------------------|-------------------|-----------------|------------------------|--|
| | 市町村⇒県 | 県⇒自衛隊 | | | | |
| 1 | 10月13日 13時30分 | 10月13日 13時40分 | 11月13日 13時05分 | 相模原市緑区 牧野地区 | 土砂の撤去、 安否不明者の捜 索 | 東部方面混成団本部（18） 第4施設群（434） 第1高射特科大隊（237） 第31普通科連隊（65） |
| 2 | 10月13日 19時00分 | 10月14日 7時00分 | 10月15日 15時55分 | 相模原市緑区 青根地区 | 安否不明者の捜 索 | 第4施設群（45） |
| 3 | 10月14日 20時30分 | 10月15日 6時40分 | 10月17日 15時05分 | 相模原市緑区 青野原地区 | 停電解消のため の道路啓開 | 第4施設群（51） |
| 4 | 3からの転進として扱う ため、要請日時なし | | 10月22日 16時45分 | 相模原市緑区 寸沢嵐地区 | 停電解消のため の道路啓開 | 第4施設群（227） |
| | 10月23日 11時15分 | 10月24日 16時45分 | 10月31日 14時16分 | | 倒木等の除去 | |
| 5 | 10月16日 10時18分 | 10月17日 5時30分 | 10月21日 14時20分 | 相模原市緑区 小原地区 | 停電解消のため の道路啓開 | 東部方面混成団本部（6） 第1高射特科大隊（340） 第31普通科連隊（6） |

《出所：県公表資料から作成》

⁶⁰ 活動人員には、普段は民間人として企業等に従事し、有事や大規模災害時等に現職自衛官とともに部隊の一員として活動する「即応予備自衛官」が124人含まれている。

図表. 3. 15. 4 自衛隊の活動場所



《出所：一部画像は県公表資料》

4 撤収

11月12日（火）15時、緑区牧野の土砂災害現場において、安否不明者1名が発見されたことにより、自衛隊に依頼すべき緊急性のある人命救助活動及びその他の必要な活動が終了したと判断し、13日（水）10時45分、市から県に対し、自衛隊派遣部隊の撤収を文書により要請し、13時05分、自衛隊による災害派遣活動は終了となった。

第16節 警察の活動

1 概要

本市には、相模原警察署（中央区）、相模原南警察署（南区）、相模原北警察署（緑区東部）及び津久井警察署（緑区西部）の4警察署が置かれており、110番通報や119番通報の内容に応じて警察と消防が連携して災害対応を行っている。

東日本台風の際には、各警察署が市と連携して城山ダムの緊急放流に係る避難誘導や交通規制を行った。また、津久井地域では、津久井警察署のほか、県警察本部危機管理対策課即応対策チーム、第一機動隊及び第二機動隊が出動し、消防や自衛隊と連携して救助活動や行方不明者の捜索を行った。

2 避難誘導及び交通規制

10月12日（土）12時20分頃、本部事務局から相模原警察署に対し、城山ダムの緊急放流が実施される可能性がある旨を連絡し、今後の対応を協議するため、本部事務局への警察官の派遣を依頼した。その後、13時30分頃に相模原警察署から2名（交通課及び警備課）の警察官が本部事務局に到着し、中央区の相模川流域住民への広報や避難誘導、交通規制等の調整を行った。

緑区及び南区の相模川流域住民等への対応については、相模原警察署との調整結果を踏まえ、本部事務局から緑・南区本部に対し、直接各警察署と調整を行うよう依頼し、各地区において警察と消防が連携して相模川流域住民の避難誘導や広報活動を実施した。

17時に予定されていた緊急放流が見送られたことに伴い、避難誘導や広報活動は中断されたが、20時40分頃に県から22時に緊急放流を行う旨の連絡を受けたことにより、広報活動を再開し、21時30分に緊急放流が早まって開始された際には、一部道路の交通規制を実施した。

このほか、相模原北警察署では、緑区下九沢において鳩川の増水に伴う広報活動や道路冠水に伴う交通規制を行い、相模原南警察署では南区鶴野森付近で発生した停電に伴う交通整理を行った。

3 救助活動及び行方不明者の捜索

10月12日（土）深夜から13日（日）未明にかけて発生した土砂災害により家屋が倒壊し、要救助者2名が閉じ込められた緑区牧野の救助活動現場では、県警察本部危機管理対策課即応対策チーム及び第二機動隊が現場にどの部隊よりも早く到着し、後着した消防と連携して救助活動を実施した。また、13日（日）以降は、警察と消防が連携して串川（緑区青山）に転落し行方不明となった4名の救助・捜索活動を行ったほか、緑区青根や緑区牧野において、警察と消防、自衛隊が連携して行方不明者の捜索活動を行った。特に、緑区牧野の土砂災害現場における行方不明者の捜索活動では、10月13日（日）から11月12日（火）までの間に延べ370名の警察官が活動に従事した。

4 県警察航空隊による行方不明者の救出、被害状況の確認等

10月13日（日）から15日（火）にかけて活動した緑区青根の行方不明者の捜索現場では、行方不明者を発見後、河川の増水により活動部隊が接近し救出することが困難であったことから、県警察航空隊が出動し、救出活動を行った。

このほか、県警察航空隊は、10月13日（日）、15日（火）及び21日（月）の3日間で「おおやま」及び「たんざわ」の2機が計6回出動し、東日本台風による県内の被害状況等を確認した。

5 台風通過後の活動

(1) 捜索現場への立入規制

長期間にわたり行方不明者2名の捜索活動を行った緑区牧野の行方不明者の現場において、捜索現場への関係者以外の侵入防止等を行うため、津久井警察署が署員を配置し立入規制を実施した。

(2) 一般治安対策

台風通過後、留守宅を狙った窃盗被害防止のため、治安対策として津久井警察署が車両による警戒活動を実施した。

(3) 避難者への対応

臨時避難所として開設した藤野農村環境改善センターや自主避難所において、避難者の困りごとへの対応のため、津久井警察署が女性警察官を含む体制で各避難所の訪問を実施した。

図表 3.16.1 神奈川県警察の活動状況



緑区牧野の家屋倒壊現場における救助活動の様子



緑区牧野の家屋倒壊現場における要救助者の搬送の様子



緑区青根の行方不明者捜索現場における
県警察航空隊による救出の様子



緑区牧野（新和田沢）の土砂災害現場における捜索
活動の様子

《出典：一部画像は県警察提供》

第17節 TEC-FORCEの活動

1 リエゾン（情報連絡員）の派遣

本市では、都市建設局を構成機関として、国土交通省関東地方整備局、茨城県土木部、栃木県土木整備部、群馬県土木整備部、埼玉県土木整備部、千葉県土木整備部、東京都建設局総務部、神奈川県土木整備局、山梨県土木整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市建設局、横浜市消防局及び川崎市建設緑政局と「災害時相互応援協力に関する申合せ」を締結している⁶¹。

この申合せに基づき、東日本台風通過後の10月14日（月・祝）に国土交通省関東地方整備局からリエゾン（情報連絡員）が本市に派遣され、市内の被害状況や支援ニーズを把握し、地方整備局への報告のほか、状況に応じた技術的助言を実施した。

図表 3.17.1 国土交通省関東地方整備局からのリエゾン派遣期間

| | |
|------------|--|
| 活動期間 | 10月14日（月・祝）～11月14日（木） ^{（※1）} 11月22日（金）、12月10日（火） |
| 活動人数（延べ人数） | 34人（人・日派遣） |

（※1）本市に常駐するリエゾンは11月14日をもって終了し、以降、災害対策本部会議開催時に派遣された。

2 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）は、大規模自然災害が発生又は発生するおそれが生じた場合、被災地に迅速に駆けつけ、被害状況の迅速な把握や被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を行う国土交通省の部隊である。東日本台風においては、10月10日（木）から12月27日（金）までの間に、全国の被災自治体に対し延べ30,513人が派遣された⁶²。

本市においても台風通過時から国土交通省関東地方整備局と通行規制等に関する情報共有を行っており、台風通過後の10月13日（日）には津久井地域における道路等の被害が甚大であることを確認したことから、14日（月・祝）にTEC-FORCEが派遣され、国道413号をはじめとする道路や河川・水路の被害状況の現地調査、応急復旧や災害査定に向けた資料作成のほか、牧野救助現場における技術的助言等、早期復旧のための技術的支援を実施した。

3 TEC-FORCE活動実績

10月14日（月・祝）から近畿地方整備局TEC-FORCEによる国道413号や県道76号などの調査が開始された。さらに15日（火）から九州地方整備局TEC-FORCEによる牧野救助現場や県道517号などの調査が行われた。その後、21日（月）から関東地方整備局TEC-FORCE、30日（水）から中国地方整備局TEC-FORCEも調査に加わり、10月14日（月・祝）から11月7日（木）までの間に、4地方整備局、延べ332人が活動した。

本市におけるTEC-FORCEの活動実績は、図表3.17.2のとおりである。

⁶¹ 平成22年4月1日締結。

⁶² 出所：令和元年台風第19号等による被害状況等について（第54報）（国土交通省災害情報・令和2年4月10日現在）

図表 3.17.2 TEC-FORCE 活動実績

| 所属 | | 活動期間 | 活動体制 | 活動延べ人数 | 調査箇所 (括弧内の数値は箇所数) |
|---------|----|----------------------------|------|--------|---|
| 関東地方整備局 | 砂防 | 10月21日～23日 | 1班 | 12人 | 市道篠原新和田(1) |
| | 道路 | 10月21日、10月26日、10月29日、11月7日 | 1班 | 8人 | 国道413号(1) |
| 近畿地方整備局 | 砂防 | 10月14日～25日 | 4班 | 84人 | 国道413号(8)、県道64号(3)、県道76号(1)、県道520号(1)、県道517号(5)、市道上青根上野田釜立(1)、市道日連青田線(1)、緑区牧野(1)、緑区佐野川(1) 計22箇所 |
| 中国地方整備局 | 道路 | 10月30日～11月4日 | 3班 | 44人 | 県道515号(2)、県道516号(2)、県道517号(1)、県道517号(旧道)(1)、市道大久保1号(2)、市道寸沢嵐反畑(1)、市道又野3号(1)、市道原口6号(1)、市道奥牧野綱子(5)、市道牧馬仲沢(3)、市道中野38号(1)、市道中村道志川(1)、市道根小屋54号(1)、認定外道路(2) 計24箇所 |
| | 河川 | 10月31日～11月2日 | 2班 | 16人 | 小松川(1) |
| 九州地方整備局 | 道路 | 10月15日～17日 10月24日～11月3日 | 4班 | 92人 | 国道413号(3)、県道517号(1)、市道下岩御霊線(1)、市道大屋津線(1)、市道上沢井キサザワ線(1)、市道落合一ノ尾線(1)、市道名倉島田線(1)、市道葛原日向線(1)、四日市場上野原線(1)、県道64号(4)、市道青山27号(1)、国道413号(旧道)(2)、市道青野原2号(1)、市道ユース科学館(1)、市道中野小原(1)、市道櫛子矢部(1)、緑区牧野(1) 計23箇所 |
| | 河川 | 10月29日～11月3日 | 2班 | 60人 | 寒沢川(1)、西沢(2)、梶野沢(1)、緑区千木良(1)、緑区小原(2)、緑区日連(1)、緑区青野原(4)、緑区寸沢嵐(1)、緑区長竹(2)、緑区青山(1) 計16箇所 |
| | 砂防 | 10月30日～11月2日 | 1班 | 16人 | |
| 合計 | | 10月14日～11月7日 | 18班 | 332人 | 88箇所 |

図表 3.17.3 現地調査の状況



(道路)



(河川)

第4章

復旧・復興

- 第1節 復旧・復興推進本部
- 第2節 罹災証明
- 第3節 被災者支援
- 第4節 災害ボランティア
- 第5節 義援金・義援品
- 第6節 広報
- 第7節 道路復旧
- 第8節 公共施設等の復旧
- 第9節 応援要請
- 第10節 災害救助法
- 第11節 財務・契約
- 第12節 協定の活用状況
- 第13節 東日本台風を踏まえた新たな取組

第1節 復旧・復興推進本部

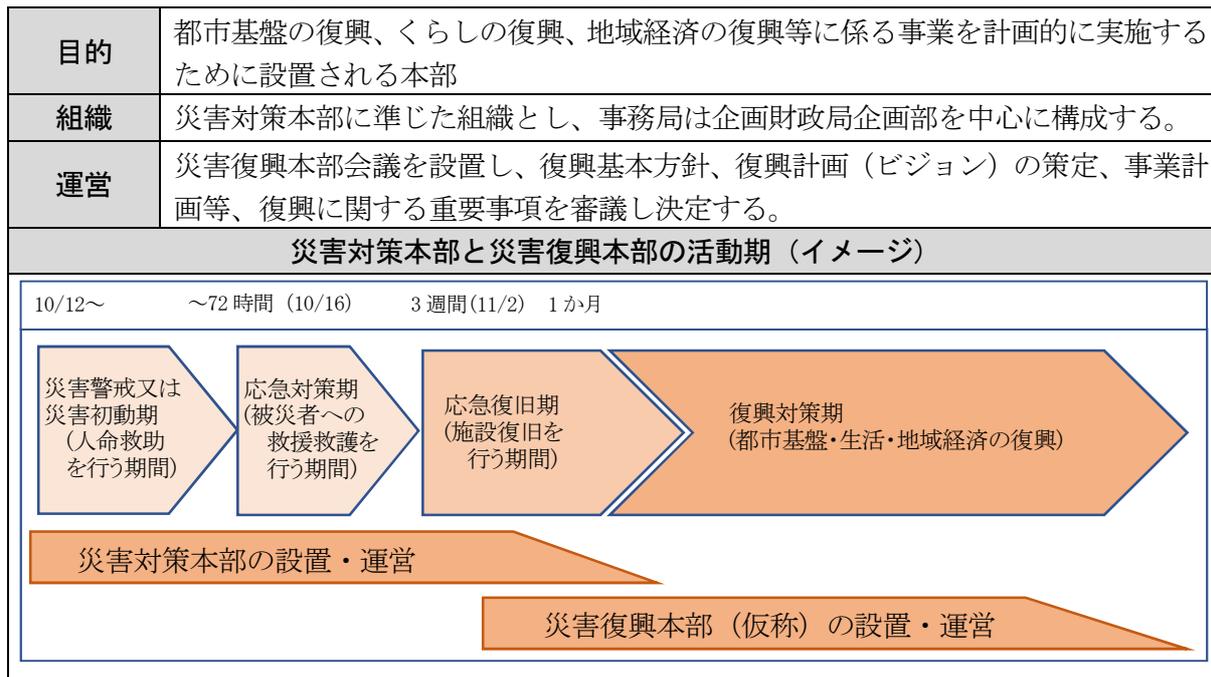
1 復旧・復興推進本部の設置

(1) 災害復興のための組織の検討

東日本台風当時の地域防災計画¹では、災害時の復旧・復興対策について、「大規模な災害により市内に甚大な被害が発生し、その被災状況等から『大規模災害からの復興に関する法律』に基づく特定被災市となった場合に、復興計画を策定し計画策定のプロセスとして災害復興本部を設置する」こととしていた。

東日本台風では、特定被災市町村となった自治体はなく、地域防災計画に基づく災害復興本部の設置要件に該当しないことから、10月下旬に本部事務局と災害復旧・復興に係る事務を所管する企画財政局との間で本市の復興体制について協議を行った。その後、11月1日（金）に開催した第12回災害対策本部会議において、「被災者への救援救護を行う応急対策期から、施設の復旧や被災者に対する各種生活再建支援を行う応急復旧期に移行しつつあることを踏まえ、本市の体制を災害対策本部から災害復興本部（仮称）へ移行すること」について検討し、活動内容や災害対策本部との役割分担を整理した上で、設置に向けた検討を進めることとした。

図表 4.1.1 災害復興本部（仮称）の目的、組織及び運営素案（令和元年11月1日時点）



(2) 復旧・復興推進本部の設置

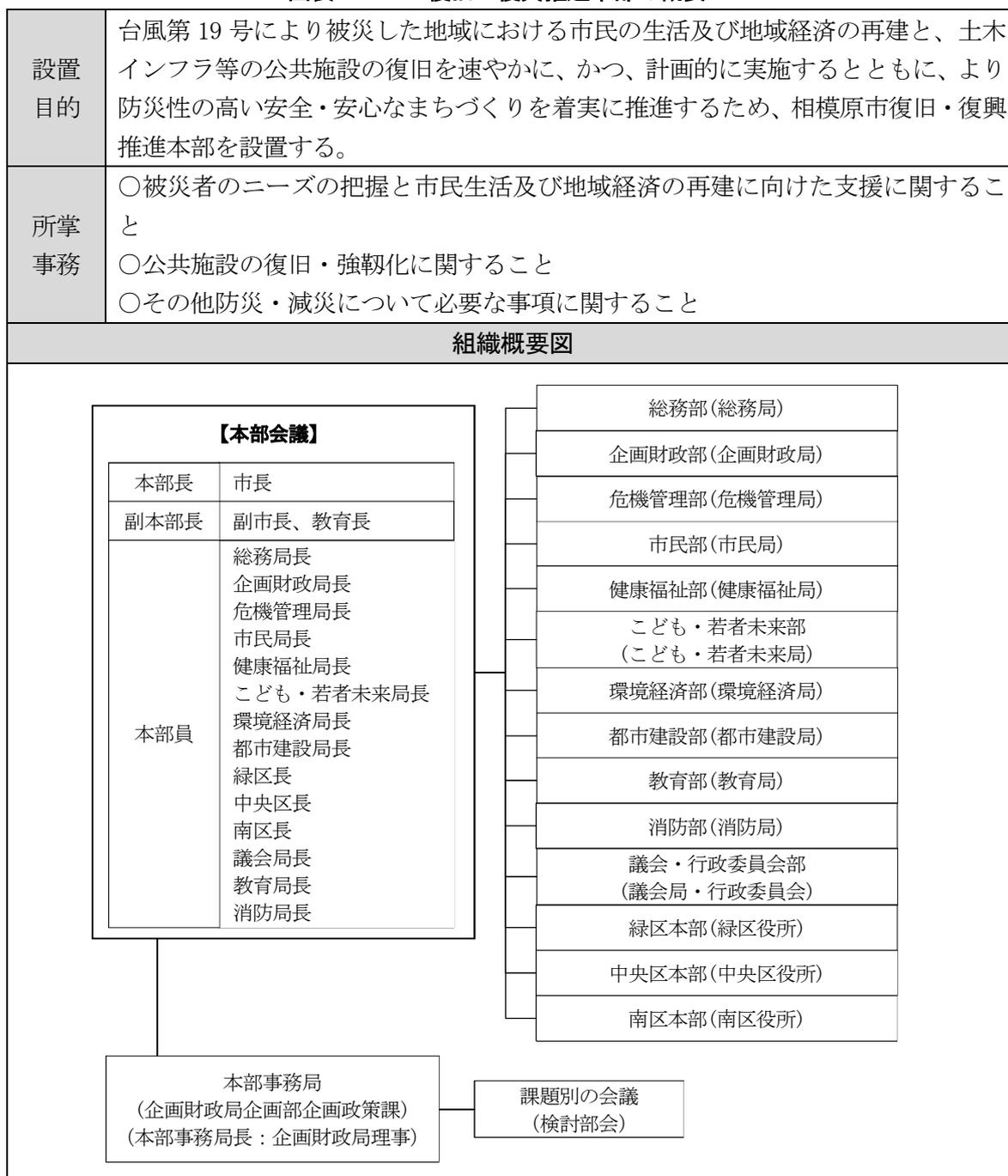
第12回災害対策本部会議後、企画財政局が組織の体制や目的、所掌事務、復旧・復興に向けた取組の進め方等を検討し、11月7日（木）に開催した第13回災害対策本部において、「台風第19号に係る相模原市災害復旧・復興推進本部（仮称）」の設置について審議し、11月11日（月）をもって「相模原市災害復旧・復興推進本部（以下「復旧・復興推進本部」という。）」を設置すること及び災害対策本部は引き続き継続していくことを決定した。

¹ 平成30年5月修正

(3) 復旧・復興推進本部の組織等の概要

復旧・復興推進本部は、設置に当たり新たに要綱²を制定し、設置目的、所掌事務、組織等を定めており、その概要は、図表 4.1.2 のとおりである³。

図表 4.1.2 復旧・復興推進本部の概要



² 「台風第 19 号に係る相模原市災害復旧・復興推進本部設置要綱」（令和元年 11 月 11 日施行、令和 2 年 4 月 1 日改正（組織改編に係る改正））

³ 令和元年 11 月 11 日時点の組織概要。令和 2 年度の組織改編により、新たに市長公室部が置かれるとともに、企画財政局が財政部に、本部事務局が市長公室長に、本部事務局が市長公室総合政策部政策課に改められた。

2 復旧・復興推進本部会議

第1回復旧・復興推進本部会議は、第15回災害対策本部会議終了後の11月22日（金）14時50分から、報道機関に公開して開催した。

復旧・復興推進本部会議は、これまでに4回開催し、第4回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により書面開催とした。第4回の会議以降については、令和2年4月7日（火）に神奈川県に対し「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出され、新型コロナウイルス感染症に係る対応を喫緊に進めていく必要が生じたこと等を踏まえ、各所管部局が、令和2年5月に策定した「令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン」に基づき、それぞれ計画的に市民の生活や地域経済の再建、公共施設の復旧、防災性の高い安全・安心なまちづくりの推進に向けた取組を進めていくこととして、会議を開催していない。

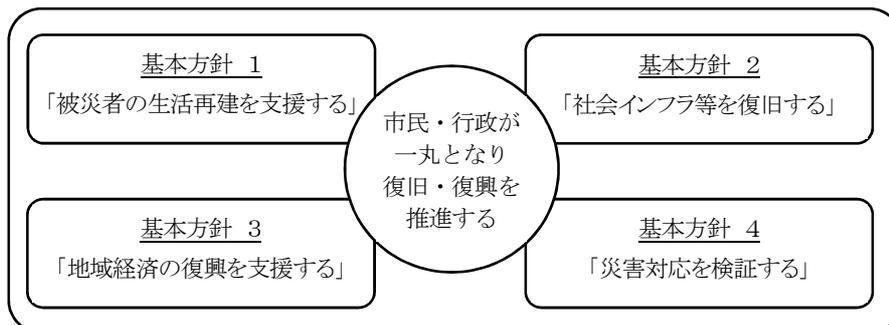
図表 4.1.3 復旧・復興推進本部会議の開催経過

| 回数・日時 | 議題・結果等 |
|-------------------------------------|---|
| 第1回 令和元年11月22日（金） 14:50～15:30 | 《議題》令和元年台風第19号に係る復旧・復興基本方針について 《結果》「令和元年台風第19号に係る復旧・復興基本方針」（案）が承認された。 |
| 第2回 令和元年12月26日（木） 16:20～16:50 | 《議題》復旧・復興に係る主な経過について 復旧・復興基本方針に基づく取組項目について 《結果》「（仮称）復旧・復興ビジョン」を策定するに当たって、現在市が実施し、又は今後実施を予定している項目を取りまとめた「復旧・復興に向けた取組項目」について、記載内容等を審議した。 |
| 第3回 令和2年3月23日（月） 9:30～10:20 | 《議題》「（仮称）復旧・復興ビジョン」（案）について 《結果》審議の結果を踏まえ、「（仮称）」復旧・復興ビジョン」（案）の掲載内容等を修正し、次回本部会議においてビジョンの策定を予定するが、公表・周知の時期については、新型コロナウイルス感染症への対応状況により、別に調整する。 |
| 第4回 令和2年5月7日（木） 書面開催 | 《議題》「（仮称）令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン」の策定について 《結果》書面開催により、ビジョンの掲載内容等について意見を求め、災害復旧・復興推進本部事務局（市長公室総合政策部政策課）で意見に係る対応の検討・調整を行い、ビジョンの最終案を確定した。 |

3 令和元年台風第19号に係る復旧・復興基本方針

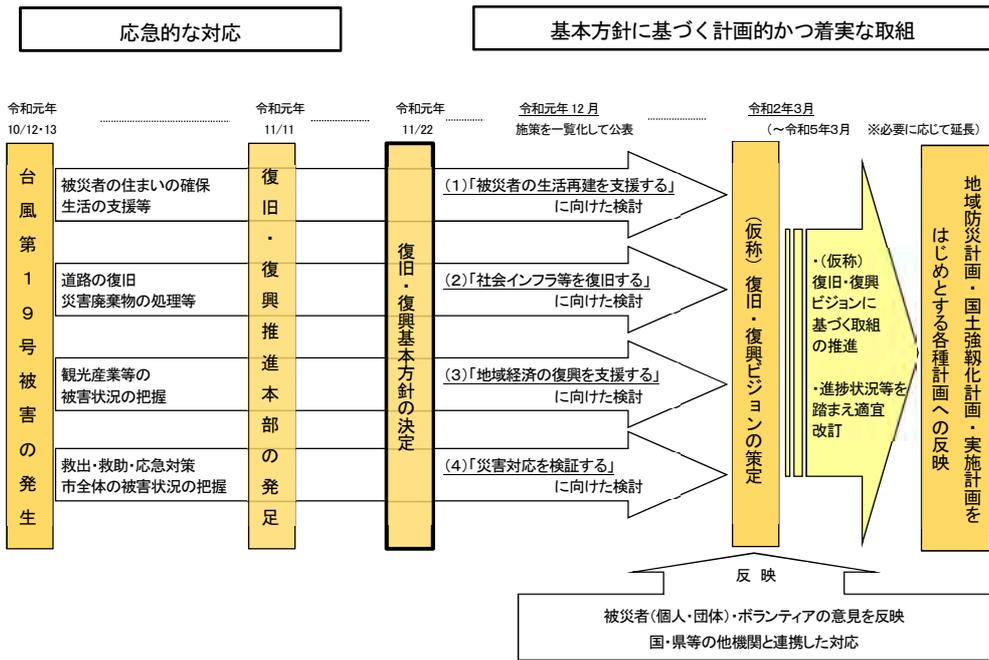
「令和元年台風第19号に係る復旧・復興基本方針（以下、「復旧・復興基本方針」という。）は、発災からひと月を経て、応急復旧期に移行しつつあることを踏まえ、1日も早い復旧・復興の実現に取り組むことが求められていることから、11月22日（金）に開催した第1回復旧・復興推進本部会議において審議し、同日に決定した。

図表 4.1.4 復旧・復興基本方針において定めた「取組の基本方針」（イメージ）



図表 4.1.5 基本方針の概要

| 趣旨 | |
|---|---|
| <p>10月12日(土)から13日(日)にかけて記録的な豪雨をもたらした令和元年台風第19号は、本市にかつてない規模の被害をもたらした。</p> <p>本市では、これまで、多くの方々からの支援のもと、応急対策活動に取り組んできたが、発災からひと月を経て、応急復旧期に移行しつつあることを踏まえ、1日も早い復旧・復興の実現に取り組むことが求められている。</p> <p>こうしたことから、令和元年台風第19号に係る復旧・復興の基本方針を定める。</p> | |
| 取組の基本方針及び取組の具体的な方向 | |
| 《基本方針1》 被災者の生活再建を支援する | ①住まいの再建（賃貸型応急住宅の提供、被災者生活再建支援金の支給等） ②生活の支援（災害弔慰金、義援金の配分、市税等の減免等） ③各種相談窓口など被災者に対する支援 |
| 《基本方針2》 社会インフラ等を復旧する | ①道路の復旧（道路（農道・林道を含む）の復旧、オリンピック自転車ロードレース競技の会場となる国道413号の復旧） ②その他公共施設の復旧等（緑地・河川・橋梁等の復旧等） ③災害廃棄物の早期処理（災害廃棄物の適正な処理等） |
| 《基本方針3》 地域経済の復興を支援する | ①被災事業者への支援と商工業の復興（中小企業融資制度等） ②農業の復興（農地・農業用施設の復旧・復興） ③観光産業の復興（キャンプ場の復旧・復興等） |
| 《基本方針4》 災害対応を検証する | ①令和元年台風第19号被害の把握と検証に基づく施策の見直し ②市民の防災意識の向上 ③職員の防災対応力の向上 |
| 推進体制 | |
| ①庁内の体制 | 基本方針1～4に沿って、それぞれ検討部会を設置する |
| ②市民等からの意見聴取の体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体等の会議における意見聴取 ・中山間地域向けアンケートの実施 ・その他被災者以外の市民やボランティア等からの意見聴取 ・災害対応に従事した職員からの意見聴取 |
| 復旧・復興のスケジュール案 | |
| 《令和元年》 | 《令和2年》 |
| 11月 復旧・復興基本方針の決定 | ～3月 部会における検討 |
| 11月～ 部会における検討 | 3月 (仮)復旧・復興ビジョンの策定 |
| ～12月 復旧・復興に向けた施策の一覧化及び公表 | 4月～ ビジョンに基づく施策の進捗管理 施策の進捗状況に応じたビジョンの改訂 検証結果等の関連する計画への反映 必要な財源の確保 |
| 《スケジュール案イメージ図》 | |



4 令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン

(1) 検討部会の設置

復旧・復興基本方針の決定後、復旧・復興に向けた取組を推進するため、それぞれの基本方針に沿って検討部会を設置し、「(仮称) 復旧・復興ビジョン」の策定に向け、課題の抽出や課題解決に向けた検討等を行った⁴。

図表 4.1.6 検討部会の構成⁵

| 部会名 (構成数) | 構成課 (員) |
|-------------------|--|
| 被災者の生活再建支援部会 (15) | 健康福祉総務室 (部会長)、税制課、区政支援課、地域福祉課、精神保健福祉センター、地域包括ケア推進課、中央保健センター、建築・住まい政策課、市営住宅課、緑区役所参事(災害対策担当)、緑区役所地域振興課、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター |
| 社会インフラ等の復旧部会 (23) | 都市建設総務室 (部会長)、土地利用調整課、危機管理課、環境経済総務室、商業観光課、農政課、津久井地域経済課、水みどり環境課、津久井地域環境課、廃棄物政策課、廃棄物指導課、清掃施設課、津久井クリーンセンター、都市計画課、道路計画課、路政課、道路整備課、緑土木事務所、津久井土木事務所、緑区役所参事(災害対策担当)、学校施設課、学校教育課、スポーツ課 |
| 地域経済の復興支援部会 (9) | 環境経済総務室 (部会長)、産業政策課、雇用政策課、商業観光課、農政課、津久井地域経済課、緑区役所参事(災害対策担当)、緑区役所区政策課、緑区役所地域振興課 |
| 災害対応の検証部会 (16) | 緊急対策課 (部会長)、総務法制課、企画政策課、危機管理課、区政支援課、健康福祉総務室、こども・若者政策課、環境経済総務室、都市建設総務室、緑区役所参事(災害対策担当)、緑区役所地域振興課、中央区役所地域振興課、南区役所地域振興課、議会総務課、教育総務室、消防総務課 |

図表 4.1.7 検討部会の開催経過

| 部会名 | 開催日時 | 議題 |
|--------------|-------------------------------------|--|
| 被災者の生活再建支援部会 | 第1回 令和元年 12月9日(月) 9:00~10:00 | 復旧・復興に係る取組項目の一覧の作成及び作業部会員の選任について 等 |
| | 第2回 12月18日(水) 10:30~11:45 | 災害見舞金について 義援金配分の考え方について |
| | 第3回 令和2年 1月28日(火) 13:30~14:30 | 義援金配分の考え方について |
| | 第4回 2月28日(金) 書面開催 | (仮称)復旧・復興ビジョン(案)について |
| 社会インフラ等の復旧部会 | 第1回 令和元年 12月9日(月) 15:00~15:50 | 復旧・復興に係る取組項目の一覧の作成及び作業部会員の選任について 等 |
| | 第2回 令和2年 2月28日(金) 書面開催 | (仮称)復旧・復興ビジョン(案)について |
| 地域経済の復興支援部会 | 第1回 令和元年 12月4日(水) 13:30~14:30 | 復旧・復興に係る取組項目の一覧の作成及び作業部会員の選任について 等 |
| | 第2回 令和2年 2月28日(金) 書面開催 | (仮称)復旧・復興ビジョン(案)について |
| 災害対応の検証部会 | 第1回 令和元年 12月6日(金) 13:30~14:30 | 復旧・復興に係る取組項目の一覧の作成及び作業部会員の選任について 等 |
| | 第2回 令和2年 1月22日(水) 15:00~16:00 | 作業部会の設置について 今後のスケジュールについて |
| | 第3回 2月28日(金) 書面開催 | (仮称)復旧・復興ビジョン(案)について |
| | 第4回 4月20日(月) 書面開催 | (仮称)復旧・復興ビジョン(案)について 課題に基づく今後の進め方について |

⁴ 検討部会を設置するに当たり、「台風第19号に係る相模原市災害復旧・復興推進本部要領」を定めた。(令和元年11月26日制定、令和2年1月23日改正(作業部会の構成員に係る改正)、令和2年4月1日改正(組織改編に係る改正))

⁵ 令和元年11月26日時点

(2) 復旧・復興に向けた取組項目の公表

「(仮称) 復旧・復興ビジョン」の策定に先立ち、第2回復旧・復興推進本部会議での審議を経て、令和2年2月7日(金)、復旧・復興に向けて市が現在実施している取組及び今後実施を予定している取組を一覧にまとめた「復旧・復興に向けた取組項目」を市ホームページに公表した⁶。

図表 4.1.8 復旧・復興に向けた取組項目 (令和2年2月7日 市ホームページ掲載内容)

| この一覧は、令和元年台風第19号による災害に関して、市が現在行っていること及び今後行おうとしていることをまとめ、被災者の皆様にお示しするためのものです。この項目を基に、今後市で検討や調整を行い、令和2年3月を目途に(仮称)復旧・復興ビジョン(復旧・復興に向けたロードマップ)をまとめる予定であり、検討の状況によって項目の追加や項目名の変更を行います。 なお、避難場所の運営など応急対策等として既に完了した項目については、「基本方針4災害対応を検証する」の中で検証してまいります | | | | | |
|---|-----------------------|-----------------------------|----------------------|---|---|
| 大分類 | 中分類 | 小分類 | 実施中 | 取組・検討項目 | |
| 基本方針1 被災者の生活再建を支援する | ①住まいの再建 | ア 賃貸型応急住宅の提供 | ○ | 住宅が全壊の被害を受けた方等に対する一時的な住まいの提供 | |
| | | イ 住宅の応急修理 | ○ | 被災した住宅に対する、災害救助法に基づく応急修理の実施 | |
| | | ウ 宅地内に堆積した土砂混じりがれきの撤去 | ○ | 市が実施する宅地内に流入した土砂混じりがれきの撤去 | |
| | | エ 市営住宅の一時提供 | ○ | 被災者の住宅確保までの一時的な居住場所とする市営住宅の提供 | |
| | | オ 被災者生活再建支援金の支給 | ○ | 被災者生活再建支援制度の適用を受けた、被災者に対する被災者生活再建支援金の支給 | |
| | | カ 災害援護資金の貸付 | ○ | 災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく、被害を受けた世帯主に対する貸付の実施 | |
| | | キ 風水害り災者住宅改良資金利子補給制度 | ○ | 住宅に被害を受けた方が、独立行政法人住宅金融支援機構等から資金を借り受けた場合の、利子の一部補助 | |
| | | ク 全壊家屋・半壊家屋の公費解体 | ○ | 市が実施する全壊及び半壊家屋の解体 | |
| | | ②生活の支援 | ア 災害弔慰金の支給 | ○ | 災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく、死亡者の遺族に対する災害弔慰金の支給 |
| | イ 義援金の配布 | | ○ | 神奈川県及び相模原市に寄せられた義援金の配分方法の決定及び配布 | |
| | ウ 災害見舞金の支給 | | ○ | 被災者に対する災害見舞金の支給 | |
| | エ 被災者生活再建支援金の支給【再掲】 | | ○ | 被災者生活再建支援制度の適用を受けた、被災者に対する被災者生活再建支援金の支給 | |
| | オ 市税等の減免 | | ○ | 被災者に対する、対象となる市税等の減免(令和元年度分) | |
| | カ 証明書手数料の免除 | | ○ | 被災を原因とする各種支援制度等の手続に必要とする住民票の写し、印鑑登録証明書、市・県民税課税(非課税・所得)証明書等の交付手数料の免除 | |
| | キ ささえあいセンターの運営支援 | | ○ | これまでボランティアセンターが行ってきた業務を引き継いだ、ささえあいセンターに関する市社会福祉協議会への運営支援 | |
| | ク 被災者の健康支援 | | ○ | 災害による生活の変化等による被災者の体やこころの健康状態への影響の確認、及び、必要な支援の実施 | |
| | ③各種相談窓口など被災者に対する支援 | | ア 専門相談会の開催 | ○ | 必要に応じた、相談員(弁護士、行政書士、技術士等)による専門相談会の開催 |
| | | イ 就職の支援 | ○ | 被災による離職者等を対象とする、労働相談や再就職支援等の実施 | |
| | | ウ 生活再建調査担当による支援 | ○ | 緑区内の各地区まちづくりセンターに配置した生活再建調査担当による被災地訪問 | |
| | 基本方針2 社会インフラ等を復旧する | ①道路の復旧 | ア 道路・橋りょうの復旧 | ○ | 台風により損傷した複数の道路、橋りょうの順次復旧 ※具体的な箇所ごとの復旧状況については今後周知予定 |
| | | | イ 水路・河川等の復旧 | ○ | 台風により損傷した複数の水路の順次復旧 市以外が管理している箇所についての関係機関との復旧に向けた調整 |
| | | | ウ 農道・林道等の復旧 | ○ | 台風により損傷した複数の農道、林道等の順次復旧 市以外が管理している箇所についての関係機関との復旧に向けた調整 |
| | | ②その他公共施設の復旧等 | ア 公園・緑地の復旧 | ○ | 台風により損傷した相模湖林間公園、長竹白山公園、金丸斜面緑地の復旧 |
| | | | イ スポーツ施設の復旧 | ○ | 台風により損傷した相模川沿岸の昭和橋スポーツ広場の復旧 |
| | | | ウ 相模川沿岸の散策路・多目的広場の復旧 | ○ | 台風により損傷した相模川沿岸の散策路及び多目的広場の復旧 市以外の管理箇所についての、関係機関との復旧に向けた調整 |
| | | | エ 学校施設の復旧 | ○ | 台風により土砂崩れの被害にあった藤野北小学校に関する、敷地内の土砂等の撤去及び擁壁の復旧 土砂崩れを起こした山林の復旧に向けた、関係機関との調整 ※学校活動については、現在、ふるさと自然体験教室やませみにおいて再開しており、令和2年度中にプレハブの仮設校舎に移る予定 |
| | | ③災害廃棄物の早期処理 | ア 災害廃棄物の適正な処理 | ○ | 災害廃棄物の受入に必要な仮置場の確保と、受け入れた災害廃棄物の適正な処理仮置場としているスポーツ施設等の再開に向けた原状回復 |
| イ 被災事業者への金融支援 | | | ○ | 台風により被害を受けた中小事業者の運転資金及び設備資金の融資に関する認定等 | |
| イ 就職の支援【再掲】 | | | ○ | 被災による離職者等を対象とする、労働相談や再就職支援等の実施 | |
| 基本方針3 地域経済の復興を支援する | ②農業の復興 | ア 農地・農業用施設の復旧・復興 | ○ | 台風により損傷した農地・農業用施設の復旧 | |
| | | ア 観光資源の復興 | ○ | 台風により被害を受けた観光資源の復旧に向けた関係機関との調整 観光客向けのPRなど、復興に向けた取組に関する検討 | |
| | ④森林環境の適切な保全 | ア 災害に強い森林づくりの検討 | ○ | 山林の崩落等に係る被害への対応についての関係機関との調整 災害に強い森林づくりに関する検討 | |
| | | ア 令和元年台風第19号に係る対応の検証と施策の見直し | ○ | 災害対応力の向上のための、地域防災計画をはじめとした、関連計画や各種マニュアルの改正、避難時の自治会館の利用のあり方を含めた風水害時避難場所の見直しについての検討 | |
| 基本方針4 災害対応を検証する | ②市民の防災意識の向上 | ア 自助・共助の取組推進 | ○ | 市民一人ひとりの防災意識の向上や、地域防災活動の支援による、市民と行政が一体となった地域防災対策の充実 | |
| | | イ 情報発信の充実 | ○ | 市民の防災意識の向上、的確な行動のための防災知識の啓発や、ひばり放送等の様々な手段による避難情報の伝達などの、市からの情報発信の充実 | |
| | ③職員の防災対応力の向上 | ア 訓練・研修の実施 | ○ | 職員に対する訓練や研修の実施等による、防災対応力の向上 | |
| | | ア 令和元年台風第19号に係る対応の検証と施策の見直し | ○ | 災害対応力の向上のための、地域防災計画をはじめとした、関連計画や各種マニュアルの改正、避難時の自治会館の利用のあり方を含めた風水害時避難場所の見直しについての検討 | |

⁶ 公表後、令和2年3月6日(金)に「令和元年台風第19号」から「令和元年東日本台風」に、(仮称)復旧・復興ビジョン策定時期を「令和2年3月」から「令和2年4月」に修正を行っている

(3) 「令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン」の策定

復旧・復興基本方針の策定時点において、「(仮称)復旧・復興ビジョン」は、令和2年3月に策定し公表する予定としていたが、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症対策に全市を挙げて取り組む必要が生じたことから、策定期間を延期することとし、令和2年5月7日(木)の第4回復旧・復興推進本部での審議を経て、令和2年5月29日に「令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン(以下「復旧・復興ビジョン」という。)」を策定し公表した。

復旧・復興ビジョンは、令和2年2月7日(金)に公表した34項目からなる「復旧・復興に向けた取組項目」について、さらに検討を重ね、それぞれの項目の進捗状況・実績や今後のスケジュール等を40項目にわたり掲載している。

図表 4.1.9 復旧・復興ビジョンの構成・記載内容

| 構成(目次) | 記載内容 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|---------|---------|-----------|---------|-----|---------------------|--|--|--|--|-----------|
| <p>1 はじめに 2 本市の主な被害状況 3 これまでに本市に頂いた主な支援 4 復旧・復興のための取組(合計40項目) (1)被災者の生活再建を支援する ①住まいの再建(8項目) ②生活の再建(7項目) ③各種相談窓口など被災者に対する支援(2項目) (2)社会インフラ等を復旧する ①道路等の復旧(3項目) ②その他公共施設の復旧(5項目) ③災害廃棄物の処理及び仮置場の原状復旧(1項目) (3)地域経済の復興を支援する ①被災事業者の事業継続・再建に向けた支援(2項目) ②農業の復興(2項目) ③観光産業の復興(4項目) ④森林環境の適切な保全(1項目) (4)災害対応を検証する ①令和元年東日本台風に係る対応の検証と施策の見直し(1項目) ②市民の防災意識の向上(2項目) ③職員の防災対応力の向上(1項目) ④復旧に関し引き続き検討を行う事項(1項目) (資料) 令和元年東日本台風に係る活動状況・被害状況 相模原市災害復旧・復興本部設置からの経過</p> <p style="text-align: right;">総頁数 60頁</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 復旧・復興のための取組 ※今後、取組の進捗状況等により、項目を追加することがあります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(1)被災者の生活再建を支援する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">【①住まいの再建】</p> <p>【方向性】 ○住宅被害があった方に対し、資金の援助や、安心して暮らせる住まいの提供等を行います。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>～令和2年3月</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度以降</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地内に堆積した土砂掘りのがれきの撤去</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>建設・住まい政策課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【制度概要】 ○支援の内容 宅地内に堆積した土砂掘りのがれきについて、所有者等の申請に応じて市が所有者等に代わって撤去を行うもの。 ○対象の土地 土砂掘りのがれきが流入し、堆積した市内の宅地等 ※県に居住の用に供する家屋がある土地に限る。 ○対象となる方 上記宅地等を所有する個人又は中小企業者</p> <p>【進捗状況・実績】(令和2年3月末日現在) 受付開始: 令和元年10月18日 撤去完了件数: 86件</p> </div> <p>○それぞれの取組項目について、取組の方向性を示し、各項目のスケジュール、制度の概要、進捗状況・実績及び補足事項を表にして掲載している。</p> </div> | 項目 | ～令和2年3月 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度以降 | 担当課 | 宅地内に堆積した土砂掘りのがれきの撤去 | | | | | 建設・住まい政策課 |
| 項目 | ～令和2年3月 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度以降 | 担当課 | | | | | | | | |
| 宅地内に堆積した土砂掘りのがれきの撤去 | | | | | 建設・住まい政策課 | | | | | | | | |

(4) 復旧・復興ビジョンに基づく進行管理

復旧・復興ビジョンは、策定後、復旧・復興に向けた各取組の進捗状況等の進行管理を行い、市ホームページに公表することとした。

図表 4.1.10 復旧・復興ビジョン各取組の進捗状況一覧（令和3年3月末時点）

| 復旧・復興のための取組 | R元年度 | R2 | R3 | R4以降 | 現状 | 詳細ページ |
|-----------------------------------|------|----------------------|------------|------|--------------------------------|-------|
| (1) 被災者の生活再建を支援する | | | | | | |
| ① 住まいの再建 | | | | | | |
| 宅地内に堆積した土砂混じりのがれきの撤去 | 完了 | R2.8月に受付終了(88件) | | | | 1 |
| 市営住宅の一時提供 | 完了 | R2.4月すべて退去済(2世帯3名) | | | | 2 |
| 賃貸型応急住宅の提供 | | | | | 14世帯26名入居中 | 3 |
| 住宅の応急修理 | 完了 | R2.8月受付終了(10件すべて対応済) | | | | 4 |
| 全壊家屋・半壊家屋の公費解体 | | | | | 受付26件(23件済)、R3に3件実施予定 | 5 |
| 被災者生活再建支援金の支給 | | | | | R4.11.11まで加算支援金受付 | 6 |
| 災害援護資金の貸付 | 貸付終了 | | | | 貸付は終了(申請2件)、返済期間が10年継続 | 7 |
| 風水害り災害住宅改良資金利子補給制度 | | | | | ~R6.10.12申請可能(現在、申請なし) | 8 |
| ② 生活の支援 | | | | | | |
| 災害弔慰金の支給 | 完了 | 8件支給済 | | | | 9 |
| 災害見舞金の支給 | 完了 | 67件支給済 | | | | 10 |
| 義援金の配布 | | | | | 今年度4回目配布最終、未受領者への対応がR8.1まで継続 | 11 |
| 市税の減免等 | | | | | R6までに資産を代替取得した場合に4年分を減免 | 12 |
| 証明書手数料の免除 | | 完了 | R2.11.30完了 | | | 13 |
| 被災者の健康支援 | | | | | R2はコロナ禍で未実施、R3は必要に応じて実施 | 13 |
| ③ 各種相談窓口など被災者に対する支援 | | | | | | |
| 専門相談会の開催 | | | | | 令和元年度に4件開催(R2以降開催なし) | 14 |
| 被災者の困りごとに対する相談支援 | | | | | R3までささえあいセンターで受付、R4からは社協で対応 | 15 |
| (2) 社会インフラ等を復旧する | | | | | | |
| ① 道路等の復旧 | | | | | | |
| 道路・橋りょうの復旧 | | | | | 全面通行止め3路線、通行規制3路線 | 17 |
| 水路・河川等の復旧 | | | | | 11箇所のうち8箇所完了、3箇所工事中 | 21 |
| 農道・林道等の復旧 | | | | | 全面通行止め(林道16路線) | 22 |
| ② その他公共施設の復旧 | | | | | | |
| 公園・緑地の復旧 | 完了 | | | | 相模湖林間公園、長竹白山公園復旧済 | 23 |
| スポーツ施設の復旧 | | 完了 | | | 11箇所のうち8箇所完了、3箇所工事中 | 24 |
| 相模川沿岸の散策路・多目的広場の復旧 | | | | | 相模川散策路の一部(諏訪森)復旧工事中 | 26 |
| 学校施設の復旧 | | | | | 藤野北小復旧工事中 | 28 |
| 小原市有林の復旧 | | | | | R3市有林擁壁工事の地元調整、R4復旧工事 | 30 |
| ③ 災害廃棄物の処理及び仮置場の原状復旧 | | | | | | |
| 災害廃棄物の適切な処理 | | | | | 相模湖林間公園のみR3完了予定(他は完了) | 31 |
| (3) 地域経済の復興を支援する | | | | | | |
| ① 被災事業者の事業継続・再開に向けた支援 | | | | | | |
| 被災事業者への金融支援 | | | | | 確認書発行2件、融資実行1件(R3以降、利子補給のみ) | 32 |
| 被災事業者への再建支援 | | 完了 | | | 補助金交付済27件 | 32 |
| ② 農業の復興 | | | | | | |
| 農地の復旧 | | | | | R3.5月復旧 | 33 |
| 農業用施設の復旧 | | 完了 | | | 復旧済 | 34 |
| ③ 観光産業の復興 | | | | | | |
| 観光施設等への情報提供及び活用支援 | 完了 | | | | キャンプ場等の支援を実施 | 35 |
| 緑区を中心とした観光情報発信 | | | | | 観光協会と連携して情報発信 | 35 |
| 動画を活用した観光プロモーション | | | | | 動画制作、継続的に観光プロモーションを実施 | 35 |
| ④ 森林環境の適切な保全 | | | | | | |
| 災害に強い森林づくりの検討 | | | | | 森林の整備・保全に係る取組の検討、実施 | 37 |
| (4) 災害対応を検証する | | | | | | |
| ① 令和元年東日本台風に係る対応の検証と施策の見直し | | | | | | |
| 台風の対応に係る検証と施策の見直し | | | | | 地域防改正、避難場所の追加(53→114)等 | 38 |
| ② 市民の防災意識の向上 | | | | | | |
| 自助・共助の取組推進 | | | | | 各種啓発活動の実施、自主防災活動事例集を更新 | 41 |
| 情報発信の充実 | | | | | 個別受信機追加配備予定、避難場所混雑状況表示システム構築予定 | 42 |
| ③ 職員の防災対応力の向上 | | | | | | |
| 訓練・研修の実施 | | | | | 職員への訓練・研修の実施 | 43 |
| ④ 復旧に関し引き続き検討を行う事項 | | | | | | |
| 既存制度で対応が困難な事例等についての検討・要望 | | | | | 関係所属による打合せ会議で対応を検討中 | 43 |

※再掲の項目を除く38項目のうち11項目が既に完了し、7項目が今年度中に完了予定。20項目は来年度以降も継続。

【凡例】  : すでに完了した取組  : ビジョンに基づく取組に遅れが生じている項目(令和5年度以降も継続する取組は矢印で表記)
 : ビジョンに基づき概ね順調に進捗している項目(令和5年度以降も継続する取組は矢印で表記)
 : ビジョンに基づく取組が早く進捗している項目

5 緊急要望等

(1) 防災担当大臣の視察

10月24日(木)に武田内閣府特命担当大臣(防災)が本市を訪れ、土砂の崩落現場の視察や避難所の訪問を行った。また、現場視察後には、一刻も早い救助や復旧・復興に向けて県知事及び副市長と意見交換が行われた。

図表 4.1.11 視察行程表

| 時間 | 行程 |
|---------------|---------------------|
| 13:25 ～ 13:55 | 被災現場視察(牧野) |
| 14:10 ～ 14:25 | 避難所訪問(藤野農村環境改善センター) |
| 14:30 ～ 14:50 | 意見交換会(藤野芸術の家) |
| 14:50 ～ 14:55 | 会見(藤野芸術の家) |

(2) 国への緊急要望等

ア 国土交通省への緊急要望

10月24日(木)に国土交通省に対し、市長から次のとおり緊急要望を行った。

(ア) 要望先

赤羽国土交通大臣

(イ) 要望内容

- ①国道413号の早期復旧
- ②災害復旧事業の早期実施等
- ③激甚災害の早期指定と地方財政措置

イ 内閣官房・内閣府への緊急要望

10月29日(火)に内閣官房及び内閣府に対し、市長から次のとおり緊急要望を行った。

(ア) 要望先

- ①菅内閣官房長官
- ②武田内閣府特命担当大臣(防災)

(イ) 要望内容

- ①行方不明者の捜索への支援
- ②激甚災害への早期指定
- ③被災者の生活再建への支援
- ④特定大規模災害等への指定及び重要路線の早期復旧に向けた支援
- ⑤災害復旧事業の早期実施等
- ⑥災害廃棄物の処理に対する支援
- ⑦農林業、商工業や観光業の事業再開に向けた支援
- ⑧農地・農業用施設災害復旧事業における手続期間の延長
- ⑨農地、森林の復旧対応に係る支援体制の充実
- ⑩復旧に向けた財政支援

ウ 指定都市市長会における緊急要請

11月1日(金)に内閣総理大臣に対し、指定都市市長会から次のとおり緊急要請を行った。

(ア) 要請先

安倍内閣総理大臣

(イ) 要請内容

- ①速やかな人命救助活動の実施
- ②被災者の生活再建への支援
- ③災害廃棄物の処理等への支援
- ④公共土木施設等の早期復旧及び改良復旧
- ⑤道路、鉄道等の交通網の早期復旧に向けた支援
- ⑥港湾施設の復旧支援
- ⑦農林水産業の復興に向けた支援
- ⑧商工業の復興に向けた支援
- ⑨観光産業に対する支援
- ⑩文化財等の保全・修復に対する支援
- ⑪復旧・復興に向けた財政支援
- ⑫住家被害認定調査の効率化及び応援体制の確立
- ⑬治水・治山・土砂崩落対策の推進
- ⑭内水浸水対策の推進
- ⑮生活関連インフラの早期応急復旧に向けた対策の推進

エ 指定都市教育委員会協議会における緊急要望

11月20日(水)に文部科学省に対し、指定都市教育委員会協議会から次のとおり緊急要望を行った。

(ア) 要望先

萩生田文部科学大臣

(イ) 要望内容

学校現場における安全対策の推進

オ 九都県市における要望

第77回九都県市首脳会議における合意に基づき、令和2年6月30日(火)に関係府省庁に対し、九都県市を代表して相模原市長が次のとおり要望を行った。

(ア) 要望先

- ①武田内閣府特命担当大臣(防災)
- ②高市総務大臣
- ③萩生田文部科学大臣
- ④江藤農林水産大臣
- ⑤赤羽国土交通大臣

(イ) 要望内容

- ①被災者生活再建支援法の対象範囲の拡大
- ②災害救助法の弾力的な運用
- ③農地災害復旧事業の拡充

- ④公立社会教育施設災害復旧事業の拡充
- ⑤土砂災害の防止に向けた対策の充実
- ⑥緊急防災・減災事業債の拡充及び期間の延長

(3) 県への緊急要望等

ア 県への緊急要望

12月3日(火)に県に対し、市長から次のとおり緊急要望を行った。

(ア) 要望先

黒岩神奈川県知事

(イ) 要望内容

- ①斜面崩壊への対策
- ②水害への対策
- ③水道施設の強化
- ④経営の再建に係る支援の充実
- ⑤ダム緊急放流時における的確な情報提供等
- ⑥2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する支援
- ⑦復旧等に向けた財政支援

イ 県央相模川サミット⁷における要望

令和2年2月4日(火)に神奈川県に対し、県央相模川サミットから次のとおり要望を行った。

(ア) 要望先

黒岩神奈川県知事

(イ) 要望内容

- ①城山ダムの治水能力の確保・強化
- ②相模川の流下能力の増強
- ③市町村との情報共有と連携

⁷ 共通課題の解決に向けた相互連携・情報交換を目的に相模川周辺の自治体である相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村で構成された組織。

第2節 罹災証明

1 罹災証明書の受付・被害認定調査

(1) 罹災証明書の受付

10月15日（火）から、罹災証明書及び罹災届出証明書の申請受付を開始した。罹災証明書の申請場所は各区役所区民課・まちづくりセンター・出張所であったが、東日本台風の際は、牧野・佐野川・津久井中央連絡所でも窓口を開設し、申請の受付を実施した（受付後の手続は緑区役所区民課が実施）。また、罹災証明書の受付・発行業務が、津久井地域の各まちづくりセンターに集中することが見込まれたことから、庁内から応援職員を派遣し、受付開始日から窓口職員を増員して対応した。

図表 4.2.1 罹災証明書と罹災届出証明書の違い

| | 罹災証明書 | 罹災届出証明書 |
|------|---|---|
| 概要 | 自然災害（火災を除く）による家屋の倒壊などの被害が生じた場合に災害対策基本法に基づき市区町村が発行するもの。 | 自然災害（火災を除く）によって被害が生じた旨の届出があった事実を市区町村が証明するもの。 |
| 対象 | 住家、非住家 | 自動車、カーポート、家財、墓石などの家屋以外の被害 |
| 必要書類 | 罹災証明願 本人確認書類 委任状（代理人申請の場合） 被害の状況が確認できる写真や、修理見積書等（ある場合） | 罹災届出証明願 本人確認書類 委任状（代理人申請の場合） 被害の状況が確認できる写真や、修理見積書等 |
| 現地調査 | あり | 原則なし |

図表 4.2.2 罹災証明書の申請受付件数の推移（受付開始後1か月）



(2) 住家被害認定調査の実施

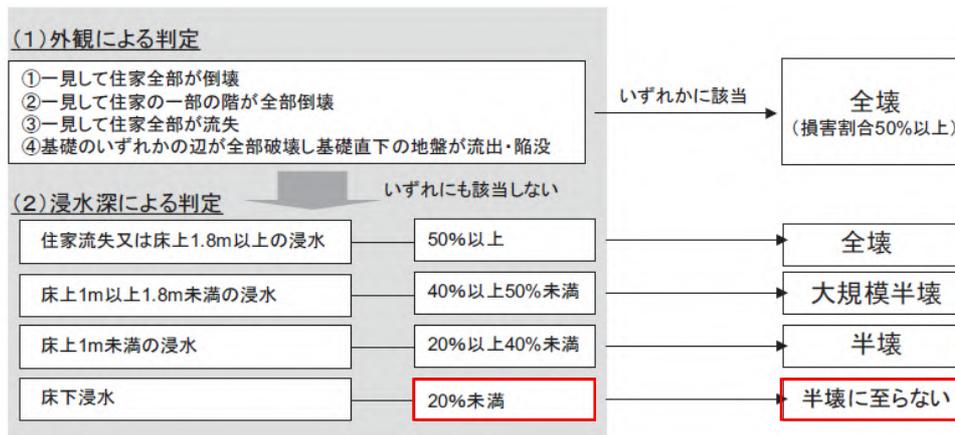
罹災証明書の申請に基づき、家屋調査を行う必要があることから、資産税課は10月16日(水)午後から住家の被害認定調査を実施した。調査は、3名1組の班体制であたり、11月8日(金)までの平日は庁内の職員の応援を受けながら4班体制で実施した(11月11日(月)以降は、資産税課で対応)。

(3) 迅速化手法による調査の実施

住家被害認定調査は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準」⁸で示された迅速化手法である図表4.2.3の第1次調査の手法で建物の外観による調査・判定を実施した。一方で、内閣府からの令和元年10月14日付け通知「令和元年台風第19号における住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項について」にて、災害救助法の住宅の応急修理が拡充され、「半壊に至らない」被害を受けた住宅のうち損害割合が10%以上20%未満の住宅について、支援の対象となったことから、11月7日(木)以降は、図表4.2.4の区分で判定を実施した。

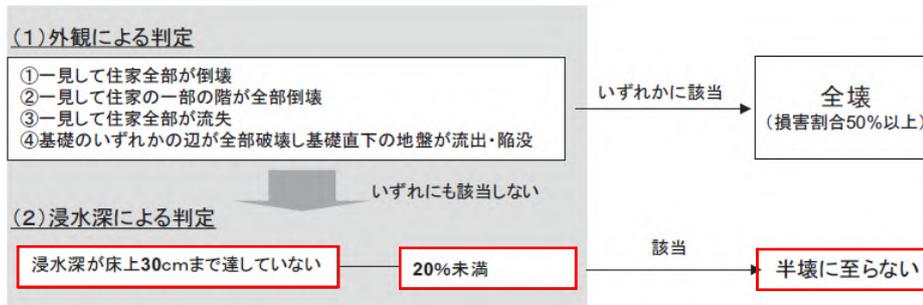
図表 4.2.3 被害認定フロー (第1次調査)

【第1次調査】 戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合(※1)



(※1) 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100%(浸水による損傷を除く)に該当する損傷が、それぞれ1箇所以上発生している場合。

【第1次調査】 戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合(※2)



(※2) 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100%(浸水による損傷を除く)に該当する損傷が、外壁に1箇所も発生していない、又は建具(サッシ・ガラス・ドア)に1箇所も発生していない場合

《出所：平成30年3月災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料(損傷程度の例示)(内閣府)より一部抜粋及び作成》

⁸ 内閣府「災害に係る住家の被害認定基準」(平成30年3月改訂)

図表 4.2.4 東日本台風における住家の被害の程度及び認定基準

| 被害の程度 | 認定基準 |
|-------------|-------------|
| 全壊 | 50%以上 |
| 大規模半壊 | 40%以上 50%未満 |
| 半壊 | 20%以上 40%未満 |
| 一部損壊（準半壊） | 10%以上 20%未満 |
| 一部損壊（10%未満） | 10%未満 |

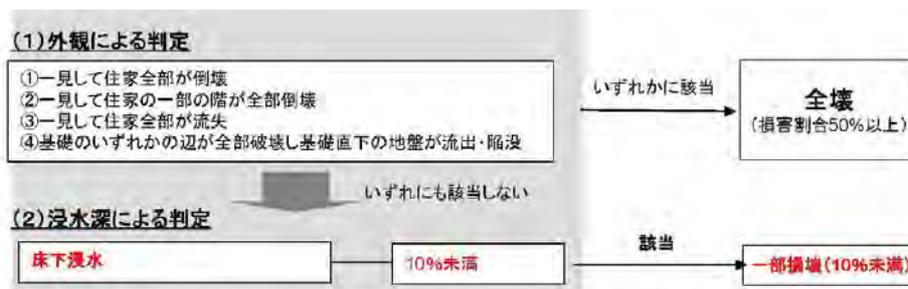
図表 4.2.5 東日本台風における住家の被害認定フロー（第1次調査）

【第1次調査】 戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷※が発生している場合



(※1) 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（浸水による損傷を除く）に該当する損傷をいう。

【第1次調査】 戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷※が発生していない場合



(※1) 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（浸水による損傷を除く）に該当する損傷をいう。

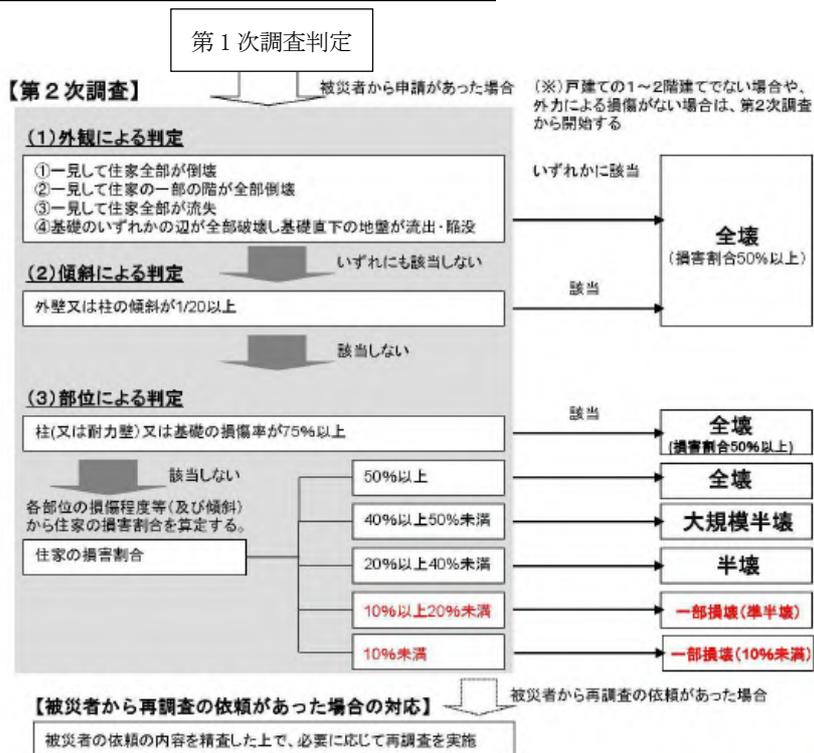
《内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）令和元年10月14日付け事務連絡「令和元年台風第19号における住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項について」より一部抜粋及び作成》

(4) 第2次調査・再調査の実施

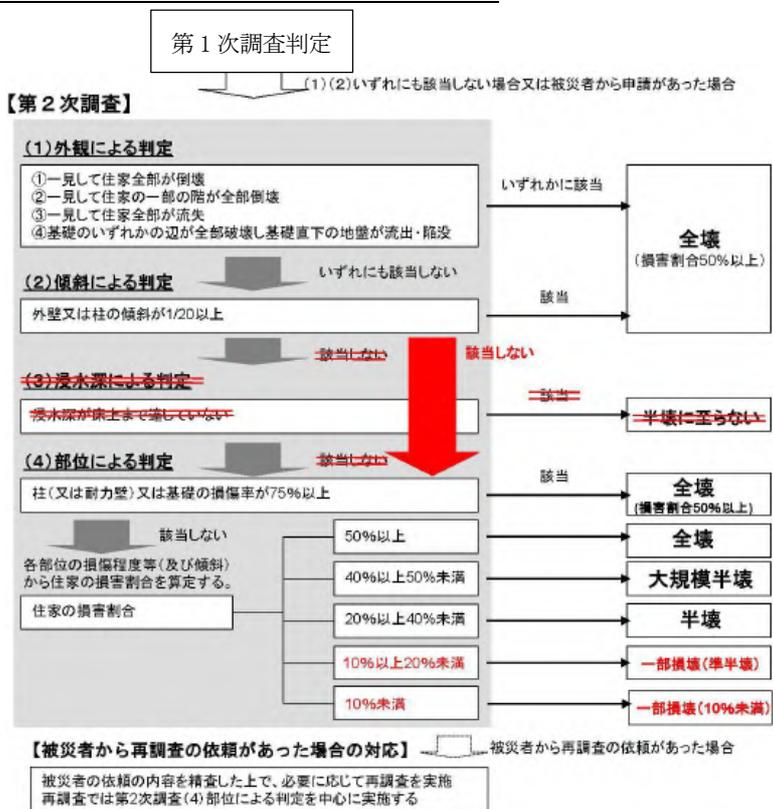
第1次調査は、浸水深による調査であり、迅速に調査を実施するための外観による簡易判定であった。そのため、申請者が判定結果に不服がある場合は、建物内部に立ち入り、詳細に調査を行う第2次調査の申請を受け付けた。第2次調査の被害認定は、第1次調査の区分と同様に、東日本台風における認定基準で実施している。また、第2次調査の結果についても不服がある場合は内容を精査し、再調査を実施した。

図表 4.2.6 東日本台風における第2次調査、再調査被害認定フロー

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合



戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合



《出所：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）令和元年10月14日付事務連絡「令和元年台風第19号における住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項について」より一部抜粋及び作成》

2 罹災証明書の発行等

(1) 罹災証明書の発行

被害認定調査後、罹災証明書の交付準備が完了次第、申請を受けた窓口（津久井中央・牧野連絡所受付分は緑区役所区民課）から申請者へ連絡を行い、10月18日（金）から令和2年3月31日までの間に405件の罹災証明書を発行した。

※受付時間は、平日（月～金曜日）8時30分から17時まで⁹

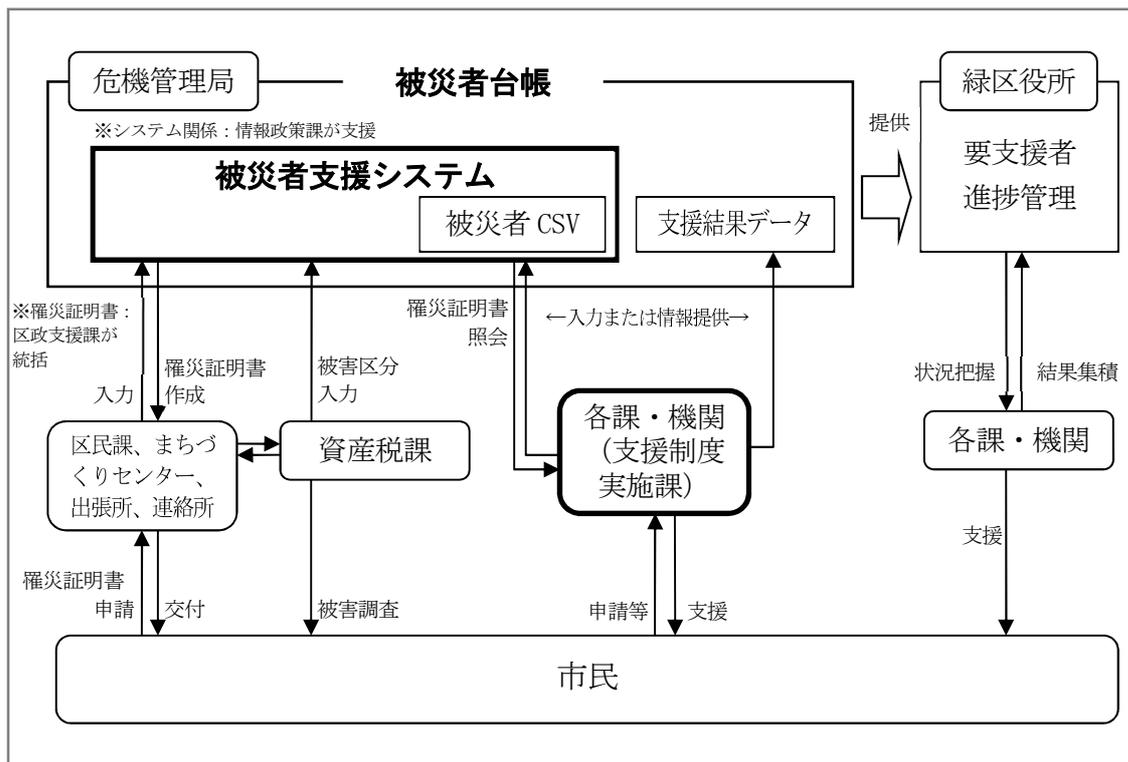
(2) 被災者支援システムの稼働

被災者支援システムは、大規模災害時において被災した市民の情報から被災者台帳を作成し、一元的に庁内での情報共有を図ることを目的に平成30年度に導入したシステムである。

東日本台風被災時には、被災者支援システムを導入している課が限られていることや被害区分の設定が現状と異なる等の課題があったことから、必要な整備を行い、11月11日（月）から稼働した。

東日本台風に係る被災者支援システムは、被災者の罹災証明書の申請受付や証明書の発行状況、家屋の損害区分についての運用を行っており、被災者の被災状況の確認や支援制度の案内の発送等に活用した。

図表 4.2.7 被災者支援システムの概要



⁹ 各区役所区民課では第2・第4土曜日の午前中も受付。

津久井・相模湖・藤野まちづくりセンターでは令和元年12月1日（日）まで、土日祝日も10時から15時まで受付。

第3節 被災者支援

1 相談窓口の開設

(1) 新たに開設した相談窓口

ア 災害相談室

甚大な被害が発生した緑区内に、被災者の相談窓口として「緑区災害相談窓口」を開設した。相談には市民相談員のほか、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会から派遣された行政書士会の協力を得て対応した。

窓口は10月23日（水）に津久井総合事務所及び藤野総合事務所、28日（月）に相模湖総合事務所に開設し、冊子「令和元年台風第19号の被害を受けられた方へ」を活用しながら相談に応じた。

開設当初は、土砂撤去に関する相談が多く、日が経つにつれて、生活再建資金や住居に関する相談などに内容が変わっていった。

図表 4.3.1 災害相談室^(※1)の受付期間及び受付件数

| 開設場所 | 開設期間 | 相談件数 |
|--------------------|---------------------|------|
| 津久井総合事務所 1階 相談室 | 10月23日（水）～11月29日（金） | 95件 |
| 相模湖総合事務所 2階 市民相談室 | 10月28日（月）～11月10日（日） | 8件 |
| 藤野総合事務所 3階 会議室 303 | 10月23日（水）～11月15日（金） | 43件 |

(※1) 各窓口とも受付時間は9時から16時まで（12時～13時までを除く）

イ 災害専門相談会

被災者を対象に、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会から派遣された弁護士や行政書士、不動産鑑定士、建築士等の専門家による相談会を、津久井総合事務所及び藤野総合事務所において各2回ずつ合計4回実施した。

各総合事務所の1回目の開催では各種支援制度に係る相談がほとんどであったが、2回目の開催では崩れた土地の補強や復旧に係る相談が増加した。

図表 4.3.2 災害専門相談会の実施内容及び受付件数

| 開設場所 | 開設日 ^(※1) | 相談件数 |
|----------|---------------------|------|
| 津久井総合事務所 | 10月27日（日） | 8件 |
| | 12月1日（日） | 12件 |
| 藤野総合事務所 | 10月26日（土） | 20件 |
| | 11月30日（土） | 16件 |

(※1) 相談時間は1人30分まで。

ウ 建築相談

住宅に被害を受けた方からの住宅の補修・再建等に係る相談窓口を、津久井総合事務所、相模湖総合事務所及び藤野総合事務所に開設した。

窓口では、建物の技術的な面について、かながわ災害時建築相談対策協議会から派遣される専門家である建築士が相談に応じた。

図表 4.3.3 建築相談窓口の実施内容及び受付件数

| 開設場所 | 開設期間 ^(※1) | 相談件数 |
|----------|----------------------|------|
| 津久井総合事務所 | 11月11日(月)～11月15日(金) | 9件 |
| 相模湖総合事務所 | 10月28日(月)～11月1日(金) | 2件 |
| 藤野総合事務所 | 11月5日(火)～11月8日(金) | 5件 |

(※1) 各窓口とも受付時間は10時から16時まで(12時～13時を除く)

エ 住まいの地盤相談

東日本台風により被災した宅地の所有者等、宅地の地盤に不安や疑問のある方からの相談窓口を、津久井総合事務所、相模湖総合事務所及び藤野総合事務所に開設した。

東日本台風で被災者の宅地の地盤に関する不安や疑問について、宅地地盤技術の専門家である地盤品質判定士が相談に応えることにより、被災者の不安や疑問の解消を図った。

図表 4.3.4 住まいの地盤相談窓口の実施内容及び受付件数

| 開設場所 | 開設日 ^(※1) | 相談件数 |
|----------|-------------------------|------|
| 津久井総合事務所 | 11月12日(火)、14日(木)、16日(土) | 13件 |
| 相模湖総合事務所 | 11月19日(火)、21日(木)、23日(土) | 5件 |
| 藤野総合事務所 | 11月6日(水)、7日(木)、9日(土) | 19件 |

(※1) 各窓口とも受付時間は10時から16時まで(12時～13時までを除く)

オ 雑損控除説明会及び相談会

市民税課では、確定申告の受付期間に先立って、東日本台風により家屋又は家財に損害を受け、所得税法上の雑損控除の確定申告を希望される方への説明会を、令和2年1月27日(月)に津久井総合事務所で開催した。制度の概要、雑損控除の適用範囲、控除計算のために必要となる資料について相模原税務署職員による説明が行われた。

また、相模原税務署主催による個別相談会が2月5日(水)及び6日(木)に開催(予約制)され、事案ごとにより具体的な計算や申告手続等の案内が行われた。

(2) 既存の相談窓口

ア こころの健康相談

本市では、不眠や不安等こころの健康に関する悩みや困りごとについて、相談員が相談に応じる窓口を開設しており、東日本台風の接近・通過の際も平時と同じように業務を行うとともに、東日本台風に関連する相談についても対応を行った。

○電話相談窓口

「こころの電話相談」

「 “ いきる ” ホットライン (相模原市自殺予防・自死遺族専門電話相談)」

イ 高齢者に関する身近な相談

高齢者支援センター(地域包括支援センター)では、高齢者や介護家族からの保健・福祉・介護等に関する様々な相談を受け付けており、東日本台風の接近・通過の際も平時と同じように業務を行うとともに、東日本台風に関連する相談についても対応を行った。

ウ 成人健康相談

各区の保健センターでは、保健師が健康に関する相談に応じ、内容によっては、その他必要な相談事業等を案内する成人健康相談を受け付けており、東日本台風の接近・通過の際も平時と同じように業務を行うとともに、東日本台風に関連する相談についても対応を行った。

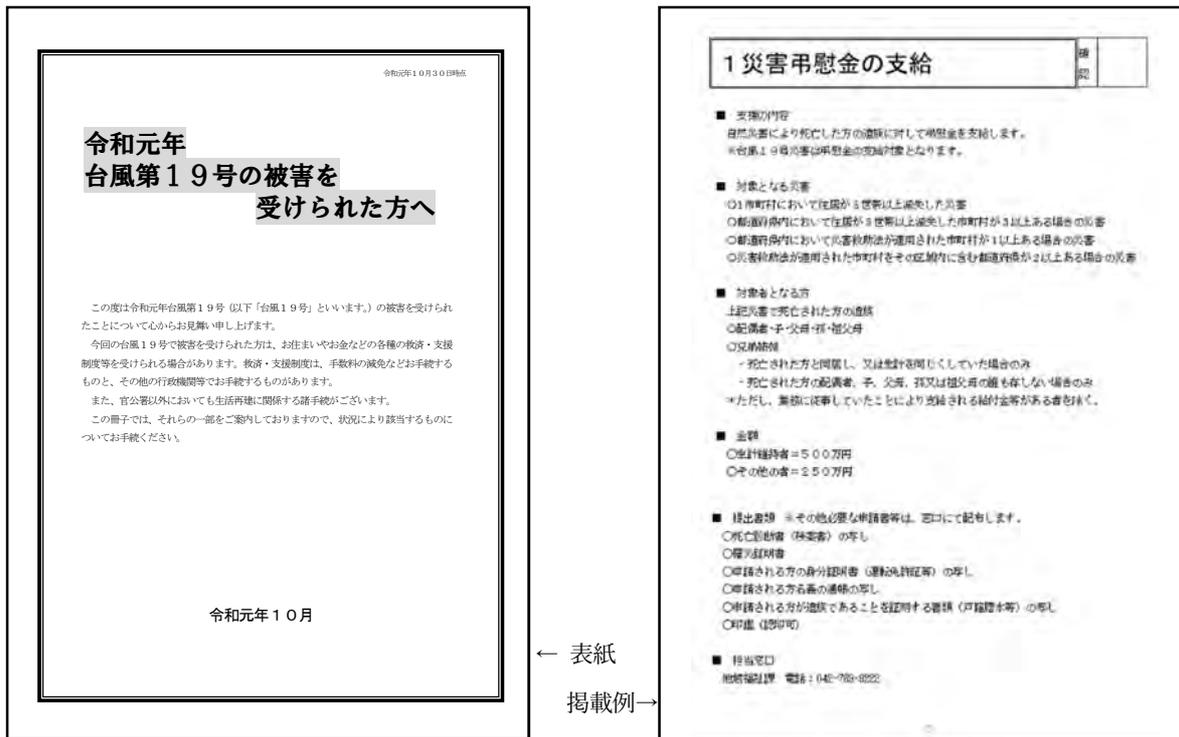
エ ペットに関する相談

生活衛生課では、迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットに関する相談を受け付けており、東日本台風の接近・通過の際も平時と同じように業務を行うとともに、東日本台風に関連する相談についても対応を行った。

2 被災者支援に係る冊子の作成

本市には、これまで、火災の被害を受けた方向けに各種救済・支援制度をまとめた冊子は存在していたが、大規模災害時における国等が実施する支援制度をまとめたものがなかったことから、被災者の生活再建を支援するため、健康福祉局（地域福祉課）が国や県、市などが実施する様々な被災者への救済・支援制度やその手続きをとりまとめた冊子「令和元年台風第19号の被害を受けられた方へ」を作成し、10月30日（水）に公表した¹⁰。

図表 4.3.5 令和元年台風第19号の被害を受けられた方へ（初版）



¹⁰ 第7版から冊子の名称を「令和元年東日本台風の被害を受けられた方へ」に改め、令和3年12月現在、第9版（令和2年10月15日改訂）まで改訂。

図表 4.3.6 冊子作成・改訂の経過

| 日付 | 概要 |
|-------------------|---|
| 令和元年 10月17日(木) | 「台風第19号の被害を受けられた方へ」暫定版を作成。 |
| 10月30日(水) | 「令和元年台風第19号の被害を受けられた方へ」作成。31日(木)、市ホームページに公表。 《冊子の概要》 「台風第19号の被災後」から「生活再建」への手続等の流れについて、100項目の救済・支援制度を「お見舞金等」「速やかに」「順次」「主に事業者の方向け」「その他」の区分に分けて掲載。 |
| 11月19日(火) | 第2版改訂(各種証明書の手数料免除、市税の徴収猶予の記載追加等(計19箇所)) |
| 11月22日(金) | 第3版改訂(中小企業組合共同施設等災害復旧事業の記載追加等(計13箇所)) |
| 11月26日(火) | 第4版改訂(被災した農業者の方への補助金の記載追加等(計4箇所)) |
| 12月16日(月) | 第5版改訂(賃貸型応急住宅の提供の記載事項の修正等(計12箇所)) |
| 令和2年 1月31日(金) | 第6版改訂(見舞金支給制度、災害義援金の配分の記載追加等(計8箇所)) |
| 4月1日(水) | 第7版改訂(台風の名称の変更、組織改編に係る担当窓口の変更、期間終了に伴う一部制度の記載の削除等(計56箇所)) |
| 7月20日(月) | 第8版改訂(災害援護資金貸付金の記載事項の修正等(計5箇所)) |
| 10月15日(木) | 第9版改訂(期間終了に伴う一部制度の記載の削除(計7箇所)) |

3 被災者の健康調査等の巡回

避難所等に滞在している避難者に対し、市役所内各部署の保健師を派遣し健康調査等を実施した。対応状況は図表 4.3.7 のとおりである。

図表 4.3.7 健康調査等実施状況

| 日付 | 内容 |
|-----------|--|
| 10月16日(水) | 相模湖まちづくりセンターから中央保健センター(緑保健センター)に依頼があり、民間施設(増原営農センター)に自主避難した4名の健康状態を緑保健センターの保健師が確認。 |
| 10月21日(月) | 「避難者世帯等支援チーム」からの応援要請により、保健師2名が「避難者世帯等支援チーム」の保健師とともに、藤野農村環境改善センターへの避難者8名の健康状態を確認し、相談対応。 |
| 10月23日(水) | 緑区本部より、次の7箇所の自主避難者の健康調査依頼があり、対応を検討。 ①東野自治会館 ②西門自治会館 ③串川地域センター ④増原営農センター ⑤篠原の里 ⑥上河原自治会館 ⑦上青根自治会館 →①東野自治会館は、津久井保健福祉課が状況を把握。 ④増原営農センターは10月16日(水)に対応済み。 ⑤篠原の里及び⑥上河原自治会館は避難者世帯等支援チームで対応。 |
| 10月24日(木) | ②西門自治会館、③串川地域センター及び⑦上青根自治会館は津久井まちづくりセンター職員に同行し、保健師が2名の健康調査を実施。 |
| 10月29日(火) | 避難者世帯等支援チームの保健師等が、藤野地区の避難所及び在宅避難者の健康調査を実施。津久井まちづくりセンター職員1名及び保健師1名の体制で、津久井地区の在宅避難者の健康調査を開始。 串川地区の12名の健康調査を実施。うち2名は継続支援者として、関係機関へ引き継ぐ。 |
| 10月30日(水) | 串川、青根地区を訪問し、3名の健康調査を実施。うち1名は継続支援者として、関係機関へ引き継ぐ。 |

| 日付 | 内容 |
|-----------|--|
| 10月31日(木) | 青根地区を訪問し、6名の健康調査を実施。 被災者世帯等支援チームの派遣が終了し、以降の被災者相談については、現地対策班に引き継ぐ。 |
| 11月1日(金) | 青野原地区を訪問し、11名の健康調査を実施。 |
| 11月5日(火) | 青根地区、鳥屋地区を訪問し、9名の健康調査を実施。 藤野地区の避難所巡回について検討を実施し、11月14日(木)、22日(金)に保健師の巡回を予定。 |
| 11月7日(木) | 精神保健福祉センターの医師と保健師が藤野地区の避難所を訪問し、心のケアを実施。 青野原、青根、鳥屋地区を訪問し、8名の健康調査を実施。 |
| 11月8日(金) | 鳥屋地区を訪問し、7名の健康調査を実施。 |
| 11月12日(火) | 鳥屋地区を訪問し、4名の健康調査を実施。 津久井地区の在宅避難者の健康調査は終了。 |
| 11月14日(木) | 精神保健福祉センターの医師と保健師が藤野地区の避難所を訪問し、心のケアを実施。 |
| 11月22日(金) | 避難所(藤野農村環境改善センター)の巡回訪問を実施。1名の健康調査、みなし仮設住宅に移動した2名へ電話で健康状況確認を行うとともに感染防止の啓発を実施。 |
| 12月2日(月) | 避難所(藤野農村環境改善センター)の巡回訪問を実施し、2名の健康調査を実施。 感染症予防について、毎朝のアナウンス時に啓発を行うこととした。 |
| 12月18日(水) | 避難所(藤野農村環境改善センター)の巡回訪問を実施し、避難所職員から情報収集。退所した家庭を訪問し、2名の健康調査を実施。 |
| 12月26日(木) | 避難所(藤野農村環境改善センター)の巡回訪問を実施し、避難所職員から情報収集。退所した家庭を訪問し、1名の健康調査を実施。 26日をもって、全員退所のため、避難所での巡回訪問を終了。 |

4 避難者世帯等支援チームの設置

10月16日(水)に、避難者の住居や生活物資等に関する総合的な支援窓口として「避難者世帯等支援チーム」を藤野総合事務所内に設置した。避難者世帯等支援チームは、藤野まちづくりセンター所長を総括として、「衣服・食事・生活物資に関すること」、「子ども・教育に関すること」、「住宅に関すること」、「福祉相談に関すること」、「健康相談に関すること」の各担当に関係各局から派遣された職員を充てて構成し、避難所等へ出向き、避難者へ支援内容の周知や聞き取り、要望事項の取りまとめを現地対策班とともにを行い、31日(木)まで活動を実施した。

図表 4.3.8 避難者世帯等支援チームの構成及び派遣期間

| 支援内容 | 所属局 | 派遣期間 ¹¹ |
|----------------------------|-----------|---------------------|
| 衣服・食事・生活物資に関すること | 環境経済局 | 10月16日(水)～10月28日(月) |
| 子ども・教育に関すること ¹² | 教育局 | 10月16日(水)、17日(木) |
| 住宅に関すること | 都市建設局 | 10月16日(水)～10月28日(月) |
| 福祉相談に関すること | 健康福祉局 | 10月16日(水)～10月29日(火) |
| 健康相談に関すること | こども・若者未来局 | 10月16日(水)～10月31日(木) |

¹¹ 10月19日(土)、20日(日)、22日(火・祝)、26日(土)、27日(日)は除く。

¹² 子ども・教育に関することは、各学校から教育委員会への問い合わせが多いことから17日(木)をもって終了した。

5 生活再建調査担当の配置

(1) 経過

緑区本部では、10月15日（火）から12月1日（日）までの毎日、現地対策班から寄せられた支援が必要と思われる被災世帯の情報をリストに集約し、災害対策本部等と情報共有を図っていたが、被災者が必要な支援に結びついているかを確認するためには、罹災証明の判定結果や被災者支援制度の利用状況などの情報が不可欠であり、リストによる管理は限界に達していた。

このため、緑区本部では、津久井地域の各まちづくりセンター職員を生活再建調査担当者として選任し、12月から順次、訪問調査等により被災者の状況や生活再建に向けた進捗状況を世帯ごとに被災者台帳を基に個票にまとめることで、新たなニーズ等を把握し適切な支援につなげるとともに、復興に向けた地域課題の抽出などを一体的に行うこととした。

(2) 調査担当者の選任

調査担当者は、支援の進捗状況等を勘案し、津久井地域の各まちづくりセンターの所属長が所属職員の中から選任した。

(3) 調査担当者の役割

- 被災者の訪問調査、支援ニーズや新たな課題の把握
- 支援制度実施課との連絡調整、支援の進捗状況の把握
- 要支援者シートの作成、管理

(4) 調査対象

調査対象者は原則として次のとおりとした。また、相模湖地区のように地区社会福祉協議会と連携し、調査対象を広げて調査を行った地区もあった。

- 避難者、自主避難者
- 各まちづくりセンターが聞き取り及び訪問調査等により把握した要支援者
- 各種支援制度、見舞金等の申請者及び対象者
- 罹災証明の申請者（ただし、「被害なし」及び「一部損壊（10%未満）」を除く）

(5) 調査期間

調査期間については、令和元年12月から被災者の支援ニーズ終了までとした。ただし、調査の趣旨を踏まえ、できるだけ短期間に集中して調査を行う必要があったため、令和2年3月末を最終期限とした。

(6) 調査方法

調査の方法については、地区や担当する職員によって違いが出ないようにするため、共通様式の要支援者シートを作成し統一化を図った。要支援者シートは図表4.3.10のとおりである。

また、要支援者シートは、被災者支援システムから抽出した被災者の基本情報のほか、調査担当者が訪問調査の結果等を入力できる様式とした。

罹災証明の申請状況や支援に関する情報は、被災者支援システムから抽出し、被災者台帳のデータベースを更新することにより、常に最新の情報を要支援者シートに反映する仕組みとした。

具体的な調査の方法については、職員体制や地域の事情が異なることから、統一的な方法は定めなかった。調査地域を決めて集中的に調査する方法や、見舞金の支給に合わせ保健福祉部局の職員とともに被災者宅を訪問しニーズを聞き取るなど、様々な方法で調査を行った。

図表 4.3.9 被災者支援システムからの被災者台帳データ抽出頻度及び更新回数

| 抽出期間 | 更新回数 |
|--------------|------------|
| 調査開始～1月9日まで | 毎日（土日祝を除く） |
| 1月10日～3月1日まで | 週3回（月・水・金） |
| 3月2日～3月31日まで | 週1回（月） |
| 被災者台帳更新回数 | 54回 |

※罹災証明の申請件数の減少に合わせ、段階的にデータ抽出回数を減らした。

図表 4.3.10 要支援者シート

| 要支援者シート | | 地区 | 地図No. | 地区No. | 通しNo. | |
|---|------|-----------------|-------|-------|-------|----|
| 世帯番号 | 世帯人数 | 連絡先 | 共有 | 備考 | | |
| 郵便番号 | 住所 | | 番地、号 | 方書 | | |
| 別送先 | | | | | | |
| 識別番号 | 氏名 | 氏名カナ | 性別 | 生年月日 | 続柄 | 年齢 |
| 罹災証明 <input type="checkbox"/> 1号（住家・住登有） <input type="checkbox"/> 2号（住登無） <input type="checkbox"/> 3号（非住家又は所有者） | | | | | | |
| 第一次調査日 | 判定結果 | 第二次調査日 | 判定結果 | | | |
| 第三次調査日 | 判定結果 | り災証明書(1号様式)発行回数 | | | | |
| 罹災届出証明 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | | | |
| 被災状況 | | | | | | |
| 意向確認 確認日 確認者 確認方法 | | | | | | |
| 被災者生活再建支援金 | | | | | | |
| 申請 | 支給 | 特記事項 | | | | |
| 各種相談実績 | | | | | | |
| 地盤相談 | 建築相談 | | | | | |
| 土砂混じりがれき撤去 | | | | | | |
| 進捗状況 | 判定 | 内容 | | | | |

| | | | | | | |
|--------------------|-----|-----|------|------|-----|----|
| 賃貸型応急住宅 | | | | | | |
| 入居（予定）日 | | | | | | |
| 減免関係 | | | | | | |
| 減免推奨 | 対象者 | | | | | |
| 制度6 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 制度7 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 制度8 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 進捗確認1 | 確認日 | 確認者 | 確認方法 | | | |
| | | | | | | |
| 進捗確認2 | 確認日 | 確認者 | 確認方法 | | | |
| | | | | | | |
| 進捗確認3 | 確認日 | 確認者 | 確認方法 | | | |
| | | | | | | |
| 状況区分 調査終了時の状況 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 上記のとおり、調査結果を報告します。 | | | | 起案日 | 決裁日 | |
| | | 参事 | 所属長 | 担当課長 | 担当 | 合議 |
| | | | | | | |

(7) 調査結果

調査世帯全 181 世帯のうち、全体の 60.8%（110 世帯）については、生活の再建が進み、被災者のニーズも解決していることから、市として可能な支援はすべて終了していることを確認した。また、全体の 22.7%（41 世帯）については、引き続き何らかの支援が必要又は支援を実施中であるが、すでに支援担当課で対応していることを確認した。

一方、全体の 11.6%（21 世帯）については、一部の課題が解決しておらず、生活再建調査終了後も、まちづくりセンターとして定期的に状況確認等を行う必要性が認められた。

図表 4.3.11 生活再建調査結果

単位：世帯

| | | 合計 | 城山 | 津久井 | 相模湖 | 藤野 |
|-----------------|---|---|----|-----|-----|----|
| 要支援者シート 作成総数 | | 181 | 13 | 48 | 88 | 32 |
| 調査済 | | 181 | 13 | 48 | 88 | 32 |
| 未調査 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 継続調査中 | | 9 | 2 | 0 | 7 | 0 |
| 調査終了 | | 172 | 11 | 48 | 81 | 32 |
| 調査終了時 の内訳 | A | 110 | 9 | 31 | 55 | 15 |
| | B | 41 | 2 | 4 | 18 | 17 |
| | C | 21 | 0 | 13 | 8 | 0 |
| | D | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | E | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| A～Eの 解説 | A | 生活の再建が進み、被災者のニーズも解決しており、市として可能な支援はすべて終了している状態。 | | | | |
| | B | 引き続き支援が必要な状態（又は支援実施中）であるが、関係機関につないでおり、生活再建調査担当者としての役割は終了している状態。 | | | | |
| | C | 一部の課題は解決しておらず、今後もまちづくりセンターとして定期的に状況確認を行う予定のもの。 | | | | |
| | D | 新たな支援策がなければ、生活の再建が進まない状態。 | | | | |
| | E | 上記A～D以外の状態。 | | | | |

6 各種災害給付

東日本台風で被害を受けた人に、10月下旬から順次、生活再建等に関する各種の災害給付を行った。また、本市が直接支援するもの以外にも、各種団体等により生活再建等に関する支援が行われた。

(1) 災害弔慰金

ア 制度の概要

既存の制度を活用し、市が東日本台風の災害により死亡した人の遺族に対して、災害弔慰金を支給するもの。

イ 根拠法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令、県災害弔慰金等負担金交付要綱、市災害弔慰金の支給等に関する条例、市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

ウ 対象者等

(ア) 対象者

東日本台風災害で死亡した者の遺族¹³

○配偶者・子・父母・孫・祖父母

○兄弟姉妹（死亡した人と同居し、又は生計を同じくしていた場合。ただし、兄弟姉妹にあつては、死亡した人の配偶者、子、父母、孫又は祖父母の誰も存しない場合に限る。）

¹³ 業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。

(イ) 支給金額

生計維持者が死亡した場合は500万円、その他の者が死亡した場合は250万円を支給する。

エ 支給実績

支給実績は、図表 4.3.12 のとおりである。

図表 4.3.12 災害弔慰金の支給実績

| 種別 | 認定数 | 支給額 |
|-------------------|-----|---------|
| 生計維持者の死亡に対する災害弔慰金 | 1件 | 500万円 |
| その他の者の死亡に対する災害弔慰金 | 7件 | 1,750万円 |
| 合計 | 8件 | 2,250万円 |

(2) 災害見舞金

ア 制度の概要

東日本台風により設立された制度で、市が東日本台風により住家に全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた世帯の世帯主、又は重症者に対して、災害見舞金を支給するもの。

イ 根拠法令等

相模原市令和元年台風第19号に係る災害見舞金支給要綱

ウ 対象者等

(ア) 対象者

- ①東日本台風により住家に全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた世帯の世帯主
- ②重症者

(イ) 支給金額

支給金額は、図表 4.3.13 のとおりである。

図表 4.3.13 災害見舞金の支給の範囲等

| 区分 | | 金額 | |
|----------|-------------|------|---------|
| | | 1人世帯 | 2人以上の世帯 |
| 住家 被害 | 全壊 | 2万円 | 5万円 |
| | 半壊（大規模半壊含む） | 1万円 | 2万円 |
| 重傷者 | | 3万円 | |

エ 支給実績

支給実績は、図表 4.3.14 のとおりである。

図表 4.3.14 災害見舞金の支給実績

| 区分 | 1人世帯 | 2人以上の世帯 |
|-------------|------------|-----------|
| 全壊 | 22万円（11件） | 45万円（9件） |
| 半壊（大規模半壊含む） | 10万円（10件） | 70万円（35件） |
| 重症者 | 6万円（2件） | |
| 合計 | 153万円（67件） | |

(3) 災害障害見舞金

ア 制度の概要

既存の制度を活用し、市が東日本台風による災害で負傷し、又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に労働者災害補償保険法に規定する1級程度の障害がある人に対して、災害障害見舞金を支給するもの。

イ 根拠法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令、県災害弔慰金等負担金交付要綱、市災害弔慰金の支給等に関する条例、市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

ウ 対象者等

(ア) 対象者

東日本台風による災害で負傷し、又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に労働者災害補償保険法に規定する1級程度の障害がある人¹⁴。

(イ) 支給金額

- 生計維持者=250万円以内
- その他の者=125万円以内

エ 支給実績

支給実績なし

(4) 被災者生活再建支援金

ア 実施主体

公益財団法人道府県センター

イ 制度の概要

既存の制度を活用し、東日本台風に伴う本市への被害状況が、被災者生活再建支援法に基づく、被災者生活再建支援制度の適用要件を満たし、同法の適用が決定されたため、東日本台風による被害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するもの。

図表 4.3.15 被災者生活再建支援制度の適用

| 支援法適用日 | 住宅被害（世帯） | 適用基準（支援法施行令） |
|-----------|----------|--|
| 10月12日（土） | 全壊10以上 | 第1条第2号 自然災害により10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村 |

ウ 根拠法令等

被災者生活再建支援法、被災者生活再建支援法施行令、被災者生活再建支援法施行規則

エ 対象者等

(ア) 対象者

- 市内に居住の世帯で、東日本台風により次のいずれかの被害を受けた世帯
- 住宅が「全壊」した世帯（全壊）

¹⁴ 業務に従事していたことにより支給される給付金等がある人を除く。

- 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体）
- 住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯（敷地被害解体）
- 住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊）

(イ) 支給金額（令和3年9月末時点）

支給金額は、次の2つの支援金の合計額となる。

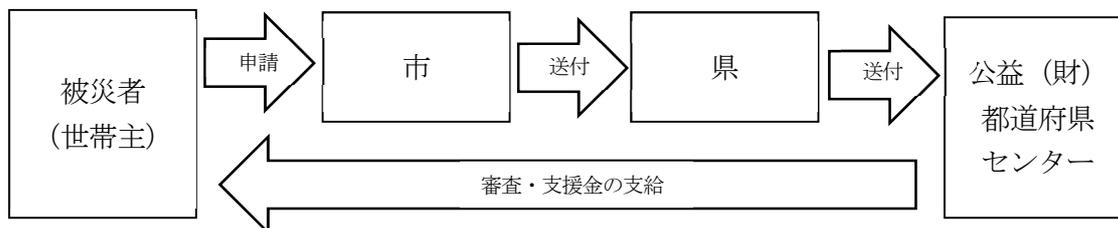
- 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

図表 4.3.16 被災者生活再建支援金の支給の範囲等

| 区分 | | 基礎支援金 | 加算支援金 | | 支給額 |
|---------------------------|----------------------|---------|---------|--------|---------|
| | | 住宅の被害程度 | 住宅の再建方法 | | |
| 複数世帯 世帯の 構成員が 複数 | 全壊 半壊解体 敷地被害解体 | 100万円 | 建設・購入 | 200万円 | 300万円 |
| | | | 補修 | 100万円 | 200万円 |
| | | | 賃借 | 50万円 | 150万円 |
| | 大規模半壊 | 50万円 | 建設・購入 | 200万円 | 250万円 |
| | | | 補修 | 100万円 | 150万円 |
| | | | 賃借 | 50万円 | 100万円 |
| 単身世帯 世帯の 構成員が 単数 | 全壊 半壊解体 敷地被害解体 | 75万円 | 建設・購入 | 150万円 | 225万円 |
| | | | 補修 | 75万円 | 150万円 |
| | | | 賃借 | 37.5万円 | 112.5万円 |
| | 大規模半壊 | 37.5万円 | 建設・購入 | 150万円 | 187.5万円 |
| | | | 補修 | 75万円 | 112.5万円 |
| | | | 賃借 | 37.5万円 | 75万円 |

- (※1) 大規模半壊世帯がやむを得ず住宅を解体した場合は、全壊と同じ支援内容となる。
- (※2) 加算支援金の「賃借」については、公営住宅への入居は除く。
- (※3) 所得要件や用途制限はなし。

図表 4.3.17 被災者生活再建支援金の支給フロー



オ 申請期間

基礎支援金：令和3年11月11日（木）まで
 加算支援金：令和4年11月11日（金）まで

カ 申請実績（令和3年9月末時点）

申請実績は、図表 4.3.18 及び図表 4.3.19 のとおりである。

図表 4.3.18 基礎支援金の申請実績

| 区分 | | 基礎支援金 | | |
|------|--------|---------|------|------------|
| | | 住宅の被害程度 | 申請件数 | 申請金額 |
| 複数世帯 | 全壊 | 100 万円 | 11 件 | 1,100 万円 |
| | 半壊解体 | | 4 件 | 400 万円 |
| | 敷地被害解体 | | 0 件 | 0 円 |
| | 大規模半壊 | 50 万円 | 7 件 | 350 万円 |
| 単身世帯 | 全壊 | 75 万円 | 9 件 | 675 万円 |
| | 半壊解体 | | 2 件 | 150 万円 |
| | 敷地被害解体 | | 0 件 | 0 円 |
| | 大規模半壊 | 37.5 万円 | 1 件 | 37.5 万円 |
| 合計 | | | 34 件 | 2,712.5 万円 |

図表 4.3.19 加算支援金の申請実績

| 区分 | | 加算支援金 | | | |
|------|--------|---------|---------|------|----------|
| | | 住宅の再建方法 | | 申請件数 | 申請金額 |
| 複数世帯 | 全壊 | 建設・購入 | 200 万円 | 2 件 | 400 万円 |
| | | 補修 | 100 万円 | 1 件 | 100 万円 |
| | | 賃借 | 50 万円 | 0 件 | 0 円 |
| | 半壊解体 | 建設・購入 | 200 万円 | 2 件 | 400 万円 |
| | | 補修 | 100 万円 | 0 件 | 0 円 |
| | | 賃借 | 50 万円 | 1 件 | 50 万円 |
| | 敷地被害解体 | 建設・購入 | 200 万円 | 0 件 | 0 円 |
| | | 補修 | 100 万円 | 0 件 | 0 円 |
| | | 賃借 | 50 万円 | 0 件 | 0 円 |
| | 大規模半壊 | 建設・購入 | 200 万円 | 0 件 | 0 円 |
| | | 補修 | 100 万円 | 6 件 | 600 万円 |
| | | 賃借 | 50 万円 | 0 件 | 0 円 |
| 単身世帯 | 全壊 | 建設・購入 | 150 万円 | 3 件 | 450 万円 |
| | | 補修 | 75 万円 | 1 件 | 75 万円 |
| | | 賃借 | 37.5 万円 | 0 件 | 0 円 |
| | 半壊解体 | 建設・購入 | 150 万円 | 0 件 | 0 円 |
| | | 補修 | 75 万円 | 0 件 | 0 円 |
| | | 賃借 | 37.5 万円 | 0 件 | 0 円 |
| | 敷地被害解体 | 建設・購入 | 150 万円 | 0 件 | 0 円 |
| | | 補修 | 75 万円 | 0 件 | 0 円 |
| | | 賃借 | 37.5 万円 | 0 件 | 0 円 |
| | 大規模半壊 | 建設・購入 | 100 万円 | 0 件 | 0 円 |
| | | 補修 | 75 万円 | 1 件 | 75 万円 |
| | | 賃借 | 37.5 万円 | 0 件 | 0 円 |
| 合計 | | | | 17 件 | 2,150 万円 |

(5) 災害援護資金の貸付

ア 制度の概要

既存の制度を活用し、市が東日本台風の被害により、世帯主が重傷を負った世帯又は住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための資金の貸付けを行うもの。

イ 根拠法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令、市災害弔慰金の支給等に関する条例、市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

ウ 対象者等

(ア) 対象者

- 被災日（10月12日（土））現在で、市内に居住の世帯
- 次の損害の程度のいずれかに該当する世帯
 - ①世帯主が療養期間おおむね1か月以上の負傷をした場合
 - ②住居が半壊・全壊の場合
 - ③住居の全体が滅失又は流失した場合
 - ④家財についての被害金額が、その世帯の所持する全ての家財の価額のおおむね3分の1以上である損害を受けた場合
- 所得が一定額未満の世帯（図表4.3.20のとおりである。）

図表 4.3.20 災害援護資金の所得基準

| 世帯人数 | 市町村民税における前年の総所得金額 |
|------|--------------------------|
| 1人 | 220万円未満 |
| 2人 | 430万円未満 |
| 3人 | 620万円未満 |
| 4人 | 730万円未満 |
| 5人以上 | 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満 |

(※1) 但し、住居が滅失した場合は、世帯人数に関わらず1,270万円未満

(イ) 貸付限度額

貸付限度額は、図表4.3.21のとおりである。

図表 4.3.21 災害援護資金の貸付限度額

| 対象 | 世帯主が1か月以上の負傷をした場合 | 世帯主に1か月以上の負傷がない場合 |
|--------------|-------------------|-------------------|
| 当該負傷のみ | 150万円 | — |
| 家財の3分の1以上の損害 | 250万円 | 150万円 |
| 住居の半壊 | 270万円（350万円） | 170万円（250万円） |
| 住居の全壊 | 350万円 | 250万円（350万円） |
| 住居の全体の滅失又は流出 | 350万円 | 350万円 |

(※1) () 内は、建て直しに際し、被災した住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の限度額

(ウ) 貸付条件

○利率

無利子

○据置期間

3年

○償還期間

10年（据置期間を含む）

○償還方法

年賦、半年賦、月賦（元利均等償還、ただし繰上償還可）※災害援護資金の貸付対象となる世帯は、県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の適用から原則除外

エ 申請期間

令和2年4月30日（木）まで

オ 貸付状況

貸付状況は、図表 4.3.22 のとおりである。

図表 4.3.22 災害援護資金の貸付状況

| 対象 | 世帯主が1か月以上の 負傷をした場合 | | 世帯主に1か月以上の 負傷がない場合 | |
|--------------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|
| | 件数（件） | 金額（円） | 件数（件） | 金額（円） |
| 当該負傷のみ | 0件 | 0円 | 0件 | 0円 |
| 家財の3分の1以上の損害 | 0件 | 0円 | 0件 | 0円 |
| 住居の半壊 | 0件 | 0円 | 1件 | 120万円 |
| 住居の全壊 | 0件 | 0円 | 1件 | 150万円 |
| 住居の全体の滅失又は流出 | 0件 | 0円 | 0件 | 0円 |
| 合計 | 0件 | 0円 | 2件 | 270万円 |

(6) 風水害り災者住宅改良資金利子補給

ア 制度の概要

既存の制度を活用し、市が東日本台風の被害により損傷した住宅を緊急に改良する必要がある市民が、当該住宅の改良資金を（独）住宅金融支援機構等から借り受けた場合にその利子の一部を補助するもの。

イ 根拠法令等

市風水害り災者住宅改良資金利子補給要綱

ウ 対象者等

(ア) 対象者

住宅が東日本台風の被害により半壊以上の損傷を受けた人で、損傷を受けた住宅¹⁵を改良するため、（独）住宅金融支援機構等から融資を受け、約定による期限内に償還金を支払った人¹⁶

¹⁵ 住宅とは、主として人の居住の用に供する家屋のこと。（その一部を店舗その他の居住の用以外の用に併用する部分を有するものを含む。）

¹⁶ 土砂のたい積等により居住するのに困難な状態であると市長が認めた場合も対象。

(イ) 利子補給金等

①利子補給金の対象となる借入金の限度額

590 万円（簡易耐火構造及び耐火構造にあつては 640 万円）

②利子補給金の額

①の借入金額に対し、毎年度 3 %以内で予算の範囲内の額

③利子補給の期間

借入れの日から 3 年以内¹⁷

エ 申請期間

り災の日から 5 年以内

オ 利子補給金実績

実績なし

(7) 中小企業融資制度（セーフティネット保証 4号）

ア 制度の概要

既存の制度を活用し、突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者が、市融資制度取扱金融機関から経営安定支援資金の融資を受けた場合に、市がその利子の一部を補助するもの。また、神奈川県信用保証協会へ支払った信用保証料の一部も補助する。

イ 根拠法令等

中小企業信用保険法、市中小企業融資規則、市中小企業融資制度利子補給規則、市信用保証料補助規則

ウ 対象者

次の①及び②に該当する中小企業者

①指定地域において本店登記地（個人事業主の方は主たる事業所）があり、1 年以上継続して事業活動を行っていること。

②東日本台風の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近 1 か月間の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

エ 申請期間

令和元年 10 月 12 日（土）から令和 2 年 8 月 11 日（火）まで

オ 支給実績

支給実績なし

(8) 市被災中小企業復旧支援補助金（自治体連携型補助金）

ア 制度の概要

東日本台風により設立された制度で、国、県、市が東日本台風等で被害を受けた市内中小企業・小規模事業者等の事業再建を支援するため、事業用建物や機械設備等の復旧に要する経費の一部を補助するもの。

イ 根拠法令等

市被災中小企業者復旧支援事業費補助金要綱

¹⁷ ただし、3 年以内に繰上償還により借入金の支払いが完了した場合は支払完了時の年度まで。

ウ 対象者等

(ア) 対象者

東日本台風等で被害を受けた市内中小企業・小規模事業者等

(イ) 対象経費

施設、設備、車両等の修繕・購入等、復旧に要する経費

(ウ) 補助率

3/4 (県 2/3、市 1/12)

(エ) 補助限度額

3,000万円 (補助対象経費 4,000万円×3/4)

エ 申請期間

令和2年1月27日(月)から令和2年5月29日(金)まで

オ 支給実績

290,270,000円 (26件)

(9) 台風第15号・第19号特別支援資金(設備資金)

ア 制度の概要

東日本台風により設立された制度で、市が本融資制度を利用する市内中小企業・小規模事業者等の利子及び信用保証料の本人負担額の全額を補助するもの。

イ 根拠法令等

市中小企業融資規則、市中小企業融資制度利子補給規則、市信用保証料補助規則

ウ 対象者等

(ア) 対象者

房総半島台風又は東日本台風による被害で、罹災証明書等の発行を受け、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業者等。

(イ) 資金使途

設備資金(事業再建に必要な設備資金)

(ウ) 融資限度額

2,000万円

(エ) 融資期間

7年以内(据置期間1年以内)

(オ) 融資利率

1.6%以内(市が全額助成)

(カ) 信用保証料

市が信用保証料の全額を助成

エ 申請期間

令和2年1月17日(金)から令和2年3月31日(火)まで

オ 融資実績

融資件数: 1件

【保証料補助額: 77万円、利子補給額: 2.8万円(令和元年度)、31.7万円(令和2年度)、29.2万円(令和3年度)】

(10) 被災した農業者の方への補助金（施設の再建・修繕等）

ア 制度の概要

東日本台風により既存の制度に追加された制度を活用し、東日本台風により被災した農業者に対し、農畜産物の生産等に必要な施設等の再建・修繕等に要する経費を国・県・市で助成するもの。

イ 根拠法令等

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱、県被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱

ウ 対象者等

(ア) 対象者

農業経営（農作物を販売している等）を行っている方で、今後も農業経営を継続する方¹⁸

(イ) 支援対象

- 東日本台風により被害を受けた農畜産物の生産に必要な施設等の復旧（修繕用資材等の購入、一時的な附帯設備の整備を含む）。
- 農業継続のための倒壊したハウス等の撤去。

(ウ) 助成率

被災した農業者の方への国・県・市の助成率は図表 4.3.23 のとおりである。

図表 4.3.23 被災した農業者への国・県・市の助成率

| 支援内容 | 助成率 | | |
|-------|--|-------------------------------------|---|
| | 国 | 県 | 市 |
| 再建・修繕 | ○園芸施設共済加入の場合 共済金の国費相当額を合わせて 最大 1/2 ○園芸施設共済未加入の場合 最大 1/3 ○農業用機械・畜舎等（園芸施設共済の加入対象施設以外） 事業費×3/10 以内 | 残りの部分については、 県・市がそれぞれ 3/10 を負担 | |
| 撤去 | ○助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために支出する（した）費用のいずれか低い額×3/10 ○園芸施設共済に加入している場合 共済金の国費相当額を合わせて 最大 1/2 | 残りの部分については、 県・市がそれぞれ 2/10 を負担 | |

エ 申請期間

令和2年1月8日（水）まで

オ 支給実績

- 個人の農業用施設（ビニールハウス等）の申請はなし。
- 農地や農業用施設（水路等受益戸数2戸以上のもの）に関しては、国から激甚災害に指定され、高率補助が可能となったことから市の事業として復旧し、農家からの負担はなしとした。

¹⁸ 家庭菜園・市民農園は対象外。

(11) その他の災害給付・貸付

ア 生活福祉資金の貸付

(ア) 実施主体

神奈川県社会福祉協議会

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、支援を実施した。

①生活福祉資金貸付（緊急小口資金[特例]）

a 支援の内容

○貸付額

10万円以内（ただし、避難先にいる世帯人数が4名以上、又は介護が必要な人がいるなど、個別の状況に応じて20万円まで貸付けできる場合もある。）

○無利子、据置期間

貸付けの日から1年以内、返済期間2年

b 適用条件

房総半島台風及び東日本台風により災害救助法の適用となった地域及び都道府県知事により特例措置が必要として設定された地域に住所を有し、当面の生活費を必要とする世帯（県内居住者又は県内避難者に限る。）

②生活福祉資金貸付（福祉資金[住宅補修費・災害援護費]（特例））

a 支援の内容

150万円を上限（据置期間2年以内、返済期間20年、連帯保証人ありの場合無利子、連帯保証人なしの場合年利1.5%）とし、災害による被害を受け復旧に必要な経費の貸付けを行う¹⁹。

b 適用条件等

房総半島台風及び東日本台風により災害救助法の適用となった地域及び都道府県知事が指定した地域（神奈川県の対象は、県下全市町村）に住所を有する低所得世帯等（収入基準あり）

原則として、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の対象となる世帯は、適用除外。

イ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

(ア) 実施主体

日本政策金融公庫

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行うもの。

○貸付限度額 2,000万円

○貸付金利 1.11%（平成30年11月1日現在）

※日本政策金融公庫へ支払った約定利率の5割を限度に市が3年間補助する。

(ウ) 対象者

¹⁹ 被災から6か月以内の申込みに限る。

次に掲げる①及び②の要件を満たす人

①小規模事業者

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主

②商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている人

ウ 災害復旧貸付

(ア) 実施主体

日本政策金融公庫

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資するもの。

①国民生活事業

a 貸付限度額

各貸付制度の貸付限度額に上乗せ3,000万円

b 償還期間

適用する各貸付制度の貸付期間に準じる

※普通貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）

②中小企業事業

a 貸付限度額

別枠で15,000万円以内

b 償還期間

15年以内（うち2年以内の据置可能）

※沖縄振興開発金融公庫においては、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）の制度の内容に準じる。

(ウ) 対象者

中小企業・小規模事業者等

エ 高度化事業（災害復旧貸付）

(ア) 実施主体

都道府県と（独）中小企業基盤整備機構

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と（独）中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付けを行うもの。

○貸付割合 90%以内

○償還期間 20年以内（うち3年以内の据置可能）

○貸付利率 無利子

(ウ) 対象者

共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備の復旧を行う事業協同組合等

オ 災害関係保証**(ア) 実施主体**

神奈川県信用保証協会

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行うもの。

○融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定

○無担保8,000万円、最大で2億8,000万円まで一般保証及びセーフティネット保証4号とは別枠で利用できる。

(ウ) 対象者

災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方

カ 令和元年房総半島台風・東日本台風特別支援融資**(ア) 実施主体**

神奈川県

(イ) 支援の内容

東日本台風により設立された制度で、房総半島台風・東日本台風により影響を受けた中小企業の方の事業再建に活用する資金を支援するもの。設備資金の保証期間は最長15年で、保証料負担軽減等を行う。

(ウ) 対象者

房総半島台風・東日本台風により設備等の破損・遺失等の被害を受け、罹災証明書が発行された中小企業及び協同組合等

キ 信用保証制度（セーフティネット保証4号）**(ア) 実施主体**

神奈川県信用保証協会

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行うもの。

○融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定（1.0%以内）。

○無担保8,000万円、最大で2億8,000万円まで一般保証とは別枠で利用可能。

(ウ) 対象者

次に掲げる①②の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）

①指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があつて、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。

②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

ク 日本政策金融公庫による資金貸付

(ア) 実施主体

日本政策金融公庫

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、自然災害による被害を受けた農林漁業者に対して資金の貸付けを行うもの。

○主な資金制度（利率は変動）

図表 4.3.24 主な資金制度

| 資金名 | 資金の使いみち | 融資限度額 | 融資期間 (うち据置期間) |
|------------------------|-------------------------|---|------------------|
| 農林漁業施設資金 (災害復旧施設) | 災害を原因とする農林漁業施設の被害に必要な資金 | 負担額の80%又は1施設あたり300万円(特例1施設あたり600万円(※1))のいずれか低い額 | 15年以内 (3年以内) |
| 農林漁業セーフティ ネット資金(災害) | 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 | 【一般】 600万円以内 【特認】(※2) 年間経営費等の6/12以内 | 10年以内 (3年以内) |

(※1) 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用

(※2) 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用

(ウ) 対象者

自然災害による被害を受けた農林漁業者

ケ 中小企業組合共同施設等災害復旧事業

(ア) 実施主体

中小企業庁

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、東日本台風により被害を受けた、事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する経費(本工事費、附帯工事費、設備費)を補助するもの。

①対象施設

組合の共同施設(倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、それらに付随する設備)

②補助率

中小企業組合等が行う共同施設の災害復旧事業に要する費用の3/4(国1/2、県1/4)

※東日本台風以降、交付決定前に実施した施設復旧にも遡及適用が認められる場合がある。

※都県において、予算が成立することが前提。

(ウ) 対象者

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会

コ 雇用調整助成金(房総半島台風・東日本台風に伴う特例)

(ア) 実施主体

神奈川労働局（神奈川助成金センター）

（イ）支援の内容

既存の制度を活用し、東日本台風に伴う「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

図表 4.3.25 雇用調整助成金の助成内容と受給できる金額

| 助成内容と受給できる金額 | 大企業 | 中小企業 |
|---|--|------------------|
| 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※対象労働者1人1日当たり 8,335円 が上限（令和元年8月1日現在） | 1 / 2 【2 / 3】 | 2 / 3 【4 / 5】 |
| 教育訓練を実施したときの加算（額） | 1人1日当たり 1,200円 | |
| 支給限度日数 | 1年間で100日（3年間で150日） 【1年間で300日（3年間で150日の制限とは別枠で受給可能）】 | |

（※1）【 】内は、休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある場合。

（※2）台風に伴う「経済上の理由」とは風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たらないが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となる。

（経済上の理由例）

- 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない。
- 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない。
- 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない。
- 風評被害により、観光客が減少した。
- 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能。

（ウ）対象者

東日本台風に伴う「経済上の理由」により休業等を行う事業主

サ 災害復興住宅支援（建設）

（ア）実施主体

（独）住宅金融支援機構

（イ）支援の内容

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる既存の融資制度。

○融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。

○融資対象となる住宅については、（独）住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

○この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

図表 4.3.26 災害復興住宅支援（建設）の融資内容

| 種別 | 構造等 | 融資限度額（※1） | 返済期間（※2） |
|--------|--------------------------|-----------|----------------------------------|
| 基本融資額 | 耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性） | 1,650 万円 | 35 年 |
| | 木造（一般） | | 25 年 |
| 特例加算額 | | 510 万円 | 併せて利用する基本 融資額の返済期間と 同じ返済期間 |
| 土地取得資金 | | 970 万円 | |
| 整地資金 | | 440 万円 | |

（※1）高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（建設資金 2,160 万円、土地取得資金 970 万円、整地資金 440 万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。

（※2）高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまで。なお、元金据置期間は設定できない。

（ウ）対象者

自らが居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される人で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた人

シ 災害復旧住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）

（ア）実施主体

（独）住宅金融支援機構

（イ）支援の内容

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる既存の融資制度。

○融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が 50 m²（マンションの場合 30 m²）以上 175 m²以下の住宅。

○融資対象となる住宅については、（独）住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

○この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

図表 4.3.27 新築住宅の購入の場合の融資内容

| 種別 | 構造等 | 融資限度額（※1） | 返済期間（※2） |
|-------|--------------------------|-----------|----------------------------------|
| 基本融資額 | 耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性） | 2,620 万円 | 35 年 |
| | 木造（一般） | | 25 年 |
| 特例加算額 | | 510 万円 | 併せて利用する基本 融資額の返済期間と 同じ返済期間 |

図表 4.3.28 リ・ユース住宅（中古住宅）購入の場合の融資内容と返済期間

| 対象 | 融資限度額（※1） | |
|-------|-----------|----------|
| | リ・ユース | リ・ユースプラス |
| 基本融資額 | 2,320万円 | 2,620万円 |
| 特例加算額 | 510万円 | 510万円 |

| 建て方 | 種別 | 返済期間（※2） |
|-------|---------------|----------|
| 一戸建て等 | リ・ユース住宅 | 25年 |
| | リ・ユースプラス住宅 | 35年 |
| マンション | リ・ユースマンション | 25年 |
| | リ・ユースプラスマンション | 35年 |

（※1）高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（リ・ユース住宅及びリ・ユースマンションは2,830万円、新築住宅の購入、リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンションは3,130万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。

（※2）高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまで。なお、元金据置期間は設定できない。

（ウ）対象者

自身が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入する人で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた人

ス 災害復興住宅融資（補修）

（ア）実施主体

（独）住宅金融支援機構

（イ）支援の内容

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる既存の融資制度。

- 融資対象となる住宅については、（独）住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長できない）。

図表 4.3.29 災害復興住宅融資（補修）の場合の融資内容

| 種別 | 融資限度額（※1） | 返済期間（※2） |
|--------|-----------|--------------------------|
| 基本融資額 | 730万円 | 20年 |
| 整地資金 | 440万円 | 併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間 |
| 引方移転資金 | | |

（※1）高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。

（※2）高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまで。なお、元金据置期間は設定できない。

(ウ) 対象者

自身が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修する人で、「罹災証明書」の発行を受けた人

7 各種減免・猶予等の措置

(1) 各種税に係る減免・猶予

ア 概要

本市では、相模原市市税条例において、災害等を理由として各種市税を減免することができる」と規定している。

東日本台風では、個人市民税、固定資産税（償却資産含む）に減免を適用した。

イ 個人市民税・県民税

(ア) 根拠法令

地方税法、相模原市市税条例、相模原市市税条例施行規則

(イ) 制度概要

本市では、災害時等における個人市県民税の減免については、災害等により死亡、又は生死不明となるもの、若しくは、障害者となった場合に対象となるほか、居住用の住宅又は家財について損害を受けたものについて、損害の程度と前年度の合計所得金額に応じ、適用されるものとしている。

(ウ) 発災後の対応

発災後、法規等に定められた要件に従い、減免申請に基づき随時減免を行った。減免割合は図表 4.3.30 のとおりである。なお、県民税についても、法令に基づき市民税と同じ割合で減免が適用された。

図表 4.3.30 個人市民税の減免事由及び減免割合

| 適用事由 | 前年の合計所得金額 | 減免額 |
|---|--------------------|-------------|
| 納税者が死亡・生死不明の場合 | — | 税額の全額 |
| 納税者が障害者となった場合 | — | 税額の 9/10 の額 |
| 家屋又は家財が損害を受けた場合 (損害割合 5/10 以上) | 500 万円以下 | 所得割額全額 |
| | 500 万円超～750 万円以下 | 所得割額 5/10 |
| | 750 万円超～1,000 万円以下 | 所得割額 2.5/10 |
| 家屋又は家財が損害を受けた場合 (損害割合 3/10 以上～5/10 未満) | 500 万円以下 | 所得割額 5/10 |
| | 500 万円超～750 万円以下 | 所得割額 2.5/10 |
| | 750 万円超～1,000 万円以下 | 所得割額 1.3/10 |

(エ) 減免の推奨

従前から普通徴収の納税通知書に同封している「市民税・県民税のしおり」による周知に加え、他の支援制度とともに市ホームページや広報に掲載したほか、専用のチラシを作成し、減免対象者と推測される方に渡すことができるよう、各市税事務所やまちづくりセンターの窓口へ配布するなど、納税者が積極的に制度を活用できるように周知を図った。

ウ 固定資産税・都市計画税

(ア) 根拠法令

地方税法、相模原市市税条例、相模原市市税条例施行規則

(イ) 制度概要

本市では、災害等により、固定資産に損害を受けた場合は、その損害の程度に応じた割合で固定資産税・都市計画税を減免することができる。

(ウ) 発災後の対応

被災家屋の被害認定調査体制を整備し、罹災証明願が提出された資産や、災害対策本部事務局に報告された被災資産について調査を実施し、調査結果に基づき減免を適用した。

減免割合は図表 4.3.31 のとおりである。家屋に係る減免割合については、内閣府より住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る通知が令和元年 10 月 14 日付けで発出され、罹災証明書に記載する「被害の程度」の取扱いが変更されたことに併せ、東日本台風においては取扱いを変更した。なお、非住家についても住家に準じて、その損害の程度に応じ、減免を適用した。

図表 4.3.31 固定資産税・都市計画税の減免事由及び減免割合

| 資産区分 | 損害の程度（家屋は住家被害認定調査票における損害割合） | | 減免割合 |
|------|--|-----------|----------|
| 土地 | 崖崩れ、地滑り、陥没等により地形を変じた面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上であるとき | | 10 分の 10 |
| | 崖崩れ、地滑り、陥没等により地形を変じた面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 6 未満であるとき | | 10 分の 6 |
| 家屋 | 50%以上 | 全壊 | 10 分の 10 |
| | 40%以上 50%未満 | 大規模半壊 | |
| | 20%以上 40%未満 | 半壊 | 10 分の 6 |
| | 10%以上 20%未満 | 一部損壊（準半壊） | |
| 償却資産 | 償却資産の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき | | 10 分の 10 |
| | 償却資産に損傷を受け、修理を必要とするとき | | 10 分の 6 |

(エ) 減免の推奨

広報紙や被災者向けリーフレット等にて制度の周知を図った。なお、東日本台風においては申請書を交付することが困難なケースも想定されたため、調査において損害の程度を認定した資産については、申請がない場合も減免を適用するなど、柔軟に対応した。

エ 減免実績

東日本台風で実施した減免実績については、図表 4.3.32 のとおりである。

図表 4.3.32 各種税の減免実績

| 税目 | 減免件数 | 金額 |
|-----------------|-------|-------------|
| 個人市県民税 | 13 件 | 1,086,700 円 |
| 固定資産税・都市計画税（土地） | 92 筆 | 246,556 円 |
| 固定資産税・都市計画税（家屋） | 173 棟 | 532,719 円 |
| 固定資産税（償却資産） | 9 件 | 152,100 円 |

オ 国税

(ア) 概要

東日本台風により被害を受けられた方に対し、国税においても次のような税制上の措置が適用されることとなった。

※次の内容は、国税庁ホームページ「令和元年東日本台風（台風第19号）に関するお知らせ」から転載している。

(イ) 災害により申告等が期限までにできない方

災害により申告・納付等をその期限までにできない時（交通途絶等）は、所管税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限の延長を受けられる。

(ウ) 災害により住宅や家財などに損害を受けた方

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合がある。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられる場合がある。

(エ) 災害により納税が困難な方

災害により財産に相当な損失を受けた場合や、災害を受けたため国税を一時に納付することができない場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができる。

(オ) 被災酒類に係る酒税相当額の救済措置について

販売のために所持していた酒類が台風により被災（容器の破損による酒類の流出等）した場合には、酒税相当額の救済措置がある。

(カ) 税に関するその他の情報

国税庁では、ホームページ等で以上の内容の他にも、各種支援や税制支援措置等が案内されていた。

カ 県税

(ア) 概要

県では、房総半島台風に引き続き、東日本台風による発災後においても、ホームページ等を通じて税制上の支援の案内があった。

※次の内容は、県ホームページ「令和元年台風第15号および第19号の被害に遭われた方に税制上の支援を行っています」から転載している。

(イ) 申告等の期限、納期限の延長

房総半島台風及び東日本台風により被災された方に対し、被害の状況に応じて、県税の申告期限、納期限を延長できる場合があるため、所管の県税事務所へ相談するよう案内があった。

(ウ) 減免・徴収猶予

令和元年台風第15号および第19号により被災された方に対し、県税の減免や徴収猶予が適用される場合があるため、所管の県税事務所へ相談するよう案内があった。

※県税の徴収猶予は、税目にかかわらず、被災の状況に応じて適用される。

(エ) 減免される県税の例示

減免される県税の例については、図表4.3.33のとおりである。

図表 4.3.33 減免される県税

| 税目 | 対象 | 減免額 |
|-------------------|---|---------------------------|
| 個人事業税 | 災害により事業用資産について損害を受けた場合で、その金額が資産価格の総額の2分の1以上であるとき | 税額の4分の1～全額 |
| 不動産取得税 | (1) 災害により取得直後の不動産を滅失または損壊した場合で、被災面積または損害額が不動産の10分の3以上であるとき | 税額の10分の5～全額 |
| | (2) 災害により不動産を滅失または損壊した場合で、代替不動産を取得したとき ※ (1) により減免されている場合は、適用されない。 | 滅失または損壊した不動産の価格に税率を乗じて得た額 |
| 自動車税 (自動車税種別割) | 災害により自動車が損害を受け、運行不能の状態になった場合 | 運行不能の期間に相当する税額 |

キ 台風により滅失した家屋等に対する特例

(ア) 概要

東日本台風による損害のため、平成31年度固定資産税・都市計画税を減免した資産等について、次のとおり令和2年度以降の税額を減額するなどの措置を講じた。

(イ) 根拠法令

地方税法、固定資産評価基準

(ウ) 損耗による減点補正

損耗の状況による減点補正率の算出方法による家屋の損耗の状況による減点補正率は、経過年数に応ずる減点補正率によるものとされている。ただし、天災、火災その他の事由により、当該家屋の状況からみて経過年数に応ずる減点補正率によることが適当でないと認められる場合においては、損耗の程度に応ずる減点補正率によるとされていることから、通常生ずる損耗の状態に修復していない家屋に対し、家屋の被災の程度に応じた損耗減点補正率を適用し減価した評価額により価格決定した。

(エ) 被災代替資産の特例（家屋）

東日本台風により、滅失又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者が、令和6年3月31日までの間に、被災家屋に代わるものとして認められる家屋（以下「代替家屋」という。）を取得又は改築・改良した場合、代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の税額のうち、被災家屋の床面積に相当する部分について、代替家屋を取得又は改築・改良した年の翌年度から4年度分に限り2分の1の額とする減額措置が適用される。

(オ) 被災代替資産の特例（償却資産）

東日本台風により、滅失又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）の所有者が、令和6年3月31日までの間に、被災償却資産に代わるものとして認められる償却資産（以下「代替償却資産」という。）を取得又は改良した場合、代替償却資産に係る固定資産税の課税標準額を、代替償却資産を取得又は改良した年の翌年度から4年度分に限り2分の1の額とする軽減措置が適用される。

(カ) 被災住宅用地の特例（土地）

東日本台風により、住宅が滅失又は損壊した場合で、やむを得ない事情により住宅用地として使用できないものと認められる土地は、発災後2年度分（被災年度の翌年度又は翌々年度）の固定資産税及び都市計画税に限り、引き続き住宅用地とみなし、住宅用地の課税標準の特例が適用される。

※住宅用地の課税標準の特例とは

住宅用地（専ら人の居住の用に供する家屋の敷地）については、税負担を軽減するため、課税標準の特例措置が設けられている。

具体的には、次のとおり計算された額が課税標準額となる。

○小規模住宅用地（住宅1戸あたり200平方メートルまでの部分）

評価額×6分の1（都市計画税は3分の1）

○一般住宅用地（住宅1戸あたり200平方メートルを超える部分）

評価額×3分の1（都市計画税は3分の2）

(キ) 発災後の対応

各制度における発災後の対応は、以下のとおりである。

○損耗による減点補正

令和元年度分について減免を適用した被災家屋について、通常の新築家屋の年末年始確認と併せて修理有無の確認をし、未修繕家屋については、上記損耗減点補正率を適用し評価額を減価した。

損耗減点補正率の適用については、東日本大震災時のものに準じ、全壊相当の場合、残価率を0.4、大規模半壊相当の場合0.55、半壊及び準半壊相当の場合0.75とし、それぞれ経年減点補正率に乗じることで、損耗による減価率とした。

○被災代替資産の特例（家屋）

東日本台風により、被災した半壊以上の家屋所有者が建替え等を行った場合、新築調査時に制度の案内と申告書を渡している。

○被災代替資産の特例（償却資産）

平成31年度固定資産税を減免した償却資産の所有者に対し、特例制度周知文及び特例申請書を送付している。

○被災住宅用地の特例（土地）

家屋の被災情報に基づき、現地調査を行い、やむを得ない理由により住宅用地として使用できないと認められる場合には、引き続き住宅用地の課税標準の特例を適用した。

(ク) 特例の推奨

○損耗による減点補正

損耗による減点補正は、申告による減価ではないので推奨等を行っていない。令和2年度納税通知発送時に、建物を除却・修理した場合は連絡をいただけるよう案内文を同封し発送した。

○被災代替資産の特例（家屋・償却資産）

市ホームページに台風被災者支援メニューを掲載し、制度の案内をした。また、納税通知書発送の際、同封している固定資産税・都市計画税のしおりにも制度案内を掲載した。

(2) 保険料・年金等に係る減免等

ア 概要

本市では、国民健康保険条例、介護保険条例等において、災害等を理由として各種保険料等を減免することができるように規定している。

東日本台風では、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民年金保険料のほか、介護サービスを受けるに当たっての利用料等も減免を適用した。

また、罹災証明書の発行に併せて減免申請書を受け付けて適用してきたが、被災者の中に

は減免制度を知らない市民等もいたことから、被災者向けリーフレット等にて周知を図るほか、11月に罹災証明書の申請者の中から減免制度を活用していない市民等に対して、制度のアンウンスや介護保険料と合わせて減免申請書を送付し、制度の積極的な利用を図った。

イ 国民健康保険税

(ア) 根拠法令

国民健康保険法、相模原市国民健康保険条例

(イ) 発災前の制度概要

本市では、災害時等における国民健康保険税の減免については、災害等により、その財産に著しい被害を受けたとき、損害程度と前年中の総所得金額に応じた割合で減免が適用される。

(ウ) 発災後の対応

10月13日(日)に厚生労働省より保険税の取扱いに関する通知等が示され、10月25日(金)に「令和元年台風第19号による被災者に係る国民健康保険税減免取扱要綱」を定め、同日から保険税の減免を開始した。

この減免措置の事由及び減免割合は図表4.3.34のとおりである。

図表 4.3.34 国民健康保険税の減免事由及び減免割合

| 被害程度の区分 | 減免する額 |
|---------|------------|
| 全壊 | 全額 |
| 大規模半壊 | 3分の2に相当する額 |
| 半壊 | 2分の1に相当する額 |

<免除対象期間>

令和元年10月12日(土)から令和2年9月30日(水)まで

ウ 国民健康保険医療費の一部負担金

(ア) 根拠法令

国民健康保険法

(イ) 発災前の制度概要

本市では、災害時における国民健康保険医療費の一部負担金の減免については、災害により世帯の被保険者が死亡、障害者となった場合又は財産に著しい損害を受けた場合に、世帯の実収入額に応じた割合で3ヶ月以内の期間に限り、減免が適用される。

(ウ) 発災後の対応

10月18日(金)に厚生労働省から医療費の一部負担金の取扱いに関する通知等が発出されたことを受け、災害の程度等の要件を満たす被災者に対して、10月12日(土)受診分から一部負担金の免除を開始した。既に医療機関等を受診し、一部負担金を支払った被災者に対しては、一部負担金相当額を還付する手続きも同時に開始した。

<免除対象者の要件>

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
- ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である者
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した者

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

<免除対象期間>

令和元年10月12日（土）から令和2年9月30日（水）まで

エ 後期高齢者医療保険料

（ア）根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

（イ）発災前の制度概要

後期高齢者医療制度は、県後期高齢者医療広域連合が運営主体となって制度の運用を行っている。

災害時等における後期高齢者医療保険料の減免については、災害等により現住する住宅について著しい被害を受けたとき、減免が適用されるものとしている。

（ウ）発災後の対応

令和2年3月27日（金）に広域連合の定例会で条例の改正が承認され、あわせて「令和元年台風19号に係る神奈川県後期高齢者医療保険料の減免の取扱いに関する要綱」を整備し、令和元年10月12日（土）から適用となった。この要綱と（イ）の適用を受ける減免を比較し、有利となる減免の適用を開始した。

<免除対象期間>

令和元年10月12日（土）から令和2年9月30日（水）まで

図表 4.3.35 免除対象者の要件

| 対象 | 被害程度の区分 | 減免する額 | |
|---|---------------------|------------|--|
| 現に居住する住宅に損害を受けた場合（※有利となる減免を適用） | | | |
| | 全壊 | 全額免除 | 災害が発生した日の属する月以後6か月のうち、被保険者資格を有する月の月割保険料相当額 |
| | 半壊・大規模半壊 | 1／2減額 | |
| | 床上浸水 ※上記該当の場合を除く | 1／2減額 | |
| 世帯の生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合 | | 全額免除 | |
| 世帯の生計維持者等の行方が不明の場合 | | 全額免除 ※条件あり | |
| 世帯の生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる場合 ※所得制限等あり | | 収入の減少率による | |

オ 後期高齢者医療費の一部負担金

（ア）根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律

（イ）発災前の制度概要

後期高齢者医療制度は、県後期高齢者医療広域連合が運営主体となって制度の運用を行っている。

災害時等における後期高齢者医療費一部負担金の減免については、災害等により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、当該世帯の実収入額に応じた割合で6ヶ月以内の期間に限り減免が適用されるものとしている。

(ウ) 発災後の対応

10月15日(火)に県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療費の一部負担金の取扱いに関する通知等が発出されたことを受け、災害の程度等の要件を満たす被災者に対して、10月12日(土)受診分から一部負担金の免除を開始した。既に医療機関等を受診し、一部負担金を支払った被災者に対しては、一部負担金相当額を還付する手続も同時に開始した。

＜免除対象者の要件＞

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災者
- ② 主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

＜免除対象期間＞

令和元年10月12日(土)から令和2年9月30日(水)まで²⁰

カ 介護保険料

(ア) 根拠法令

介護保険法、相模原市介護保険条例、令和元年東日本台風による被災者に係る介護保険料の減額又は免除に係る取扱要綱

(イ) 発災前の制度概要

本市では、災害時等における介護保険料の減免については、65歳以上の被保険者又は世帯の主たる生計維持者が、災害等により、その財産に著しい被害を受けたとき、損害の程度と前年の合計所得金額に応じた割合で減免が適用されるものとしている。

(ウ) 発災後の対応

10月25日(金)に厚生労働省より保険料の取扱いに関する通知等が示され、11月1日(金)から保険料の減免申請の受付を開始した。

この減免措置の事由及び減免割合は図表4.3.36のとおりである。

図表 4.3.36 介護保険料の減免事由及び減免割合

| 対象 | 被害程度の区分 | 減免する額 |
|--------------------------------|---------|---------------------------------------|
| 現に居住する住宅に損害を受けた場合 | 全壊 | 全額免除 |
| | 大規模半壊 | 2/3減額 ※前年の合計所得金額1,000万円以上の場合は1/2減額 |
| | 半壊 | 1/2減額 |
| | 一部損壊 | 減免の対象外 |
| 世帯の生計維持者が死亡、障がい者、又は重篤な傷病を負った場合 | | 全額免除 |
| 世帯の生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる場合 | | 収入の減少率による |

²⁰ 医療機関等の窓口での口頭申告による免除は令和2年3月31日(水)で終了。

キ 介護サービス利用料

(ア) 根拠法令

介護保険法、相模原市介護保険条例

(イ) 発災前の制度概要

本市では、災害時における介護サービス利用料の減免について、要介護（支援）者のうち、災害によりその財産に著しい損害を受けた者や世帯の主たる生計維持者の収入が著しく減少した者等について、災害の程度等に応じて利用料を減免するものとしている。

(ウ) 発災後の対応

10月13日（日）に厚生労働省より介護サービス利用料の一部負担金の取扱いに関する通知等が発出されたことを受け、災害の程度等の要件を満たす被災者に対して、10月12日（土）受診分から一部負担金の免除を開始した。既に医療機関等を受診し、一部負担金を支払った被災者に対しては、一部負担金相当額を還付する手続も同時に開始した。

<免除対象者の要件>

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

<免除対象期間>

令和元年10月12日（土）から令和2年9月30日（木）まで²¹

ク 国民年金保険料

(ア) 根拠法令

国民年金法、国民年金法施行規則

(イ) 発災前の制度概要

国民年金保険料は、災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主もしくは属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額がその価格のおおむね1/2以上である損害を受けた場合、厚生労働大臣が指定する期間について、申請に基づきその保険料を免除するものとされている。

(ウ) 発災後の対応と免除の実施

東日本台風では、通常の見取りに基づき、各区役所区民課、各まちづくりセンター等にて申請受付を行った。

<免除対象期間>

令和元年9月分から令和3年6月分まで

ケ 障害福祉サービス等の利用者負担額の減免

(ア) 根拠法令

児童福祉法の施行に関する規則第10条

(イ) 概要

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財等の財産に著しい損害を受けた場

²¹ 医療機関等の窓口での口頭申告による免除は令和2年3月31日（水）で終了。

合や世帯の収入が著しく減少した場合などにおいて、障害児通所支援の利用にかかる費用を負担することが困難な方の利用者負担額が減免となるもの。

(ウ) 必要書類

- 障害児通所給付費特例適用申請書
- 必要に応じて罹災証明書など、困難な状況を証明する書類の添付

(エ) 手続き

各地区の相談窓口連絡の上、手続きを実施する。

(オ) 担当窓口

- 緑・中央・南の障害福祉相談課
- 城山・津久井・相模湖・藤野の保健福祉課
- 障害福祉サービス課

(カ) 実績

実績なし

(3) 各種証明書の手数料免除

ア 概要

東日本台風により被災者への生活支援として、被災を原因とする各種支援制度等の手続きに必要とする住民票の写し、印鑑登録証明書、市・県民税課税（非課税・所得）証明書等の交付手数料の免除を行った。

なお、コンビニ交付により取得する証明書については、申請時に罹災の事実及び利用目的を確認できないため、免除の対象外とした。

(ア) 対象者

東日本台風を原因とする「罹災証明書」又は「罹災届出証明書」を提示できる方

(イ) 免除を行った期間

令和元年11月6日（水）から令和2年11月30日（月）まで

イ 住民基本台帳関係

住民基本台帳関係の以下の証明書について、手数料の免除を行った。

(ア) 証明書の種類

印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、その他住民基本台帳に関する証明書

(イ) 受付窓口

各区役所区民課、各区役所まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南を除く。）、緑区役所各出張所、各連絡所

ウ 戸籍関係

戸籍関係の以下の証明書について、手数料の免除を行った。

(ア) 証明書の種類

戸籍全部（個人）事項証明書、除籍全部（個人）事項証明書、その他戸籍に関する証明書

(イ) 受付窓口

各区役所区民課、各区役所まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南を除く。）、緑区役所各出張所、各連絡所

エ 税関係

税関係の以下の証明書について、手数料の免除を行った。

(ア) 証明書の種類

市・県民税課税（非課税・所得）証明書、納税証明書（国民健康保険税含む。）、その他市税に関する証明書

(イ) 受付窓口

①市税の証明書など

市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、各区役所まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南を除く。）、緑区役所各出張所、各連絡所

②国民健康保険税納税証明書など

国民健康保険課、城山・津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター、緑区役所各出張所

(4) 水道料金の減免

ア 県営水道

県企業庁は、県営水道の給水区域内の家屋が被災した方及び給水区域内の応急住宅等に避難された方を支援するため、水道料金の減免を行った。

(ア) 根拠法令

神奈川県県営上水道条例第 46 条

(イ) 対象者及び減免内容

水道料金減免の対象者と減免内容は図表 4.3.37 のとおりである。

図表 4.3.37 水道料金減免の対象者と減免内容（県営水道）

| 対象者 | 減免内容 |
|-----------------------------------|--|
| 家屋が損壊や浸水等により水道の使用ができなくなった方 | 10 月分の水道料金の基本料金（1 か月 710 円）及び当該基本料金に係る消費税等相当額を減額 |
| 被災した家屋の清掃等を行い、その家屋で引き続き水道を使用している方 | 10 月分を含む水道料金の基本料金（2 か月 1,420 円）及び当該基本料金に係る消費税等相当額を減額 |
| 被災した家屋から応急仮設住宅又は公営住宅に避難された方 | 家賃が免除される期間における水道料金の基本料金及び当該基本料金に係る消費税等相当額を減額 |

(ウ) 申請期限

令和 2 年 3 月 31 日（火）

イ 簡易水道

東日本台風により家屋が被災された方の被災後の生活を支援するため、罹災証明書の発行を受けた方を対象に市営簡易水道使用料の減免を行った。

(ア) 根拠法令

相模原市簡易水道条例第 35 条、相模原市簡易水道条例施行規則第 13 条

(イ) 対象者及び減免内容

水道料金減免の対象者と減免内容は図表 4.3.38 のとおりである。

表 4.3.38 水道料金減免の対象者と減免内容（簡易水道）

| 対象者 | 減免内容 | |
|----------------|--------------|-------------|
| | 藤野簡易水道 | 青根簡易水道 |
| 公営住宅又は賃貸住宅 | 使用料の 100%の減免 | |
| 被災家屋又は知人・親族の住宅 | 使用料のうち基本料の減免 | 使用料の 50%の減免 |

(ウ) 申請期限

令和 2 年 10 月 12 日（月）

(エ) 実績

件数：1 件

減免額：953 円

(5) 各種使用料等の減免

ア 下水道使用料等

下水道使用料等とは、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、市設置高度処理型浄化槽使用料の事を指し、風水害により、市内の家屋等が罹災した方を対象に被災後の生活支援等を目的として、次のとおり減免した。

(ア) 根拠法令

相模原市公共下水道使用料徴収条例施行規則第 11 条第 1 項第 3 号

相模原市農業集落排水施設使用料徴収条例施行規則第 11 条第 1 項第 4 号

相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則第 37 条第 1 項第 4 号

(イ) 対象者及び減免内容

被災した住家での生活が続けられず、応急住宅など他の住家での生活を余儀なくされている場合は、全額減免を行った²²。被災した住家で生活を続けている場合は、基本使用料分の減免を行った。減免の期間は、申請書を受領した日を含む月分から 12 か月に相当する期間とした。

(ウ) 申請方法

罹災証明書の写しと各使用料の減免申請書を下水道料金課へ提出。

(エ) 申請期限

令和 2 年 10 月 12 日（月）

(オ) 実績

○公共下水道使用料

減免世帯：7 世帯

減免額合計：90,942 円（令和 3 年 9 月末時点）

○市設置高度処理型浄化槽使用料

減免世帯：2 世帯

減免額合計：21,823 円（令和 3 年 9 月末時点）

○農業集落排水処理施設使用料

減免世帯：0 世帯

²² 親族や知人の家で間借りしているなど、被災者が下水道使用料の納入義務者でない場合は、基本使用料分の減免を行った。

イ し尿及び浄化槽汚泥等処理手数料

風水害により、市内の家屋等が罹災した方を対象に被災後の生活支援等を目的として、次の使用料及び手数料について次のとおり減免を実施した。

なお、減免に当たっては、罹災証明書及び各減免申請書の提出または事業所管課への連絡により申請を受付し、減免を行った。

(ア) 根拠法令

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則第 32 条第 1 項第 1 号

(イ) 対象者及び減免内容

風水害により家屋が全壊又は半壊、もしくは床上浸水又は床下浸水により被害を受けた方を対象に、事前協議を行った上で手数料の減免を行った。

(ウ) 申請方法

罹災証明書（写し可）を用意の上、次の窓口へ連絡。

- 相模台収集事務所（旧相模原市域の方）
- 津久井クリーンセンター（津久井地域の方）

(エ) 実績

減免件数：22 件

減免額合計：682,400 円（令和 3 年 9 月末時点）

(6) 子育て・教育等に係る減免等

ア 避難先小中学校等への就学

住民登録地を変更せずに一時的に避難する場合、居住地に基づいて避難先の市立小・中学校等に通うことができるもの。

図表 4.3.39 避難先小中学校等への就学

| | |
|------|--|
| 根拠法令 | 学校教育法施行細則 |
| 必要書類 | ○居住地がわかるもの ○居住地に基づく就学願申立書 ※上記以外にも必要な書類がある場合があり。 |
| 手続き | 居住地に基づく就学願申立書を提出の上、就学を希望する学校の学校長との面談を実施する。 |
| 担当窓口 | 学務課 |
| 実績 | 9 件 |

イ 就学支援

子の市立小・中学校（義務教育学校、中等教育学校前期課程含む）への就学にあたり経済的に困難な理由がある方に対し、学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費（入学準備金）、給食費、校外活動費、修学旅行費、通学費を援助するもの。

図表 4.3.40 就学支援

| | |
|------|---|
| 根拠法令 | 相模原市就学奨励規則 |
| 対象者 | ○収入が少ない人（所得上限、審査あり） ○次のいずれかに該当する人※ ・母子世帯などに対する児童扶養手当を受けている人（児童手当、特別児童扶養手当は対象外。） |

| | |
|------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護が停止または廃止となった人 ・収入のある人全員に障害があり、市民税非課税の人、または寡婦・寡夫で収入のある人全員が市民税非課税の人 ・災害により市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された人 ・国民健康保険税が減免または徴収猶予された世帯に属する人 ・世帯全員の国民年金の掛金が減免された人 ・社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付けを受けた人（低所得世帯で貸付けを受けた世帯に限る。） |
| 必要書類 | 就学奨励金交付申請書及びその必要書類 |
| 担当窓口 | 学務課 |
| 実績 | 6件：149,617円 |

(※1) 上記以外の理由により援助が必要な場合で、同一生計の家族全体収入が限度額以下の方は対象となる場合もある。

ウ 学校教材の補填

災害により喪失・損傷した教科書、学用品及び副読本等（市教育委員会で発行しているもの）を補填するもの。

図表 4.3.41 学校教材の補填

| | |
|------|-------------------------------------|
| 担当窓口 | 教科書・学用品：学務課 副読本等：教育センター |
| 実績 | 教科書：0件 学用品：3件 15,181円 副読本等：0件 |

エ 奨学金（給付型、緊急採用）

経済的理由により高等学校等（高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校・専修学校高等課程のいずれかの学校で、特別支援学校は除く。）への就学が困難な方に奨学金を給付するもの。また、災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施するもの。

図表 4.3.42 給付型奨学金

| | 高等学校入学前 | 高等学校入学後 |
|------------|--|---|
| 資格要件（一部） | <ul style="list-style-type: none"> ○「生徒（学生）」及び「保護者」が本市に居住している方 ○「生徒（学生）」「保護者」及び「生徒（学生）」と住民票で同一の世帯の方が、「市（区町村）民税の所得割額が0円」※の方で、「生活保護」を受給していない方 ※ 災害により自身の居住用の家屋等が被害を受けた場合等により所得が著しく減少し、市（区町村）民税の所得割額全額の減免決定を受けた場合も対象となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年4月1日以降に高等学校に入学した方で、継続して在学し、卒業を目指す意欲のある方 |
| 申請時期 | 中学3年次の11～3月頃 | 毎年6～2月 |
| 申請書類（全員提出） | ○奨学金給付申請書（在学の中学校長の推薦が必要） | ○奨学金給付申請書 ○在学（在籍）証明書 |

| | 高等学校入学前 | 高等学校入学後 |
|---------|---|---|
| (該当者提出) | 【当該年度の市（区町村）民税が本市以外の自治体で決定された場合】 次のいずれかの書類 ○当該年度の「市（区町村）民税課税（非課税）証明書」の写し ○当該年度の「市（区町村）民税額等の税額決定通知書」の写し 【当該年度の市（区町村）民税の減免決定を受けて申請する場合】 次の両方の書類 ○当該年度の「市（区町村）民税減免決定通知書」の写し ○当該年度の減免後の「市（区町村）民税額等の税額（変更）決定通知書」の写し | |
| 給付額 | ○入学支度金 20,000 円 ○修学資金 最大 100,000 円（年額） | ○修学資金 最大 100,000 円（年額）（初年度は申請の時期等により変わる。） |
| 担当窓口 | 学務課 | |
| 実績 | 0 件 | 0 件 |

図表 4.3.43 緊急採用奨学金

| | |
|------|-------------------------------------|
| 対象者 | 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒 |
| 担当窓口 | 在籍する各学校（奨学金担当窓口） |
| 実績 | 0 件 |

オ 授業料等の免除

(ア) 高等学校授業料等減免措置

災害による経済的な理由によって高等学校の授業料等の納付が困難な生徒を対象に授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除を行うもの。

図表 4.3.44 高等学校授業料減免措置

| | |
|------|----------------------------------|
| 対象者 | 天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方 |
| 担当窓口 | 在籍する各学校（授業料担当窓口） |

(イ) 大学等授業料等減免措置

災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行うもの²³。

図表 4.3.45 大学等授業料減免措置

| | |
|------|-------------------------|
| 対象者 | 各大学等において、減免等を必要とすると認める者 |
| 担当窓口 | 在籍する各学校（授業料担当窓口） |

カ 保育所等利用料の減免

保育所等を利用する0～2歳児クラスの児童で、被災により利用料の支払いが困難な場合に、申請により減額又は免除するもの。

図表 4.3.46 保育所等利用料の減免

| | |
|------|--|
| 根拠法令 | 相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担等に関する条例施行規則第8条 |
| 必要書類 | ○罹災証明書、その他の災害の状況を明らかにする書類 |

²³ 具体的な基準や減額額などは、学校ごとに異なる。

| | |
|-------|--|
| | ○減免申請書 |
| 減免の適用 | 被災世帯が居住する家屋が風水害により、半壊、全壊もしくは床上浸水等したときに、次の割合を適用して行う。 ○家屋が全壊、流出、埋没等により家屋の原形をとどめない場合又は半壊等により復旧が不能の場合：100% ○家屋の主要部分が著しく損傷している場合：75% ○家屋の屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住若しくは使用目的を著しく損じたとき又は下壁、畳等に損傷を受け、居住若しくは使用目的を損じ、修理若しくは取替えを必要とする場合：50% |
| 減免の期間 | 必要と認められる期間 |
| 担当窓口 | 各区の子育て支援センター、城山・津久井・相模湖・藤野の保健福祉課 |
| 実績 | 0件 |

キ 児童手当の認定

児童手当の認定請求や各種届出に必要な添付書類について、申立書を提出で代えることができるもの。また、被災により認定請求や各種届出が遅れた場合は、災害その他のやむを得ない理由により手続きができなかったことを配慮し、理由の発生した日から15日以内に届けられたものとみなすもの。

図表 4.3.47 児童手当の認定

| | |
|------|-----------------------------|
| 根拠法令 | 児童手当法施行規則第11条第2項 |
| 対象者 | 東日本台風に伴う災害に係る被災者 |
| 手続き | 被災された方は、手続きの際に窓口にてその旨を申し出る。 |
| 担当窓口 | 子育て給付課 |
| 実績 | 0件 |

ク 各種手当等の特例措置（児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当）

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じるほか必要な書類の提出猶予を設けるもの。

図表 4.3.48 各種手当等の特例措置

| | |
|-------|---|
| 根拠法令 | ○児童扶養手当 児童扶養手当法 ○特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 |
| 対象者 | 自己または所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の所有住宅や家財等の財産について、その価格のおおむね1/2以上の損害を受けた方 |
| 適用条件等 | ○被害金額には保険等で補てんされた額は含まない。 ○被災した年の所得が全部支給限度額以上であった場合は、後日返還が必要となる。 ○所得税法上扶養していない親族の損害については対象にならない。 ^(※1) |
| 必要書類等 | ○被災状況届 ○罹災証明書 |
| 担当窓口 | ○児童扶養手当 子育て給付課 |

| | |
|----|--|
| | ○特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当 障害福祉サービス課 |
| 実績 | 0件 |

(※1) 児童扶養手当が全部支給の方は対象外となる。(手当額の上乗せではない。)

ケ ひとり親家庭等医療費助成の特例措置

被災者に対するひとり親家庭等医療費助成について、所得制限の特例措置を講じるもの。

図表 4.3.49 ひとり親家庭等医療費助成の特例措置

| | |
|-------|---|
| 根拠法令 | 相模原市医療費助成条例施行規則第12条 |
| 対象者 | 自己または所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族の所有住宅や家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方 |
| 適用条件等 | ○被害金額に保険等で補てんされた額は含まない ○所得税法上扶養していない親族の損害は対象外 ○原則として児童扶養手当の特例措置を適用した方が対象 ○ひとり親家庭等医療費助成の福祉医療証の交付を受けている方は対象外 |
| 必要書類等 | ○交付申請書 ○申立書（扶養親族に関する申立書、特例措置の適用に関する申立書） ○罹災証明書 ○保険証 ○印鑑 |
| 適用期間 | 損害を受けた月から翌年の12月31日まで |
| 担当窓口 | 子育て給付課 |
| 実績 | 0件 |

コ 母子父子寡婦福祉資金（貸付金の住宅資金、償還金の支払猶予）

(ア) 貸付金の住宅資金

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。

図表 4.3.50 母子父子寡婦福祉資金（貸付金の住宅資金）

| | |
|-------|--|
| 根拠法令 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関する規則第2条第1項第7号 |
| 対象者 | 住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯 |
| 適用条件等 | ○工事着工以前に申請があったものに限る。 ○総工事費、総工事費に占める自己資金（申請者本人の所有する現金・預貯金等）の占有率、資金計画等には条件があり、検討の際は担当窓口にて要問合せ。 ○現地調査及び資金計画等の審査を行った上で貸付けの可否を決定する。 |
| 貸付限度額 | 200万円以内 |
| 貸付利率 | 連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0% |
| 据置期間 | 6か月 |
| 償還期間 | 7年 |
| 担当窓口 | 緑・中央・南の子育て支援センター |
| 実績 | 0件 |

(イ) 償還金の支払い猶予

母子父子寡婦福祉資金償還金の支払を猶予できる場合があるもの。

図表 4.3.51 母子父子寡婦福祉資金償還金の支払い猶予

| | |
|-------|---|
| 根拠法令 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関する規則第 15 条 |
| 必要書類 | 罹災証明書の写し 償還金支払猶予申請書 |
| 適用条件等 | 風水害等の災害により、貸付金の貸付けを受けた方が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときに、1年以内の期間で支払いを猶予できる場合がある。 |
| 担当窓口 | 緑・中央・南の子育て支援センター |
| 実績 | 0 件 |

サ 図書館資料弁償の免除

風水害による紛失等の場合に、資料の弁償を免除するもの。

図表 4.3.52 図書館資料弁償の免除

| | |
|------|---|
| 根拠法令 | 相模原市立図書館条例第 13 条 |
| 必要書類 | 図書等弁償免除申請書 |
| 担当窓口 | ○市立図書館 ○市立図書館相武台分館 ○相模大野図書館 ○橋本図書館 |
| 実績 | 2 冊 1,760 円 |

8 生活必需品等の給与

(1) 概要

避難所として開設した藤野農村環境改善センターにおいて、避難生活に必要な生活必需品等の給与を行ったほか、自主避難を行っていた篠原の里や東野自治会館において、生活必需品や寝具を給与した。

また、罹災証明で半壊以上の判定を受けた 9 世帯に対し、炊飯器や食器等の飲食に必要な物品、シャツや下着等の衣類等を給与した。

給与に当たっては、市の防災備蓄品や、民間の企業から避難所に対して提供された義援物資を活用するとともに、防災備蓄品として備えていない物品に関しては災害時応援協定の活用等により調達した。

(2) 給与した生活必需品等

市が給与した生活必需品は図表 4.3.53 及び図表 4.3.54 のとおりである。

図表 4.3.53 避難所において給与した生活必需品一覧

| No. | 品物名 | 給与日 | 給与先 | 個数 | 単位 | 入手方法 |
|-----|------------------------|--------|--------------|----|-----|-----------|
| 1 | ビスケット (60食入り) | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 箱 | 防災備蓄品 |
| 2 | アルファ米 (50食入り) | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 箱 | 防災備蓄品 |
| 3 | おかゆ (50食入り) | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 箱 | 防災備蓄品 |
| 4 | 毛布 (10枚入り) | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 箱 | 防災備蓄品 |
| 5 | 敷きシート (5枚入り) | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 4 | 箱 | 防災備蓄品 |
| 6 | ワンタッチパーテーション (28張入り) | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 箱 | 防災備蓄品 |
| 7 | 生理用品 普通用 (30枚入り) | 10月18日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 袋 | 防災備蓄品 |
| 8 | 生理用品 夜用 (12枚入り) | 10月18日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 袋 | 防災備蓄品 |
| 9 | ワンタッチパーテーション (28張入り) | 10月18日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 箱 | 防災備蓄品 |
| 10 | 紙おむつ 子供用M (174枚入り) | 10月23日 | 篠原の里 | 1 | 箱 | 防災備蓄品 |
| 11 | 紙おむつ 大人用M 横モレ用 (80枚入り) | 10月23日 | 篠原の里 | 1 | 箱 | 防災備蓄品 |
| 12 | 紙おむつ 大人用 外モレ用 (168枚入り) | 10月23日 | 篠原の里 | 1 | 箱 | 防災備蓄品 |
| 13 | おしりふき (250枚入り) | 10月23日 | 篠原の里 | 1 | 箱 | 防災備蓄品 |
| 14 | ガソリン | 10月24日 | 篠原の里 | 20 | ℓ | 防災備蓄品 |
| 15 | 水 (2ℓ×6本) | 10月24日 | 篠原の里 | 4 | 箱 | 防災備蓄品 |
| 16 | 寝具6点セット | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 18 | セット | 民間企業からの調達 |
| 17 | 布団セット3点シングル | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 6 | セット | 民間企業からの調達 |
| 18 | アルミホイル | 10月18日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 本 | 商業観光課から寄付 |
| 19 | サランラップ | 10月18日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 本 | 学校保健課から寄付 |
| 20 | シーツ | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 26 | 枚 | 民間企業からの調達 |
| 21 | 枕カバー | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 26 | 枚 | 民間企業からの調達 |
| 22 | 食器用洗剤 | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 本 | 民間企業からの調達 |
| 23 | 水切りポリ袋 | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 袋 | 民間企業からの調達 |
| 24 | ごみ袋 | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 10 | 袋 | 民間企業からの調達 |
| 25 | タッパ | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 6 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 26 | だしの素 | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 袋 | 民間企業からの調達 |
| 27 | 洗濯洗剤 | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 本 | 民間企業からの調達 |
| 28 | ピンチハンガー | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 4 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 29 | マジック (細) 赤・黒 | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 6 | 本 | 民間企業からの調達 |
| 30 | 付箋 | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 箱 | 民間企業からの調達 |
| 31 | マスク (大人用) | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 箱 | 民間企業からの調達 |
| 32 | マスク (子ども・女性用) | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 箱 | 民間企業からの調達 |
| 33 | コーヒー (スティック) | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 箱 | 民間企業からの調達 |
| 34 | 紅茶 (スティック) | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 箱 | 民間企業からの調達 |
| 35 | ジュース 2リットル | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 本 | 民間企業からの調達 |
| 36 | お茶 2リットル | 10月19日 | 藤野農村環境改善センター | 8 | 本 | 民間企業からの調達 |
| 37 | 米 (5kg) | 10月23日 | 篠原の里 | 4 | 袋 | 民間企業からの調達 |
| 38 | トイレットペーパー (18ロール入/袋) | 10月23日 | 篠原の里 | 7 | 袋 | 民間企業からの調達 |

| No. | 品物名 | 給与日 | 給与先 | 個数 | 単位 | 入手方法 |
|-----|----------------------|--------|-------------------------|----|-----|-----------|
| 39 | ゴミ袋 (450×10 枚/袋) | 10月23日 | 篠原の里 | 10 | 袋 | 民間企業からの調達 |
| 40 | サランラップ | 10月23日 | 篠原の里 | 10 | 本 | 民間企業からの調達 |
| 41 | 電池 (単一) (2 本入り/パック) | 10月23日 | 篠原の里 | 5 | パック | 民間企業からの調達 |
| 42 | 電池 (単二) (2 本入り/パック) | 10月23日 | 篠原の里 | 5 | パック | 民間企業からの調達 |
| 43 | 電池 (単三) (10 本入り/パック) | 10月23日 | 篠原の里 | 1 | パック | 民間企業からの調達 |
| 44 | クイックルワイパー (本体&シート) | 10月23日 | 篠原の里 | 5 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 45 | 紙皿 (24 枚/袋) | 10月23日 | 篠原の里 | 8 | 袋 | 民間企業からの調達 |
| 46 | 紙コップ (50 個入り/袋) | 10月23日 | 篠原の里 | 4 | 袋 | 民間企業からの調達 |
| 47 | 紙椀 (8 個入り/袋) | 10月23日 | 篠原の里 | 5 | 袋 | 民間企業からの調達 |
| 48 | 割り箸 (100 膳入り/袋) | 10月23日 | 篠原の里 | 2 | 袋 | 民間企業からの調達 |
| 49 | 手指消毒液 (ワンプッシュタイプ) | 10月23日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 個 | 地域保健課より借用 |
| 50 | 手指消毒液 (ワンプッシュタイプ) | 10月23日 | 篠原の里 | 1 | 個 | 地域保健課より借用 |
| 51 | 布団セット | 10月26日 | 東野自治会館 (津久井まちづくりセンター経由) | 2 | 組 | 民間企業からの調達 |
| 52 | シーツ | 10月26日 | 東野自治会館 (津久井まちづくりセンター経由) | 2 | 枚 | 民間企業からの調達 |
| 53 | トレーナー | 10月27日 | 篠原の里 | 1 | 着 | 民間企業からの調達 |
| 54 | トレーナー | 10月27日 | 篠原の里 | 1 | 着 | 民間企業からの調達 |
| 55 | サラヤアルコール 520 ml | 10月27日 | 藤野農村環境改善センター | 6 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 56 | 専用ホルダー | 10月27日 | 藤野農村環境改善センター | 3 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 57 | 専用ノズル | 10月27日 | 藤野農村環境改善センター | 3 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 58 | 物干しスタンドX型ステンレス | 10月30日 | 藤野農村環境改善センター | 5 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 59 | 物干しスタンドX型木目 | 10月30日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 60 | テレビ 23 インチ | 10月30日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 台 | 民間企業からの調達 |
| 61 | テレビケーブル | 10月30日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 本 | 民間企業からの調達 |
| 62 | 単4 電池 (12 本/パック) | 10月30日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | パック | 民間企業からの調達 |
| 63 | 単3 電池 (4 本/パック) | 11月3日 | 藤野農村環境改善センター | 3 | パック | 民間企業からの調達 |
| 64 | 片手鍋 | 11月3日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 65 | 養生テープ | 11月3日 | 篠原の里 | 4 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 66 | 模造紙 | 11月3日 | 篠原の里 | 3 | 枚 | 民間企業からの調達 |
| 67 | 電気ストーブ | 11月8日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 台 | 民間企業からの調達 |
| 68 | アルコールタオル | 11月8日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 69 | アルコールタオル 詰め換え用 | 11月8日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 70 | 貼る便座シート | 11月8日 | 藤野農村環境改善センター | 10 | 組 | 民間企業からの調達 |
| 71 | 掛け布団カバー | 11月8日 | 藤野農村環境改善センター | 3 | 枚 | 民間企業からの調達 |
| 72 | タッパー | 11月16日 | 藤野農村環境改善センター | 20 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 73 | どんぶり | 11月16日 | 藤野農村環境改善センター | 32 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 74 | 液体洗濯洗剤 | 11月16日 | 藤野農村環境改善センター | 4 | 袋 | 民間企業からの調達 |
| 75 | トイレ掃除用ブラシ | 11月16日 | 藤野農村環境改善センター | 4 | 本 | 民間企業からの調達 |

| No. | 品物名 | 給与日 | 給与先 | 個数 | 単位 | 入手方法 |
|-----|--------------------|--------|--------------|----|----|-----------|
| 76 | トイレ掃除用替えブラシ | 11月16日 | 藤野農村環境改善センター | 4 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 77 | エボルタ NEO 単3形 | 11月18日 | 藤野農村環境改善センター | 1 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 78 | アルコールハンドジェル | 11月29日 | 藤野農村環境改善センター | 4 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 79 | 流せるトイレブラシ本体 | 11月29日 | 藤野農村環境改善センター | 3 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 80 | 流せるトイレブラシ替え シトラス | 11月29日 | 藤野農村環境改善センター | 6 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 81 | ビオレハンドソープS ポンプ | 11月29日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 82 | ビオレハンドソープS フルーツポンプ | 11月29日 | 藤野農村環境改善センター | 2 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 83 | ビオレハンドソープS フルーツ詰替 | 11月29日 | 藤野農村環境改善センター | 3 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 84 | ビオレハンドソープS 詰替 | 11月29日 | 藤野農村環境改善センター | 3 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 85 | クイックルワイパー本体 | 11月29日 | 藤野農村環境改善センター | 6 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 86 | TV フローリングドライ | 11月29日 | 藤野農村環境改善センター | 6 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 87 | クイックルW 立体吸着ローズ | 11月29日 | 藤野農村環境改善センター | 6 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 88 | 速乾性手指消毒剤 | 12月6日 | 地域保健課 ※ | 1 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 89 | ボールド香りのサプリインジェル詰替 | 12月6日 | 藤野農村環境改善センター | 3 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 90 | トイレ用流せるお掃除シート | 12月6日 | 藤野農村環境改善センター | 4 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 91 | 水切りスポンジ | 12月16日 | 藤野農村環境改善センター | 3 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 92 | 台所漂白泡スプレー | 12月16日 | 藤野農村環境改善センター | 6 | 個 | 民間企業からの調達 |
| 93 | ソイジョイ バナナ | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 48 | 本 | 民間企業からの提供 |
| 94 | ソイジョイ チョコ | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 48 | 本 | 民間企業からの提供 |
| 95 | ソイジョイ プレーン | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 48 | 本 | 民間企業からの提供 |
| 96 | カロリーメイト チョコ | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 30 | 個 | 民間企業からの提供 |
| 97 | カロリーメイト ゼリー | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 24 | 本 | 民間企業からの提供 |
| 98 | OS-1 液体 | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 24 | 本 | 民間企業からの提供 |
| 99 | OS-1 ゼリー | 10月15日 | 藤野農村環境改善センター | 24 | 本 | 民間企業からの提供 |
| 100 | ボカリスエット | 10月18日 | 藤野農村環境改善センター | 48 | 本 | 民間企業からの提供 |
| 101 | カロリーメイト チョコ | 10月18日 | 藤野農村環境改善センター | 48 | 個 | 民間企業からの提供 |
| 102 | チオビタゴールド | 10月23日 | 篠原の里 | 50 | 本 | 民間企業からの提供 |
| 103 | チオビタゴールド | 10月24日 | 藤野農村環境改善センター | 50 | 本 | 民間企業からの提供 |
| 104 | チオビタゴールド | 10月30日 | 藤野農村環境改善センター | 50 | 本 | 民間企業からの提供 |

(※1) 避難所開設時に地域保健課の備品を使用したため、補完した。

図表 4.3.54 半壊以上の世帯へ給与した生活必需品一覧

| 品名 | 個数 | 単位 | 入手方法 |
|-----------|----|----|-------------|
| 毛布 (シングル) | 14 | 枚 | 市内経済団体に調達要請 |
| 布団 (シングル) | 10 | 枚 | |
| 靴下 | 16 | 足 | |
| 下着 | 6 | 枚 | |
| 肌着 | 6 | 枚 | |
| フェイスタオル | 3 | 枚 | |

| | | | |
|-----------|----|-----|-------------|
| ガスコンロ | 2 | 台 | 市内経済団体に調達要請 |
| 炊飯器 | 2 | 台 | |
| 鍋 | 3 | 個 | |
| フライパン | 3 | 枚 | |
| やかん | 3 | 個 | |
| まな板 | 1 | 枚 | |
| 包丁 | 4 | 本 | |
| 茶碗 | 3 | 個 | |
| 箸 | 2 | 膳 | |
| 箱ティッシュ | 6 | パック | |
| トイレットペーパー | 7 | パック | |
| 電気ストーブ | 8 | 個 | |
| カーテン | 17 | 枚 | |
| 室内照明 | 11 | 個 | |

9 応急住宅の供与

(1) 概要

東日本台風では、特に緑区を中心に甚大な被害を受けており、被災者の住宅を緊急に確保する必要があるとのことから、10月15日付けで国から通知が発出され、公営住宅や高齢者向け公共賃貸住宅への入居を希望した場合の取扱いが示された。

また、災害救助法第4条第1項第1号で規定されている応急仮設住宅の供与について適用することを決定し、公営住宅等と合わせた被災者の一時的な居住の安定を図ることとした。

(2) 公営住宅（市営住宅）の活用

市営住宅の提供は、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可として、原則として3か月（最長で6か月）の期間を無償（光熱水費、共益費等は自己負担）にて提供を行った。

市営住宅の提供に当たっては、例年11月に実施している定例募集を取りやめ、10月18日（金）より順次、64戸の入居者募集を行った。結果として、令和2年2月までに2世帯3人が居住した。

(3) 応急仮設住宅（賃貸型）の供与

応急仮設住宅（賃貸型）は、災害救助法第4条第1項第1号で規定されている救助の種類の一つであり、住家を滅失した被災者が民間賃貸住宅を借り上げる際、入居から2年間を限度として賃料等を市が負担することにより、早期の住まいの確保と提供を図るものである。

応急仮設住宅（賃貸型）の供与に当たっては、市と災害協定を締結している関係団体（（公社）神奈川県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会神奈川県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会）の協力により市内の賃貸住宅を活用し、被災者の速やかな居住の確保を図った。

10月から順次、応急仮設住宅（賃貸型）への入居が始まり、令和2年8月末の入居者募集の終了までに全19世帯が市内の各地区に入居し、令和3年9月末までに16世帯が退去した。

10 住宅の応急修理

(1) 概要

住宅の応急修理は、災害救助法第4条第1項第6号で規定されている救助の種類の一つであり、大規模半壊、半壊又は一部損壊(準半壊に限る。)となった住宅等についての応急修理を行うものである。

具体的には、被災した住宅の屋根・柱・床・基礎、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等日常生活に必要で欠くことのできない部分で緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理する支援事業で、本市では10月29日(火)から実施された。

(2) 実績

ア 申請受付

申請受付は、10月29日(火)より津久井総合事務所、相模湖総合事務所、藤野総合事務所で開催したほか、郵送でも申請可とした。このほか、鳥屋出張所、青根出張所、串川出張所、青野原出張所でも臨時の受付窓口を開設した。

イ 実績件数

住宅の応急修理については、合計10世帯から申請があり、内訳については次のとおりである。なお、近隣の道路や河川の復旧状況により工事の着工が遅れたことから、最後の工事の完了は令和3年2月となった。

図表 4.3.55 住宅の応急修理実績

(単位：世帯)

| 状態 | 津久井地区 | 相模湖地区 | 藤野地区 |
|-----------|-------|-------|------|
| 全壊 | 0 | 1 | 0 |
| 大規模半壊 | 2 | 0 | 0 |
| 半壊 | 5 | 1 | 0 |
| 一部損壊(準半壊) | 0 | 1 | 0 |
| 合計 | 7 | 3 | 0 |

11 土砂混じりがれき撤去

(1) 概要

市内の宅地内に堆積した土砂混じりがれき(土砂、流木又は岩石及びがれき(家財等を含む)が混ざった状態のもの)について、所有者等の申請に応じて市が所有者等に代わって撤去を行うこととした。

本事業の対象者は、東日本台風により土砂混じりがれきが流入し、堆積した市内の宅地等を所有する個人又は中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者とし、津久井土木事務所、津久井土木事務所相模湖班、津久井土木事務所藤野班の3箇所に受付場所を設けた。

また、撤去した土砂混じりがれきの仮置場を青野原グラウンドに設置した。

(2) 実績

土砂混じりがれきの撤去は令和元年10月18日(金)から令和2年3月31日(火)までの期間に受け、141件の申請のうち、88件の撤去を実施した。内訳は、図表4.3.56のとおりである。

なお、88件のうち、86件は令和元年度中に撤去が完了しており、残りの2件は令和2年度中に完了した。

図表 4.3.56 土砂混じりがれき撤去の実績

| 地区 | 申請 | 撤去実施 | 取り下げ | 対象外 |
|-----|-------|------|------|------|
| 津久井 | 84 件 | 61 件 | 12 件 | 11 件 |
| 相模湖 | 18 件 | 7 件 | 5 件 | 6 件 |
| 藤野 | 39 件 | 20 件 | 5 件 | 14 件 |
| 合計 | 141 件 | 88 件 | 22 件 | 31 件 |

12 家屋等の解体

(1) 概要

家屋等の所有者の依頼により、所有者に代わり解体及び撤去を行う「公費解体」と、自らの費用負担で解体及び撤去された方に費用の償還を行う「自費解体」を実施した。

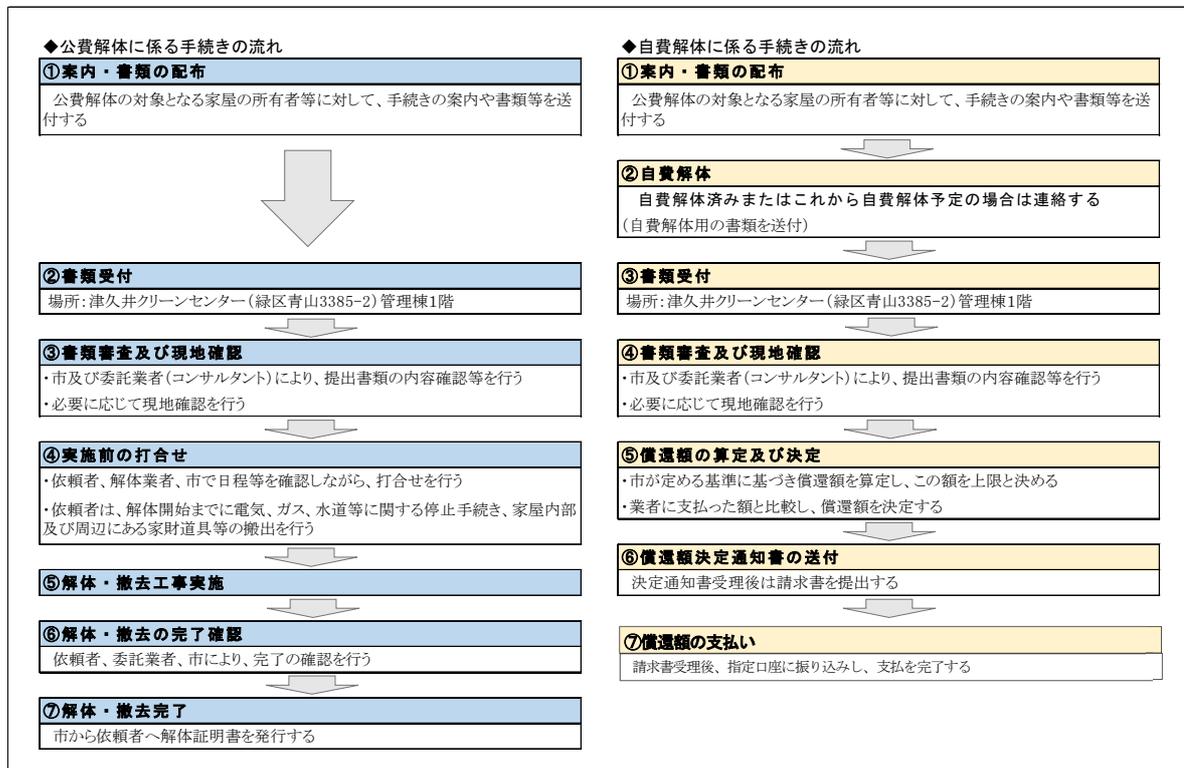
公費解体、自費解体の対象はいずれも、罹災証明書で半壊以上の判定（全壊、大規模半壊、半壊）を受けた住家であり、被災家屋等のすべてについて解体・撤去を希望するものを対象とし、家屋等の一部のみの解体やリフォームは対象外とした。

受付期間は令和2年1月14日（火）から3月31日（火）までの所定の日とし、被災家屋が津久井地域に多いことから津久井クリーンセンター管理棟1階の小会議室を受付場所とし、青野原グラウンドを仮置場として、撤去物を搬入した。

解体及び撤去に伴う費用は、環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象であり、令和元年11月7日付け環境省事務連絡「令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について（周知）」において、補助対象が「全壊」から「半壊以上」へ拡充された。

家屋等の解体及び撤去の流れは図表 4.3.57 のとおり。

図表 4.3.57 家屋等の解体及び撤去の流れ



(2) 実績

公費解体及び自費解体の依頼件数は26件であり、3年間で図表4.3.58のとおり実施した。

図表 4.3.58 家屋等の解体の実績

| 年度 | 公費解体 | | 自費解体 | |
|-------|------|--------------|------|------------|
| | 実施数 | 事業費 | 実施数 | 事業費 |
| 令和元年度 | 0件 | 0円 | 2件 | 8,875,491円 |
| 令和2年度 | 21件 | 193,914,796円 | 0件 | 0円 |
| 令和3年度 | 3件 | 6,874,002円 | 0件 | 0円 |

1.3 農地・農業用施設の復旧支援

(1) 概要

東日本台風により農地や農業用施設に被害があり、一定の条件²⁴を満たした場合、国の補助制度を活用して復旧を実施した。東日本台風では被害額が大きかったため、国庫補助率の嵩上げ申請を行った。結果、高率補助が可能となり、国庫補助率は、農地：94.0%、農業用施設：97.9%となった。地方負担分については、被災農家からの意見や地元農協からの農家の負担軽減を目的とした災害寄附金を受領したこと等を踏まえ、「令和元年東日本台風豪雨災害に伴い相模原市が実施する農地等災害復旧事業取扱要領²⁵」を制定し、農家の負担なしで市が復旧事業を実施した。東日本台風では、この要領に基づき、国庫補助事業に該当しない小規模災害復旧事業についても、対象として市が復旧事業を実施した。

(2) 実績

災害復旧事業及び小規模災害復旧事業の実績は図表4.3.59のとおり。

図表 4.3.59 災害復旧事業及び小規模災害復旧事業の実績

| 【国庫補助】災害復旧事業（市施工・事業費40万円以上） | |
|-----------------------------|---------------------------|
| 農地 | 3箇所（津久井1、藤野2） |
| 農業用施設 | 1箇所（大島1） |
| 【市単独】小規模災害復旧事業（市施工） | |
| 農地 | 26箇所 （津久井12、相模湖4、藤野10） |
| 農業用施設 | 5箇所（津久井4、相模湖1） |

1.4 その他の支援

(1) 入浴支援

断水の影響で入浴が困難な市民を対象に、県やさがみ湖リゾートプレジャーフォレストの協力により、「愛川ふれあいの村」（愛川町半原）の入浴施設や「さがみ湖温泉うるり」（緑区若柳）が10月15日（火）から無料で開放された。さらに、20日（日）には「湯楽の里」（緑区下九沢）より、被災者へ入浴券100枚が無料で提供された。このほか、本市でも「やまな

²⁴ 1箇所の工事費が40万円以上（原形復旧）。受益戸数2戸以上の施設であり、ビニールハウスや農業倉庫を含まない。

²⁵ 令和2年3月6日（金）施行。

み温泉」等の温泉施設で入浴支援を実施した。

図表 4.3.60 入浴支援実施施設の内容

| 施設名 | 実施期間 |
|----------------|------------------------|
| さがみ湖温泉うるり | 10月15日(火)～令和2年3月29日(日) |
| 愛川ふれあいの村 | 10月15日(火)～10月18日(金) |
| 湯楽の里 | 10月20日(日)～11月30日(土) |
| 藤野やまなみ温泉 | 10月12日(土)～令和2年2月29日(土) |
| 青根みどりの休暇村いやしの湯 | 10月16日(水)～10月21日(月) |
| 緑の休暇村センター | 10月23日(水)～11月1日(金) |

(2) 床上浸水した家屋の消毒

10月24日(木)から、床上浸水した家屋所有者等へ消毒薬の配布を開始した。相談及び受付対応は疾病対策課が行い、緑区内の各まちづくりセンター・出張所・連絡所の窓口で消毒薬の受渡しを実施した。

図表 4.3.61 床上浸水した家屋に対する消毒液配付の内容

| 窓口 | 実施期間 | 実績件数 |
|--------------------------|---------------------|------|
| 緑区内の各まちづくりセンター・出張所・連絡所窓口 | 10月24日(木)～12月27日(金) | 9件 |

(3) リユース家具の提供

ア 概要

東日本台風により家屋が被災した市民の生活支援及び早期の生活再建に資するため、リユース家具²⁶の提供を行った。

(ア) 対象者

- 東日本台風により居住する家屋が被災し、市より「罹災証明書」又は「罹災届出証明書」が交付された市民 ※居住しない家屋は対象外
- 東日本台風により応急仮設住宅(賃貸型応急住宅)に入居する市民

(イ) 手続き方法

- ①資源循環推進課に電話連絡を行い、提供場所への来館日や希望家具の種類等を調整。
- ②橋本台リサイクルスクエアに「罹災証明書」、「罹災届出証明書」又は「賃貸型応急住宅入居承認通知書」を持参(12月29日～1月3日を除く9時～16時)し、申込書に記入のうえ提供家具を自己搬出する。

(ウ) 提供点数

1世帯につき3点まで(1世帯につき1回に限る)²⁷

(エ) 提供期間

令和元年11月1日(金)から令和3年3月31日(水)まで²⁸

²⁶ リユース家具とは家庭から排出された粗大ごみのうち再使用が可能な家具類を補修・清掃したものである。

²⁷ テーブルと椅子等組み合わせて使用することを前提とするものは1点とみなす。

²⁸ 当初、令和2年3月31日(火)までとしていた提供期間を1年間の延長実施。

図表 4.3.62 リユース家具案内 (チラシ)

リユース家具を提供します

台風第19号により家庭が被災された皆様の生活を支援するため、市が保管するリユース家具を無償で提供いたします。

対象者 次のどちらかに該当する方

- ・令和元年台風第19号により家庭が被災し、市から「罹災証明書」又は「罹災届出証明書」が交付された方
- ・令和元年台風第19号により応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）に入居される方

期間 令和元年11月1日（金）～令和2年3月31日（火）

提供場所 橋本台リサイクルスクエア（緑区下丸沢2084-3）

たんす、ラック、机、いす、ベッドなどのリユース家具を提供いたします。
 ※1世帯3点まで。搬出はご自身をお願いします。
 ※リユース家具の在庫状況によっては休止する場合があります。

リユース家具の例 提供場所




ご希望の方は下記受付窓口へご連絡ください。

担 当：市役所資源循環推進課
電 話：042-769-8334（直通）
受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）8時30分～17時00分

イ 実績

リユース家具の申し込みは7件あり、19点の家具の提供を行った。

図表 4.3.63 リユース家具提供実績

| 提供日 | 件数 | 家具提供点数 | 提供家具（抄） |
|---------------|----|--------|---------|
| 令和元年11月13日（水） | 2 | 6 | シングルベッド |
| 令和元年11月18日（月） | 1 | 3 | メタルラック |
| 令和元年11月28日（木） | 1 | 3 | 洋服ダンス |
| 令和元年12月4日（水） | 1 | 1 | キッチンボード |
| 令和元年12月26日（木） | 1 | 3 | 書棚 |
| 令和2年2月3日（月） | 1 | 2 | 2人掛けソファ |
| 令和2年2月19日（水） | 0 | 1 | 回転椅子 |
| 合計 | 7 | 19 | |

（※1）令和2年2月19日（水）の家具提供は、令和元年12月4日（水）の提供者に対して再度提供を行ったもの。

第4節 災害ボランティア

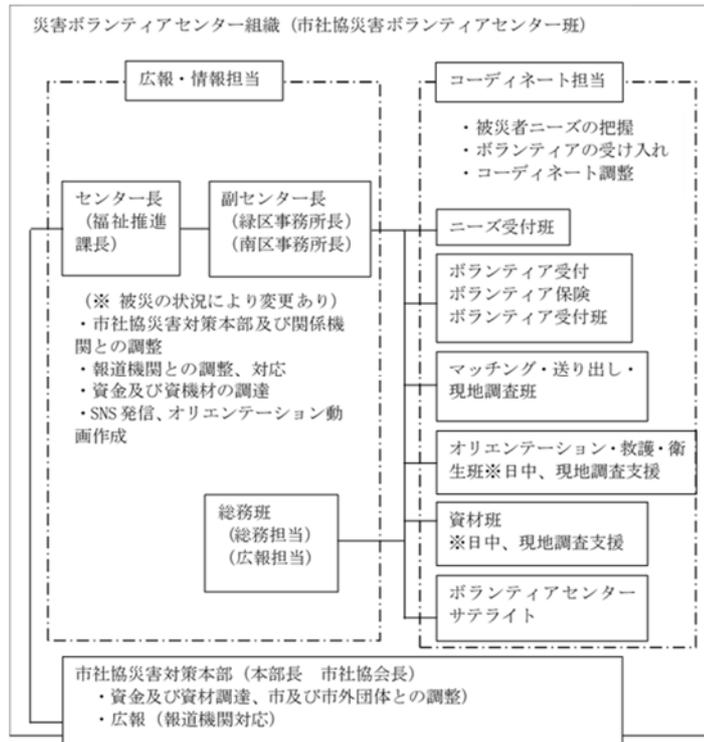
1 災害ボランティアセンターの設置

(1) 災害ボランティアセンターの概要

災害ボランティアセンターは、生活支援ボランティアの活動拠点であり、主な活動としては、①被災者のニーズ把握、②ボランティアの募集・受入れ、ボランティア活動保険の加入手続き、③ボランティアと被災者のニーズとのコーディネート、④被災状況及び必要な災害ボランティア活動内容等の把握、⑤災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達、⑥ボランティアの安全管理、⑦市をはじめとする関係機関や団体との連絡調整、⑧その他必要と認められる活動である。災害ボランティアセンターの設置に当たっては、設置場所等の事前協議を踏まえ、本市が（社福）相模原市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）に要請することとなっている。また、運営は、市社協及び関係ボランティア団体が主体となり、協働型で行うこととなっている。

災害ボランティアセンターの組織図は図表 4.4.1 のとおりである。

図表 4.4.1 災害ボランティアセンター組織図



(出所: 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル (相模原市社会福祉協議会) (令和3年3月作成) から作成)

(2) 災害ボランティアセンターの開設

東日本台風は、緑区を中心に甚大な被害をもたらしたことから、市は、「災害時における社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の協力に関する協定」に基づき、市社協へ災害ボランティアセンターの設置要請を行い、市社協は10月17日付けで、被害が集中していた地区の地域住民等に対する災害ボランティアによる支援を行うため、津久井、相模湖、藤野の3地区に災害ボランティアセンターを設置した。

災害ボランティアセンターでのボランティア活動内容は、主に居宅内に流入した土砂の片

付け、土砂の流入予防、ブルーシート張り、家財の移動であった。支援件数は図表 4.4.4 のとおりである。各ボランティアセンターの運営に当たっては、市社協のほか、(公社)津久井青年会議所、津久井商工会青年部、相模湖商工会青年部、藤野商工会青年部、相模原市赤十字奉仕団、(公社)相模原青年会議所等からも協力の申出があった。また、神奈川県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)にセンターの運営支援に係るスタッフの派遣の依頼を行い、10月29日(火)から11月16日(土)までの間、県社協及び県内他市社会福祉協議会職員から津久井地区センターに1クールを4日間として延べ33名の応援派遣を受けた。

図表 4.4.2 災害ボランティアセンターの主な活動内容

| 月日 | 主な活動内容 |
|-------------------------|--|
| 10月15日(火) | 市と市社協で災害ボランティアセンター開設に向けた打合せを実施。民生委員・児童委員を通じて被災者への災害ボランティアセンター開設周知を実施 |
| 10月17日(木) | 協定に基づき、市から市社協に災害ボランティアセンターの開設を要請。津久井地区(津久井総合事務所内)、相模湖地区(相模湖総合事務所内)、藤野地区(藤野総合事務所内)に災害ボランティアセンターを開設し、被災者からのニーズの受付を開始 |
| 10月19日(土) | 災害ボランティア活動の受付を開始(雨のため活動は中止) |
| 10月20日(日) | 災害ボランティア活動の開始 |
| 11月23日(土)～ 11月28日(木) | 災害ボランティアセンターを開所して約1か月を経過した段階で、災害ボランティアに係るニーズの再調査を協力団体等と実施 ①津久井地区センター 23日(土)、24日(日) (公社)津久井青年会議所と現地調査を実施 ②相模湖地区センター 29日(金) 自治会長会議で現状把握と調査依頼 ③藤野地区センター 14日(木) 自主防災隊に調査依頼 28日(木) 自治会長会議で現状把握 |
| 12月10日(火) | 災害対策本部の廃止 |
| 12月12日(木) | 市と市社協の協議により、災害ボランティアセンターを移行 |
| 12月13日(金) | 城山地区を含む4地域に「さえあセンター」開設 |

図表 4.4.3 地区別災害ボランティア活動者数

| 項目 | 活動者 総数 | 内 訳 | | |
|-------|-----------|-----------|-------|------|
| | | 個人 活動者 | 団 体 | |
| | | | 団体数 | 活動者 |
| 津久井 | 1,987人 | 1,437人 | 68団体 | 550人 |
| 相模湖 | 752人 | 588人 | 13団体 | 164人 |
| 藤野 | 715人 | 477人 | 24団体 | 238人 |
| 3地区合計 | 3,454人 | 2,502人 | 105団体 | 952人 |

図表 4.4.4 地区別支援件数（令和元年12月12日時点）

| 項目 | 相談 | 内訳 | | | |
|-------|------|------|----|----|------|
| | | 完了 | 継続 | 保留 | 他対応等 |
| 津久井 | 134件 | 112件 | 1件 | 3件 | 18件 |
| 相模湖 | 37件 | 31件 | 1件 | 0件 | 5件 |
| 藤野 | 56件 | 30件 | 1件 | 6件 | 19件 |
| 3地区合計 | 227件 | 173件 | 3件 | 9件 | 42件 |

2 ささえあいセンターへの移行

12月に入り、土砂の片付け等に関する相談が減少しつつあったが、引き続き、災害ボランティアの派遣依頼への対応に加え、要配慮者を中心とした被災者の生活支援ニーズに係る相談支援に注力するために、新たな体制づくりを検討することとなった。体制づくりに当たっては、本市や津久井・相模湖・藤野のボランティアセンターの関係諸団体と調整を実施し検討を行った。被災者のニーズが「応急対応」から「生活再建」に移行してきている状況を踏まえ、本市が12月10日（火）に災害対策本部を廃止し、復旧・復興推進本部に移行したことに合わせ、13日（金）に災害ボランティアセンターから新たな体制である「ささえあいセンター²⁹」への移行を行った。

ささえあいセンターでは、被災地域の居住地の土砂の片付けや家財の搬出等、移行前の災害ボランティア活動を引き続き実施したほか、「相模原市復旧・復興推進本部」及び各地区の市保健福祉課等と連携し、被災に起因する日常生活での「不安なこと」「困りごと」を把握し、行政等「公的なサービス・専門相談窓口」へのつなぎを行うとともに、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア等と連携し、「地域の支えあい活動」を通じた、孤立・孤独の予防、解消への取組等、被災者に寄り添う地域づくりの推進に取り組んだ。

ささえあいセンターは、令和4年3月末をもって閉所し、支援延べ件数は1,055件となった。

²⁹ 設置場所は、津久井地区（津久井総合事務所3階）、相模湖地区（相模湖総合事務所3階）、藤野地区（藤野総合事務所3階）に、城山地区（城山総合事務所第1別館3階）を新たに加えて、4箇所となっている。

第5節 義援金・義援品

1 義援金

(1) 義援金

ア 義援金の募集

日本赤十字社・共同募金・県での義援金の募集のほか、本市では、独自に義援金の募集を行った。令和元年10月25日（金）から令和2年3月31日（火）までに受け入れた実績は、図表4.5.1のとおりである。

図表 4.5.1 義援金受入実績

| | |
|------|--------------|
| 市義援金 | 42,553,070 円 |
| 県義援金 | 23,079,420 円 |
| 合計 | 65,632,490 円 |

イ 募金箱の設置

市内計47箇所義援金箱を設置した。

- ・市役所本庁舎、各区役所、各まちづくりセンター等 17箇所
- ・あじさい会館、南保健福祉センター
- ・単独公民館 14箇所
- ・指定管理施設等 14箇所

(2) 義援金配分委員会

被災された方に対して、市内外から寄せられた義援金を、相模原市令和元年東日本台風災害義援金配分委員会の協議を経て決定した基準である被害区分に応じた配分を実施した。義援金の配分単価比率及び被害区分別の配分合計額は、図表4.5.2及び図表4.5.3のとおりである。

図表 4.5.2 義援金の配分単価比率

| 被害区分 | | 配分単価比率 | | | | | |
|---------|-----------------|-------------|-------------|-------------|------------|--------------|-----|
| | | 第1次配分 | 第2次配分 | 第3次配分 | | 第4次配分 | |
| | | 県 | 市 | 県 | 市 | 市 | |
| 人的被害 | 死亡 | 10 | 10 | 10 | | 10 | |
| | 重傷 | 5 | 5 | 5 | | 5 | |
| 住家被害 | 全壊 | 10 | 10 | 10 | | 10 | |
| | 半壊 | 大規模半壊 | 5 | 10 | 5 | | 10 |
| | | 半壊 | 5 | 10 | 5 | | 10 |
| | 一部損壊 | 一部損壊(準半壊) | 1 | 1.5 | 1 | | 1.5 |
| | | 一部損壊(10%未満) | 1 | 1.5 | 1 | | 1.5 |
| 長期避難 | 住家被害を受けていない世帯 | | | | 10 | 10 | |
| | 住家被害(一部損壊)の対象世帯 | | | | 8.5 | 8.5 | |
| | 非住家被害 | | | | 1 | 1 | |
| | 宅地被害 | | | | 1 | 1 | |
| | 農地被害 | | | | 1 | 1 | |
| 義援金配分総額 | | 12,600,000円 | 19,090,000円 | 10,479,420円 | 7,420,000円 | 16,042,272円* | |

(※1) 住家被害のうち一部損壊被害を受け、既に第2次配分を受けた方で、第1次及び第3次配分の対象となっていない世帯への配分額(1,025,752円)を含む。

図表 4.5.3 被害区分別の配分合計額

| 被害区分 | | 1件当たりの配分合計額 | 対象件数 | 配分合計額 |
|-------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| 人的被害 | 死亡 | 679,630円 | 8人 | 5,437,040円 |
| | 重傷 | 339,815円 | 2人 | 679,630円 |
| 住家被害 | 全壊 | 679,630円 | 20世帯 | 13,592,600円 |
| | 半壊 | 大規模半壊 | 8世帯 | 3,971,680円 |
| | | 半壊 | 37世帯 | 18,369,020円 |
| | 一部損壊 | 一部損壊(準半壊) | 7世帯 | 585,389円 |
| 一部損壊(10%未満) | | 136世帯 | 11,373,272円 | |
| 長期避難 | 住家被害を受けていない世帯 | 313,290円 | 5世帯 | 1,566,450円 |
| | 住家被害(一部損壊)の対象世帯 | 266,297円 | 4世帯 | 1,065,188円 |
| 非住家被害 | | 31,329円 | 58世帯 | 1,817,082円 |
| 宅地被害 | | 31,329円 | 101世帯 | 3,164,229円 |
| 農地被害 | | 31,329円 | 128世帯 | 4,010,112円 |
| 合計 | | | 514世帯 | 65,631,692円 |

(※1) 義援金受入総額 65,632,490円(図表 4.5.1)と配分総額 65,631,692円(図表 4.5.3)との差引差額 798円は、配分単価の設定上生じた端数の金額で、相模原市社会福祉基金への繰入れをすることとした。

2 災害支援寄附金

インターネット等を通して、ふるさと納税制度を活用した災害支援寄附金の受入れを行った。令和2年3月31日(火)でインターネット受付を終了し、令和2年4月以降は、財政課窓口にて受付を継続している。令和3年9月末時点で合計754件、29,064,727円を受け入れ、受領した寄附金は災害関連経費として東日本台風に係る災害復旧のための経費に活用した。

3 他自治体等からの見舞金

(1) 他自治体

他自治体の公費で贈呈された見舞金を、本市が一般財源(諸収入)として受領した。受領した見舞金の実績は図表 4.5.4 のとおりである。

図表 4.5.4 見舞金実績(他自治体)

| | 贈呈元 | 金額 |
|---|---------|------------|
| 1 | 大船渡市 | 1,000,000円 |
| 2 | 指定都市市長会 | 1,000,000円 |
| 3 | 岡山市 | 500,000円 |
| 4 | 鉶路市 | 200,000円 |
| 5 | 北九州市 | 500,000円 |
| 6 | 横浜市 | 1,000,000円 |

| | | |
|----|-----|------------|
| 7 | 札幌市 | 1,000,000円 |
| 8 | 岡山県 | 1,000,000円 |
| 9 | 能代市 | 1,000,000円 |
| 10 | 長崎市 | 610,000円 |
| 11 | 大樹町 | 500,000円 |
| 12 | 肝付町 | 1,000,000円 |
| | 合計 | 9,310,000円 |

(2) 議会

各団体から受領した見舞金は、市への災害支援寄附金として入金³⁰した。各団体へは、議長名による礼状を送付した。受領した見舞金は図表 4.5.5 のとおりである。

図表 4.5.5 見舞金実績（議会）

| | 団体名 | 金額 |
|---|-----------------------|------------|
| 1 | 全国市議会議長会 | 50,000円 |
| 2 | 関東市議会議長会 | 50,000円 |
| 3 | 全国市議会議長会 政令指定都市協議会 | 50,000円 |
| 4 | 横浜市会 | 172,000円 |
| 5 | 大船渡市議会 | 200,000円 |
| 6 | 札幌市議会 | 200,000円 |
| 7 | 鋸南町議会 | 50,000円 |
| 8 | その他 ³¹ | 286,811円 |
| | 合計 | 1,058,811円 |

4 義援品³²

被災者への配分を目的とした企業等からの義援品のうち、必要な物資のみ本市で受け付け、避難所や災害対応現場等へ配分を行った。義援品の受付実績及び配布先は、図表 4.5.6 のとおりである。

図表 4.5.6 義援品実績及び配布先

| 贈呈元 | 品目 | 配分先 |
|-----------|--------------|--------------------------|
| 大塚製薬（株） | 経口補給水、栄養補助食品 | 消防・警察・自衛隊、避難所、ボランティアセンター |
| 大鵬薬品工業（株） | 栄養ドリンク | 消防・警察・自衛隊、避難所、ボランティアセンター |
| （株）エナコム | 作業用手袋 | ボランティアセンター |

³⁰ 議会からの見舞金は「2 災害支援寄附金」の合計額に含まれる。

³¹ 各市議会からの見舞金（全国市議会議長会が取りまとめ、被災状況に応じて配分されたもの）

³² 個人からの義援品は、仕分けや処分に過大な時間と労力を要することから受け付けないものとした。

第6節 広報

1 広報さがみはら

「広報さがみはら」と「広報さがみはら（各区版）」において、台風の被害状況を伝えるとともに、被災者支援の各種制度や復旧の状況などについて情報発信を行った。

図表 4.6.1 広報さがみはらへの主な掲載内容

| 発行日等 | 主な掲載内容 |
|------------------------------|--|
| 令和元年 11 月 1 日号 | り災証明書の申請、災害ごみの持ち込み、土砂混じりがれきの撤去、災害ボランティアの募集、緑区災害相談室の開設、その他各種支援制度の窓口一覧など |
| 令和元年 11 月 15 日号 | 災害ボランティアの募集、災害義援金の案内、住宅関係の支援策の案内、被災者生活再建支援金の支給など |
| <みどり区版> 令和元年 11 月 15 日号 | 災害ボランティアの活動状況、災害専門相談会の実施など |
| 令和元年 12 月 1 日号 | 災害義援金の案内、各種証明書の手数料免除の案内、市税の納付の延長・減免など |
| <ちゅうおう区版> 令和元年 12 月 15 日号 | 災害時の避難所の様子、防災メールの案内、マイ・タイムラインの周知など |
| 令和 2 年 1 月 1 日号 | 災害復旧工事実施のお知らせ、復旧・復興推進本部設置のお知らせ |
| 令和 2 年 1 月 15 日号 | 被災した中小企業の支援制度のお知らせ |
| <みどり区版> 令和 2 年 5 月 15 日号 | 東日本台風災害義援金相模原市第 2 次配分額決定のお知らせ |
| 令和 2 年 6 月 1 日号 | 東日本台風の教訓を踏まえた災害への備えについて（さがみはらマイ・タイムラインなど）など |
| 令和 2 年 7 月 1 日号 | 東日本台風災害義援金相模原市第 2 次配分額決定のお知らせ |
| 令和 2 年 7 月 15 日号 | 東日本台風各種支援制度の申請期限周知 |
| <みどり区版> 令和 2 年 9 月 15 日号 | 東日本台風時の地域（自治会）の取組の振り返りなど |
| 令和 3 年 6 月 1 日号 | 道路復旧の状況について |

図表 4.6.2 広報さがみはら（令和元年11月1日号）



NO.1420
毎月1日・15日発行
11/1
2019
令和元年
SAGAMIHARA

LINE UP 今号の主な内容

| | |
|----------------------------|--------|
| 台風第19号による災害支援にご協力を | 4 |
| みんなのすこやかナビ | 6・7・10 |
| 未来のために知っておきたいSDGs | 8 |
| 台風第19号で被災された方へ各種支援をご利用ください | 16 |

発行：相模原市 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
編集：総務局渉外部広報広聴課 ☎042-769-8200
ホームページ：http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/
携帯端末用：http://mobile.city.sagamihara.kanagawa.jp/

市の手続き、イベントや施設のお問い合わせに…
相模原市コールセンター
午前8時～午後9時 年中無休
☎042-770-7777



相模原市はSDGsを推進します

発行：相模原市 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
編集：総務局渉外部広報広聴課 ☎042-769-8200
ホームページ：http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/
携帯端末用：http://mobile.city.sagamihara.kanagawa.jp/

市の人口 722,828人 (258増)
男 361,423人 女 361,405人
世帯 327,027世帯 (279増)

令和元年10月1日現在、12月現在の推定

台風第19号により被災された皆さまへ

このたびの台風第19号により、お亡くなりになられた方々ならびに大切なご家族を亡くされた皆さま、また、お怪我や被災された皆さまには、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

今も津久井地域を中心に、土砂崩れなどにより通行止めや停電・断水が続いている箇所があり、不安な時を過ごされている方もいらっしゃると思います。市といたしましては、市民の皆さまに寄り添って、一日も早く安心な生活を取り戻していただけますよう、国や県と連携しながら全力で復旧に取り組んでおります。

相模原市長 本村 賢太郎



国道413号(緑区青根付近) 10月14日撮影



県道520号(吉野上野原停車場)(緑区日達付近) 10月16日撮影

台風第19号による被災

一日も早い復旧に向けて取り組んでいます



県道76号(山北森野)(緑区牧野付近) 10月13日撮影

災害に関する各種支援制度など、詳しくは
4冊、16冊が市ホームページをご覧ください。





国道413号(緑区三ヶ木付近) 10月14日撮影

家屋などが破損した時は

り災証明書を申請

自然災害によって破損した家屋などの保険請求や免除申請などに必要となる場合があります。

☑家屋などを所有している人や借りている人など

☑被災した物件が所在している各区役所区民課・まちづくりセンター(橋本、本庁地域、大野南を除く)・出張所へ

※台風第19号の被害に関するり災証明書に限り、津久井中央・牧野・佐野川連絡所でも受け付けます。

※各区役所区民課では、毎月第2・第4土曜日の午前8時30分～正午も開庁しています。

☎緑区役所区民課 ☎042-775-8803
中央区役所区民課 ☎042-769-8227
南区役所区民課 ☎042-749-2131

災害ごみを持ち込む時は

11/16(出まで) (予定)

城山・津久井・相模湖・藤野地区

災害ごみ専用の置き場を設置しています

津久井地域で発生した土砂や浸水による被災で発生した災害ごみの持ち込みが可能です。

☑家具類、家電製品、がれき、雪など

| | | |
|-------|--------------------------|-----------|
| 受け入れ先 | 津久井クリーンセンター | 受付時間 |
| | 緑区南山3385-2 ☎042-784-2711 | 午前9時～午後4時 |

●搬入時に運転免許証などの身分証で住所を確認します。

●有害なものや危険性のあるものなど、市では受け入れできないものがあります。

※一般ごみや資源は通常通り収集します。

緑区(橋本・大沢地区)、中央区、南区

災害ごみの処理手数料はかかりません

持ち込む前に事前連絡が必要です。

※日曜日は持ち込めません。

| | | |
|-------|-------|--------------|
| 受け入れ先 | 南清掃工場 | 042-748-1133 |
| | 北清掃工場 | 042-779-1110 |

土砂混じりがれきなどを

市が撤去します

☑土砂などが堆積した居住用宅地を所有する個人または中小企業

実施期間 令和2年3月31日まで(予定)

受付場所 津久井・相模湖・藤野の各総合事務所

※受付場所など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※受け付けから撤去まで時間がかかる場合があります。

☑建築・住まい政策課 ☎042-707-7041

2 市ホームページ、SNS

台風通過前の10月11日（金）から災害対応に関する情報（注意喚起、避難場所開設情報、施設休止情報など）を市ホームページに掲載して情報発信を行った。

また、被災者等が簡単に情報を得ることができるよう、台風による被災状況や交通規制の情報、各種支援制度の案内やイベントの休止情報などを台風関連の情報としてトップページに集約した。

災害関連情報の発信については、市ホームページだけでなく、Facebook や Twitter といった SNS のほか、ひばり放送やさがみはらメールマガジン「防災」、tvk データ放送など様々な媒体を活用して実施した。

図表 4.6.3 市ホームページ（令和元年10月15日時点）

台風第19号に関する重要なお知らせ

相模原市内の被災地では、市消防、市消防団、県警察等が活動しているほか、災害派遣要請に基づき、10月13日から、陸上自衛隊座間駐屯地所属第4施設群が緑区青根、牧野地区等で災害派遣活動を実施中です。

災害情報

- 台風第19号による災害対応に伴う市の通常業務について
- 給水活動情報について
- 災害状況
- 災害ボランティアについて など

① [台風第19号による災害情報](#)

交通情報

- ① [台風第19号に伴う道路の被災状況について（速報）](#)
- ① [道路の通行規制（迂回路）等について](#)
- ① [鉄道・バス等の運行情報について](#)

手続き

- ① [罹災証明書（りさいしょうめいしょ）について](#)

ごみ

- ① [台風第19号による粗大ごみの受付について](#)
- ① [台風第19号によるごみと資源の収集への影響について](#)

休止・休館情報

- ① [台風第19号に伴うイベント等の情報について](#)
- ① [台風第19号に伴う施設の休館等の情報について](#)

注意

- ① [水害時の衛生対策と消毒方法について](#)
- ① [台風などの災害に便乗した悪質商法にご注意ください](#)

3 その他広報手段

（1）懸垂幕・横断幕、のぼり旗の掲出

各区役所では、東日本台風の影響により、市内でも特に甚大な被害を受けた緑区（津久井地域）の復旧・復興に向けた機運の醸成や、被災者や復興にあたる関係者を応援するため、キャッチフレーズ及びシンボルマークを使用した懸垂幕・横断幕及びのぼり旗を掲出した。

図表 4.6.4 緑区役所の取組

| | 緑区役所 |
|----------|---|
| キャッチフレーズ | 「一歩ずつ前へ、がんばろう！緑区」 |
| シンボルマーク |  |
| 掲出開始日 | 令和元年12月18日（水） |
| 懸垂幕 | 緑区合同庁舎、城山総合事務所、相模湖総合事務所 |
| 横断幕 | 津久井総合事務所、藤野総合事務所 |
| のぼり旗 | 緑区合同庁舎、緑区内の各総合事務所、出張所（連絡所）、大沢まちづくりセンター |

図表 4.6.5 中央区役所、南区役所の取組

| | 中央区役所 | 南区役所 |
|----------|---|---|
| キャッチフレーズ | 「心ひとつに ともに歩もう ー津久井地域の一日も早い復興をー」 | |
| シンボルマーク |  | |
| 掲出開始日 | 令和元年12月26日（木） | |
| 懸垂幕 | ウェルネスさがみはら | 南区合同庁舎、南保健福祉センター |
| 横断幕 | 市役所本庁舎、JR相模原駅前ペDESTリアンデッキ、JR淵野辺駅前ペDESTリアンデッキ | 小田急相模大野駅前ペDESTリアンデッキ |
| のぼり旗 | 市役所本庁舎、中央区内のまちづくりセンター又は公民館、あじさい会館、市民会館 | 南区合同庁舎、南保健福祉センター、南区内のまちづくりセンター又は公民館、相模女子大学グリーンホール、おださがプラザ、ユニコムプラザさがみはら、市民健康文化センター |

(2) デジタルサイネージ等

中央区では、中央区役所や中央区内のまちづくりセンター、公民館において、被災状況や災害支援寄附金、災害ボランティアセンター等の情報について、デジタルサイネージ及びパネル展示によって区民へ情報発信を行った。

また、南区では、南区合同庁舎や南区内のまちづくりセンター、公民館等において、東日本台風に係る災害復旧状況等の情報の掲示を行った。

その他、被災者支援（ボランティア、義援金等）への協力をお願いするため、災害ボランティアや災害支援寄附金・義援金に係る情報を記載したチラシについて、イベント等での配布や窓口での配架を行った。

第7節 道路復旧

1 災害復旧班の編成

(1) 災害復旧班の整備

土砂崩落により通行止めとなっている道路等の復旧工事等に対応するため、10月28日(月)に災害復旧班(2班)を道路整備課に新設した。班員は道路整備課職員2名のほか、都市建設局職員12名が兼任した。

(2) 用地班の整備

復旧工事の施工に向け、12月1日(日)に用地班を津久井土木事務所内に整備した。班員は津久井土木事務所職員2名のほか庁内から5名が兼任した。

(3) 応援職員の派遣

11月14日(木)以降に、他自治体から応援職員(土木職員)が派遣され、国の災害復旧事業査定等に従事した。派遣期間や業務内容は図表4.7.1のとおりである。

図表 4.7.1 応援職員の派遣

【令和元年度】

| 派遣元自治体 | 人数 | 派遣期間 | 業務内容 |
|--------|----|----------------------------------|---|
| 神奈川県 | 2名 | 令和元年11月14日(木) ～ 令和2年3月31日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・津久井地域における道路の災害査定に向けた調査、設計及び積算業務 ・災害復旧工事の調査、設計、積算及び監督業務 ・農地・農業施設の災害復旧工事の設計、施工監理及び検査業務 |
| 横浜市 | 1名 | 令和元年11月18日(月) ～ 令和元年12月27日(金) | |
| 厚木市 | 1名 | 令和元年12月1日(日) ～ 令和2年3月31日(火) | |
| 座間市 | 1名 | 令和元年12月1日(日) ～ 令和2年9月30日(水) | |
| 東京都 | 1名 | 令和2年1月1日(水) ～ 令和2年3月31日(火) | |
| 町田市 | 1名 | 令和元年12月1日(日) ～ 令和2年3月31日(火) | |

【令和2年度・令和3年度】

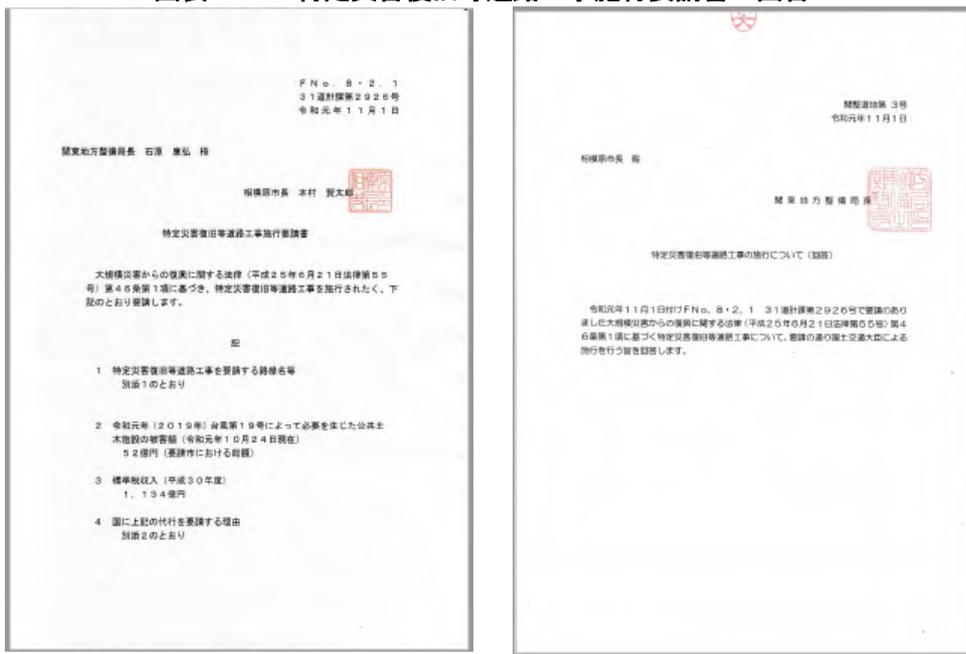
| 派遣元自治体 | 人数 | 派遣期間 | 業務内容 |
|--------|----|--------------------------------|--|
| 横須賀市 | 1名 | 令和2年4月1日(水) ～ 令和3年3月31日(水) | <ul style="list-style-type: none"> ・津久井地域における道路の災害復旧工事の調査、設計、積算及び監督業務 |
| 座間市 | 1名 | 令和2年10月1日(木) ～ 令和3年3月31日(水) | |
| 町田市 | 1名 | 令和2年4月1日(水) ～ 令和4年3月31日(木) | |
| 熊本市 | 1名 | 令和2年4月1日(水) ～ 令和3年9月30日(木) | |

2 非常災害の指定による直轄権限代行

(1) 経過

国道 413 号では、道路法面や路体などに甚大な被害が発生し、約 14km の区間が全面通行止めとなった。この路線は、本市から道志村を経て山中湖に至る幹線道路であり、通勤・通学、産業活動、観光などに利用される重要な路線で、早期の復旧が必要であったが、被害が甚大かつ広範囲であるため、市では早急な復旧に支障を来していたことから、11 月 1 日（金）に、大規模災害からの復興に関する法律第 46 条第 1 項に基づく特定災害復旧等道路工事の施行を要請し、国土交通大臣による施行（直轄権限代行）が行われることとなった。

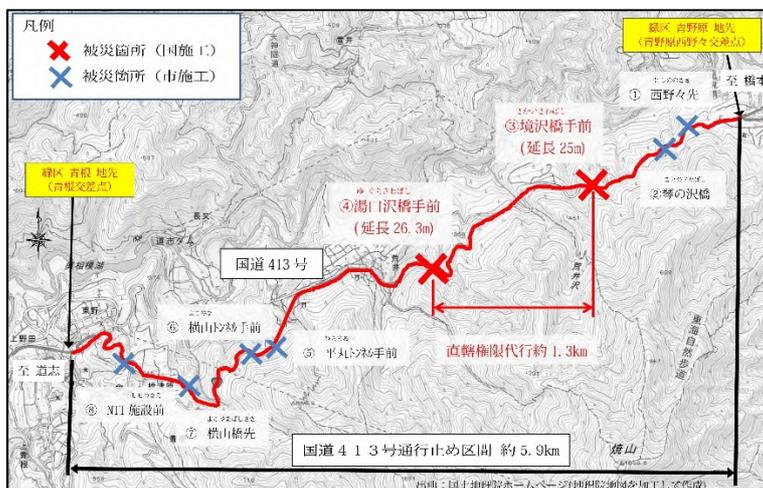
図表 4.7.2 特定災害復旧等道路工事施行要請書・回答



(2) 工事区間等

緑区青根 112-1（湯口沢橋手前）から緑区青野原 3730-1（境沢橋手前）の約 1.3km 区間において、直轄権限代行による道路復旧工事が実施された。なお復旧工事は 11 月 26 日（火）に本体工事（盛土工）が着手され、12 月 26 日（木）に通行止めが解除された。

図表 4.7.3 直轄権限代行による復旧工事位置図



(3) 事業費

直轄権限代行による道路復旧に係る事業費は約3億7,500万円で、市は事業費の1/3にあたる約1億2,500万円を負担した。

(4) 国道413号災害復旧連絡調整会議

緑区青野原から緑区青根の区間の早期復旧にあたって、都市建設局（道路部）は、国土交通省関東地方整備局と「国道413号災害復旧連絡調整会議」を設け、緊密な連携を図りながら、事業の推進を図った。

この連絡調整会議は、令和元年11月14日（木）、12月24日（火）、令和2年3月25日（水）の3回開催し、令和2年3月27日（金）15時の通行止め解除をもって解散した。

図表 4.7.4 国道413号災害復旧連絡調整会議の構成員

| | |
|--------------------------|--------------------------------|
| 国土交通省 関東地方整備局 (5名) | 道路部 地域道路調整官、道路工事課 建設専門官 |
| | 相武国道事務所 副所長（2名）、工物品質管理官 |
| 相模原市 都市建設局（4名） | 道路部参事、道路計画課長、道路整備課長、道路整備課 担当課長 |

3 道路復旧

(1) 災害査定

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法令第97号）に基づき災害査定を申請した。

災害査定申請にあたり、「災害時における設計、調査等の応急対策業に関する協定書」に基づき、建設コンサルタント会社10社と設計業務委託を契約し、復旧工法の検討等を行い、令和元年12月23日（月）から令和2年1月24日（金）にかけて国による災害査定の結果、61件（78箇所）が災害復旧事業として採択された。

(2) 災害復旧事業

復旧工事にあたっては、採択された61件を47件に集約して発注し、45件の工事が完了した（令和4年3月末時点）。

図表4.7.5は主な復旧状況の一例である。

図表 4.7.5 復旧状況



【被災時】



【復旧工事後】



【被災時】



【復旧工事後】

第8節 公共施設等の復旧

1 河川

河川のうち、市が管理する普通河川は、22箇所では護岸の崩落や河道・水路の閉塞等の被害が発生しており、そのうち、被害が大きい11箇所について災害査定を受け、復旧工事を進めている。

令和3年12月末時点において、災害査定を受けていない11箇所を含む21箇所の復旧が完了し、令和4年7月末に、全ての箇所の復旧が完了する見込みである。

また、県が管理する河川について、相模川の被害は令和3年3月に全て復旧を終え、串川、境川等の河川は令和4年3月末時点で35箇所の復旧が完了している。

図表 4.8.1 河川的主要な復旧状況

| | 被災時 | 復旧後 |
|------------------|---|--|
| 普通河川 青野原019 |  |  |
| 普通河川 藤野30-032 |  |  |
| 相模川 護岸(緑区大島) |  |  |

| | 被災時 | 復旧後 |
|-----------------------|--|---|
| 串川 中村橋付近 (緑区青山) |  |  |
| 境川 風戸橋付近 (緑区川尻) |  溢水発生 (10月12日20時以降に撮影) |  |

2 公園・緑地等

(1) 公園・緑地

土砂崩落や倒木等の被害が発生した公園・緑地は、立入禁止措置を実施した上で復旧工事を行い、令和2年3月までに復旧が完了した。

なお、土砂等の受入れを行っていた相模湖林間公園については、令和3年7月まで土砂等の受入・搬出を行い、令和3年11月に原状復旧工事を完了した。

図表 4.8.2 公園・緑地の主な復旧状況

| | 被災時 | 復旧後 |
|---------|---|--|
| 相模湖林間公園 |  |  |

| | 被災時 | 復旧後 |
|--------|--|---|
| 長竹白山公園 |  |  |
| 金丸斜面緑地 |  |  |

(2) スポーツ施設・広場等

ア 名倉グラウンド・青野原グラウンド

災害廃棄物等の仮置場として利用するため、一時利用を休止していた青野原グラウンドや名倉グラウンドは、令和3年3月に原状復旧工事を実施し、翌4月から供用を開始した。なお、名倉グラウンドについては、グラウンドへの進入路やテニスコート脇の法面の崩落が発生しており、テニスコート脇の法面は令和2年3月に復旧工事を終え、進入路法面の崩落は、令和3年3月の原状復旧工事に併せて実施した。

図表 4.8.3 名倉グラウンドの復旧状況

| | 被災時 | 復旧後 |
|---------|---|--|
| 進入路法面崩壊 |  |  |



図表 4.8.4 青野原グラウンドの復旧状況

| | 被災時 | 復旧後 |
|-----------|---|--|
| 進入路周辺 |  |  |
| 野球グラウンド周辺 |  |  |

イ 昭和橋スポーツ広場・多目的広場・相模川散策路

相模川の増水により、グラウンドや備品の損壊が発生した昭和橋スポーツ広場は、令和2年2月に堆積していた玉石等を撤去後、同年6月まで原状復旧工事を行い、翌7月から供用を開始した。

また、相模川の増水により、広場の洗堀、砂の流出、不陸等の被害が発生した3箇所の多目的広場は、令和2年3月までに復旧を終え、供用を開始した。

相模川散策路については、令和2年3月までに4箇所の原状復旧工事を行ったが、諏訪森下中州の散策路は、県との調整が必要となったことから、県による緑区大島の内水護岸の復旧工事が完了した令和3年3月以降に復旧工事を行い、令和4年2月に復旧が完了した。

図表 4.8.5 昭和橋スポーツ広場等の復旧状況

| | 被災時 | 復旧後 |
|------------|---|--|
| 昭和橋スポーツ広場 |  |  |
| 神沢多目的広場 |  |  |
| 高田橋下流多目的広場 |  |  |
| 三段の滝下流広場 |  |  |

| | 被災時 | 復旧後 |
|------------------|---|--|
| 相模川散策路 (緑区大島) |  |  |
| 相模川散策路 (緑区大島) |  |  |

3 農道・林道等

(1) 農道・林道

法面の崩落、土砂崩れ、土砂流入等の被害が発生した農道9路線は、令和2年3月までに8路線の復旧工事が完了し、残り1路線の復旧工事についても、令和3年3月までに終了し、全ての復旧が完了した。

法面や路肩の崩落、倒木、土砂流出等の被害が発生した林道22路線は、令和2年3月までに2路線の復旧工事が完了し、令和4年3月時点では13路線の復旧工事が完了しているが、8路線が一部通行止めで、残り1路線が全面通行止めの状態が続いている。

図表 4.8.6 農道・林道の主な復旧状況

| | 被災時 | 復旧後 |
|----------------|---|--|
| 正沢農道 (緑区牧野) |  |  |

| | 被災時 | 復旧後 |
|-----------------|---|--|
| 釜立林道 (緑区青根) |  |  |
| 猪窪林道 (緑区青野原) |  |  |

(2) 農業用施設

取水口部付近への土砂が堆積した諏訪森下頭首工等の取水施設や、浸水等により被害を受けた下大島ポンプ場等の揚水施設は、堆積土砂の浚渫や機器の修繕・更新等を行い令和2年6月までに全て復旧が完了した。

図表 4.8.7 農業用施設の主な復旧状況

| | 被災時 | 復旧後 |
|------------------|---|--|
| 諏訪森下頭首工 (浚渫工) |  |  |

(3) 小原市有林

法面の崩落と水路への土砂堆積が発生した小原市有林は、法面崩落対策として、令和2年度に丸太筋工による復旧工事を行った。今後、更なる崩落対策として、令和4年度以降に擁壁工による復旧工事を行う予定である。

また、水路への土砂堆積については、堆積箇所上方の保安林が被災していることから、県

に対し、治山工事の要求を行うとともに、令和2年3月に土砂等の堆積を防止するための大型土嚢を設置した。

図表 4.8.8 小原市有林の復旧状況

| | 被災時 | 復旧後 |
|---------|--|---|
| 法面崩壊 |  |  |
| 水路の土砂堆積 |  |  |

4 藤野北小学校

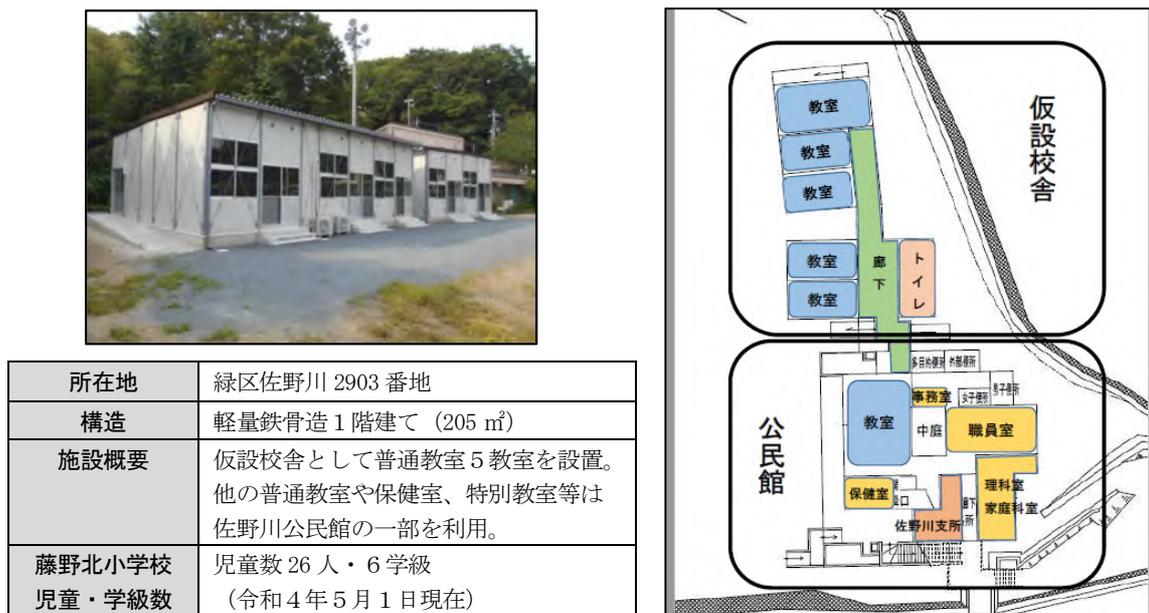
(1) 佐野川公民館の改修

藤野北小学校は10月18日（金）から「やませみ」で暫定的に授業を再開した後、11月8日（金）に佐野川公民館を改修し、学校として使用することを決定した。

12月23日（月）には、文部科学省による藤野北小学校、佐野川公民館及びやませみの視察が行われ、仮設校舎の設置が災害復旧事業として扱われることとなり、令和2年2月から、佐野川公民館の仮設校舎設置に向けた復旧事業が進められた。

仮設校舎は令和2年8月6日（木）の完成検査を受け、21日（金）に引き渡しが行われ、24日（月）から使用を開始した。

図表 4.8.9 佐野川公民館の仮設校舎の概要



(2) 本校舎の復旧に向けて

地すべりが発生した藤野北小学校東側の山林は、県が管理する「水源協定林」(民有地)であることから、災害発生後から、県と復旧に向けた対応について協議を行った。その結果、県は、令和 2 年 10 月末まで地下水位等を観測するための調査を実施し、その調査の結果を踏まえ、令和 3 年 1 月から令和 4 年 12 月末(予定)までの間、県による上方斜面の対策工事(地すべり防止工及び山腹工)が行われることとなった。

また、市は、県による上方斜面の対策工事が完了した後、崩壊土砂の除却、下方斜面の地すべり対策、擁壁等の復旧を行うこととし、令和 5 年 1 月に着手、令和 5 年 8 月末に復旧工事完了を予定している。

これらの工事が完了後、藤野北小学校本校舎への復帰は、令和 5 年 8 月末を想定している。

図表 4.8.10 藤野北小学校の復旧に係る主な経過

| 日付 | 対応 | | 経過 |
|------------------------------|----|---|--|
| | 県 | 市 | |
| 10 月 12 日(土)深夜 ～13 日(日)未明 | | | 藤野北小学校に隣接する山腹斜面が崩落しグラウンドに多量の土砂が流入 |
| 18 日(金) | | ● | 「やませみ」にて授業再開 |
| 11 月 9 日(土) | | ● | 土砂流出留めの大型土嚢設置の施工開始 |
| 18 日(月) | | ● | 大型土嚢設置完了 |
| 21 日(木) | ● | | 流土の立木伐採 |
| 12 月 11 日(水) | ● | | 災害関連緊急治山事業の事業費決定(林野庁) |
| 19 日(木)～21 日(土) | ● | | 崩壊部分への養生シート張り |
| 23 日(月) | ● | ● | 文部科学大臣政務官、初等中等局長、市教育長等による現地視察 |
| 26 日(木) | ● | | 上河原調査業務委託契約(地表伸縮計等設置) |
| 27 日(金) | ● | | 上河原測量調査設計業務委託契約(地質調査及び測量、設計) |
| 令和 2 年 | | | |
| 1 月 9 日(木) | ● | | 地質調査、測量等を行うに当たり、工事完了までの安全対策として斜面崩壊箇所「地すべり監視システム(地表伸縮計)」を設置 |
| 27 日(月) | ● | | 仮設足場の設置、ボーリング作業開始(2 月～10 月まで測量・調査を実施) |

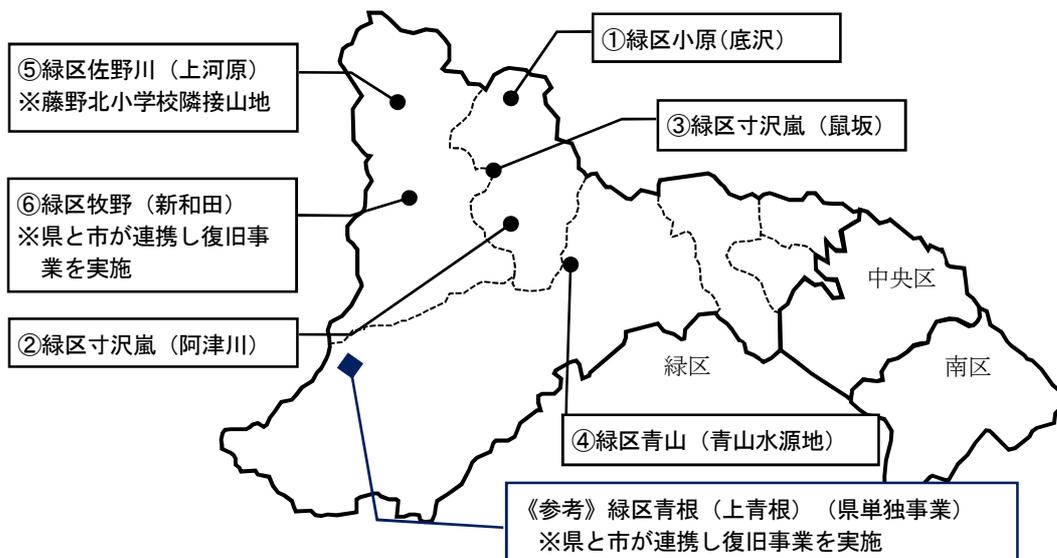
| 日付 | 対応 | | 経過 |
|-------------|----|---|------------------------------|
| | 県 | 市 | |
| 2月 6日 (木) | ● | ● | 保護者説明会の開催 |
| 19日 (水) | | ● | 仮設校舎賃貸借契約 |
| 3月 14日 (火) | | ● | 保護者等へ仮設校舎「工事開始のお知らせ」を送付 |
| 6月 13日 (土) | | ● | 仮設校舎工事着手 |
| 6月 19日 (金) | | ● | 擁壁等復旧工事設計業務委託締結（6月～測量・調査を実施） |
| 8月 6日 (木) | | ● | 仮設校舎完成検査 |
| 21日 (金) | | ● | 仮設校舎の引渡し |
| 24日 (月) | | ● | 仮設校舎使用開始 |
| 10月 2日 (金) | | ● | 保護者説明会（書面開催） |
| 11月 27日 (金) | ● | | 測量調査設計業務委託完成検査 |
| 12月 1日 (火) | ● | | 工事入札公告 |
| 8日 (火) | | ● | 擁壁等復旧工事設計業務委託中間報告書受領 |
| 22日 (火) | ● | ● | 保護者説明会の開催 |
| 令和3年 | | | |
| 1月～ | ● | | 県治山工事の実施 |
| 2月 8日 (月) | ● | ● | 公立学校施設災害復旧費事業申請に係る現地調査 |
| 令和4年 | | | |
| 12月末 (予定) | ● | | 県治山工事の終了 |
| 令和5年 | | | |
| 1月～ (予定) | | ● | 市復旧工事の実施 |
| 8月 末 (予定) | | ● | 市復旧工事の完了、本校舎への復帰 |
| 9月 末 (予定) | | ● | 仮設校舎賃貸借契約期間終了 |

5 治山関連事業

(1) 災害関連緊急治山事業

東日本台風により 100 箇所以上の被害が発生した山地のうち、緊急に復旧整備が必要な 6 箇所について、県は令和元年 12 月に林野庁から災害関連緊急治山事業の採択を受け、復旧工事を行った。令和 4 年 3 月末時点において、緑区寸沢嵐（阿津川、鼠坂）、緑区青山（青山水源地）、緑区牧野（新和田）の 4 箇所の工事が完了している。

図表 4.8.11 災害関連緊急治山事業が採択された被災箇所



(2) 新和田地区

災害関連緊急治山事業に採択された緑区牧野の新和田地区の山腹崩壊は、県と市が連携して令和2年9月から各種災害復旧事業が進められ、令和4年3月末で完了した。

図表 4.8.12 新和田地区の災害概要³³

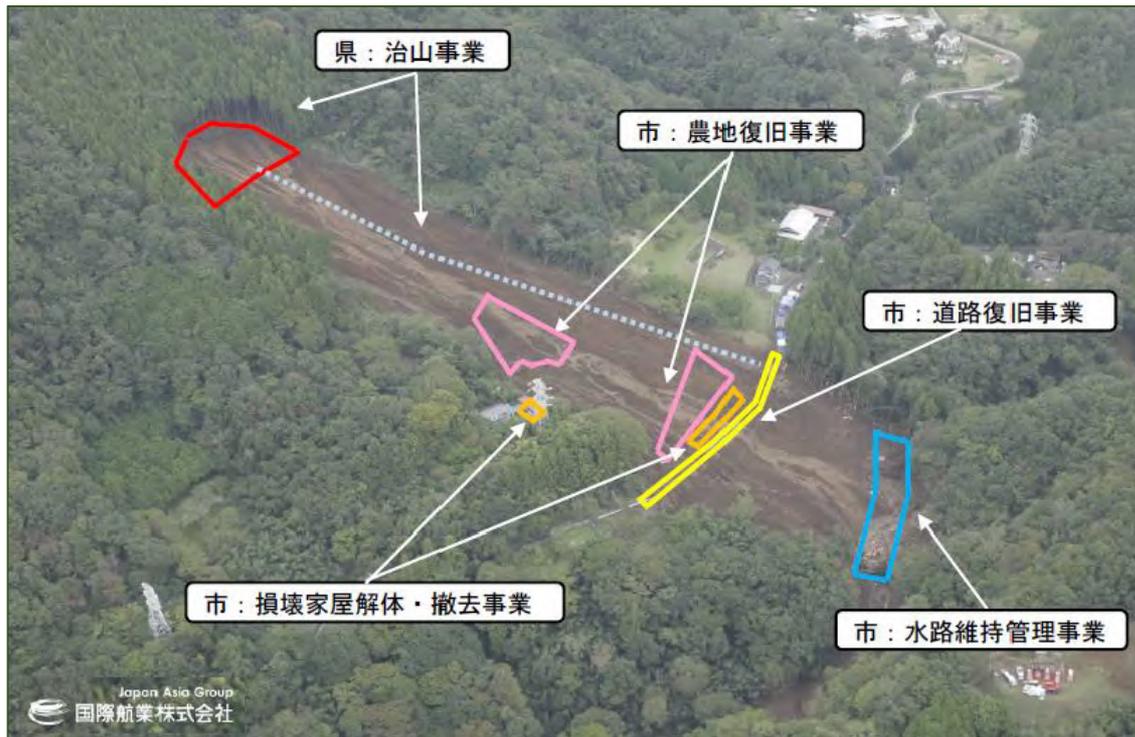
| | |
|------|---|
| 災害概要 | 10月12日(土)(報道によると午後9時45分頃)、神奈川県相模原市緑区牧野(新和田)において山腹崩壊が発生し、流下した土砂は山腹脚部の市道沿いの人家を巻き込み、市道を越え斜面下の溪流まで流下した。これにより、死者2名、人家1戸全壊、市道が通行止めとなるなどの被害となった。 |
| 災害形態 | 調査地の崩壊地源頭部から人家等の被害箇所までは、最大長さ(水平距離)約250m、比高差約100m、崩壊斜面幅は70~100m程度、源頭部の滑落崖の深さは6~7m程度であった。このうち崩壊は源頭部の長さ約50m、勾配が30°前後の急斜面で発生し、崩壊した土砂が下方の緩斜面(勾配15°前後)上を流下したと推定される。 |
| 災害原因 | 記録的な集中豪雨(24時間雨量603.5mm(令和元年10月11日(金)22時~令和元年10月12日(土)22時まで)アメダス相模湖観測所)に伴い、斜面上部(標高350~380m付近、勾配30°程度)に厚く堆積した火山灰土などからなる表土層において、地下水位が上昇し土層が著しく飽和したことに加え、表土層の滑落面から湧水痕もみられたことから、崩壊発生にはこの付近での地下水位の上昇が影響したと推定される。 すなわち、斜面上部の火山灰土などが、記録的な集中豪雨に伴う地下水位の上昇により著しく不安定化したことで崩落し、斜面中腹部で傾斜が緩やかになった農地の地表に沿って流下し、人家等に被害を与え、そのまま下方の市道、溪流まで到達したと推定される。 |

³³ 出所:「令和元年台風第19号に伴い丸森町及び相模原市で発生した山地災害の学識経験者による現地調査結果」(林野庁・令和元年12月)から作成。

図表 4.8.13 新和田地区の災害復旧事業の概要

| 事業名 | 事業内容 | 担当部署 |
|-------------|------------------------------|--------------------|
| 道路復旧事業 | 被災した道路構造物の復旧工事 | 道路整備課（災害復旧第1班） |
| 水路維持管理事業 | 水路の維持管理工事 | |
| 損壊家屋解体・撤去事業 | 損壊家屋等の解体・撤去工事 | 廃棄物指導課 |
| 農地復旧事業 | 土砂等の撤去・整地工事 | 津久井地域経済課（農地災害復旧班） |
| 治山事業（県が実施） | 崩落した斜面の復旧 | 県央地域県政総合センター農政部治山課 |
| 道路維持管理事業 | 道路の土砂清掃 斜面地に設置した大型土のう等の撤去 | 津久井土木事務所（藤野班） |

各復旧事業の箇所（被災直後の復旧事業概要）



復旧状況（令和4年4月撮影）



山腹、農地の復旧状況



道路の復旧状況

(3) 上青根地区

上青根地区は、県が単独事業で復旧工事を実施した。新和田地区と同様、県と市が連携して令和2年5月から各種復旧事業を進めており、令和3年6月に完了した。

図表 4.8.14 上青根地区の災害復旧事業の概要

| 事業名 | 事業内容 | 担当部署 |
|--------------|----------------------|--------------------|
| 道路復旧事業 | 市道上青根・上野田釜立災害復旧工事 | 道路整備課（災害復旧第1班） |
| 堆積土砂等撤去事業 | 宅地や農地に堆積した土砂や流木の撤去工事 | 廃棄物指導課 |
| 損壊家屋解体・撤去事業 | 損壊家屋等の解体・撤去工事 | |
| 農地・農業用施設復旧事業 | 土砂撤去後の畔（法面）や用水路の復旧工事 | 津久井地域経済課（農地災害復旧班） |
| 治山事業（県が実施） | 崩落した斜面の復旧 | 県央地域県政総合センター農政部治山課 |

各復旧事業の箇所



復旧状況（令和3年10月撮影）



市道復旧及び治山事業施工後



家屋解体撤去・土砂撤去及び農地の復旧後

6 砂防関係事業

(1) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊が生じ、死者1名、住家の全壊4棟等の被害が発生した緑区牧野の上野久保地区³⁴について、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがあることから、県は令和2年1月に国土交通省から災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の採択を受け、復旧工事を行った。

復旧工事は、令和3年9月に土砂防止柵の設置が完了し、令和4年5月末までに吹付法枠工事が完了した。

図表 4.8.15 上野久保地区の災害復旧の状況



³⁴ 登記上は「上ノ久保」と表記されている。

(2) その他の砂防施設に係る復旧事業

上野久保地区のほか、県により砂防施設に係る災害復旧事業が行われ、令和3年11月時点で、土砂の撤去等、8箇所において復旧が完了している。

図表 4.8.16 砂防施設における主な復旧状況

| | 被災時 | 復旧後 |
|----------------|--|--|
| 関川 (緑区寸沢嵐) |  |  関川ダム埋そく土の撤去 |
| 鬼取沢 (緑区佐野川) |  |  鬼取ダム埋そく土の撤去 |

第9節 応援要請

1 経過

緑区における東日本台風の被害が甚大であり、災害対応の長期化が見込まれたことから、10月16日（水）、本部事務局（受援班）が各局・区本部に対し、「相模原市災害受援計画³⁵」に基づき、応援要請の必要性について照会を行い、環境経済局及び都市建設局への中長期の職員派遣を見据え、本部事務局（受援班）と本部職員課班が連携し11月5日（火）から具体的に調整を進めていった。

図表 4.9.1 応援要請を必要とする業務及び必要人員

| 応援要請局 (所管課) | 応援要請業務 | 必要人員・職種 |
|-------------------------|--|-----------------|
| 環境経済局 (津久井地域 経済課) | 農地及び農林業施設などの災害復旧に関すること。 (国の災害査定に向けた調査、設計、積算や災害復旧工事 の調査、設計、積算、監督) | 土木職（農業土木） 4名 |
| 都市建設局 (道路計画課) | 公共土木施設の災害復旧に関すること。 (国の災害査定に向けた調査、設計、積算や災害復旧工事 の調査、設計、積算、監督) | 土木職5名 |

2 派遣調整

(1) 県との調整

県との調整は、本部職員課班が主体となり、県の市町村課に対し「総務省、全国市長会及び全国町村会による被災市町村に対する中長期の職員派遣のスキーム」に基づく派遣要請を行い、県人事課から県職員2名の派遣のほか、県市町村課から鎌倉市、横須賀市、座間市及び厚木市において各1名の派遣について回答を得られたため、それぞれ個別に調整を行い、11月14日（木）から県職員2名、12月1日（日）から座間市及び厚木市の職員各1名の派遣を受け入れた。また、横須賀市は、令和2年4月1日（水）から1名の派遣を受け入れることとなった。

なお、派遣の形態について、11月14日（木）から30日（土）までの間に派遣された県職員2名は出張として取り扱うこととし、12月1日（日）以降の派遣については、県職員2名を含め、全て地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定に基づく職員派遣として取り扱うこととした³⁶。

(2) 九都県市³⁷との調整

九都県市との調整は、本部事務局（受援班）が主体となり、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づき、応援調整都県市である東京都に対し派遣要請を行い、横浜市及びさいたま市から各1名の派遣について回答があった。この回答を受け、具体的な調整を職員課が行い、11月18日（月）から12月27日（金）までの期間、横浜市職員1名の派遣を受け入れた。

なお、当初、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」ではなく、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づく応援要請による派遣とするよう調整を行っていたが、最終的には他の自治体と同様に地方自治法に基づく職員派遣として取り扱うこととした。

³⁵ 平成27年策定（平成31年3月改訂）。

³⁶ 派遣職員の受入れに当たり、派遣職員の服務、給与等の取扱いについて、派遣元自治体と個別に協定を締結している。

³⁷ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市。

さいたま市は短期派遣のみ可能である旨の回答であったため、受け入れを行わないこととした。
また、東京都に対しても、本部職員課班が個別に調整を行い、令和2年1月1日（水）から都職員1名を地方自治法に基づく職員派遣として受け入れることとした。

(3) その他の自治体との調整

県や九都県市との調整と並行して、災害時相互応援協定を締結している自治体に対しても派遣要請を行うこととし、本部職員課班が八王子市及び町田市と調整を行った。

調整の結果、12月1日（日）から町田市職員1名の派遣を受け入れた。

また、災害対策本部廃止後は、総務局（職員課）が職員派遣に係る事務を承継し、派遣元自治体と令和2年度以降の派遣期間に係る調整を行ったほか、熊本市と調整し、令和2年4月1日（金）から熊本市職員1名を地方自治法に基づく職員派遣として受け入れた。

図表 4.9.2 派遣調整に係る主な経過（災害対策本部廃止まで）

| 日 | 主な対応 |
|-------------------|---|
| 10月 16日(水) | ○本部事務局（受援班）から庁内に対し、応援要請の必要性について照会。 |
| 18日(金) | ○本部職員課班の設置。 |
| 21日(月) | ○都市建設局（道路計画課）から土木職5名の応援要請の回答。 |
| 25日(金) | ○環境経済局（津久井地域経済課）から土木職（農業土木）4名の応援要請の回答。 |
| 11月 5日(火) | ○本部職員課班が県市町村課に対し、土木職9名の派遣を要請。 ○本部事務局（受援班）が九都県市（応援調整都県市：東京都）に対し、土木職9名の派遣を要請。 |
| 6日(水) | ○県人事課から、県土整備局職員2名の応援派遣が可能である旨の回答。 ○九都県市から、さいたま市及び横浜市の職員各1名の応援派遣が可能である旨の回答。 |
| 7日(木) | ○横浜市と派遣調整。派遣期間を11月18日（月）から12月27日（金）とすることで合意。 |
| 8日(金) | ○県市町村課から、鎌倉市、横須賀市、座間市及び厚木市の職員各1名の応援派遣が可能である旨の回答。 ○県と県職員に係る派遣調整。11月14日（木）から応援派遣を開始し、派遣の形態は出張として扱うことで合意。 ○八王子市へ職員応援を打診。年内の派遣は困難である旨の回答。 |
| 11日(月) | ○東京都へ職員応援について打診。 |
| 12日(火) ～20日(水) | ○厚木市及び座間市と派遣調整。12月1日（日）から応援派遣を開始することで合意。 ○横須賀市及び町田市へ職員応援を打診。 ○14日（木）から県職員2名の応援を受入れ。 ○18日（月）から横浜市職員1名の応援を受入れ。 |
| 21日(木) ～27日(水) | ○町田市と派遣調整。12月1日（日）から応援派遣を開始することで合意。 ○東京都と派遣調整。令和2年1月1日（水）から応援派遣を開始することで合意。 ○横須賀市と派遣調整。令和2年4月1日（水）から応援派遣を開始することで合意。 |
| 12月 1日(日) | ○座間市、厚木市及び町田市の職員各1名の応援を受入れ。 |
| 10日(火) | ○災害対策本部廃止 |

3 派遣受入れ実績

本市への応援派遣について、派遣元自治体、派遣期間及び派遣人数については、図表 4.9.3 のとおりである。

図表 4.9.3 応援派遣受入れ実績一覧

| 年度 | 派遣元自治体 | 人数 | 職種 | 派遣期間 | 業務内容 |
|---------------------|--------|----|------|---------------------------------|------------------------------------|
| 令和元年度 | 神奈川県 | 2名 | 土木技師 | 令和元年11月14日(木) ～令和2年3月31日(火) | ○津久井地域における道路の災害査定に向けた調査、設計及び積算業務 |
| | 横浜市 | 1名 | | 令和元年11月18日(月) ～令和元年12月27日(金) | |
| | 厚木市 | 1名 | | 令和元年12月1日(日) ～令和2年3月31日(火) | |
| | 座間市 | 1名 | | 令和元年12月1日(日) ～令和2年9月30日(水) | ○災害復旧工事の調査、設計、積算及び監督業務 |
| | 東京都 | 1名 | | 令和2年1月1日(水) ～令和2年3月31日(火) | |
| | 町田市 | 1名 | | 令和元年12月1日(日) ～令和2年3月31日(火) | ○農地・農業施設の災害復旧工事の設計、施工管理及び検査業務 |
| 令和2年度 ・ 令和3年度 | 横須賀市 | 1名 | 土木技師 | 令和2年4月1日(水) ～令和3年3月31日(水) | ○津久井地域における道路の災害復旧工事の調査、設計、積算及び監督業務 |
| | 座間市 | 1名 | | 令和2年10月1日(木) ～令和3年3月31日(水) | |
| | 町田市 | 1名 | | 令和2年4月1日(水) ～令和4年3月31日(木) | |
| | 熊本市 | 1名 | | 令和2年4月1日(水) ～令和3年9月30日(木) | |

第10節 災害救助法

1 災害救助法の概要

(1) 災害救助法の概要

災害救助法は、災害対策基本法に対する特別法として位置付けられ、詳細については災害救助法、災害救助法施行令(政令)、災害救助法施行規則(府令)及び内閣府告示のほか、災害救助事務取扱要領、災害救助の運用と実務等に記載されている。

また、災害救助法に基づく救助は、被災した市町村に代わり、都道府県が行うものとされている。

(2) 救助実施市の指定

平成30年6月の災害救助法改正において、内閣総理大臣の指定を受けた政令指定都市は、道府県に代わり、主体的に救助活動を行うことができる「救助実施市」となることができる規定が明記された。

このことを受け、神奈川県、横浜市、川崎市及び本市の4県市において協調しながら救助実施市の指定申請に向けた調整を進め、平成31年4月1日(月)に横浜市、川崎市及び本市の3市が救助実施市として内閣総理大臣より指定を受けた。

2 災害救助法の適用及び救助活動の実施

(1) 災害救助法の適用

東日本台風では、10月12日(土)に災害救助法を適用することを決定し、国への報告とともに公示を行った。

決定に当たっては、災害が発生し、市域での生命・身体への危害又はそのおそれが生じることが予測されたことから、災害救助法施行令第1条第1項第4号のいわゆる「4号基準」に基づき、災害救助法を適用することとし、次の9つの救助活動を実施した。

なお、東日本台風において実施した救助活動の中には、災害救助法を適用しない救助活動も実施しているが、本節では災害救助法を適用した次の救助活動について掲載するものとする。

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅(賃貸型)の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服寝具その他生活必需品の給与
- 医療
- 被災住宅の応急修理
- 不明者の搜索
- 要配慮者利用施設からの輸送

(2) 救助活動の実施

ア 避難所の設置

避難所及び風水害時避難場所(以下「避難所等」という。)については、台風が近づいている10月11日(金)の時点から開設が始まった。避難者数は最大で6,114人(10月12日(土))であった。

避難所等の生活環境については、各避難所等のために確保した食料や飲料、毛布や衛生用品のほか、市が集中備蓄している物品も活用しながら、長期化に備える物品を供給した。

避難所等は、12月26日（木）の藤野農村環境改善センターの閉鎖をもって、全避難所が閉鎖となった。

イ 応急仮設住宅（賃貸型）の供与

本市では、被災者が速やかに居住する場所を確保できるよう賃貸型の応急仮設住宅を供与することとし、最大で19世帯41名の入居者があった。

応急仮設住宅は、入居から2年間を居住可能期限としており、入居者の多くは、それぞれの入居可能期限までの間に新たな居住地に転居した。

ウ 炊き出しその他による食品の給与

東日本台風では、多くの避難所等が3日以内に閉鎖したことや、避難所の備蓄品やボランティアからの義援品等を活用したため、避難所等の多くで炊き出しや食品の給与を実施することはなかった。

一方、開設期間が長くなった藤野農村環境改善センター臨時避難所においては、避難所での生活が長期化したことから、地域の弁当業者からの配食のほか、炊き出しのための定期的な米等の配給等を行い、12月の避難所閉鎖までに延べ700食を超える食料を給与した。

エ 飲料水の供給

本市の一部の地域は、地域の住民同士がいわゆる簡易水道管理組合を組織し、自立的な飲料水の確保を行っている。

東日本台風では複数の簡易水道の供給区域にて断水が発生したことから、給水車を持つ神奈川県（横須賀市）、横浜市及び川崎市からの応援を受け、応急給水活動を実施した。

オ 被服寝具その他生活必需品の給与

罹災証明で半壊以上の判定が出た世帯に対し、罹災区分や世帯人数に応じた限度額の範囲内で9世帯に対して生活必需品を給与した。

給与した物には、炊飯器や食器等の飲食に必要な物品、シャツや下着等の衣類等があり、これらの中から被災者の希望にできるだけ添えるよう供給事業者と調整しながら給与に当たった。

カ 医療

災害救助法の適用による医療行為としては、藤野地区の一部の避難所においてインフルエンザ感染症の兆候が見られたことから、日連診療所の医師により避難者に対して予防接種を行った。

キ 被災住宅の応急修理

応急修理の工事完了期間は一般基準では発災から1か月となっているが、東日本台風においては、資機材の運搬ができない、隣接する河川の復旧が完了できない等の課題が多く存在し、工事の着工までに時間を要したことから、最後の工事が完了したのは、令和3年2月となった。

この応急修理の制度を活用した世帯の多くが半壊以上の判定を受けており、10世帯に対して応急修理を実施した。

ク 不明者の搜索

10月12日（土）の発災以降、緊急消防援助隊や国土交通省TEC-FORCEによる活動も行われたほか、救助活動のための障害物の除去等の専門業者による作業が行われた

が、今回の災害により死亡した8名のうち、2名が発災後3日を超えて発見された。

ケ 要配慮者利用施設からの輸送

東日本台風では、これまでにない大きな雨量を記録し、城山ダムの許容量を超える可能性があったことから、初めて緊急放流が実施された。

緊急放流の実施に伴い、相模川の水量に大幅な増大が見込まれたことから、同河川の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に居住する市民を安全な地域まで輸送するため、緊急的にバス運行会社との委託契約を締結し、輸送活動を実施した。

3 災害救助費（国庫補助金）

災害救助法の適用による救助活動に係る費用は、国の災害救助費負担金(国庫補助金)及び本市災害救助基金から支出することとしており、令和元年度から令和3年度における支出額は次のとおりであった。

図表 4.10.1 災害救助法の適用による救助活動費用

| 年度 | 救助費総額 | (救助費内訳) | |
|-----------------|--------------|-------------------|------------------|
| | | 災害救助費負担金 (国負担) | 災害救助基金等 (市負担) |
| 令和元年度 | 26,112,252 円 | 13,056,126 円 | 13,056,126 円 |
| 令和2年度 | 30,847,310 円 | 15,423,655 円 | 15,396,625 円 |
| 令和3年度 (概算交付) | 5,991,195 円 | 2,995,597 円 | 2,995,598 円 |
| 合 計 | 62,950,757 円 | 31,475,378 円 | 31,448,349 円 |

第 1 1 節 財務・契約

1 予算

(1) 令和元年度 12 月補正予算

令和元年度 12 月補正予算において、東日本台風に係る応急的な対応に要する経費を計上した。応急的に必要な救助、施設の災害復旧、既に執行した災害復旧費の補填、弔慰金の支給、災害援護資金の貸付け、応援として出動した消防機関への負担金の支払い、消防団への費用弁償、派遣受入職員の給料、手当及び共済費の負担等、約 42 億 8,300 万円を計上した。

また、令和元年度 12 月補正予算以前に、東日本台風に係る緊急対応に要する経費として、予備費から約 1 億円を充用した。

図表 4.11.1 令和元年度 12 月補正予算における東日本台風関連経費の内訳

| 事業名等 | 金額 | 主な内容 |
|-----------------------|--------------|--|
| 令和元年東日本台風災害救助費 | 656,518 千円 | 災害に対して応急的に必要な救助等を行うもの。 |
| 令和元年東日本台風災害復旧費 | 3,017,000 千円 | 被害を受けた施設の災害復旧をするもの。また、既に執行した災害復旧費を補填するもの。 (一部繰越明許費設定) |
| 災害援護事業 | 120,000 千円 | 犠牲となった方の遺族に対して、弔慰金を支給するもの。また、被害を受けた世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行うもの。 |
| 令和元年東日本台風 消防活動関連経費 | 76,481 千円 | 被災者の救助活動へ県下消防相互応援協定に基づき出動した消防機関への応援負担金の支払い及び消防団への費用弁償等を行うもの。 |
| 派遣職員受入負担金 | 56,000 千円 | 災害復旧業務に従事する地方自治法に基づく派遣受入職員の給料、手当及び共済費について本市が負担するもの。 |
| 職員給与費・教職員給与費 | 357,000 千円 | 人事委員会勧告等に対応する増額、令和元年東日本台風に係る災害復旧に伴う増額及び職員構成の変動等に伴う減額をするもの。 |

(2) 令和元年度 3 月補正予算

令和元年度 3 月補正予算において、農林水産施設及び公共土木施設の災害復旧に要する経費として、17 億円を計上した。

(3) 令和2年度当初予算

令和2年度当初予算においては、主に、災害救助に要する経費である災害救助費と復旧に要する経費である災害復旧費に東日本台風の被害に係る経費を計上した。

災害救助費は、家屋解体や災害廃棄物仮置場の維持管理、応急仮設住宅（賃貸型）の賃料等に係る経費として約3億6,800万円を計上し、災害復旧費は道路等の復旧や藤野北小学校の被災に伴い設置したプレハブ仮設校舎の賃貸借に係る経費として、約21億3,700万円を計上した。

(4) 令和3年度当初予算

令和3年度当初予算においても、令和2年度と同様に災害救助費と災害復旧費を計上した。

災害救助費は、家屋解体や応急仮設住宅（賃貸型）の賃料等に係る経費として約2,400万円を計上し、災害復旧費では道路等の復旧や藤野北小学校の被災に伴い設置したプレハブ仮設校舎の賃貸借に係る経費として、約1億500万円を計上した。

2 契約

(1) 物品契約等の応急措置・対応

契約課では、東日本台風に係る災害対応のため急遽必要となった物品を可能な範囲で早期に調達できるよう、共通物品の早期納品、総括調達物品の早期契約を図った。

(2) 中小企業・小規模事業者に対する配慮

本市は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的に、「相模原市がんばる中小企業を応援する条例」³⁸を施行している。

東日本台風の被害を受け、契約課及び産業政策課は、官公需における中小企業の受注機会の増大を図るため、改めて市内中小企業・小規模業者に対する配慮について周知を行った。

また、11月8日（金）には、中小企業庁長官より「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）」の文書が本市に送付された。

(3) 災害復旧工事等の契約の取り扱い

東日本台風により災害復旧事業に係る入札及び契約は、短期集中的に行う必要が想定されていたことから、当面の災害復旧工事等（工事等とは、工事、測量、地質調査及び設計監理の委託契約を指す。）の入札及び契約についての基本的な考え方を示すとともに、担当課で執行する修繕等の参考とするため、10月18日付けで「災害復旧工事等の契約事務について（通知）」を全庁に発出した。基本的な考え方の概要は次のとおり。

ア 1者随意契約

災害復旧工事のうち、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設等の応急復旧工事や、孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧工事について、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第5項に基づき、適宜、随意契約を締結することが可能である。

このことから、原則として、東日本台風により被災し、緊急を要する災害復旧工事等のうち、随意契約ガイドラインに基づき、「緊急の必要があり、競争入札に付す時間的余裕が

³⁸ 平成26年4月1日施行

ない」と判断できるものについて、随意契約を活用する。

イ 指名競争入札、一般競争入札

1者随意契約によらないものは、契約課により指名競争入札及び一般競争入札の契約事務を行う。契約課執行の工事等については、原則 1,000 万円以上を一般競争入札で行っているが、国土交通省が定める「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」に基づき、対象となる工事等は指名競争入札を適用する。

また、災害復旧工事の入札執行の際は、迅速に業者を決定し、工事に着手する必要があることから、手持ち制限の緩和等の入札参加条件の検討をする。

見積期間は建設業務法及び建設業務法施行令のとおりであるが、建設業務法施行令では「やむを得ない事情があるときは、5日以内に限り短縮することができる。」とあることから、入札日程の短縮を可能とする。

(4) 入札・契約制度の改正

東日本台風の被害により、災害復旧工事の発注が多数見込まれており、災害復旧を円滑に進める必要があったことから、東日本台風に伴う災害復旧工事の入札条件緩和及び入札手続きの簡略化を次のとおり行った。

ア 主任技術者の選任義務の緩和

法令等に基づき、次のとおり兼務を認めた。

図表 4.11.2 主任技術者の選任義務の緩和内容

| 請負金額 | 通常 | 災害復旧工事 |
|--------------|-------|--|
| 3,500 万円以上※1 | 兼務不可 | 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり調整を要する工事で、かつ工事現場の間隔が 10km 程度の隣接した場所において施工する工事に限り、2件まで兼務を認める。 |
| 3,500 万円未満※1 | 2件まで可 | 条件なし |

(※1) 建築一式の場合 7,000 万円

(※2) 監理技術者の兼務は不可

イ 現場代理人の常駐義務の緩和

工事の現場代理人について、兼任を認める工事の対象範囲を次のとおり拡大した。

図表 4.11.3 現場代理人の常駐義務の緩和内容

| 通常 | 災害復旧工事 |
|---|--|
| ① 受注した 2 件の箇所指定工事の請負金額合計が 2,500 万円未満 | ① 請負金額（単価契約の場合発注上限額）が 2,500 万円未満の工事 2 件 |
| ② 発注上限額 2,500 万円未満の単価契約工事を 2 件 | ② 請負金額（単価契約の場合発注上限額）が 2,500 万円以上の場合でも、現場代理人と主任技術者が同一人物で、主任技術者が兼務する工事 2 件 |
| ③ 請負金額 1,250 万円未満の箇所指定工事 1 件と発注上限額 2,500 万円未満の単価契約工事 1 件を受注した場合 | |

ウ 等級区分の参加条件緩和

より多くの業者の入札への参加を促すため、等級区分による参加条件を緩和し、直近下位等級の業者まで参加を認めた。

エ 地域要件の一部緩和

予定価格3,000万円未満の工事については、旧津久井地域と旧相模原市域で地域要件を付して発注しているところ、入札不調などの状況に応じ、地域要件を緩和して発注することとした。

オ 見積期間の短縮・入札方式の変更

必要な案件について、法令に基づき見積期間を5日程度短縮して発注することとした。

1億円以上の工事については、原則として、総合評価方式を適用することとなっているところ、見積期間を短縮する場合などにおいては、通常の一般競争入札により実施することとした。

カ 手持制限の緩和

東日本台風の災害復旧工事については、手持制限の対象外として発注することとした。

キ 一般競争入札における入札参加資格の事後審査

一般競争入札の参加資格確認については、入札参加申請終了後、参加者全者について審査を行い、翌々日に資格確認結果を通知していたところ、東日本台風の災害復旧工事については、開札後落札候補者のみ資格の確認を行うこととした。

3 決算

(1) 令和元年度決算

令和元年度における東日本台風の被害に係る経費は、令和元年度12月補正予算に計上した災害救助費や災害復旧費のほか、当初予算での執行や予備費充用等を活用し、応急的な対応や施設の災害復旧等に要する経費を執行した。

ア 災害救助費

東日本台風による災害に対して応急的に必要な救助等を行う経費として、313,561千円を執行した。

図表 4.11.4 【令和元年度】東日本台風災害救助費決算額の内訳

| 経費 | 決算額 |
|---------------------------|-----------|
| 災害廃棄物仮置場の設置及び災害廃棄物の収集・処分等 | 185,490千円 |
| 宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去 | 65,790千円 |
| 救助現場における捜索活動 | 11,000千円 |
| 破損した救助資機材の整備 | 9,091千円 |
| 被災家屋の解体 | 8,903千円 |
| 災害ボランティアセンター運営経費負担金 | 7,000千円 |
| 応急仮設住宅（賃貸型）の供与 | 6,335千円 |
| その他 | 19,952千円 |

イ 災害復旧費

東日本台風により被害を受けた施設の災害復旧を行う経費として、1,322,193千円を執行した。

図表 4.11.5 【令和元年度】災害復旧費決算額の内訳

| 経費 | 決算額 |
|-------------------------------------|--------------|
| 農林水産施設災害復旧費 揚水機場、林道、農道等の災害復旧 | 49,149 千円 |
| 公共土木施設災害復旧費 道路や河川、緑地や公園などの災害復旧 | 1,259,614 千円 |
| 文教施設災害復旧費 藤野北小学校における応急措置 | 4,004 千円 |
| その他公共施設災害復旧費 し尿処理施設、取水施設における災害復旧 | 9,426 千円 |

(2) 令和2年度決算

令和2年度における東日本台風の被害に係る経費は、主に、令和元年度から継続して実施した災害救助、災害復旧に要する経費を執行した。

ア 災害救助費

東日本台風による災害に対して、引き続き実施する、応急的に必要な救助等を行う経費として、366,262 千円を執行した。

図表 4.11.6 【令和2年度】東日本台風災害救助費決算額の内訳

| 経費 | 決算額 |
|--------------------------------|------------|
| 被災家屋の解体 | 193,881 千円 |
| 災害廃棄物仮置場の維持管理、撤去及び災害廃棄物の収集・処分等 | 155,183 千円 |
| 応急仮設住宅（賃貸型）の供与 | 12,802 千円 |
| その他 | 4,396 千円 |

イ 災害復旧費

東日本台風により被害を受けた施設の災害復旧を行う経費として、2,048,648 千円を執行した。

図表 4.11.7 【令和2年度】災害復旧費決算額の内訳

| 経費 | 決算額 |
|---|--------------|
| 農林水産施設災害復旧費（繰越明許費分） 揚水機場、林道、農地等の災害復旧 | 33,249 千円 |
| 公共土木施設災害復旧費 道路及び河川の災害復旧 | 175,936 千円 |
| 公共土木施設災害復旧費（繰越明許費分） 国道、県道等の災害復旧 | 1,773,265 千円 |
| 文教施設災害復旧費 藤野北小学校、昭和橋スポーツ広場等の災害復旧 | 66,198 千円 |

第12節 協定の活用状況

1 概要

本市では、災害時に円滑に災害応急対策や被災者支援を実施すること等を目的に、他自治体や民間企業、団体等と災害協定を締結しており、令和元年10月1日時点で221の災害協定³⁹を締結していた。

図表. 4. 12. 1 災害協定の内訳⁴⁰（令和元年10月1日時点）

| 協定の性質 | 協定数 | 協定先 |
|---------------|-----|--|
| 自治体間等の相互応援 | 30 | 九都県市、21大都市、銀河連邦、神奈川県、県内市町村、町田市、上野原市、八王子市、国土交通省関東地方整備局、在日米陸軍、東京消防庁 等 |
| 各種災害応急対策に係る応援 | 43 | 神奈川県、(一社)相模原市建設業協会、(公社)神奈川県産業廃棄物協会、(一社)神奈川県建物解体業協会、(社福)相模原市社会福祉協議会、(公社)神奈川県LPガス協会 等 |
| 施設等の使用 | 31 | 在日米陸軍、神奈川県、(公財)相模原市まち・みどり公社、相模原市障害者福祉事業所協会、(一社)相模原市高齢者福祉施設協議会 等 |
| 物資等の調達・供給等 | 30 | 相模原市職員生活協同組合、相模原市防災設備協同組合、神奈川県トラック協会 等 |
| 帰宅困難者支援 | 41 | 神奈川県、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、神奈川県美容業生活衛生同業組合 等 |
| 広報・情報発信 | 10 | (株)エフエムさがみ、(株)ジェイコム湘南・神奈川、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株) 等 |
| 災害時医療救護活動 | 9 | (一社)相模原市医師会、(公社)相模原市病院協会、(公社)神奈川県看護協会相模原支部、(公社)神奈川県柔道整復師会相模支部、(公社)相模原市薬剤師会、(公社)相模原市歯科医師会 等 |
| その他(包括連携等) | 27 | 神奈川県、相模原市自治会連合会、日本郵便(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)イトーヨーカ堂、イオン(株) 等 |
| 合計 | 221 | |

2 協定の活用実績

東日本台風に係る各種災害応急対策や被災者支援を実施するに当たっては、台風通過後から災害協定を活用していたが、改めて10月25日(金)に危機管理監から庁内に対し、締結している災害協定を確認するとともに、災害対応及び被災者支援に有用な協定を積極的に活用するよう通知し、各種対策・支援の促進を図った⁴¹。

東日本台風においては32の災害協定を発動しており、その実績は図表4.12.2のとおりである。

³⁹ 協約や覚書、申合せとして締結しているものを含む。

⁴⁰ 重複して計上することがないように協定の主となる目的に応じて協定を区分している。

⁴¹ 令和元年10月25日付け危機管理監通知「被害発生時の各協定の確認及び活用について(通知)」

図表. 4. 12. 2 東日本台風における災害協定の発動実績

| 番号 | 協定名 | 協定先 | 実績等 |
|----|------------------------------------|-------------------------------|---|
| 1 | 風水害時における避難場所としての施設使用に関する協定 | 神奈川県 (県立相模湖交流センター) | 風水害時避難場所の開設 |
| 2 | 風水害時における避難場所としての施設使用に関する協定 | 神奈川県 (藤野芸術の家) | 風水害時避難場所の開設 |
| 3 | 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定 | 神奈川県(さがみロボット産業特区プレ実証フィールド) | 風水害時避難場所の開設 |
| 4 | 災害情報等の放送に関する協定 | (株) エフエムさがみ | 市から発信する災害情報等の放送 |
| 5 | 災害時における放送要請に関する協定 | 横浜エフエム放送 (株) | 避難情報等の発信 |
| 6 | 防災行政用同報無線放送の再送信に関する協定 | (株) ジェイコム湘南・神奈川 相模原・大和局 | 避難情報等の発信 (発災時に限らず常時運用) |
| 7 | 災害時における放送等に関する協定 | (株) ジェイコム湘南・神奈川 | 避難情報等の発信 |
| 8 | 災害に係る情報発信等に関する協定 | ヤフー (株) | アプリと連携して、災害情報や避難場所の情報等を発信 (発災時に限らず常時運用) |
| 9 | 避難所等の情報提供に関する協定 | 三井住友海上火災保険 (株) 及びファーストメディア(株) | 避難場所の情報発信等 (発災時に限らず常時運用) |
| 10 | 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定 | NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン | ドローンによる被災状況空撮 |
| 11 | 災害時相互協力に関する申合せ | 国土交通省関東地方整備局企画部 ほか14団体 | リエゾン (連絡員) の派遣 |
| 12 | 災害時における応援に関する協定 | 相模原市津久井地区建設業連絡協議会 | 道路、河川の応急復旧作業 |
| 13 | 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書の全部を改正する覚書 | 横浜市、川崎市、ほか県内市町村 | 会員事業者 (横浜市、川崎市、横須賀市) による応急給水活動 |
| 14 | 災害時における燃料供給の協力に関する協定 | 神奈川県石油商業組合津久井支部 | ①避難場所の暖房用灯油の供給要請 ②津久井地域の復旧作業用車両への燃料供給要請 |
| 15 | 災害時の職員会館における応急食料供給等の協力に関する協定 | 相模原市職員生活協同組合 | 行方不明者捜索活動に従事する市消防職員への応急食料等の調達 (10月13日発動) |
| 16 | 災害時における段ボール製品の調達に関する協定 | 東日本段ボール工業組合 | 段ボール製簡易ベッド、段ボール製シート、段ボール製間仕切り各20セットを調達し避難所へ搬入 |
| 17 | 相模原市とイオン株式会社との包括連携協定 | イオン (株) | 避難所への生活必需物資 (食料・日用品等) 供給 (配送は市職員) |
| 18 | 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定 | (株) カインズ | 避難所への生活必需物資 (電化製品・雑貨等) 供給 (配送は市職員) |
| 19 | 災害時における生活必需物資の協力に関する協定 | 相模原商工会議所 | みなし仮設住宅入居者への生活必需物資を商工会議所会員企業から調達及び配送。 |
| 20 | 災害時における応援に関する協定 | (一社) 相模原市建設業協会 | 災害廃棄物仮置場の設置・維持管理等についての協力 (対応可能な事業者の紹介) |

| 番号 | 協定名 | 協定先 | 実績等 |
|----|-----------------------------------|---|--|
| 21 | 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 | 神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会 | 災害廃棄物等の分別・処分についての協力（対応可能な事業者の紹介） |
| 22 | 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定 | 神奈川県建物解体業協会 | 倒壊建物の解体業務等についての協力（対応可能な事業者の紹介） |
| 23 | 神奈川県下消防相互応援協定 | 神奈川県下 23 消防機関 | 緑区牧野の土砂災害現場での捜索救助活動に係る救助隊員の応援（10月15～18, 20, 21, 28～30日 計9日） |
| 24 | 消防相互応援協定 | 東京消防庁 | 緑区牧野の土砂災害現場での捜索救助活動に係る重機の搬入方法、活用方法等の助言を受けるための職員派遣（現地確認）（10月20日） |
| 25 | 災害時における仮設トイレの供給設置の協力に関する協定 | （有）トータルサービス | 緑区牧野の土砂災害現場での捜索救助活動が長期化することに伴い仮設トイレ2台を設置（10月14日） |
| 26 | 大規模災害時における建設機械器具等の支援に関する協定 | （一社）日本建設機械レンタル協会神奈川支部 | 緑区牧野の土砂災害現場での捜索救助活動にエンジン式根切りチェーンソー7台を9日間借受け（10月16～24日） |
| 27 | 災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定 | 神奈川県建設コンサルタント協会及び（社）建設コンサルタント協会関東支部 | 災害復旧に必要な現地調査、設計業務 |
| 28 | 災害時における広報紙等の印刷に関する協定 | 相模原市印刷広告協同組合 | 災害復旧チームによる道路復旧の方策検討に当たって必要な、紙媒体の津久井道路台帳をデータ化（発災後12日に発動） |
| 29 | 災害時における社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の協力に関する協定 | （社福）相模原市社会福祉協議会 | ①災害ボランティアセンターの設置要請 ②災害ボランティアセンター設置後のボランティア募集、ボランティア活動による生活支援の実施 |
| 30 | 災害時における相互協力に関する協定 | （社福）相模原市社会福祉協議会、（公財）相模原青年会議所 | 災害ボランティアセンターの運営に要する物資の提供 |
| 31 | 大学と相模原市との包括連携に関する協定 | 青山学院大学、麻布大学、和泉短期大学、桜美林大学、北里大学、相模女子大学、女子美術大学、東海大学、横浜国立大学、多摩美術大学、東京家政学院大学 | 包括連携協定締結大学の学生に災害ボランティアの募集情報の周知を実施。 |
| 32 | 銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定 | 銀河連邦（北海道大樹町、秋田県能代市、岩手県大船渡市、宮城県角田市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町） | 職員派遣・物資支給等の支援 |

第13節 東日本台風を踏まえた新たな取組

1 災害対応等の検証

(1) 災害対応の検証部会に係る検証作業部会の設置

災害対策本部体制配備時における災害対応及び被災者への支援体制について、当時の対応状況を検証するとともに、課題を抽出し、課題に対する今後の対応を検討していくことにより、災害対策に係る施策の見直しにつなげていくため、令和2年1月22日(水)に開催した第2回災害対応の検証部会において、作業部会を設置し、具体的に検討を進めていくことを決定した。

作業部会は、「災害応急対策・被災者支援・応援受援」に係る3部会とし、作業部会の構成課及び検証内容は図表4.13.1のとおりである。

図表 4.13.1 作業部会の構成課と検証内容

| ①災害応急対策に係る検証作業部会 | |
|-------------------|---|
| 構成課 (15) | 緊急対策課(部会長)、危機管理課、総務法制課、企画政策課、区政支援課、健康福祉総務室、こども・若者政策課、環境経済総務室、都市建設総務室、緑区役所地域振興課、中央区役所地域振興課、南区役所地域振興課、議会総務課、教育総務室、消防総務課 |
| 検証内容 | 風水害時避難場所・臨時避難所の開設・運営、救助活動、孤立地区への対応、道路啓開、電気・水道・通信被害への対応、災害対策用地の活用、災害廃棄物処理、BCP、災害広報、被害情報の収集、災害時における公共施設の運営 等 |
| ②被災者支援に係る検証作業部会 | |
| 構成課 (8) | 緊急対策課(部会長)、危機管理課、資産税課、区政支援課、地域福祉課、商業観光課、建築・住まい政策課、緑区役所地域振興課 |
| 検証内容 | 災害救助法・被災者生活再建支援法の適用、被災者支援システムの運用、避難者世帯等支援チームの運用、義援金品の受付、避難者・自主避難者への対応 等 |
| ③応援・受援体制に係る検証作業部会 | |
| 構成課 (13) | 緊急対策課(部会長)、危機管理課、職員課、職員厚生課、管財課、情報政策課、地域福祉課、生活衛生課、津久井土木事務所、緑区役所地域振興課、中央区役所地域振興課、南区役所地域振興課、警防課 |
| 検証内容 | 庁内の応援体制(職員派遣、車両・資器材等の手配、派遣先職場環境の整備)、他自治体・機関等への応援要請、自衛隊・消防機関への応援要請、災害ボランティアの要請、応急給水に係る応援要請 等 |

(2) 課題の抽出及び検証の結果

作業部会では、令和2年3月末までにそれぞれの検証内容に係る課題の抽出及び課題に対する対応検討の方向性を導き出すことを目標とし、月1～2回の部会開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症に係る対応が生じたことから、関係課と個別に検討を行うこととし、最終的に作業部会は2回又は3回の開催で終了することとなった。

作業部会において抽出した課題は11項目91課題⁴²にわたっており、課題解決に向けた取組は、令和2年4月、新型コロナウイルス感染症対応に基づく業務継続計画の実施を決定したことを踏まえ、優先して改善していくべき課題を関係部局でそれぞれ改善の実施を進めていくこととした。

⁴² 項目分類上、一部の課題は重複して計上。

図表 4.13.2 検証結果に基づき抽出した課題

| No. | 項目 | 課題の概要 |
|-----|-----------------|--|
| 1 | 災害対策本部の設置・運営 | <ul style="list-style-type: none"> ○職員参集・動員体制 ○避難情報の発令 ○被害情報の収集・情報共有体制 ○土砂仮置場・災害廃棄物仮置場に係る運用整理 |
| 2 | 避難場所の運用 | <ul style="list-style-type: none"> ○風水害時避難場所の見直し ○運営体制 ○車での避難の受入れ体制 ○ペットの受入れ体制 ○災害時要援護者の受入れ体制 ○物資提供 ○広報 ○避難場所の閉鎖の時期 |
| 3 | ライフライン被害に係る対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○応急給水体制 ○断水地域における災害時要援護者支援 ○応急給水に係る情報共有・広報 ○通信被害に係る情報共有・広報 ○市内停電に係る情報収集・共有 ○停電地域における災害時要援護者支援 ○庁舎の停電対応 |
| 4 | 災害時要援護者に係る対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者に係る情報共有 ○避難困難者移送に係る支援体制 ○危険区域内に居住する災害時要援護者への支援 ○危険区域内に所在する要配慮者利用施設への支援 ○災害時要援護者に係る情報発信 ○断水地域における災害時要援護者支援（再掲） ○停電地域における災害時要援護者支援（再掲） ○災害時要援護者の受入れ体制（再掲） |
| 5 | 施設運営・継続の在り方 | <ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画 ○施設・事業運営 ○施設・事業に係る広報 ○公用車の安全対策 ○燃料の調整 ○庁舎の停電対応（再掲） |
| 6 | 災害時における広報体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○避難情報の発令に係る広報 ○避難場所に係る広報 ○災害時要援護者に係る情報発信（再掲） ○施設・事業に係る広報（再掲） ○市ホームページの更新 ○緊急性のない119番通報への対応 ○被災者支援に係る広報 |
| 7 | 罹災証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ○窓口の開設 ○被害認定 ○庁内体制 ○被災者支援システム |
| 8 | 被災者支援体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○物資の支援 ○住宅等の支援 ○再建資金・生活資金の支援、見舞金等 ○被災者支援チーム ○土砂災害（宅地以外）に対する対応 ○被災者支援に係る庁内体制 |
| 9 | 庁内応援体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○長期化への対応 ○車両等資器材の手配 ○環境の整備 |
| 10 | 他自治体・機関等への応援要請 | <ul style="list-style-type: none"> ○協定・法令に基づく派遣要請 ○車両等資器材の手配（再掲） ○環境の整備（再掲） ○災害ボランティアの要請 ○応急給水に係る応援要請 |
| 11 | 自衛隊・消防機関等への応援要請 | <ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊災害派遣要請 ○警察への応援要請 ○消防への応援要請 ○TEC-FORCEへの応援要請 ○消防研究センター等への応援要請 |

2 各種施策の推進

(1) 地域防災計画の修正

東日本台風の教訓を踏まえ、令和2年度から令和3年度にかけて、地域防災計画の修正を行った。

令和2年8月の修正においては、風水害時避難場所の指定基準の見直し、市民への情報伝達の強化、ライフライン対策の強化、受援体制の強化、交通マネジメント施策の実施に関する事項等について修正を行った。

令和3年5月の修正においては、相模原市復旧・復興推進本部の取組を踏まえた修正として、土砂等の処理対策、災害ボランティアへの対応、マイ・タイムライン（防災行動計画）の作成等に関する事項等について修正を行った。

(2) 風水害時避難場所の拡充

東日本台風において、市内全域で6,000名を超える避難者が発生し、臨時に風水害時避難場所に指定されていない施設を開設したことを踏まえ、避難者受入体制の強化を図るため、令和2年9月に風水害時避難場所を53箇所から114箇所に拡充した。

図表 4.13.3 風水害時避難場所の拡充の概要

| | | | |
|--|---|-----------------|--|
| 拡充の視点 | ○風水害時避難場所までの距離が遠い地区において、地域の声を踏まえた施設を追加指定し、住民の避難行動を支援する。 | | |
| | ○城山ダムの緊急放流等により、多数の避難者が発生する相模川流域への避難情報発令に備えた風水害時避難場所を確保する。 | | |
| ○新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、可能な限り多くの風水害時避難場所を確保し、「三密」を避けるための対策等を講じる。 | | | |
| 風水害時避難場所の指定に係る新たな考え方 | <p>これまで、風水害時避難場所は、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない区域に所在する公共施設等を指定していた。</p> <p>新たな指定の考え方として、地域の状況により、風水害時避難場所が十分に確保できない場合、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域内に所在する公共施設等であっても、施設の場所や建築物の構造・階数等の状況により、避難者の身の安全が守られる場所が確保できる際は指定できるものとした。</p> | | |
| 拡充の内訳 | 区 | 地区 | 追加した風水害時避難場所 |
| | 緑区 (24箇所 ↓ 56箇所) | 橋本 (3⇒8箇所) | 相原公民館、橋本公民館・ソレイユさがみ、相原中学校、橋本小学校、旭中学校 |
| | | 大沢 (2⇒6箇所) | 大沢小学校、作の口小学校、九沢小学校、北総合体育館 ^(※2) |
| | | 城山 (2⇒5箇所) | 川尻小学校、中沢中学校、広陵小学校 |
| | | 津久井 (8⇒16箇所) | 中野小学校 ^(※1) 、津久井中央公民館・津久井老人福祉センター ^(※1) 、津久井生涯学習センター、串川ひがし地域センター、串川地域センター、串川中学校 ^(※1) 、青和学園 ^(※1) 、鳥屋中学校 ^(※1) |
| | | 相模湖 (4⇒6箇所) | 相模湖公民館、内郷中学校 |
| | | 藤野 (5⇒15箇所) | 藤野総合事務所、シュタイナー学園吉野校舎、シュタイナー学園名倉校舎、ふじの幼稚園、藤野小学校、藤野中学校 ^(※1) 、藤野南小学校、ふるさと自然体験教室 ^(※1) 、旧菅井小学校 ^(※1) 、篠原の里センター ^(※1) |

| 区 | 地区 | 追加した風水害時避難場所 |
|----------------------------|----------------|---|
| | | |
| 中央区 (14箇所 ↓ 29箇所) | 小山 (1⇒2箇所) | 小山公民館 |
| | 清新 (0⇒3箇所) | 清新公民館、小山小学校、小山中学校 |
| | 横山 (1⇒3箇所) | 横山小学校、さがみはらグリーンプール ^(※2) |
| | 中央 (0⇒1箇所) | 中央公民館 |
| | 星が丘 (0⇒2箇所) | 星が丘公民館、上溝中学校 |
| | 光が丘 (1⇒3箇所) | 陽光台小学校、光が丘公民館 |
| | 大野北 (4⇒6箇所) | 大野北公民館、共和中学校 |
| | 田名 (3⇒5箇所) | 田名北小学校 ^(※2) 、新宿小学校 ^(※2) |
| | 上溝 (4⇒4箇所) | 追加指定なし |
| 南区 (15箇所 ↓ 29箇所) | 大野中 (3⇒6箇所) | 大沼公民館、大野台公民館、若松小学校 |
| | 大野南 (5⇒6箇所) | 大野南公民館 |
| | 東林 (2⇒2箇所) | 追加指定なし |
| | 麻溝 (3⇒5箇所) | 総合体育館 ^(※2) 、市民健康文化センター ^(※2) |
| | 新磯 (2⇒2箇所) | 追加指定なし |
| | 相模台 (0⇒3箇所) | 相模台公民館、若草小学校 ^(※2) 、若草中学校 ^(※2) |
| | 相武台 (0⇒5箇所) | 相武台公民館、相武台小学校 ^(※2) 、緑台小学校 ^(※2) 、もえぎ台小学校 ^(※2) 、相武台中学校 ^(※2) |

(※1) 土砂災害警戒区域内に所在する施設であるため、避難者を受け入れる場所を限定し開設する風水害時避難場所。

(※2) 城山ダムの緊急放流などの際に開設する風水害時避難場所。

(3) 災害協定の締結

従来からの災害協定に加え、本市の防災力の向上を目的に、東日本台風以降、令和3年9月までの間に26の災害協定を新たに締結した⁴³。

図表 4.13.4 東日本台風以降に締結した災害協定一覧（令和3年9月末まで）

| 協定 | 相手先 |
|--|--|
| 災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定 | 富士急行（株） |
| 国道413号の強靱化に関する協定 | 山梨県 |
| 消防活動の協力に関する協定 | （一社）神奈川県建物解体業協会 |
| 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 | 東京電力パワーグリッド（株） |
| 災害時における風水害時避難場所としての施設使用に関する協定（計5協定） | （一社）藤野観光協会 |
| | 篠原地区振興協議会及びNPO法人篠原の里 |
| | 学校法人シュタイナー学園 |
| | 市民健康文化センター運営共同企業体 |
| 災害時におけるペットの飼養管理に係る物資の提供等の支援に関する協定 | イオンペット（株） |
| 災害時における施設等の使用に関する協定 | JR 東京西駅ビル開発（株） |
| 法政大学と相模原市との包括連携に関する協定 | 法政大学 |
| 損保ジャパンと相模原市とのSDGsの推進に向けた包括連携協定書 | 損害保険ジャパン（株） |
| 災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定 | 神奈川県土地改良事業団体連合会 |
| 電気自動車を活用した災害連携協定 | 日産自動車（株）、神奈川日産自動車（株）、（株）日産サテリオ湘南、日産プリンス神奈川販売（株）、東京電力パワーグリッド（株）相模原支社、（株）ノジマ |
| 災害時における施設等の使用に関する協定書 | （独）国民生活センター |
| 災害時におけるレンタカーの協力に関する協定 | （一社）神奈川県レンタカー協会 |
| 災害時等における宿泊施設の利用等に関する協定書 | アパホテル（株） |
| 災害時における復旧支援協力に関する協定 | （公社）日本下水道管路管理業協会 |
| 損害保険ジャパン株式会社、株式会社DeNA SOMPO Mobility、株式会社ディー・エヌ・エー及び相模原市による災害連携等の検討に関する協定書 | 損害保険ジャパン（株）、（株）DeNA SOMPO Mobility、（株）ディー・エヌ・エー |
| 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定 | （株）赤ちゃん本舗 |
| 無人航空機による情報収集等に関する協定書による活動協力に関する協定 | （株）AIRWOLF |
| 相模原市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定 | 日本郵便（株）相模原郵便局、座間郵便局、橋本郵便局、津久井郵便局、相模原古淵郵便局（神奈川県西北部地区連絡会） |
| 津久井消防署使用不能時における施設の借用について | 相模湖リゾート（株） |
| 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書 | イオンビッグ（株） |
| 災害時における相互協力に関する協定書 | （公社）相模原青年会議所、（公社）津久井青年会議所、（社福）相模原市社会福祉協議会 |

⁴³ 市単独で締結した協定数。（協定締結後に廃止した協定も含む。）

なお、包括連携に関する協定等、協定の内容に防災が含まれているものについても計上。

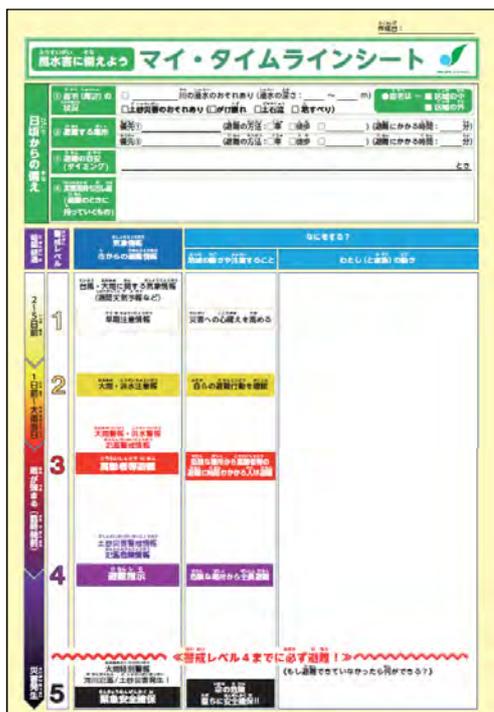
(4) マイ・タイムライン作成の促進

東日本台風では、逃げ遅れなどにより8名の方が犠牲となり、また、避難に関する問合せが多く寄せられたことから、風水害による「逃げ遅れ」などのリスクを軽減するため、マイ・タイムライン⁴⁴の作成を促進し、市民の防災意識の向上を図っている。

さらに、令和2年10月以降、市内の風水害のリスクが高い小学校に対し、マイ・タイムラインを作成する出前授業を行うなど、児童への防災教育を推進している。

図表 4.13.5 マイ・タイムラインの様式及び主な取組

| 年月 | 主な取組 |
|---------|---|
| 令和元年10月 | マイ・タイムラインシートを作成し、市ホームページに掲載 |
| 令和2年2月 | 「マイ・タイムライン作成ガイドブック」を作成し、市ホームページに掲載 |
| 令和2年6月 | 広報さがみはら6月1日号の特集記事にマイ・タイムラインを掲載 |
| 令和2年10月 | 田名小学校(4年生)において、市内で初めてマイ・タイムラインを作成する出前授業を実施 |
| 令和3年6月 | 広報さがみはら6月1日号の特集記事にマイ・タイムラインを掲載 |
| 令和3年9月 | マイ・タイムラインシートと作成ガイドブックを防災ガイドブックと統合し、市ホームページに掲載 |



図表 4.13.6 マイ・タイムライン作成授業の様子



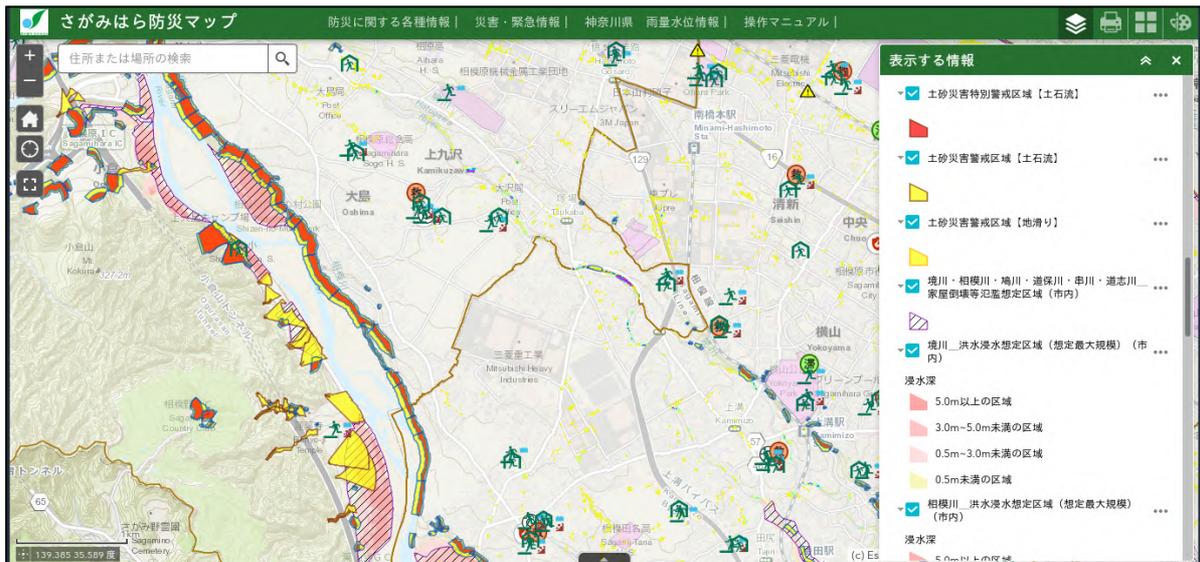
⁴⁴ 風水害が発生するおそれがあるときに、自分や家族が取る避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておく防災行動計画。

(5) さがみはら防災マップの公開

東日本台風の際には、市民から風水害時避難場所の位置や避難の判断に関する問合せが相次いだことから、市民が災害から身を守るための避難経路の確認や災害の危険性が高い区域の把握等、安全な避難行動を行うための資料として、各種ハザードマップに掲載している情報を集約し、一元的に表示することを可能とした「さがみはら防災マップ」を令和2年10月に公開した。

また、令和3年8月には、災害時に避難所等の開設状況や混雑状況を「さがみはら防災マップ」から確認できるよう、機能を強化した⁴⁵。

図表 4.13.7 さがみはら防災マップ画面



(c) Esri Japan | Esri, HERE, Garmin, FAO, NOAA, USGS

図表 4.13.8 避難所混雑状況確認画面（さがみはら防災マップ（災害時用））



⁴⁵ 避難所等の混雑状況は、「余裕あり（緑色）」「やや混雑（黄色）」「満員（赤色）」の3段階で表示される。

令和元年東日本台風災害記録誌

令和4年7月

編集・発行 相模原市 危機管理局 危機管理課

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8208